

令和6年7月10日（水）14:00～
於 東京国際フォーラム G602号室（6階）

第2回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和6年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 4 仁平委員提出資料

以上

令和6年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,373 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サ ービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サ ービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サ ービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5	-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1	
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4	-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8	
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8	
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.2%	5.0%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	2.2%	3.5%	5.0%	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8%	4.1%	7.0%	0.63	1.3%	3.1%	8.0%	1.08	1.5%	2.7%	4.5%	0.56	1.5%	3.2%	5.1%	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）														
	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率	1時間当たり 賃金額	賃金上昇率													
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月													
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2	
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2	
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8	

(円、%)

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）														
	賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率														
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月													
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,292	1,274	3.4	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2	
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.2	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3	
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5	

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月			
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
男	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
女	計	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
一 般	計	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
パ ー ト	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
一 般	計	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	A	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0
R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

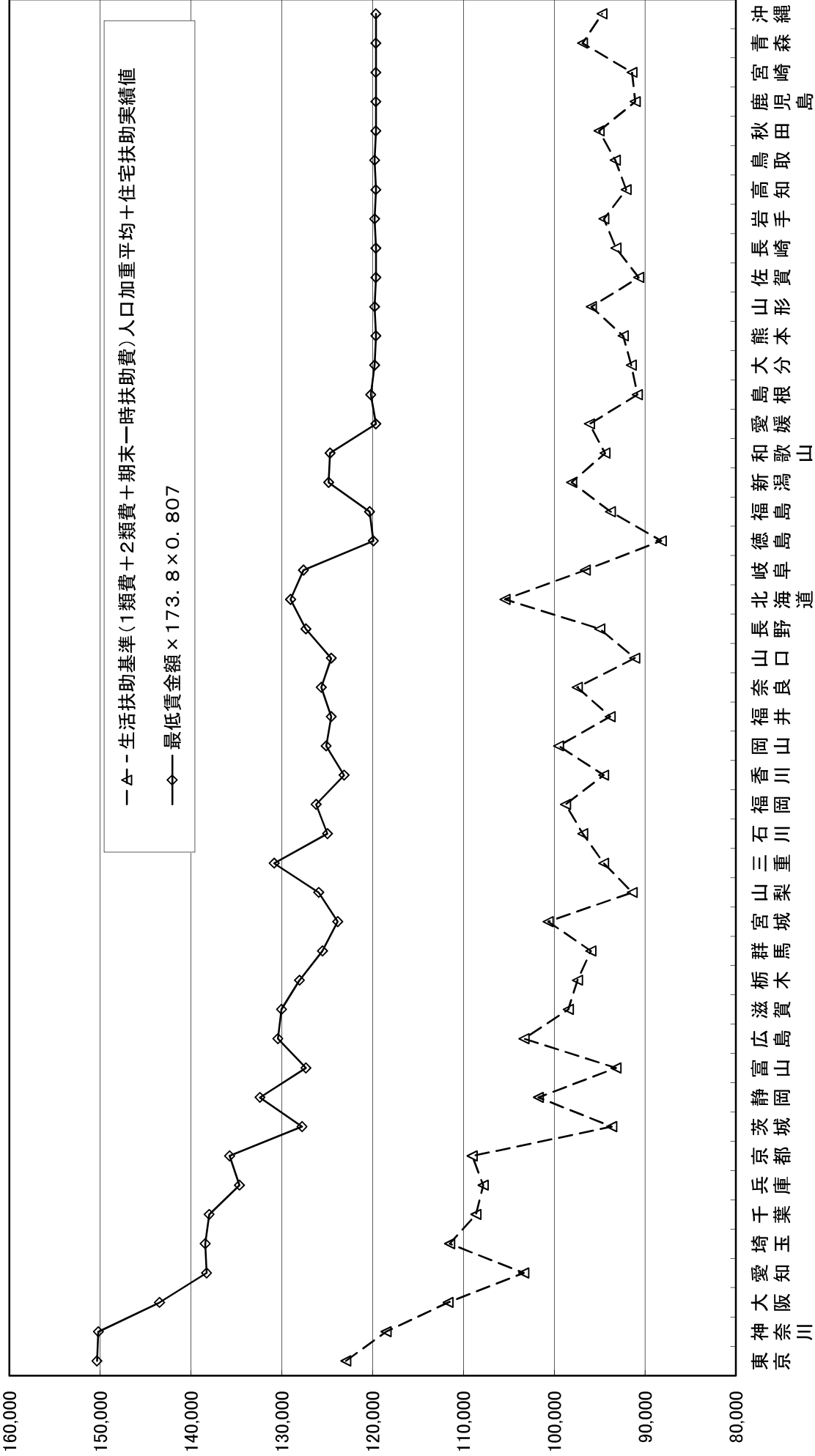
(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△29	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知県	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△36	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

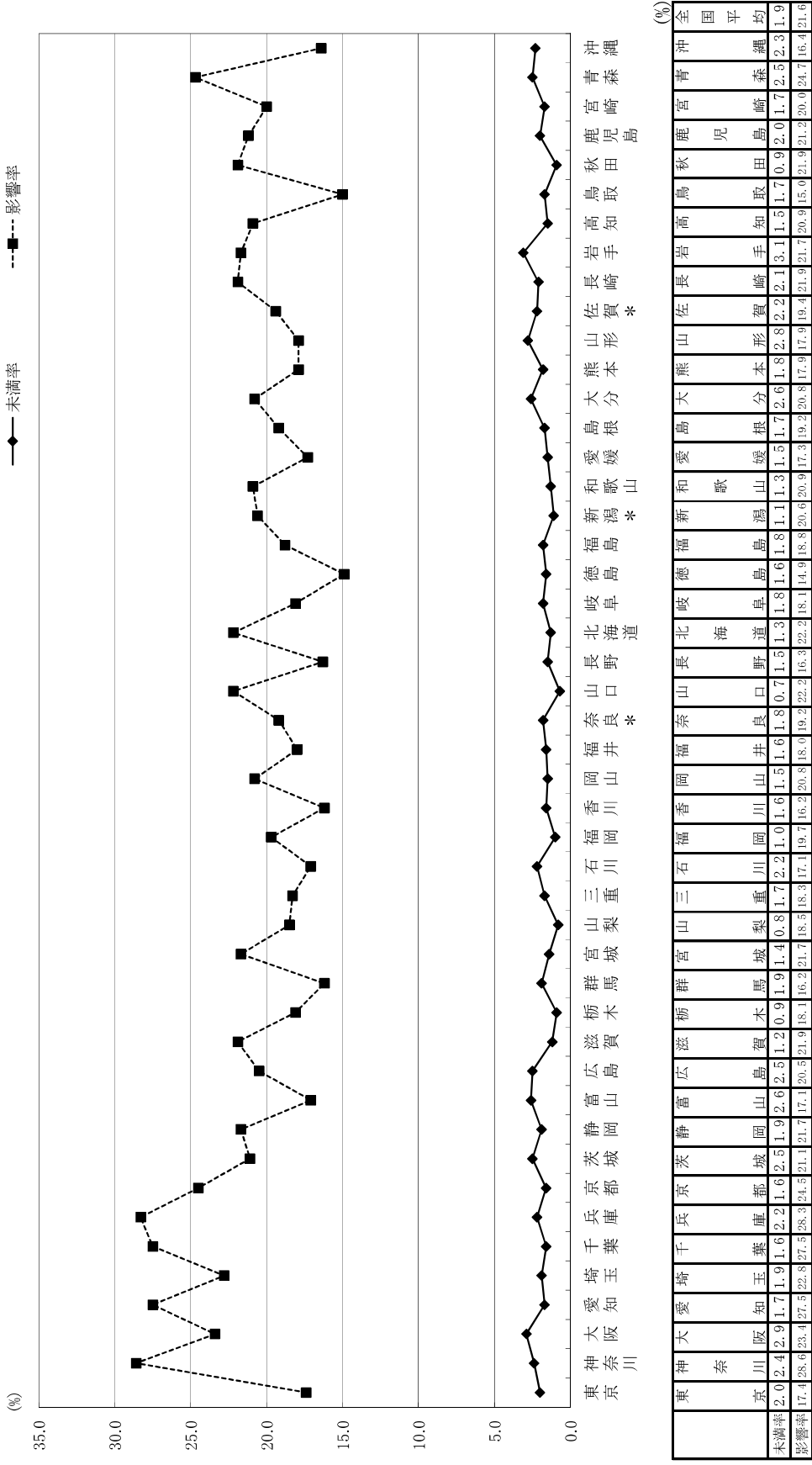
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 1.9%
 影響率(全国加重平均) 21.6%



資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

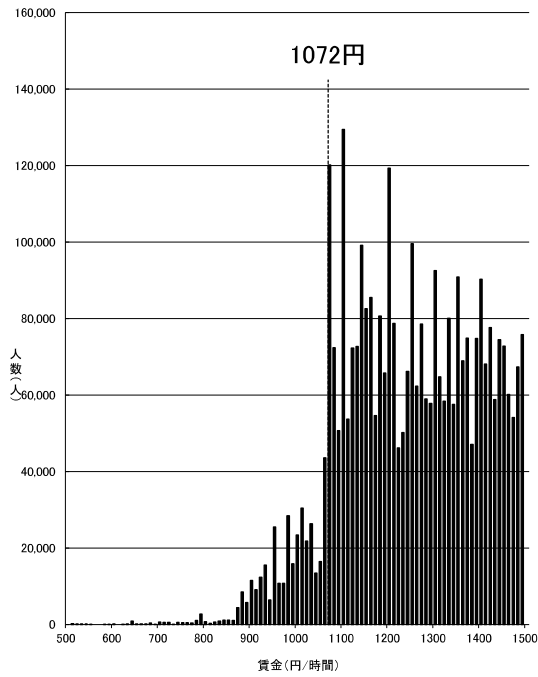
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

賃金分布に関する資料

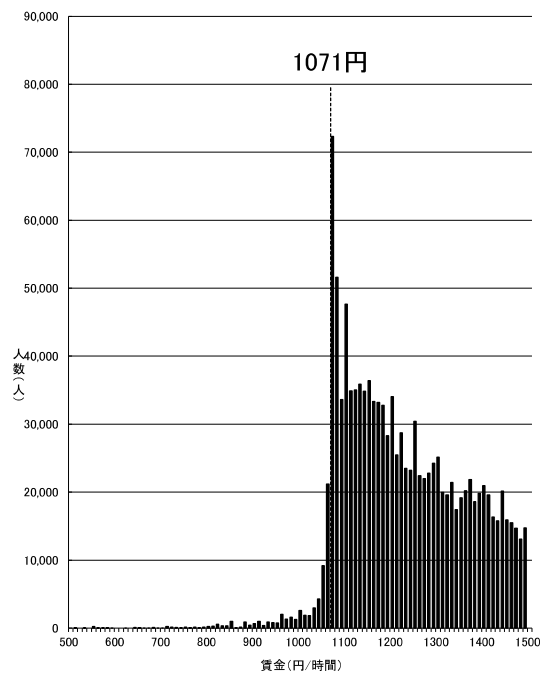
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・ 27

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

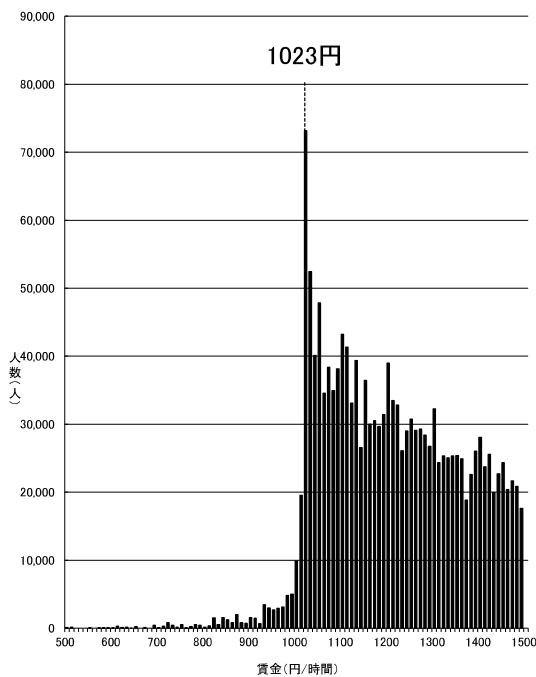
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

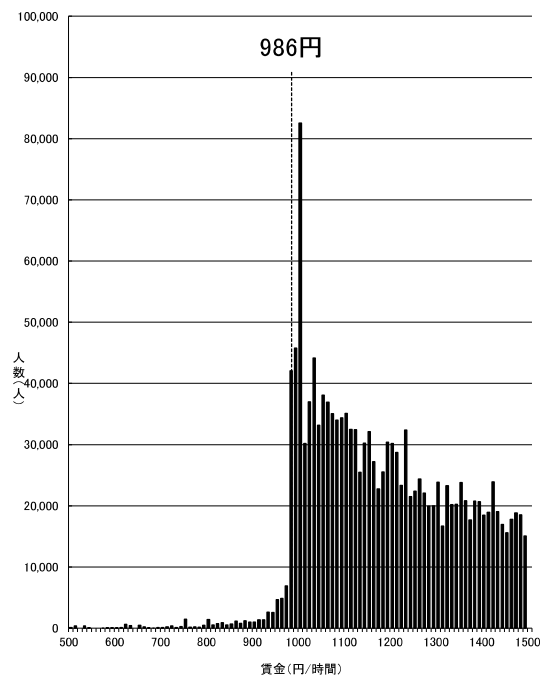
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

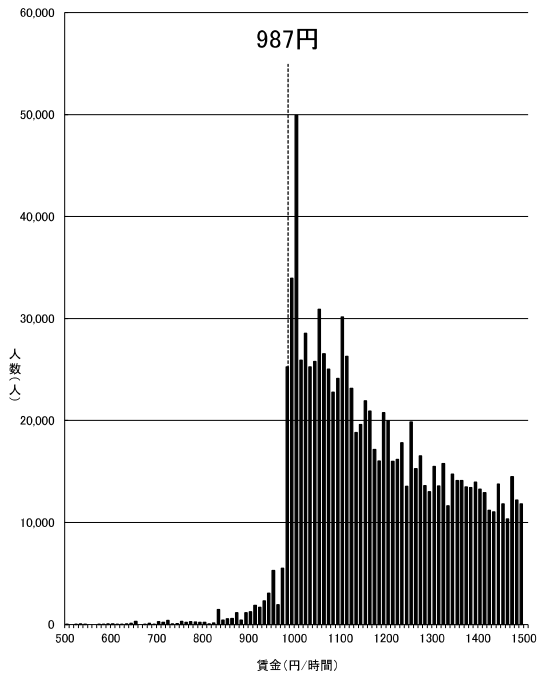
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

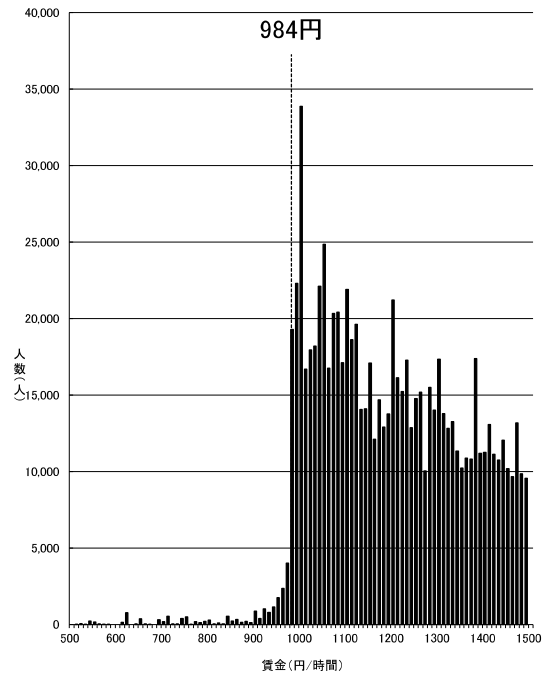


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

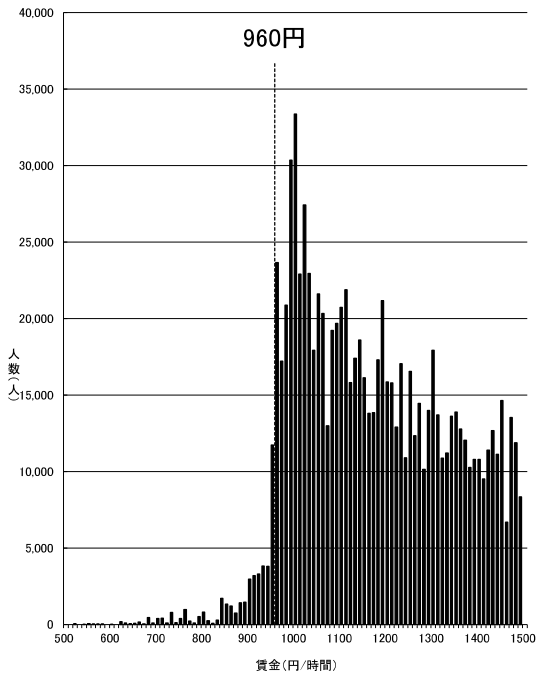


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

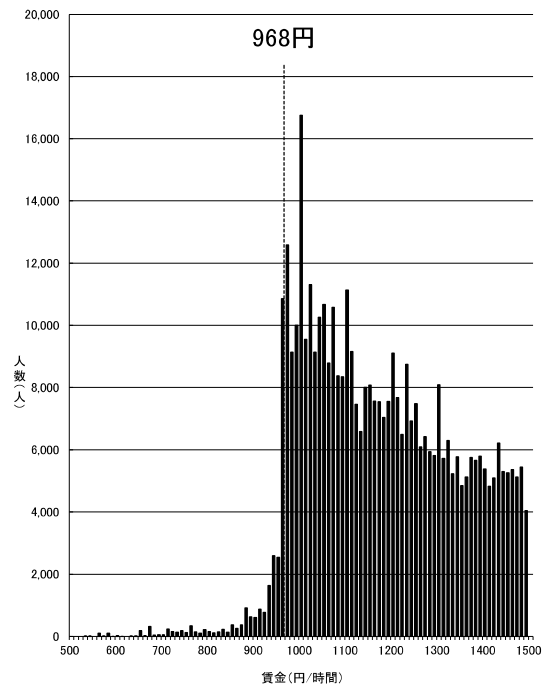


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

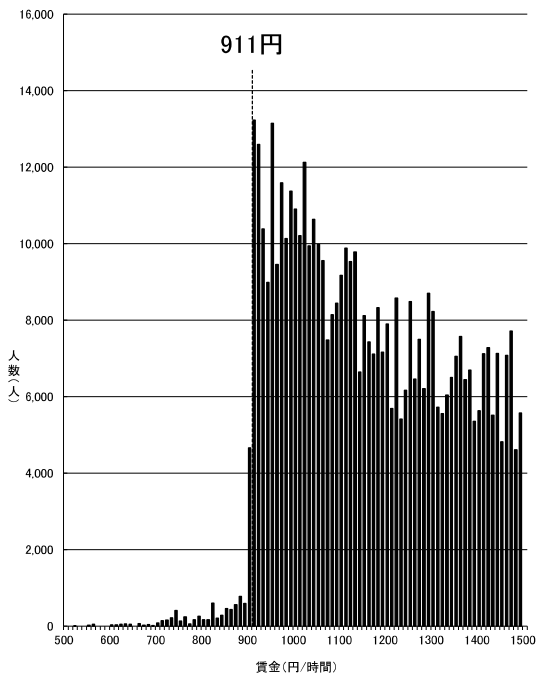


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

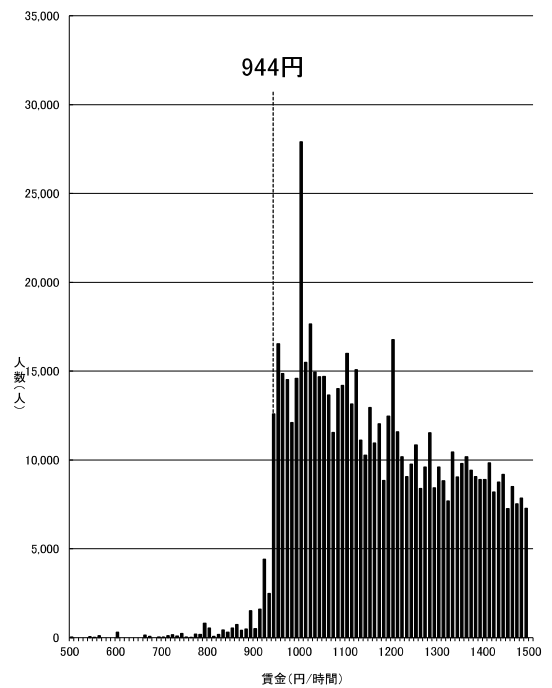


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

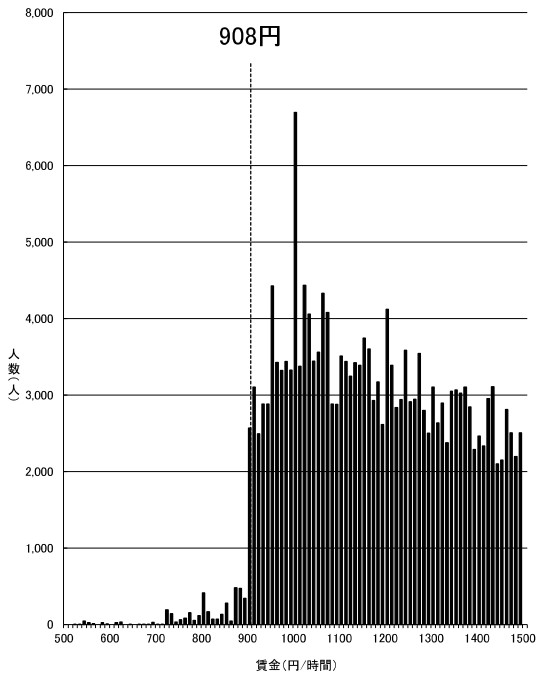


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

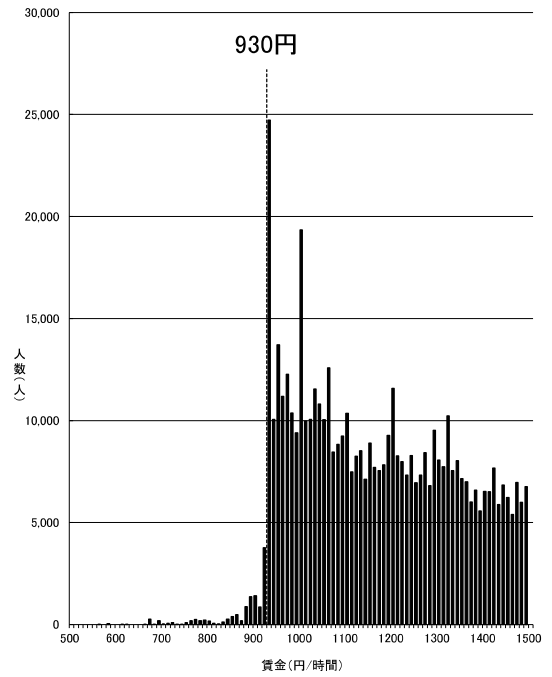


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

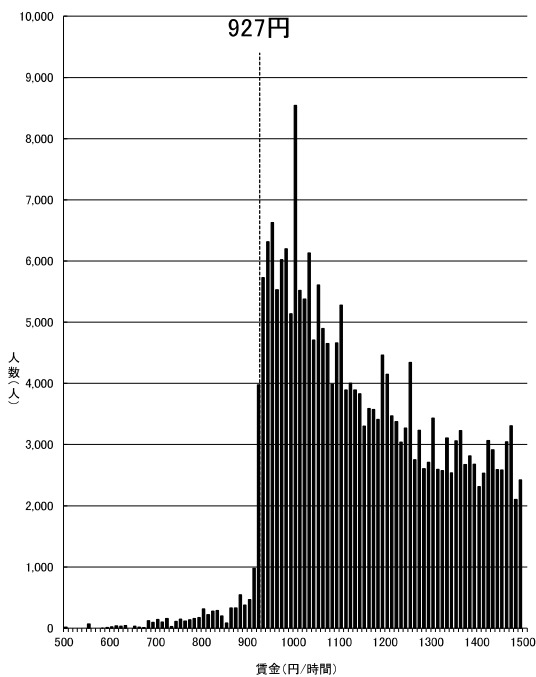


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

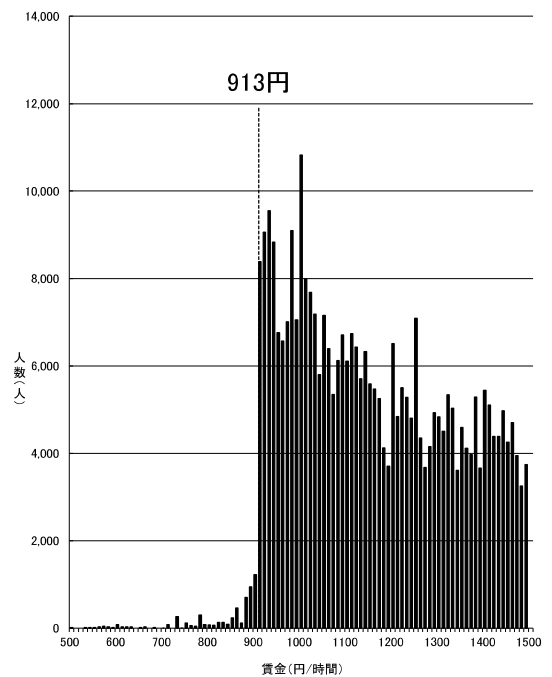


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

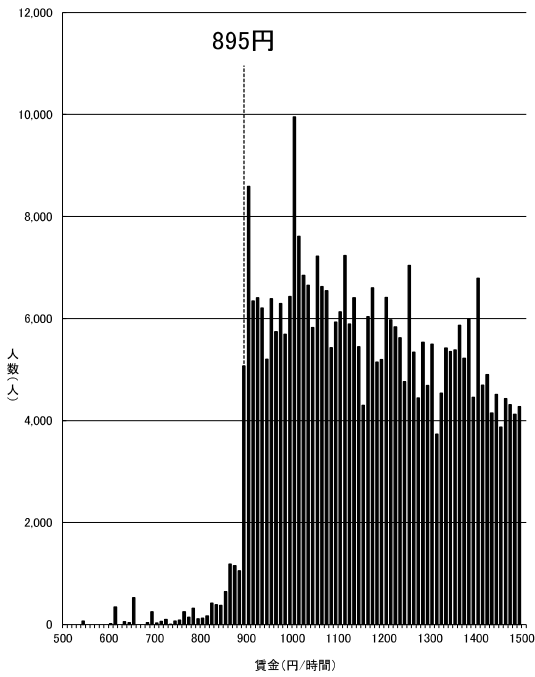


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

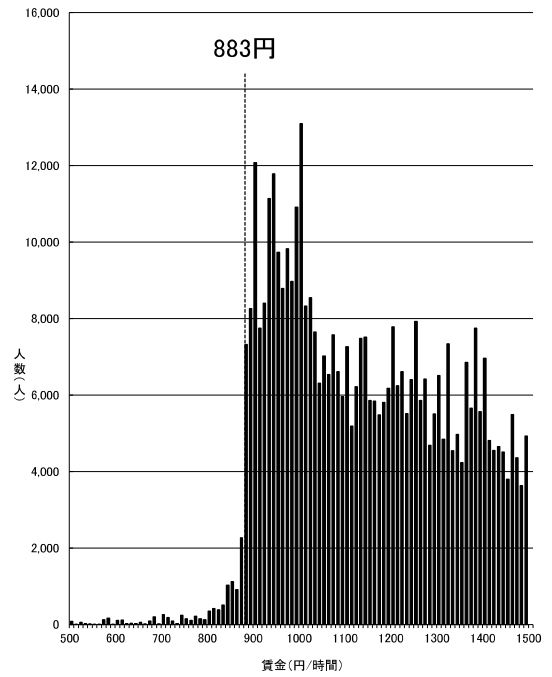


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

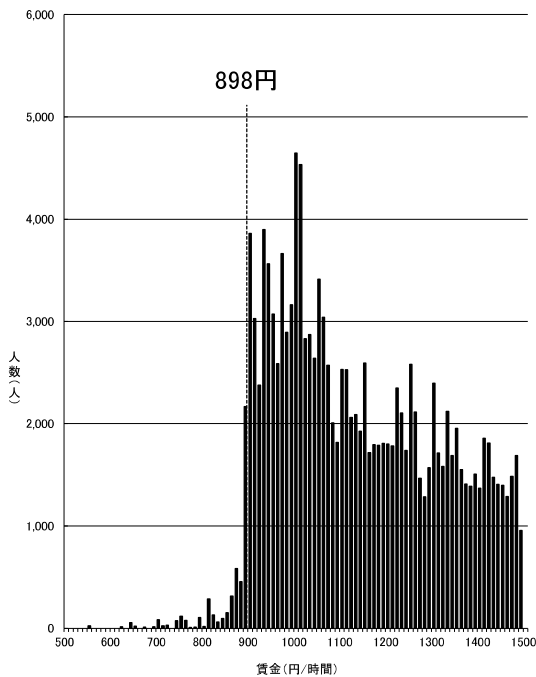


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

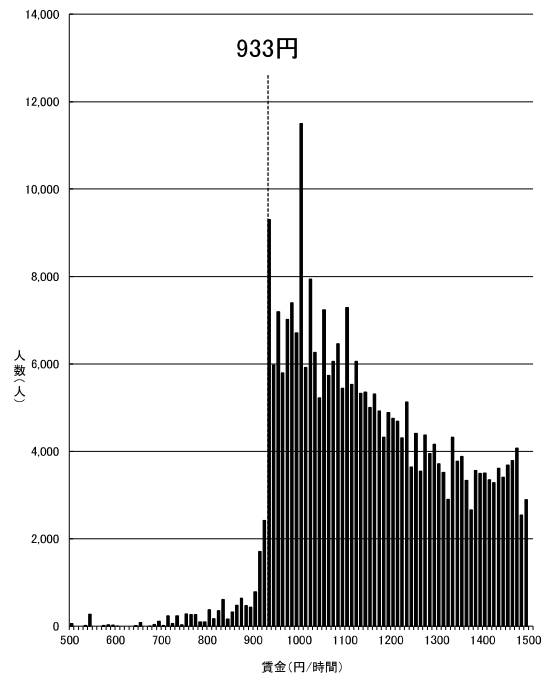


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

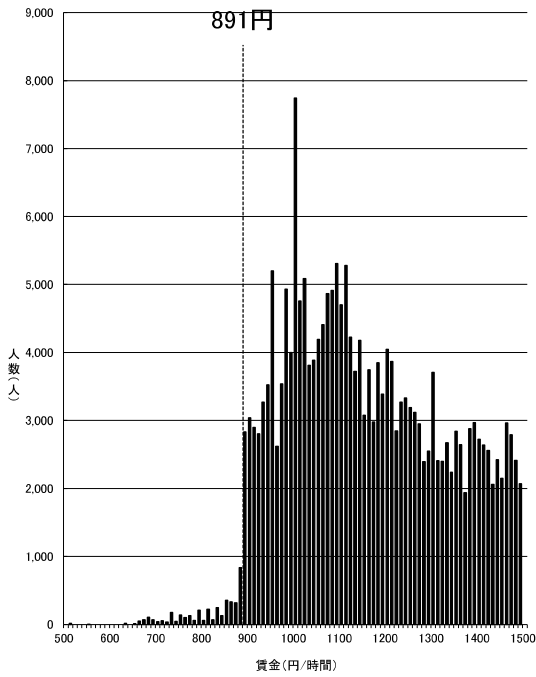


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

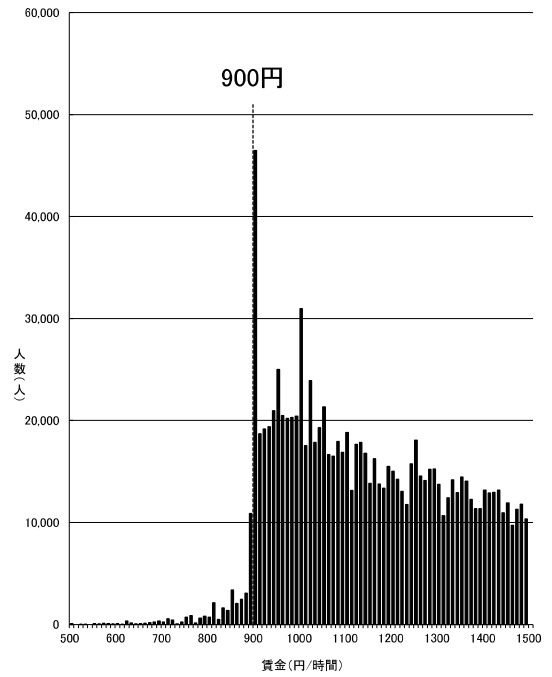


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

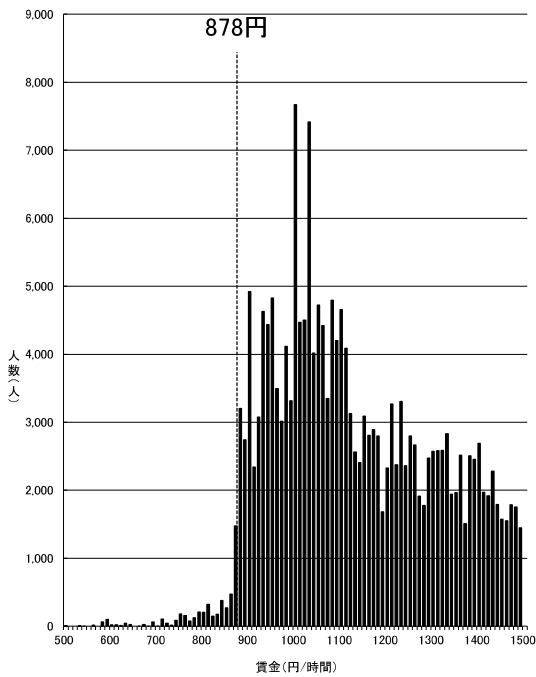


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

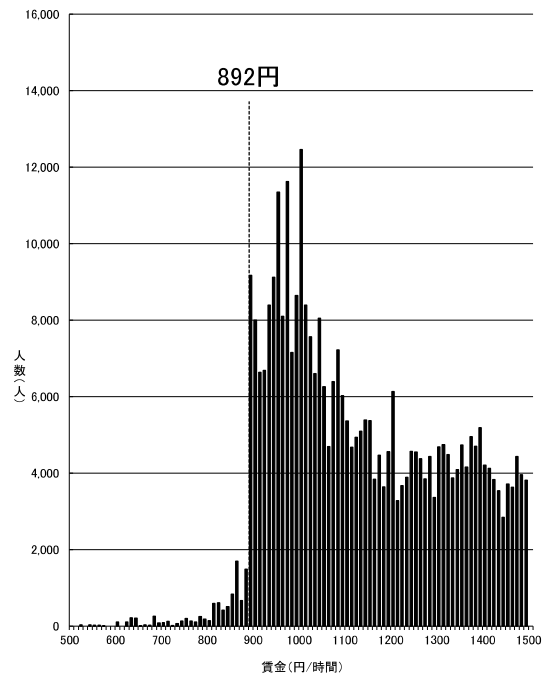


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

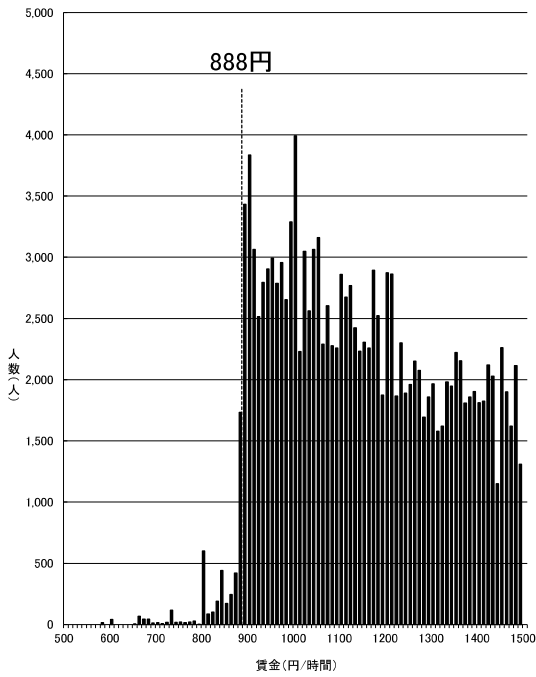


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

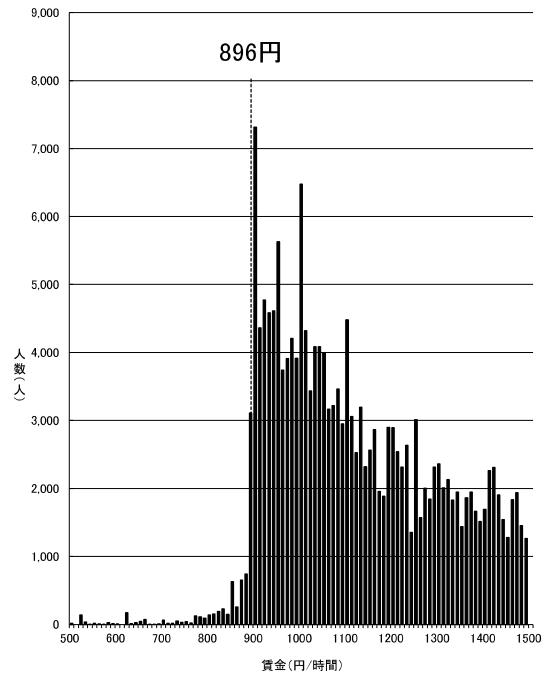


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

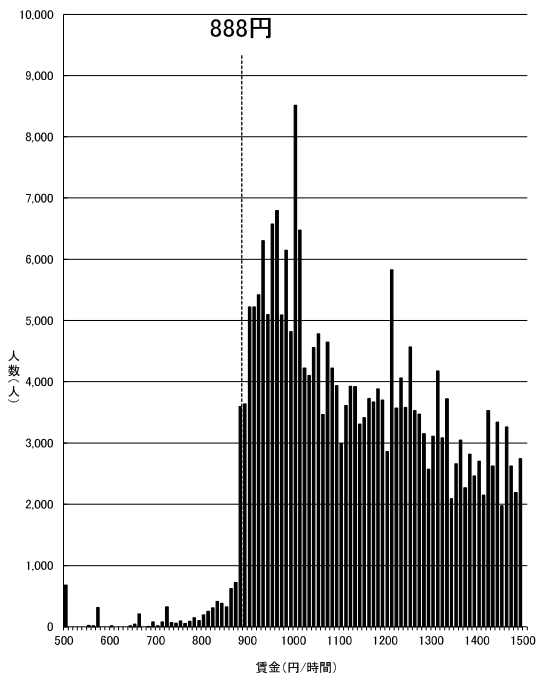


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

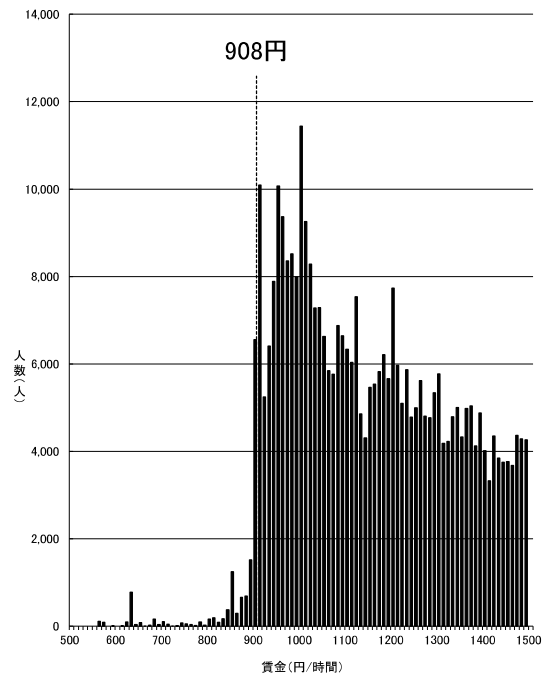


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

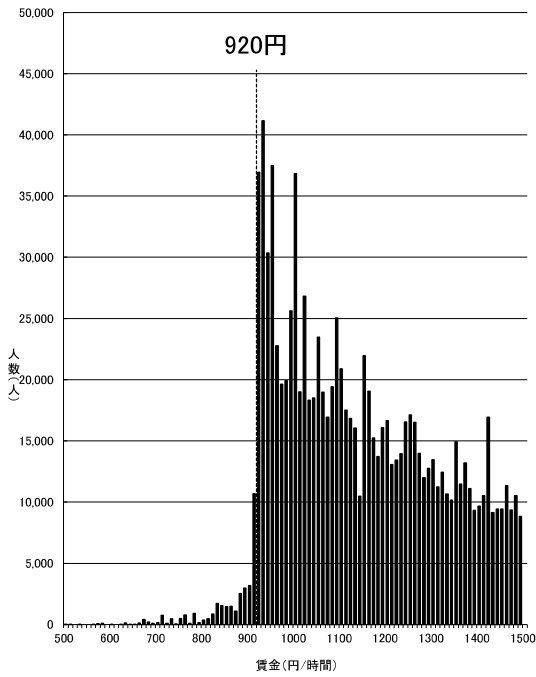


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

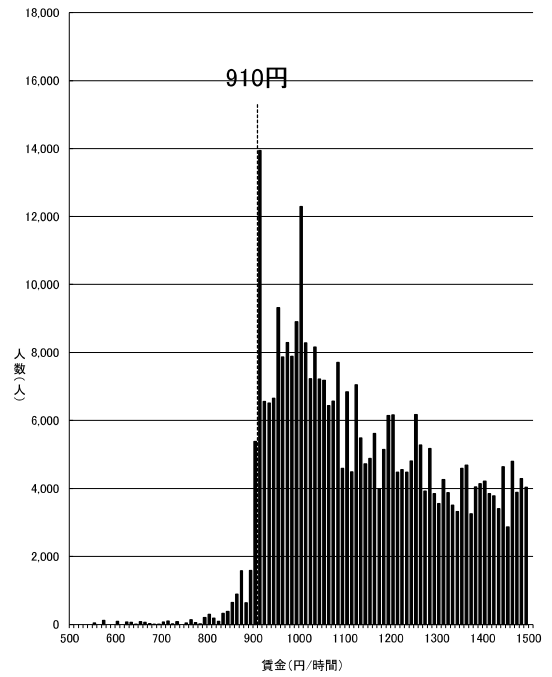


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

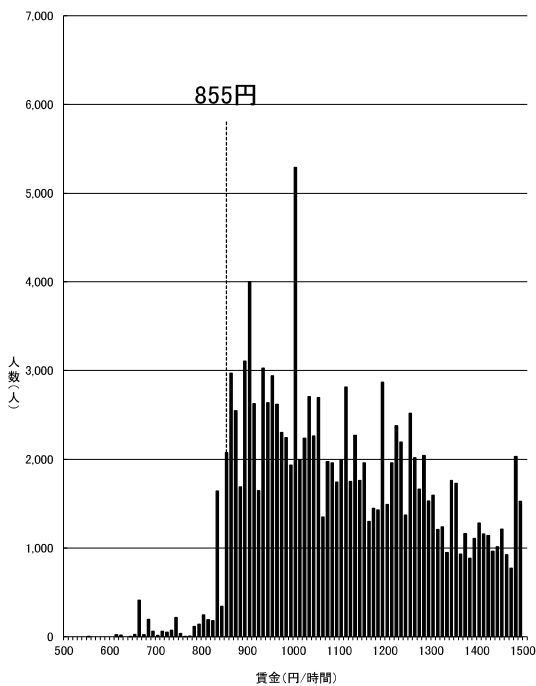


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

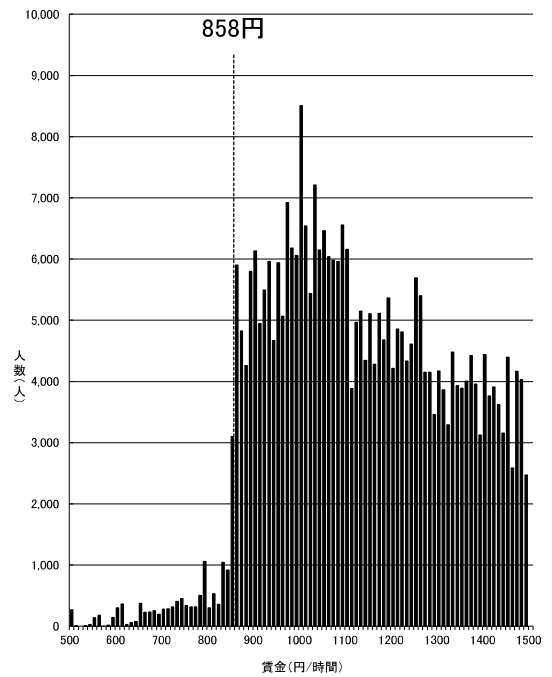


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

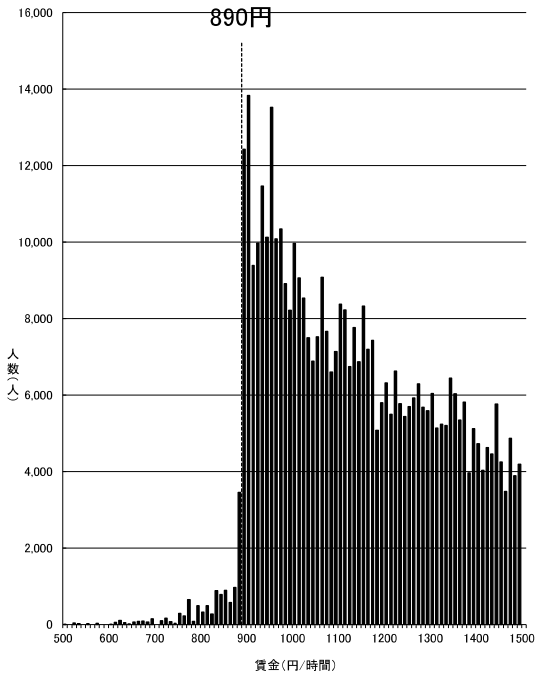


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

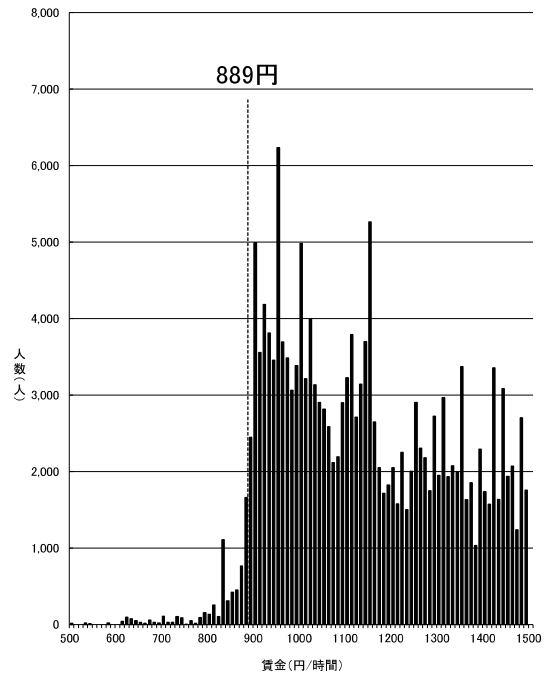


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

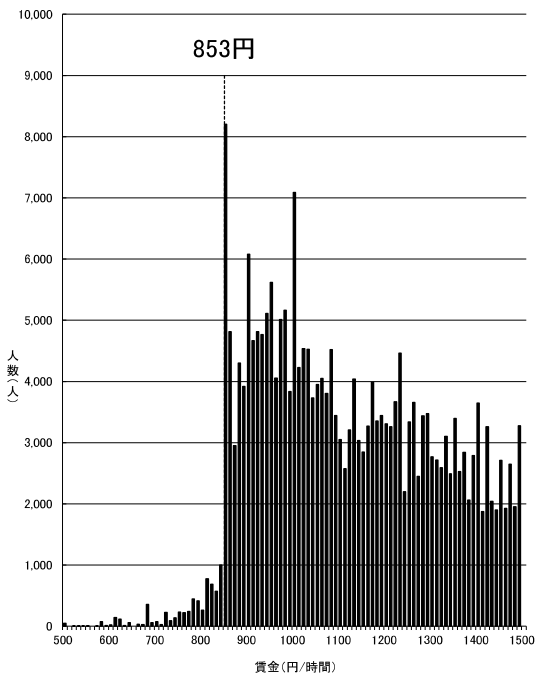


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

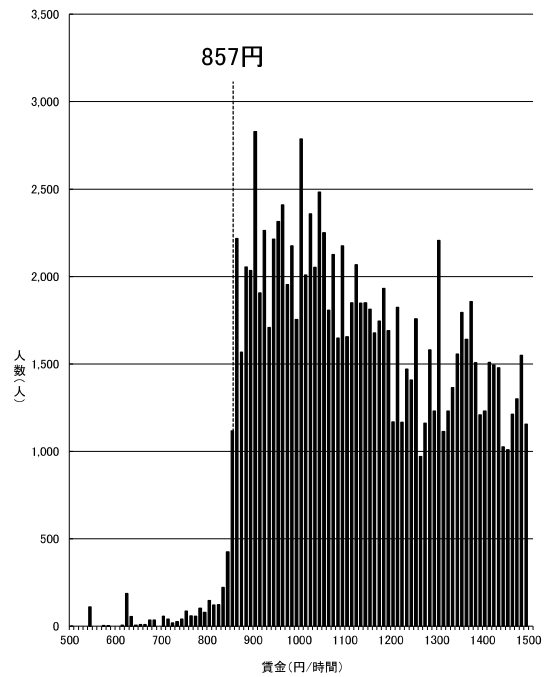


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

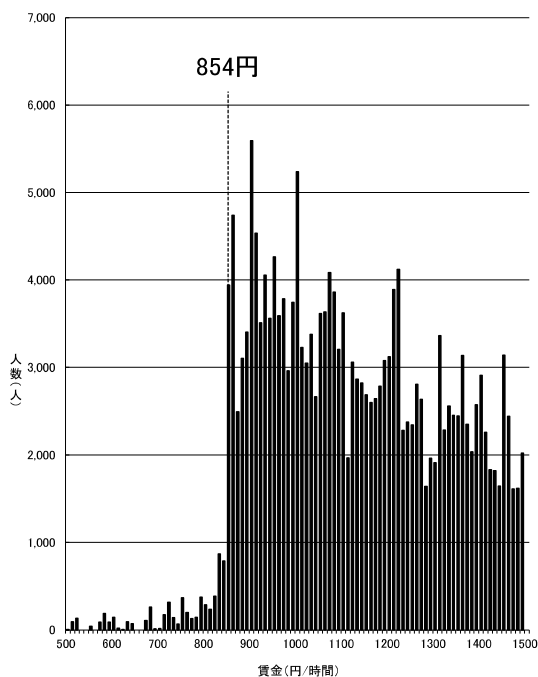


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

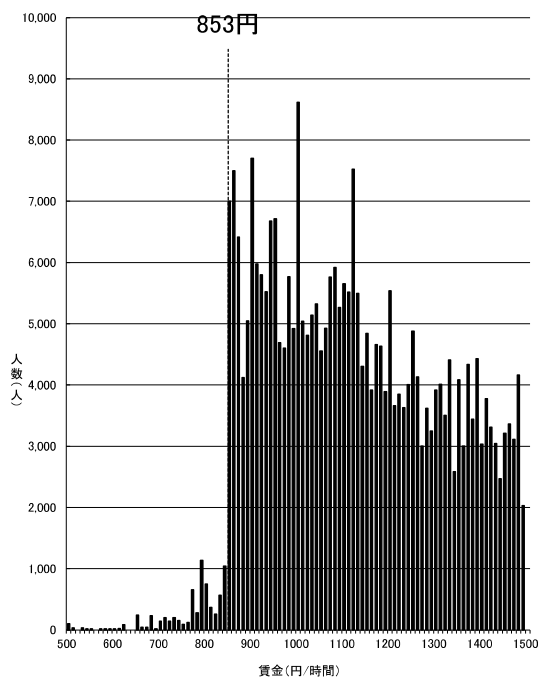


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

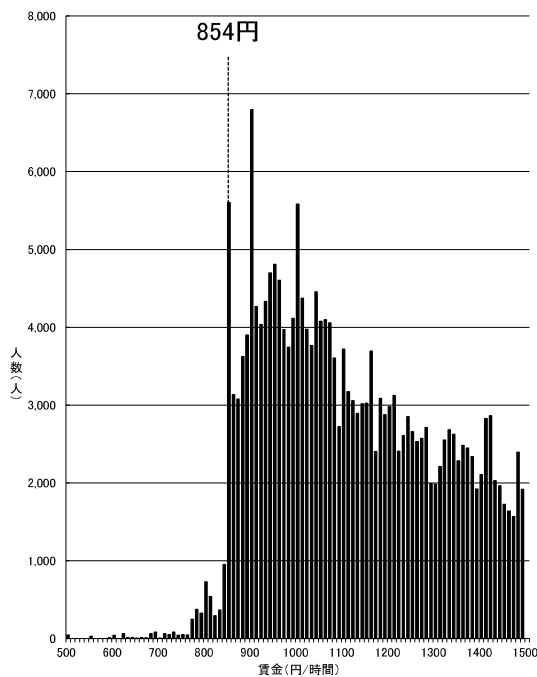


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

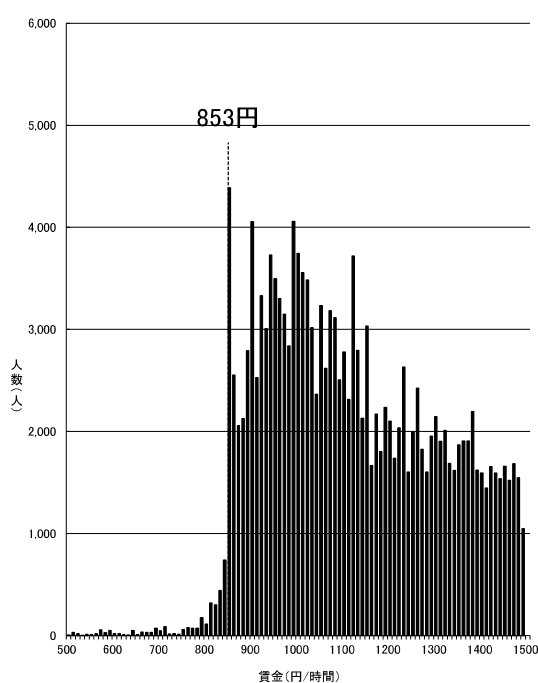


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

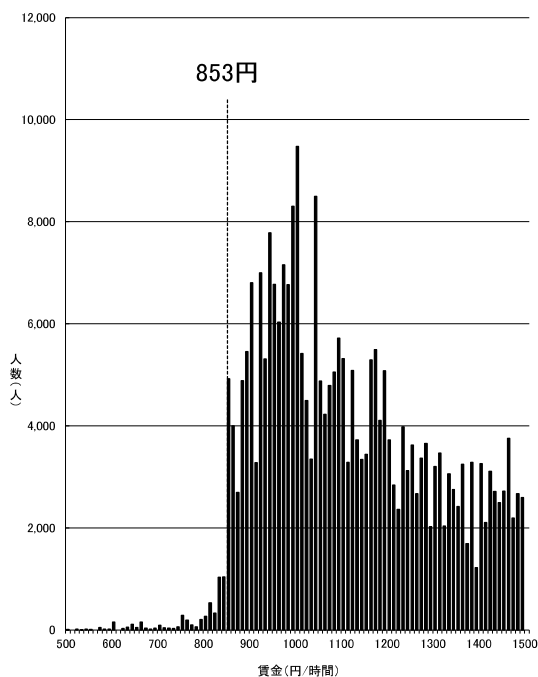


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

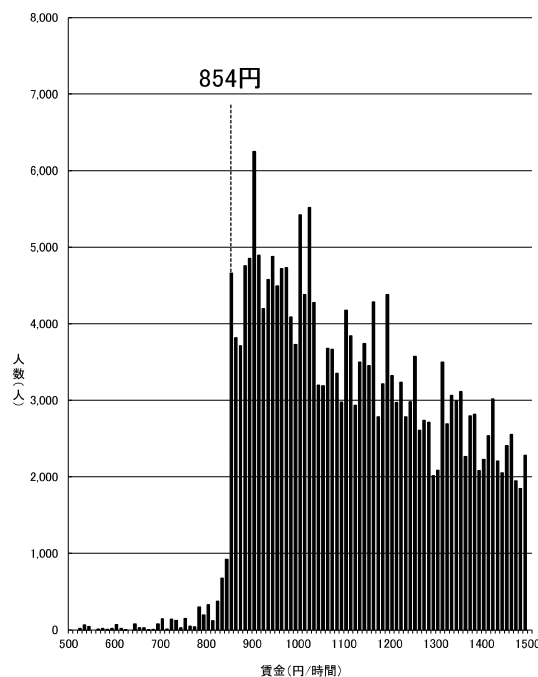


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

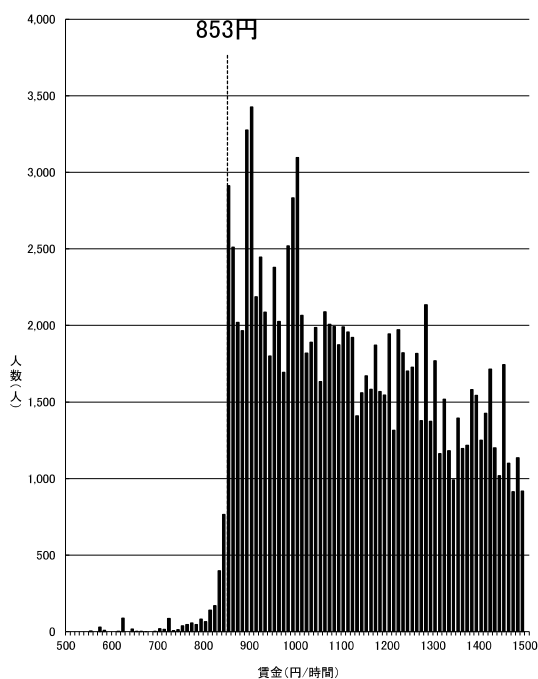


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

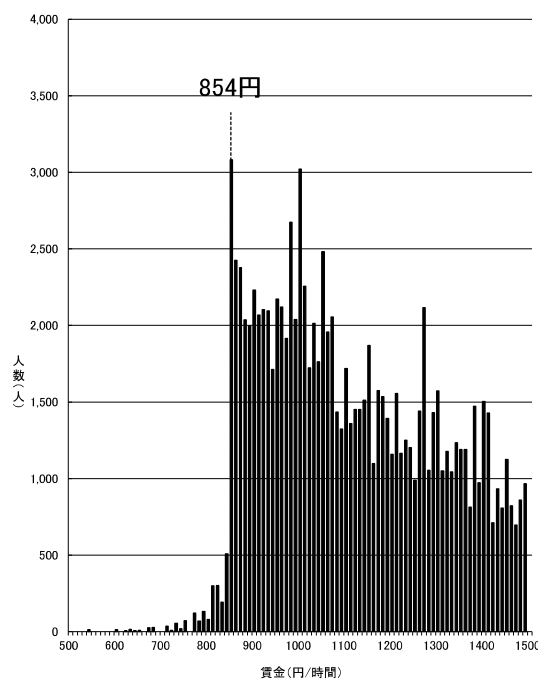


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

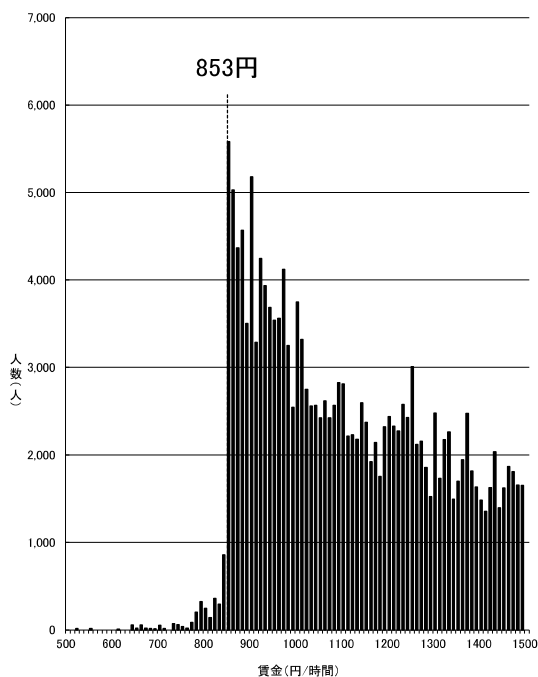


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

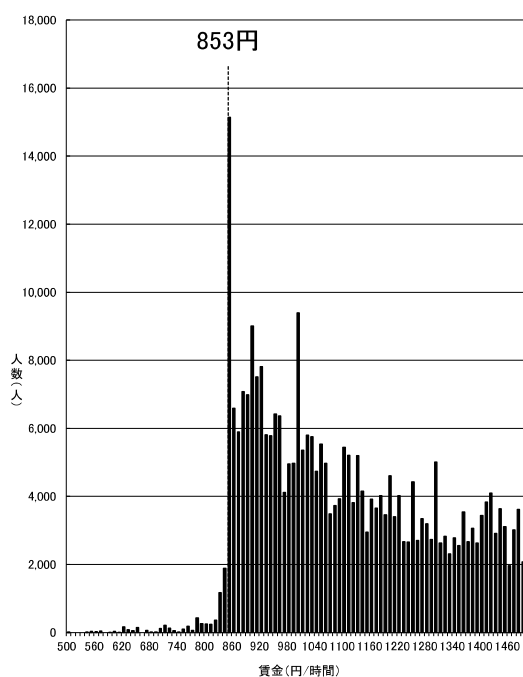


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

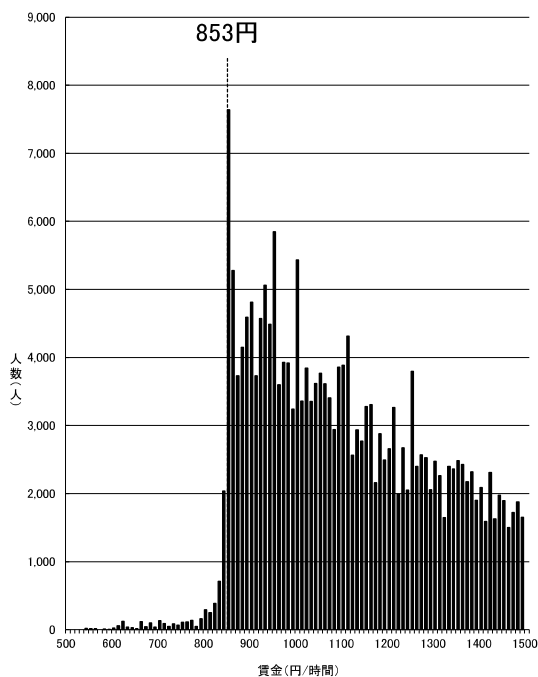


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

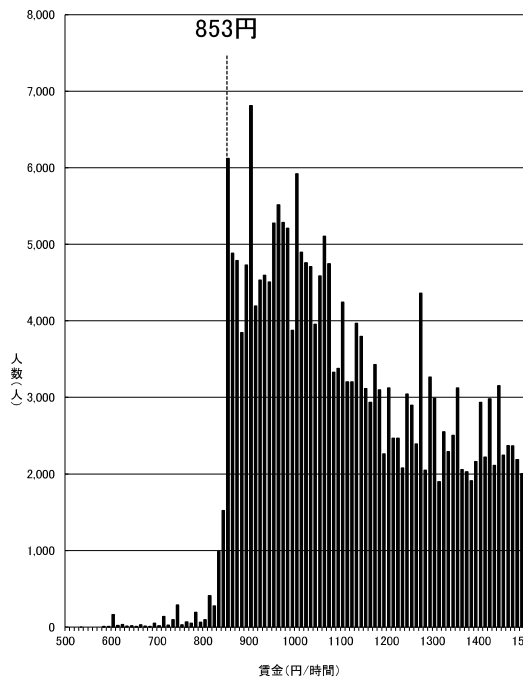


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

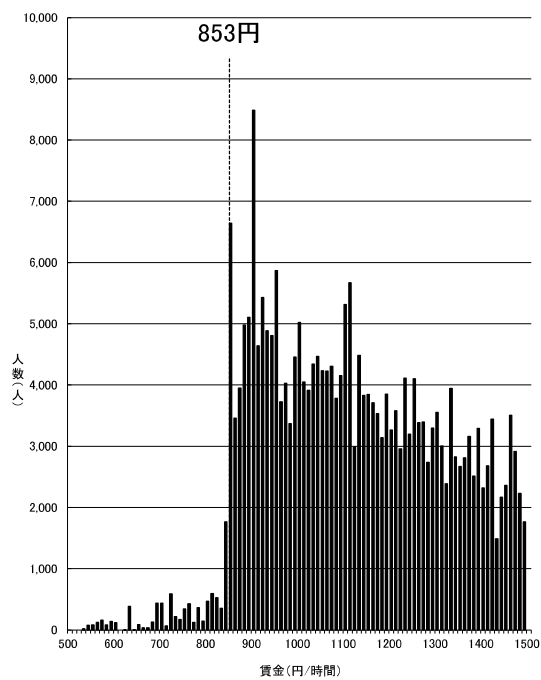


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

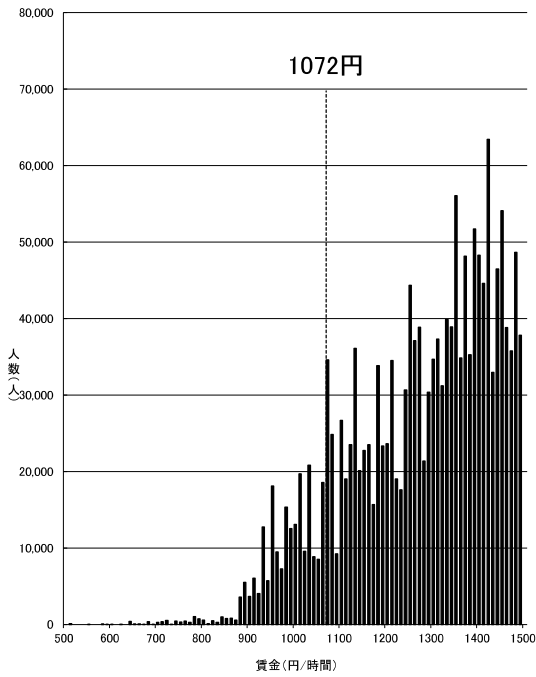


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

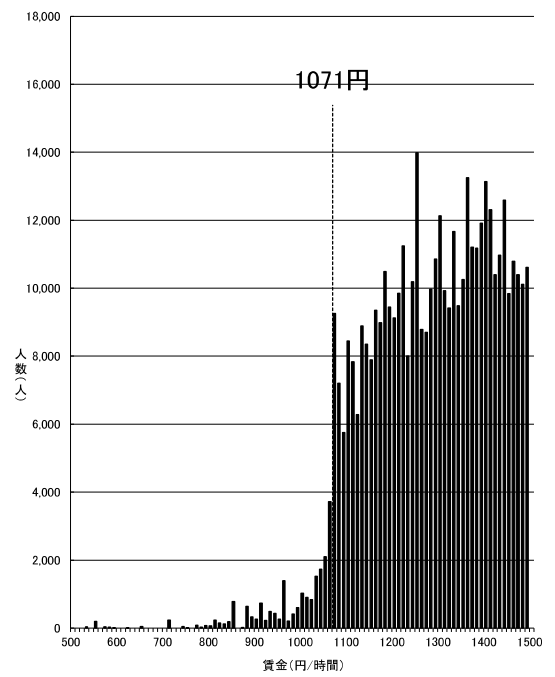


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

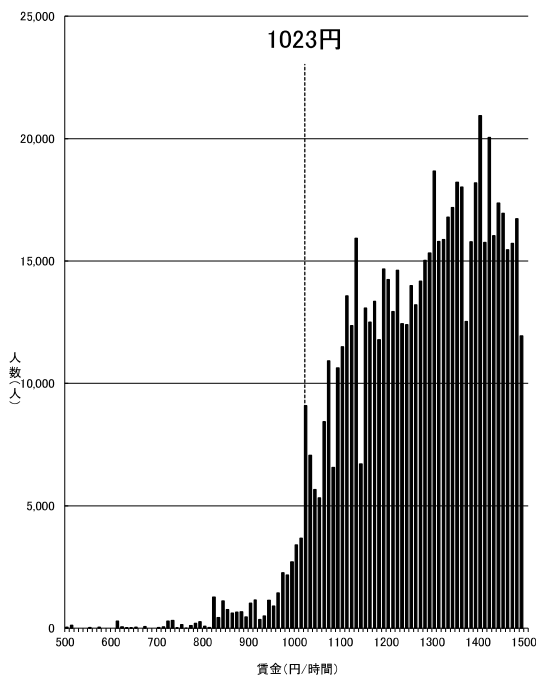


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

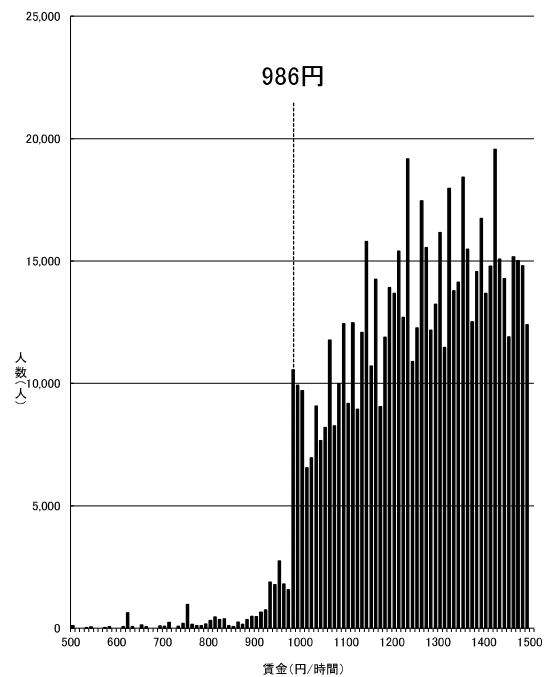


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

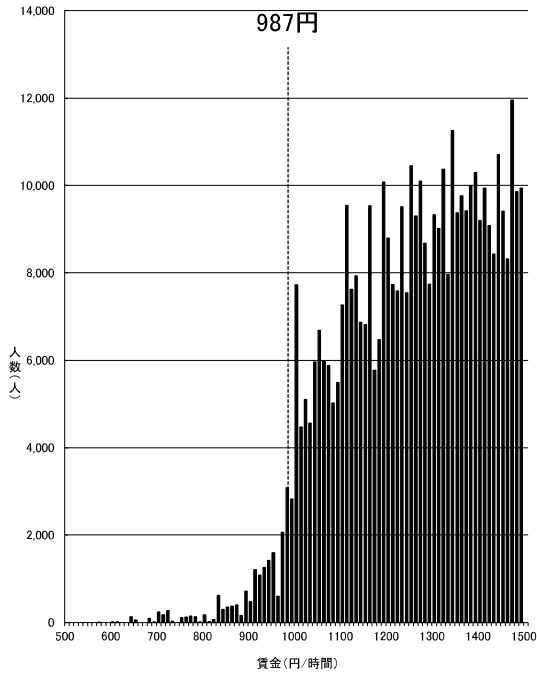


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

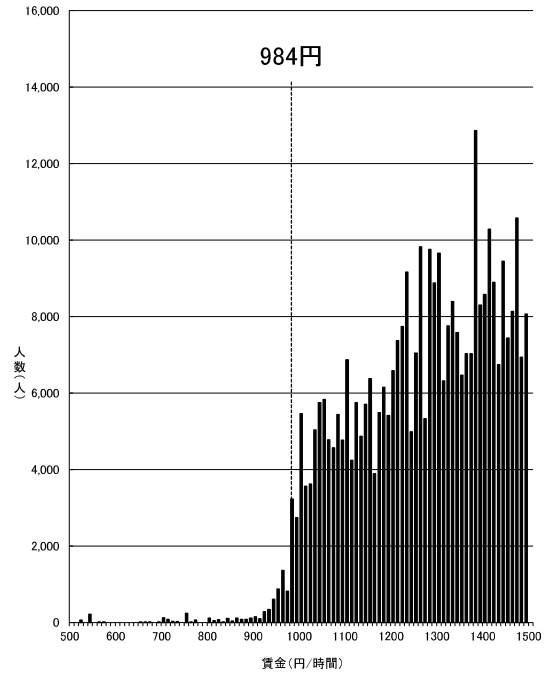


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

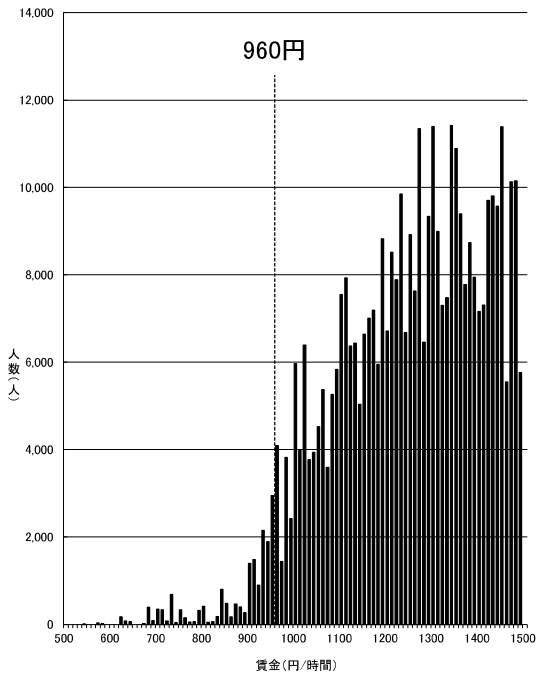


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

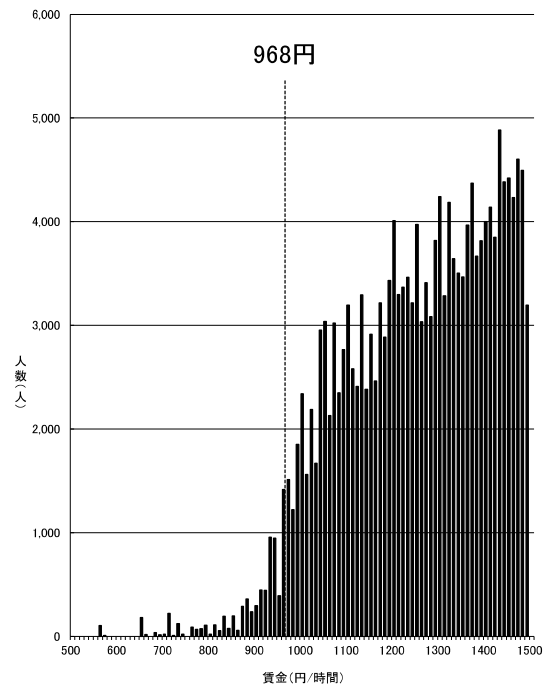


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

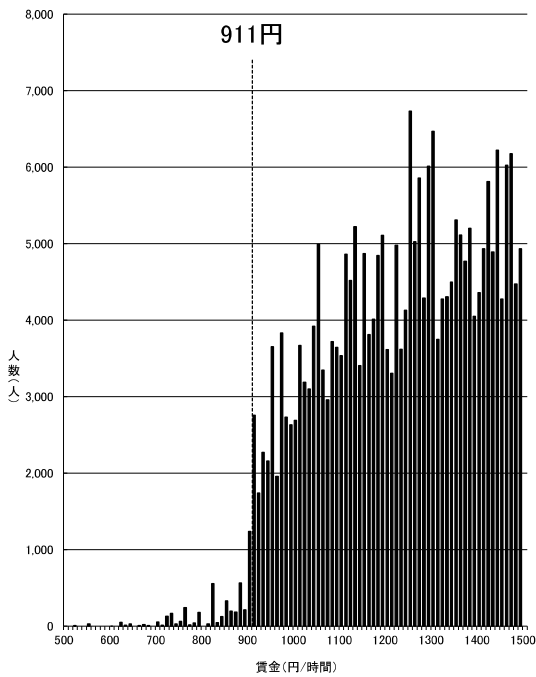


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

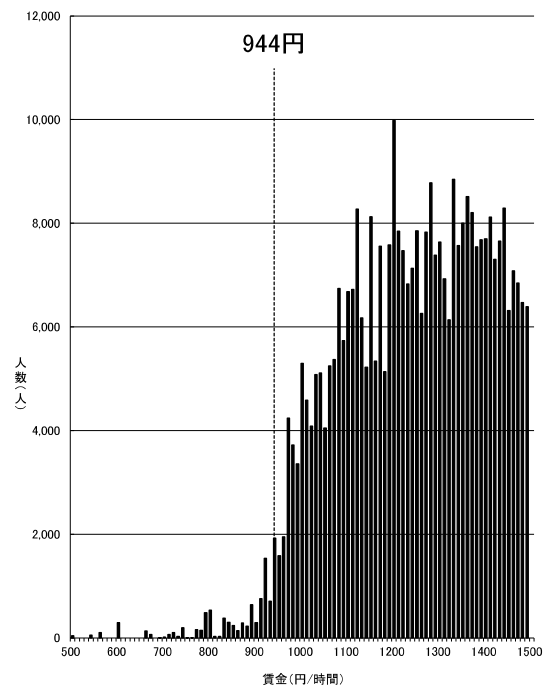


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

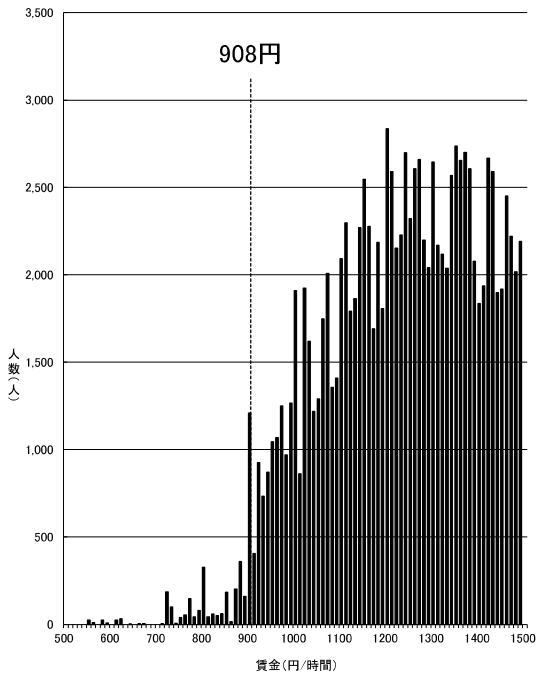


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

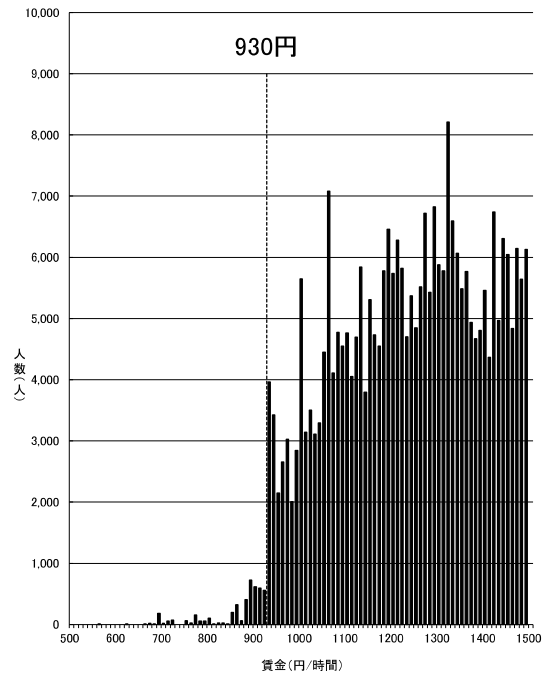


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

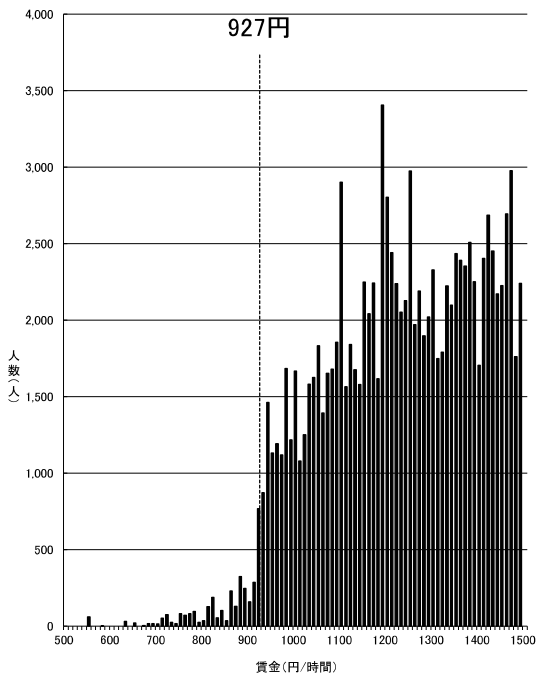


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

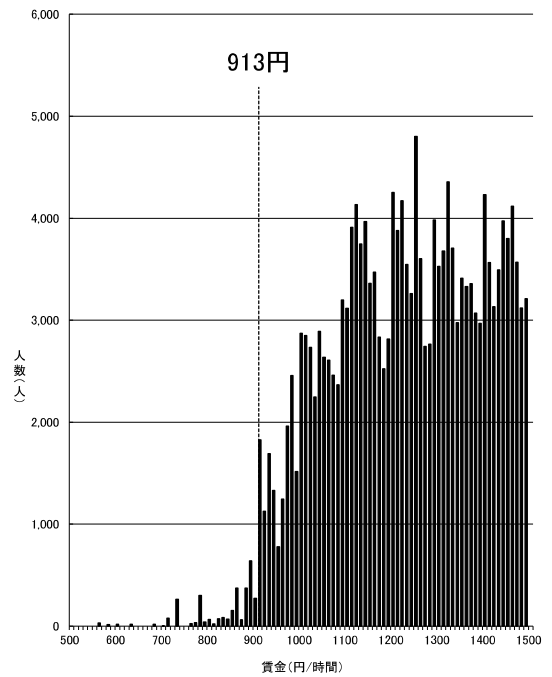


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

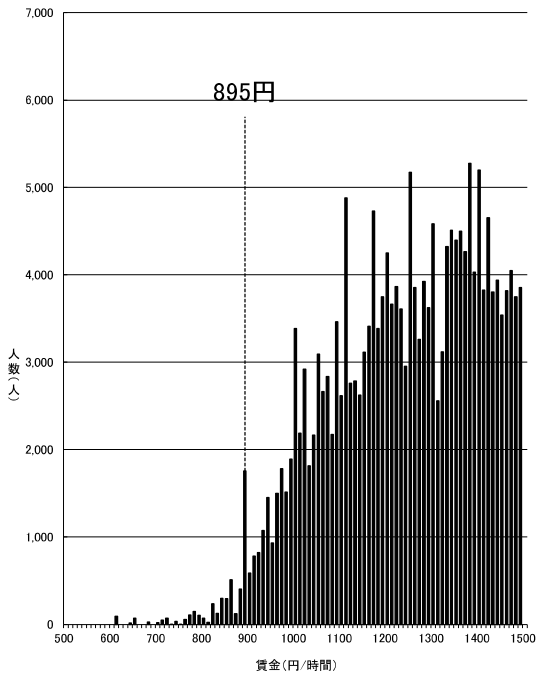


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

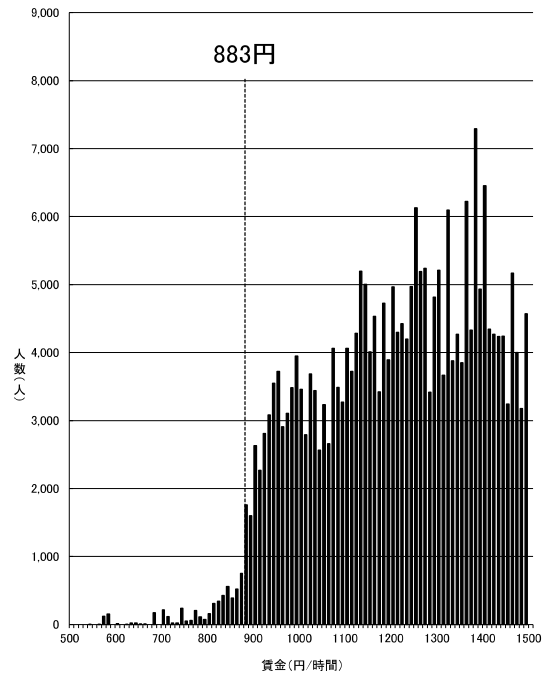


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

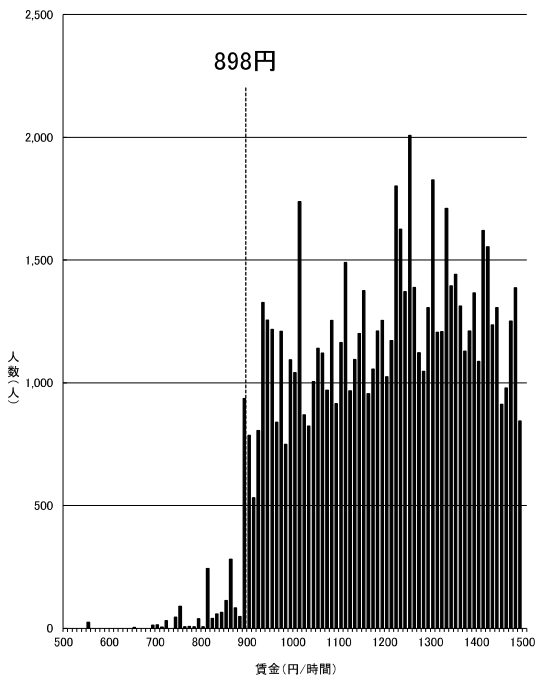


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

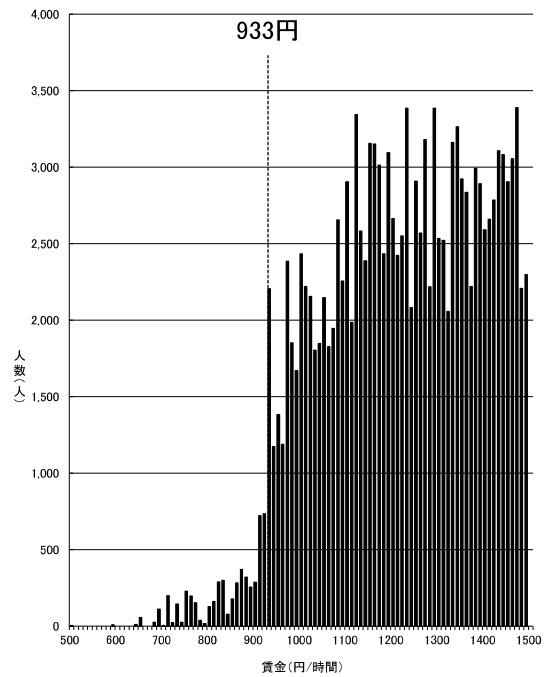


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

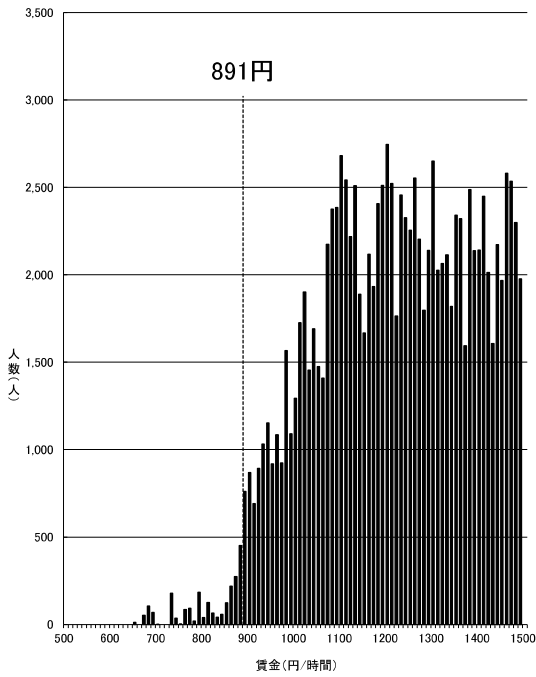


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

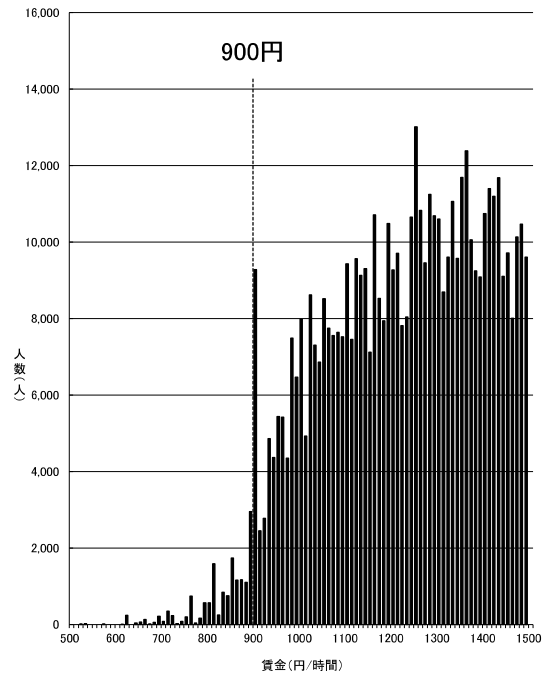


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

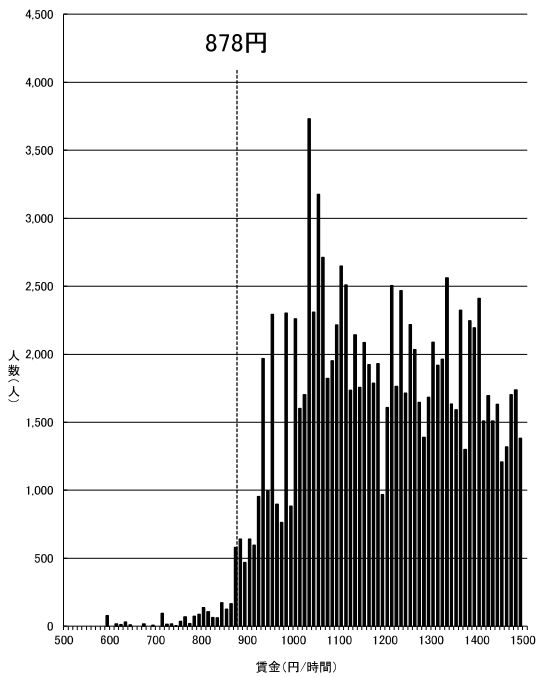


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

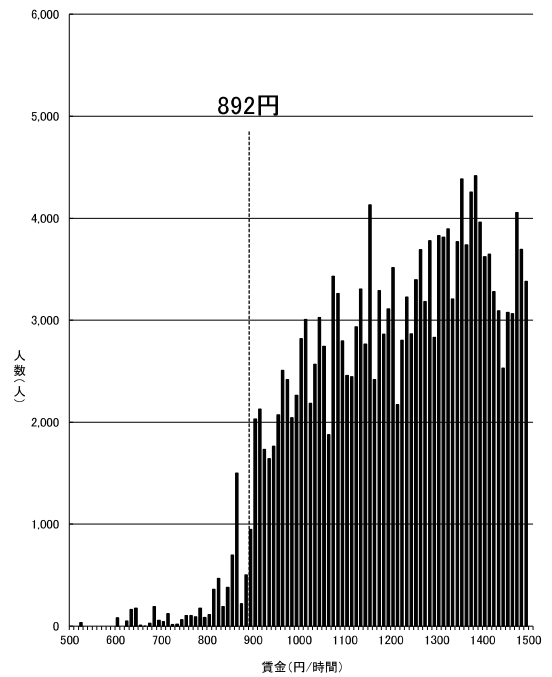


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

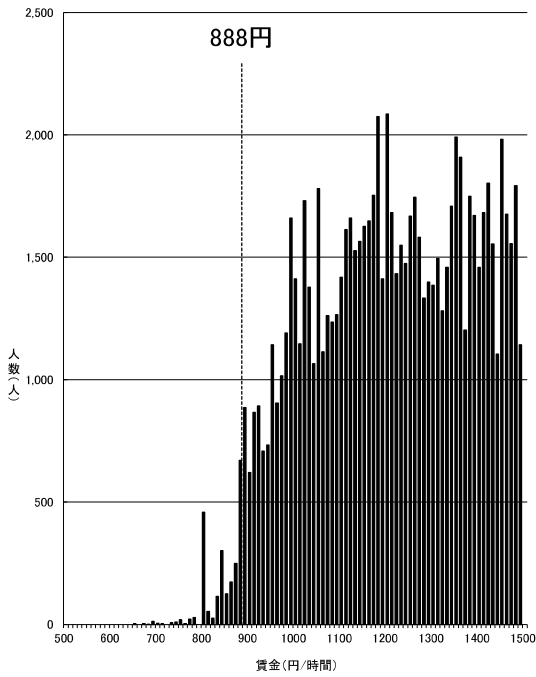


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

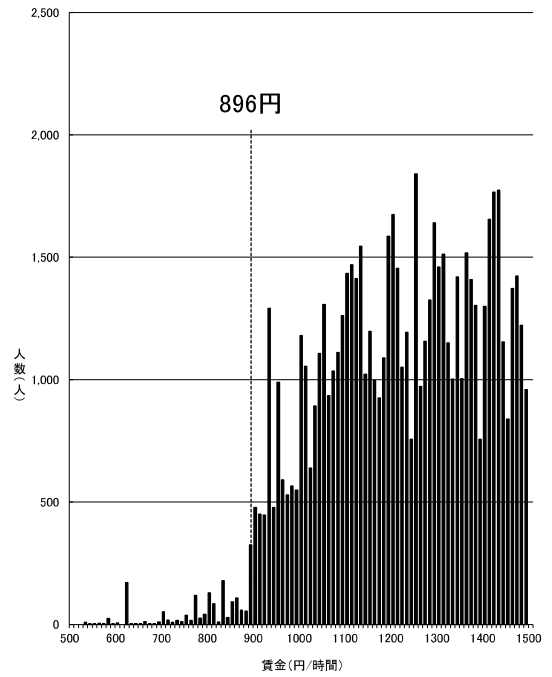


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

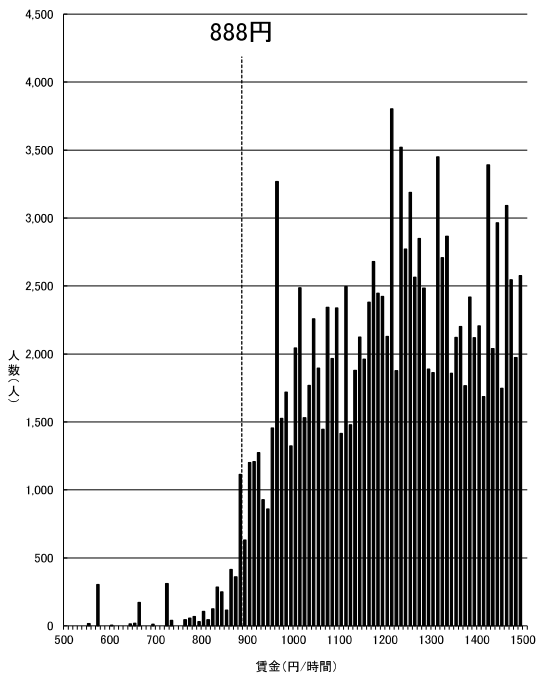


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

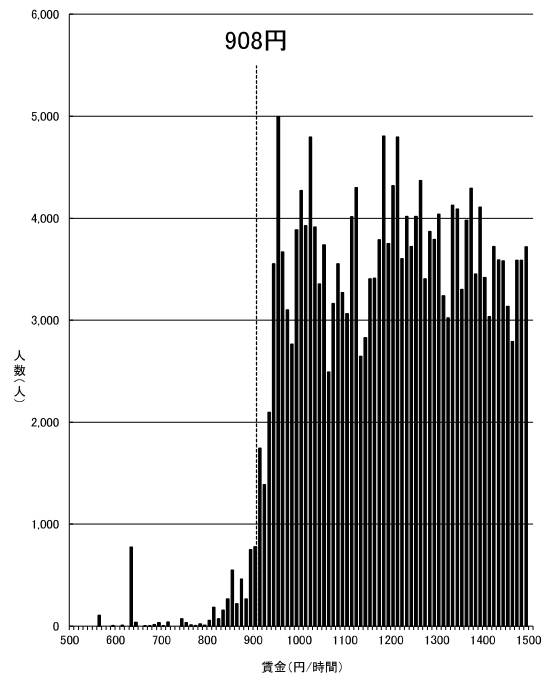


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

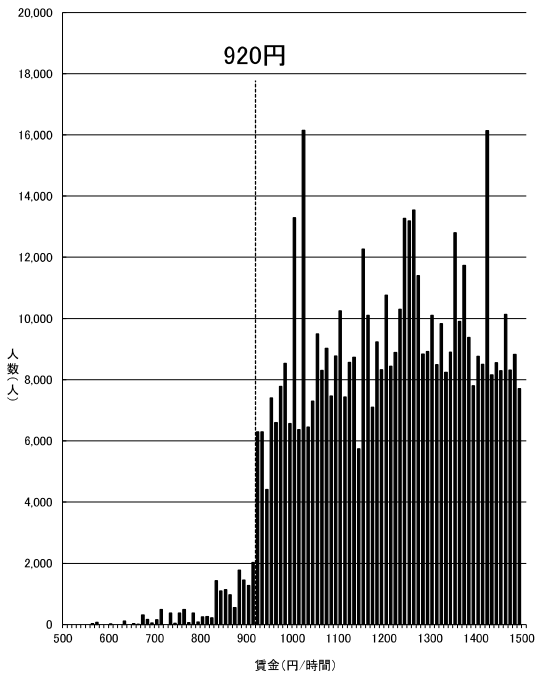


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

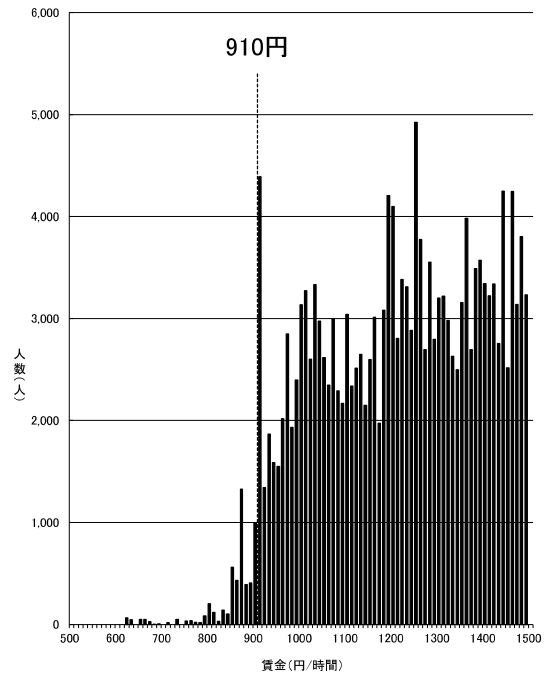


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

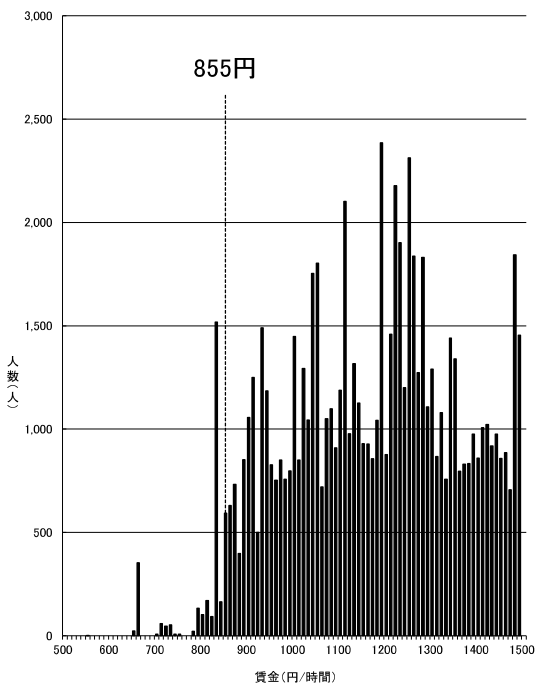


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

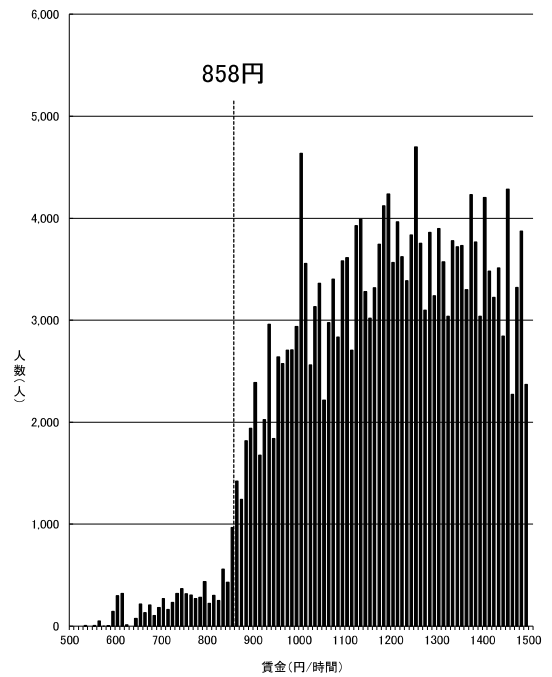


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

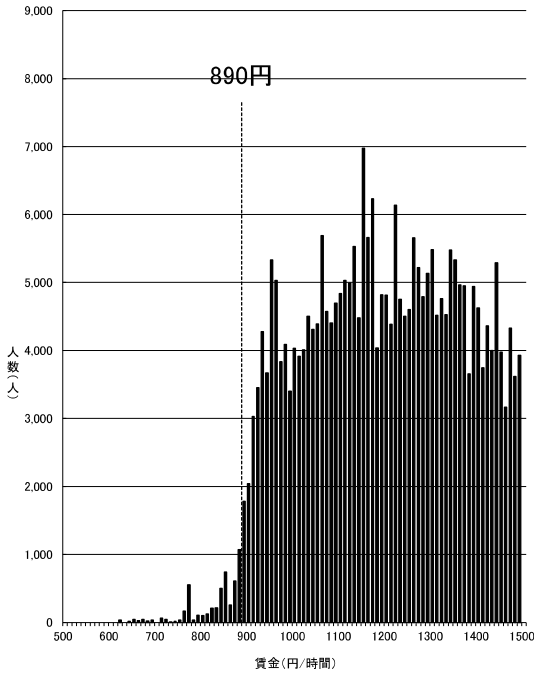


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

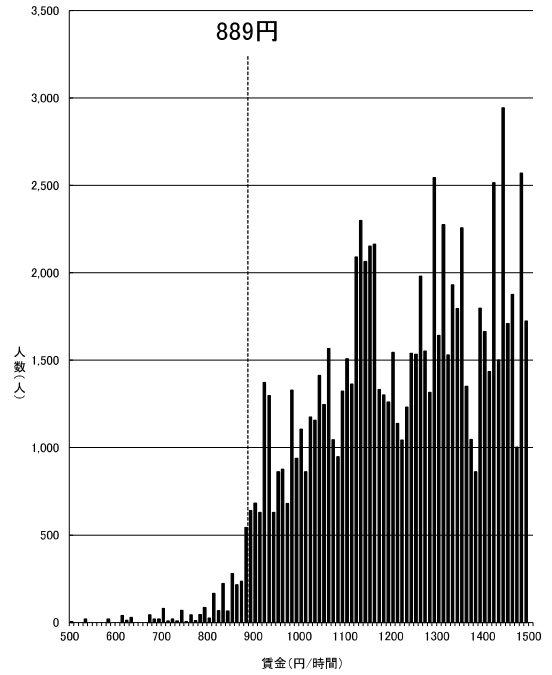


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

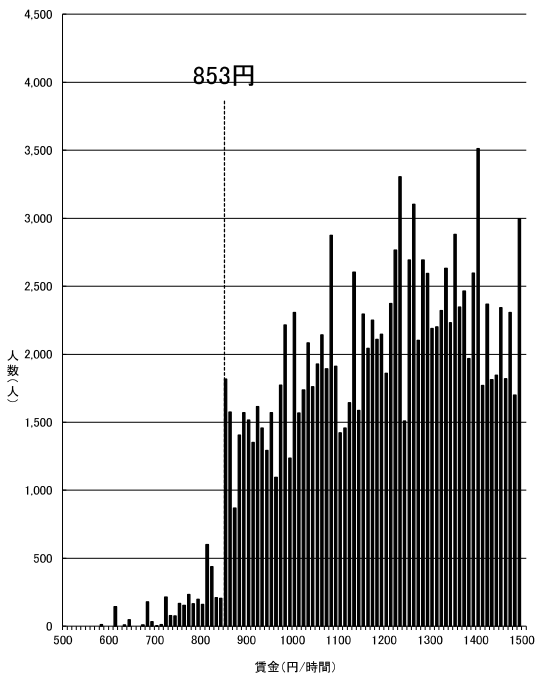


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

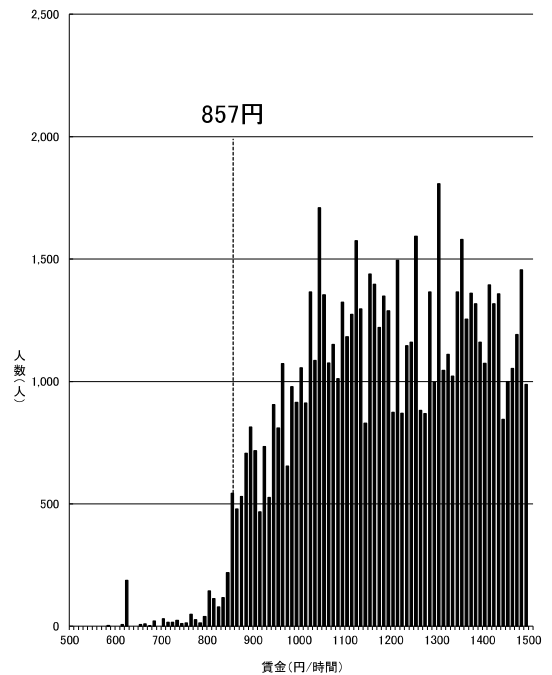


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

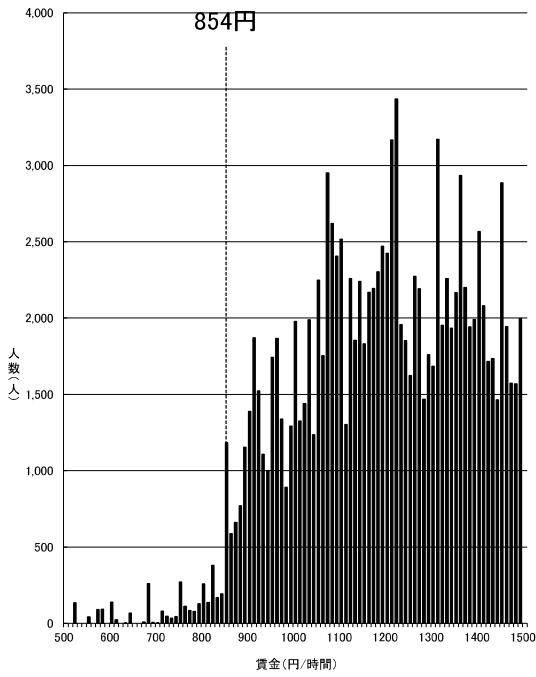


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

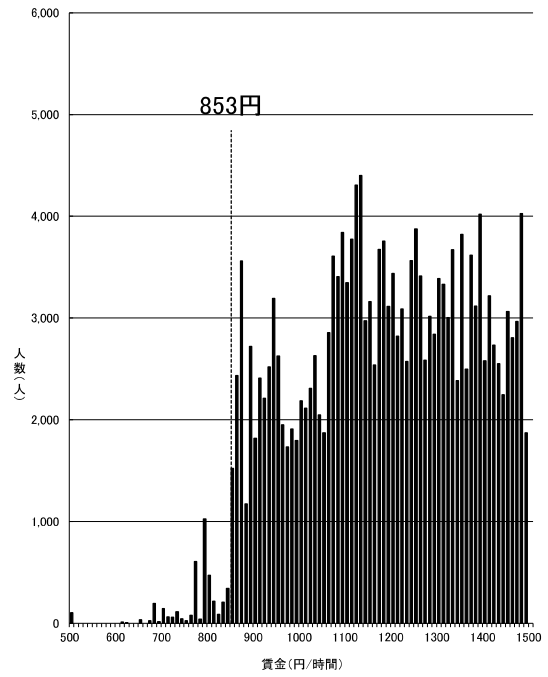


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

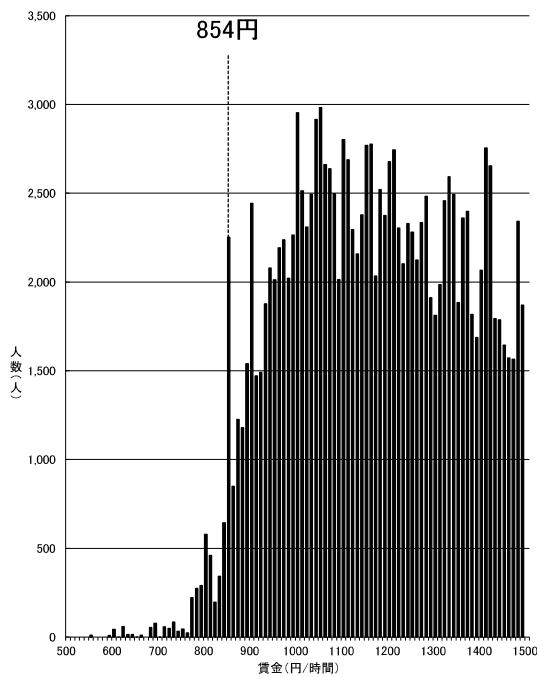


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

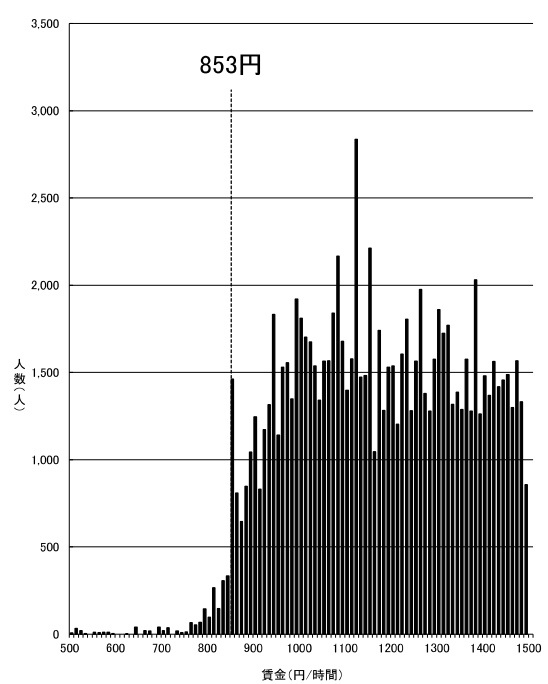


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

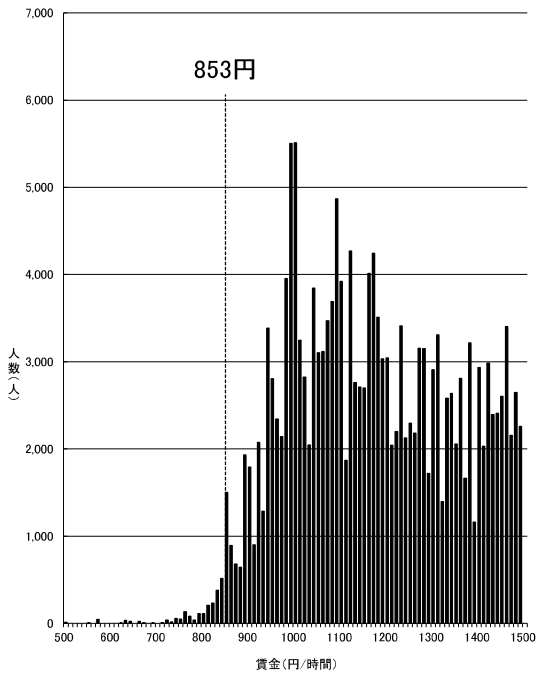


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

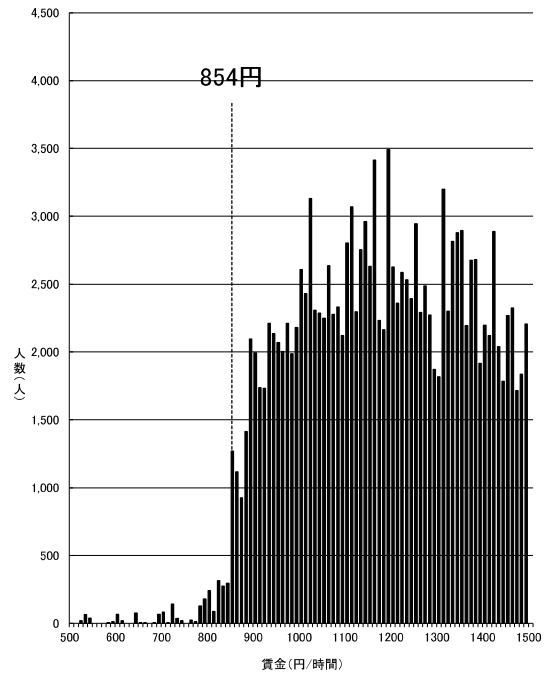


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

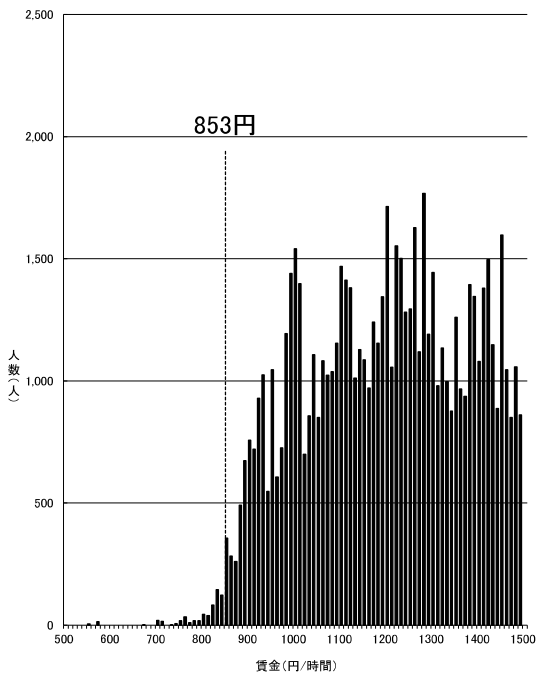


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

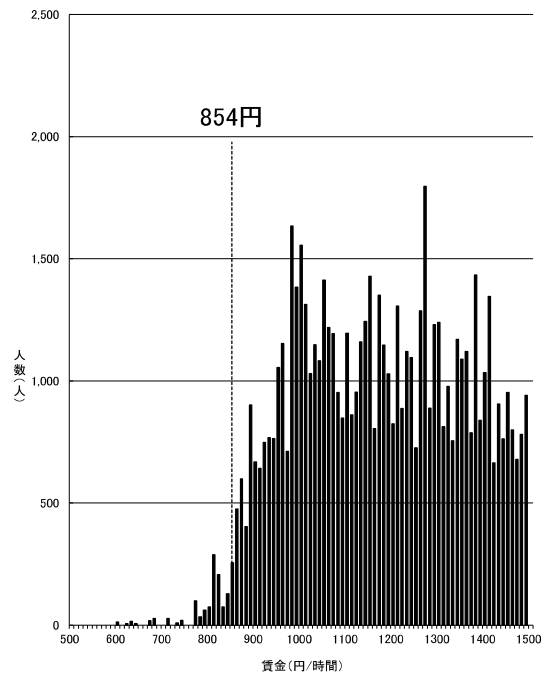


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

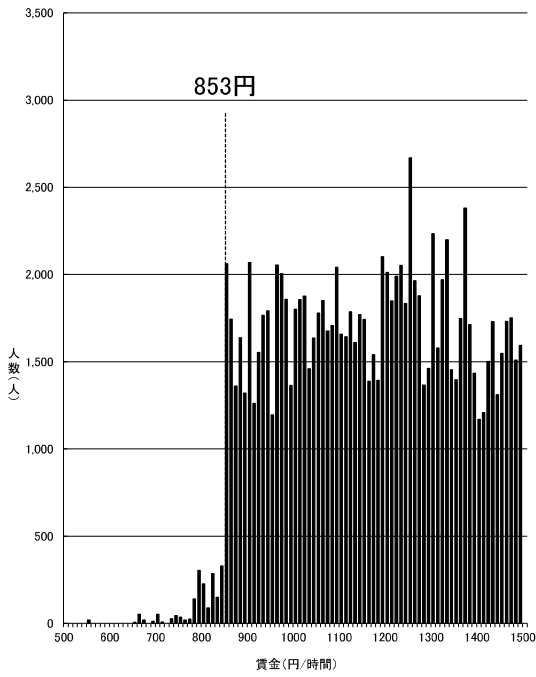


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

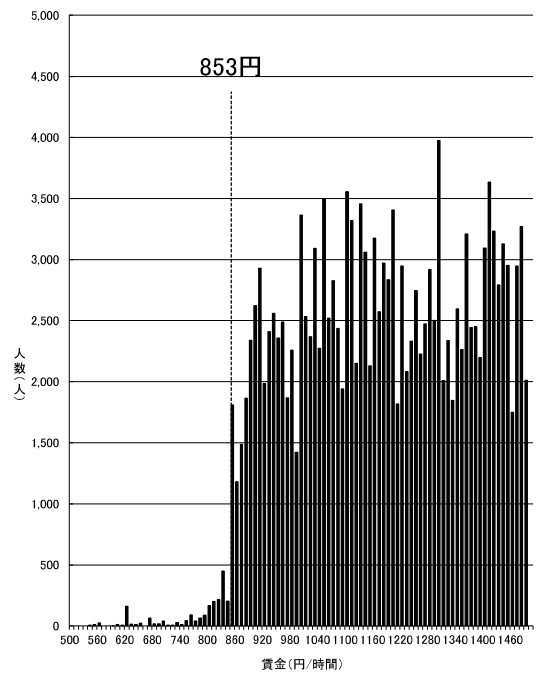


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

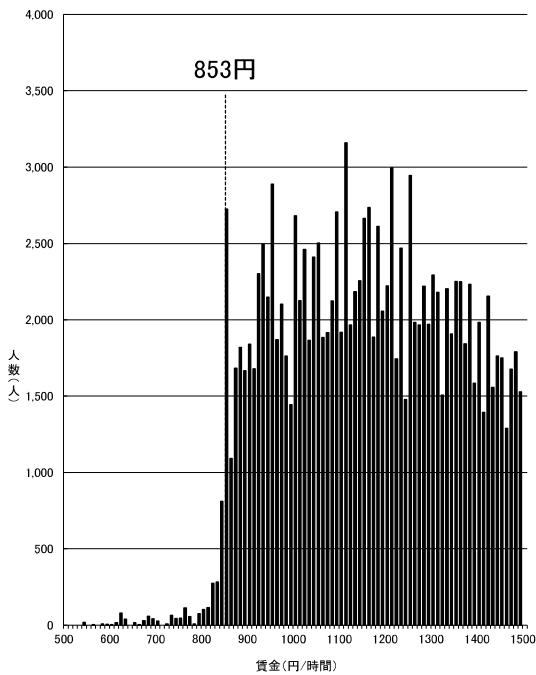


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

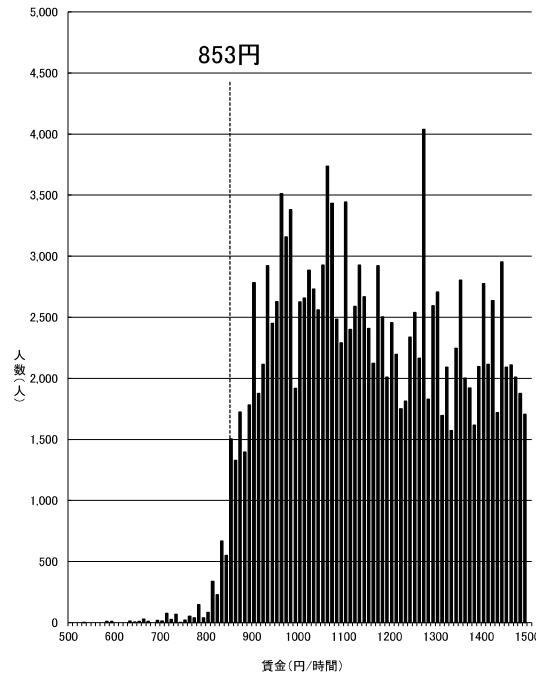


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

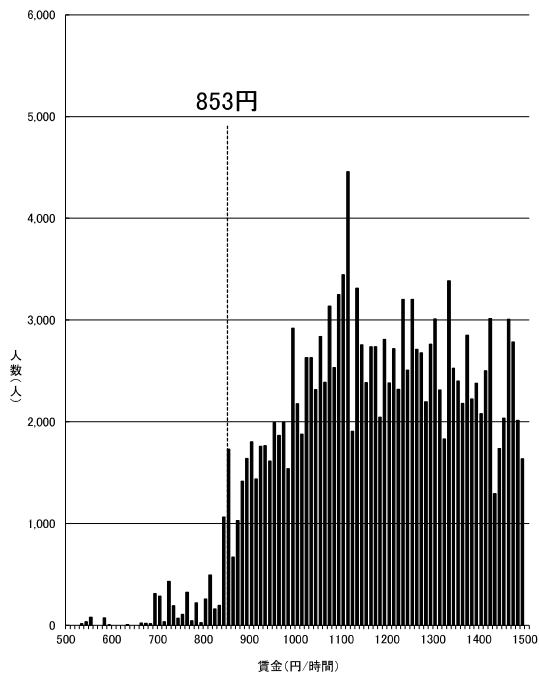


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

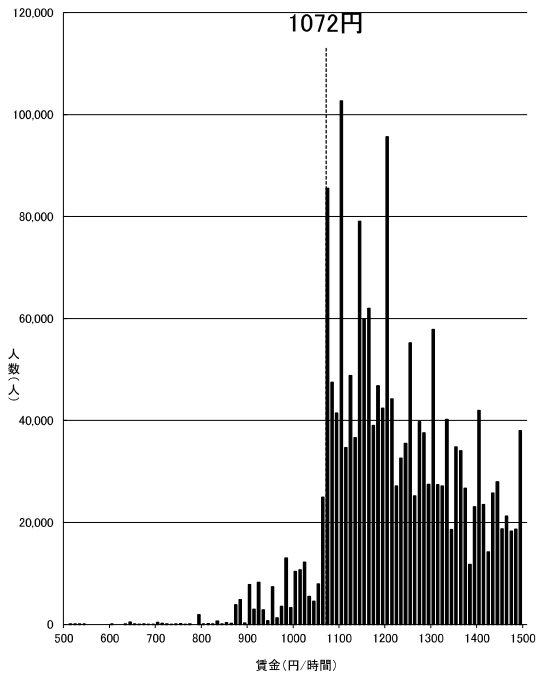


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

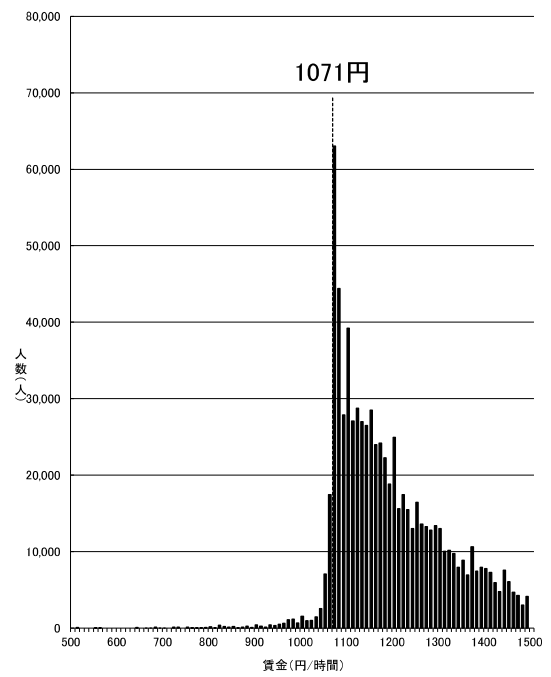


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

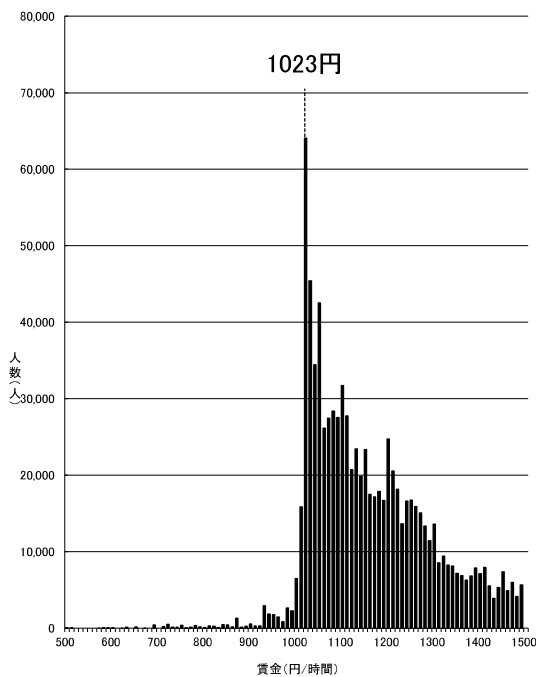


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

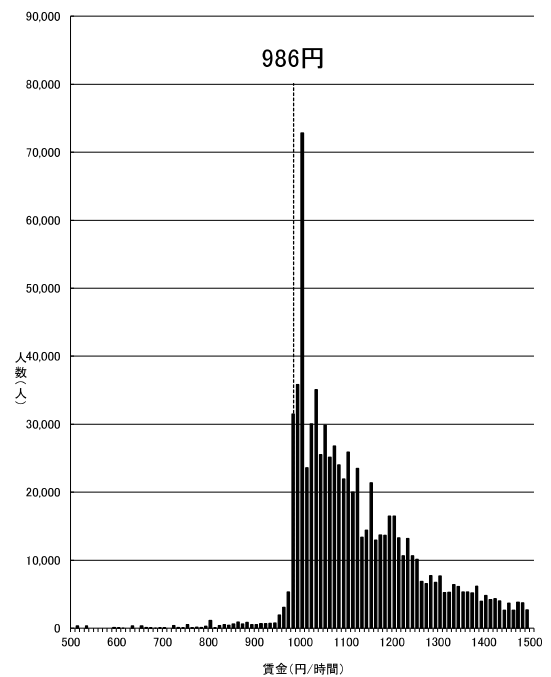


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

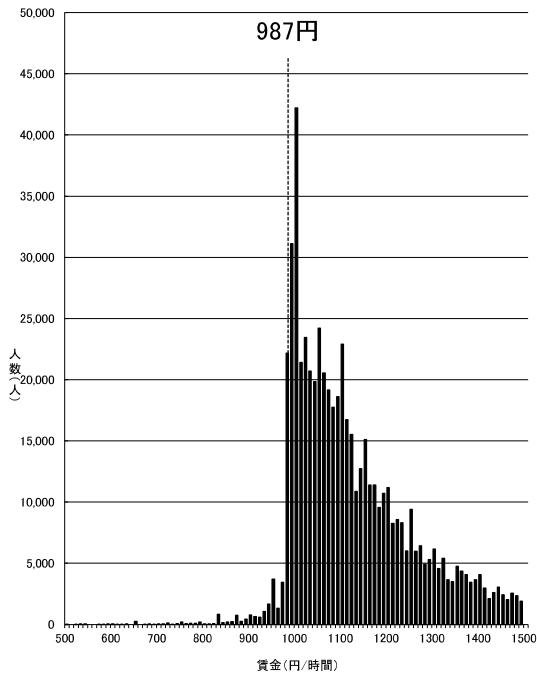


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

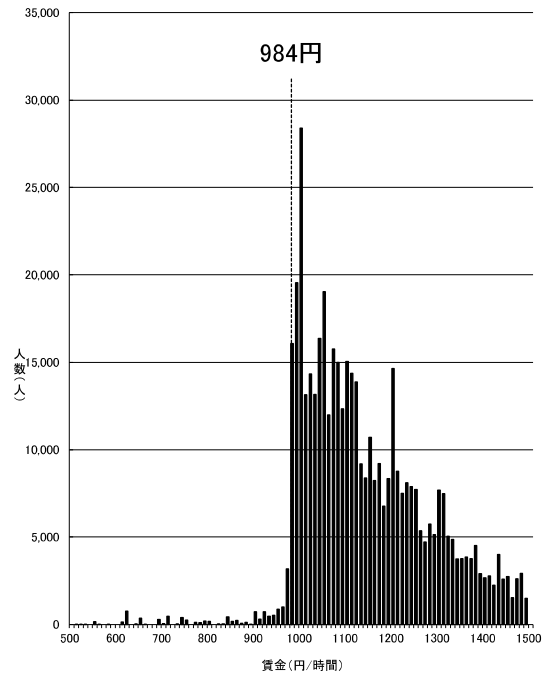


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

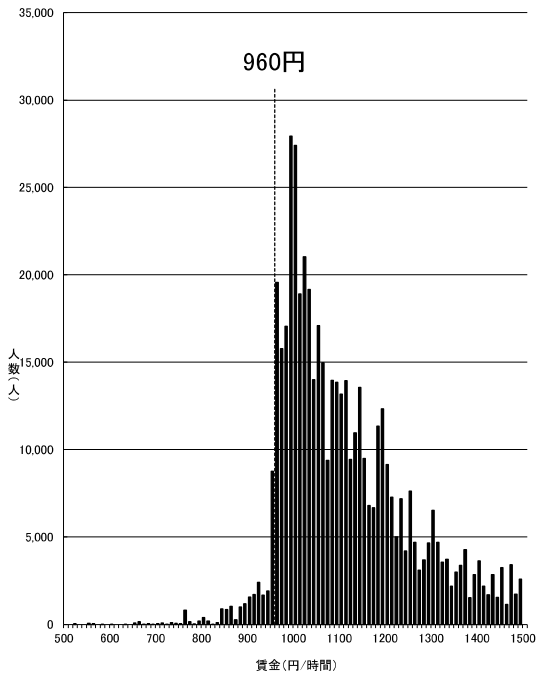


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

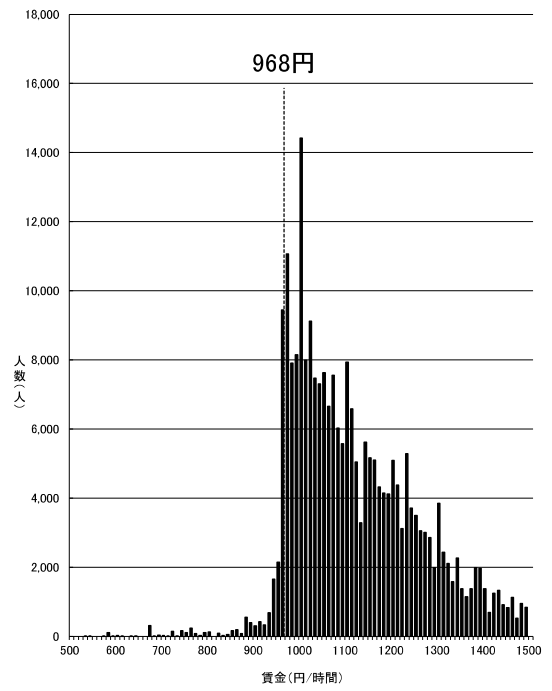


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

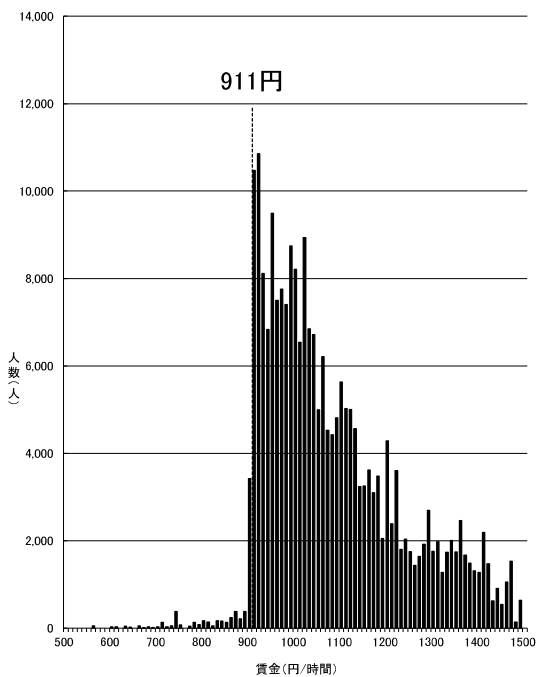


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

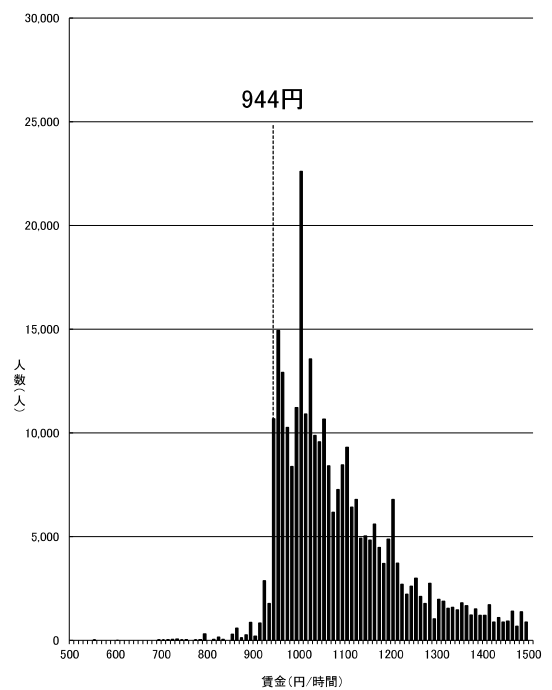


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

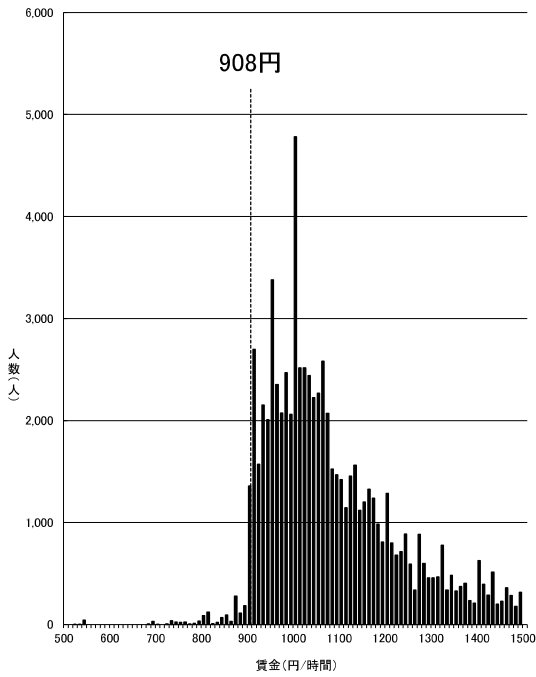


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

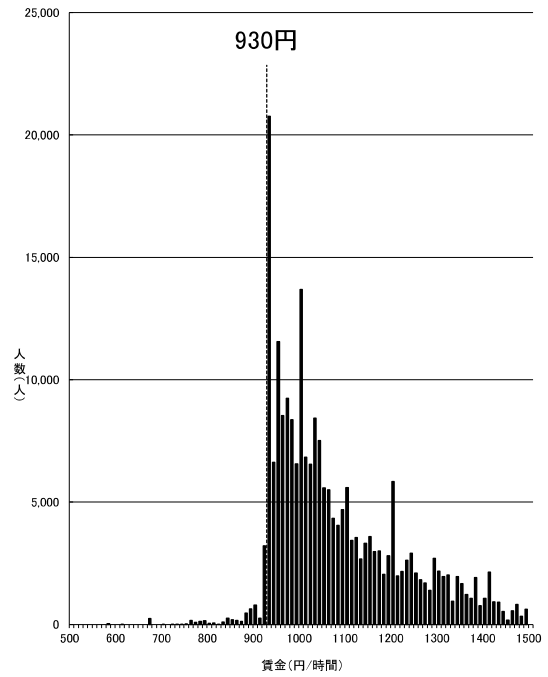


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

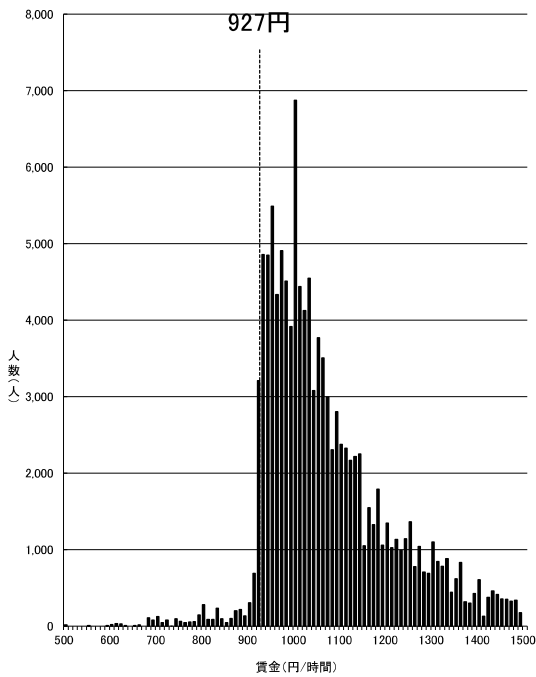


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

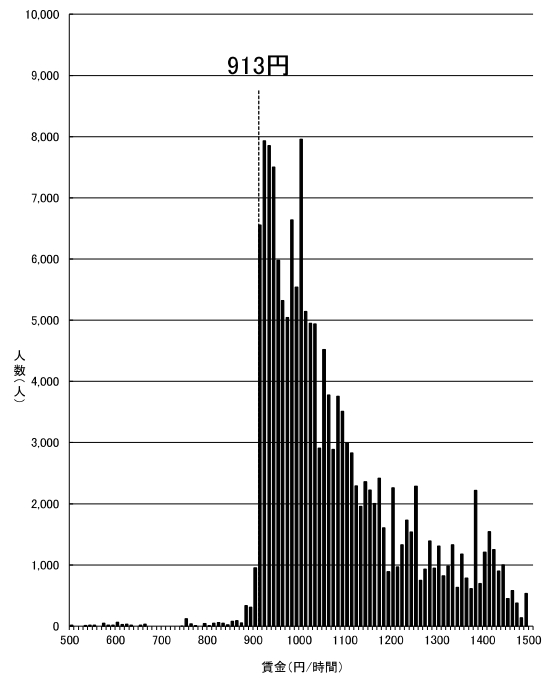


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

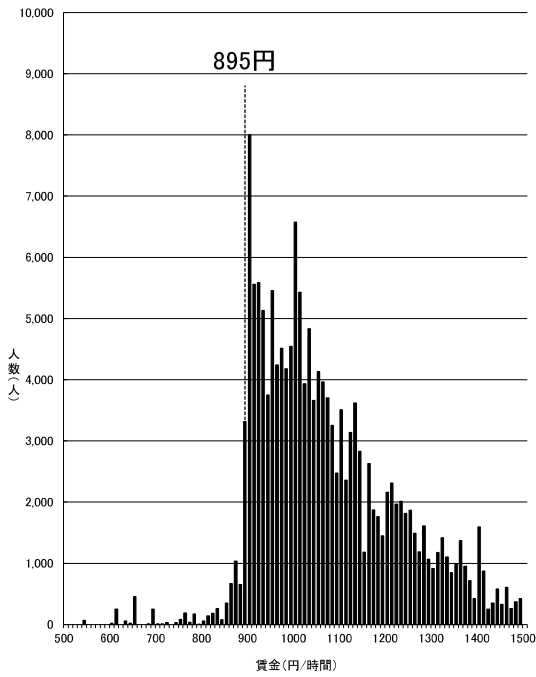


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

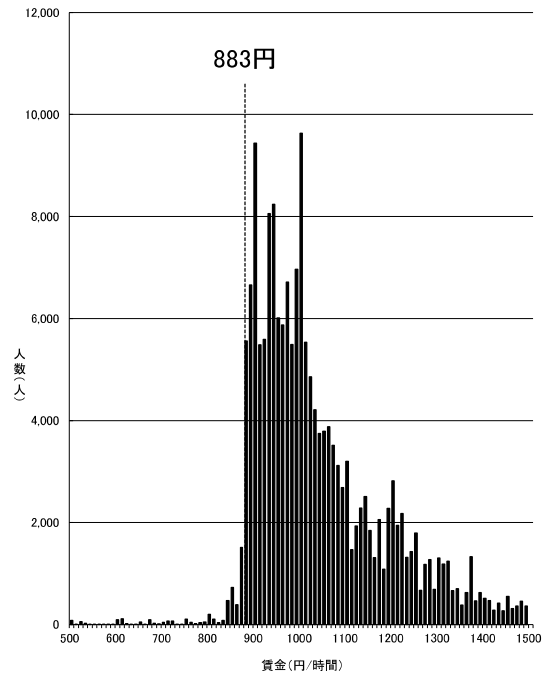


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

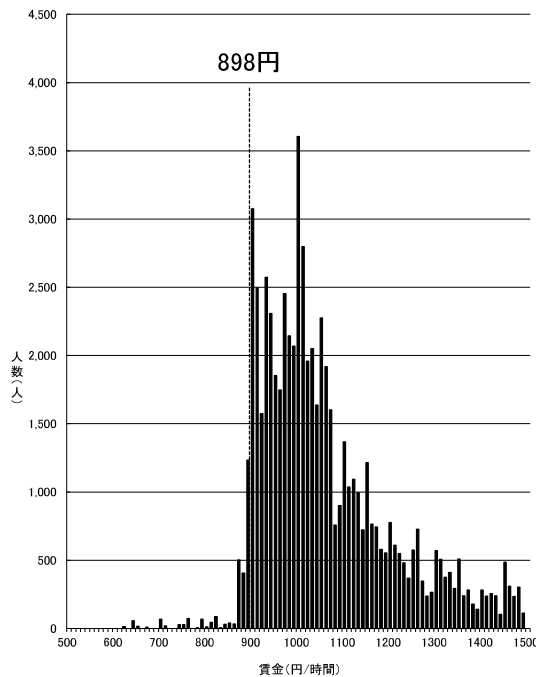


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

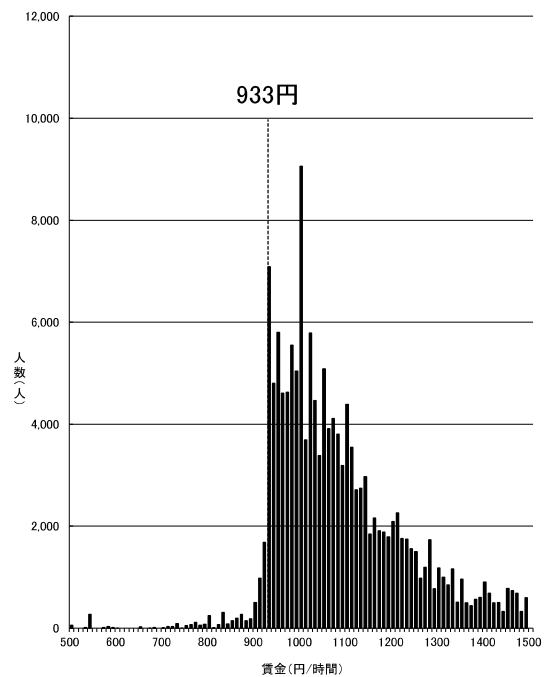


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

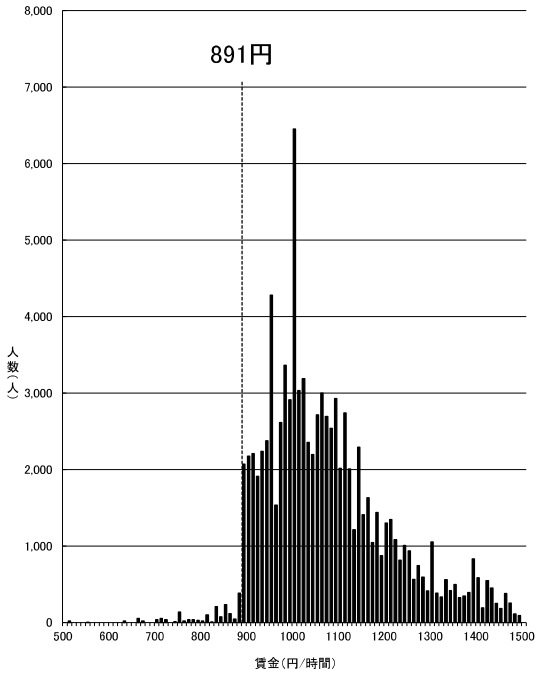


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

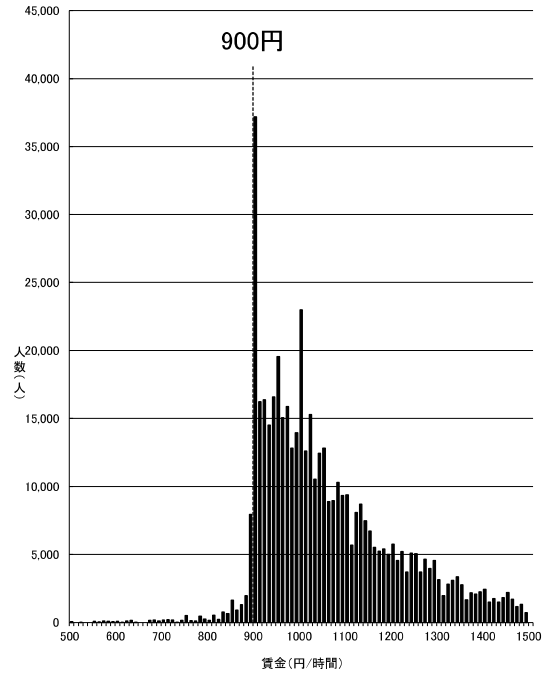


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

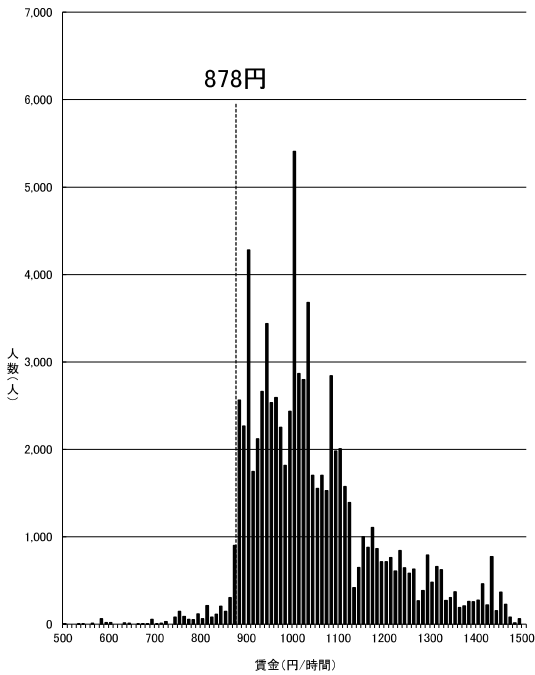


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

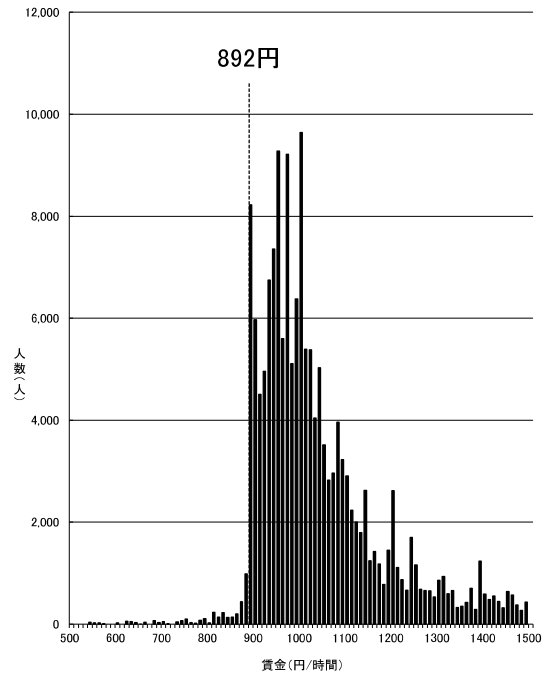


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

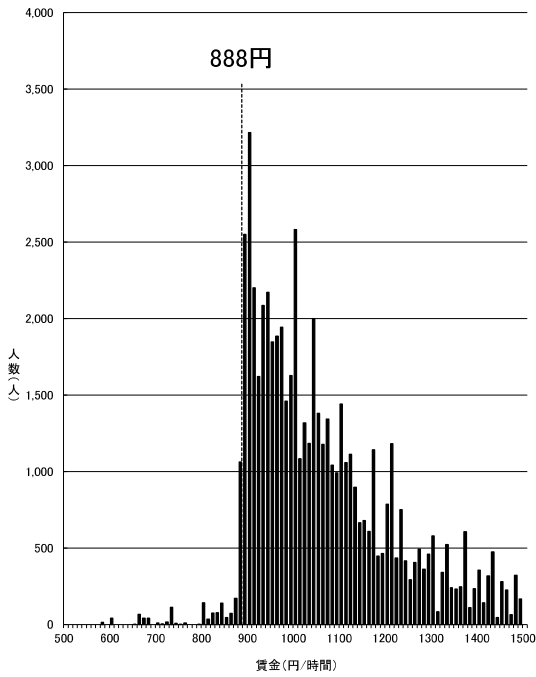


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

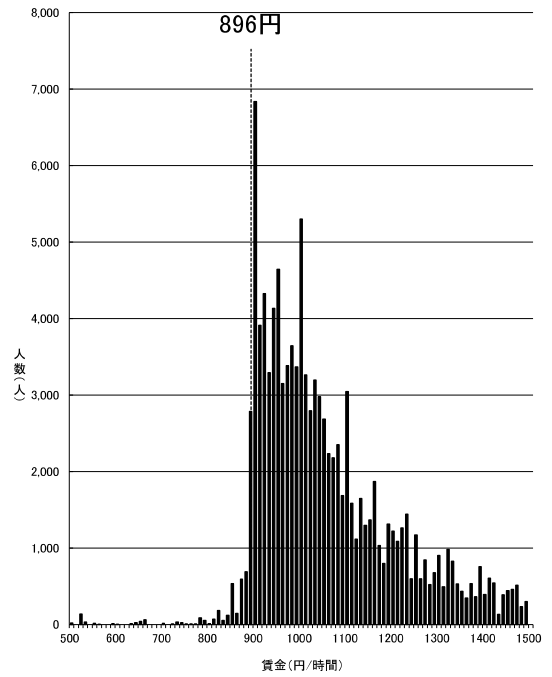


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

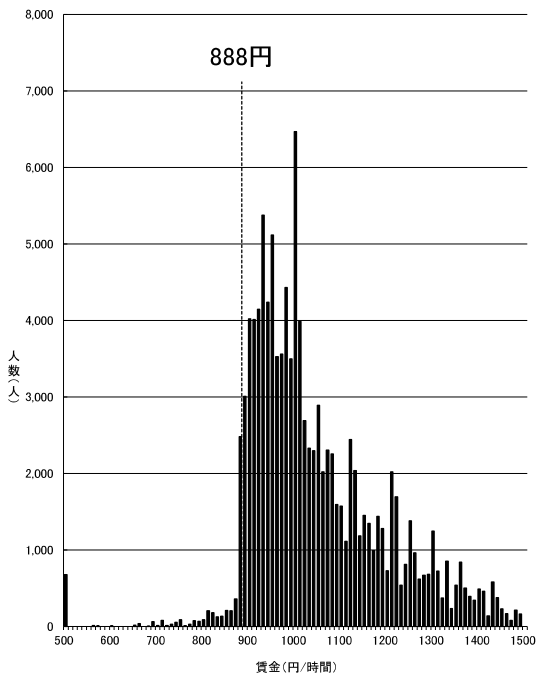


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

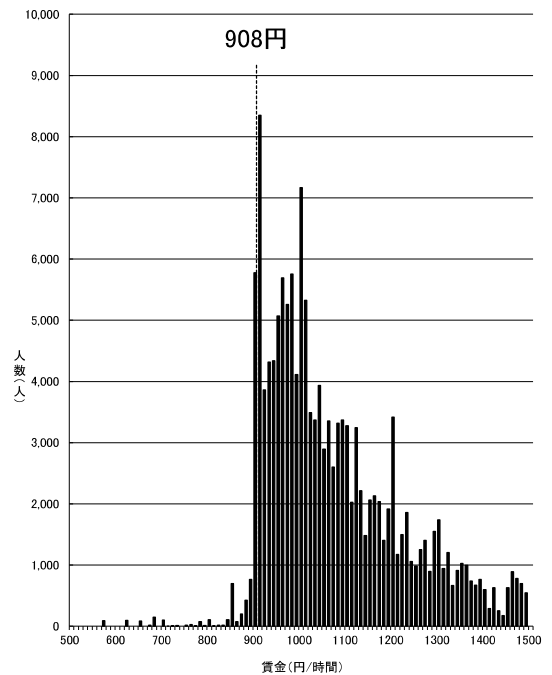


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

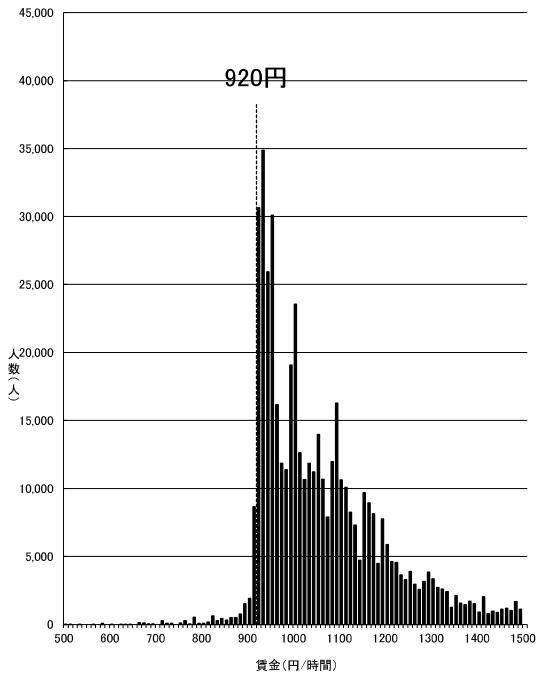


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

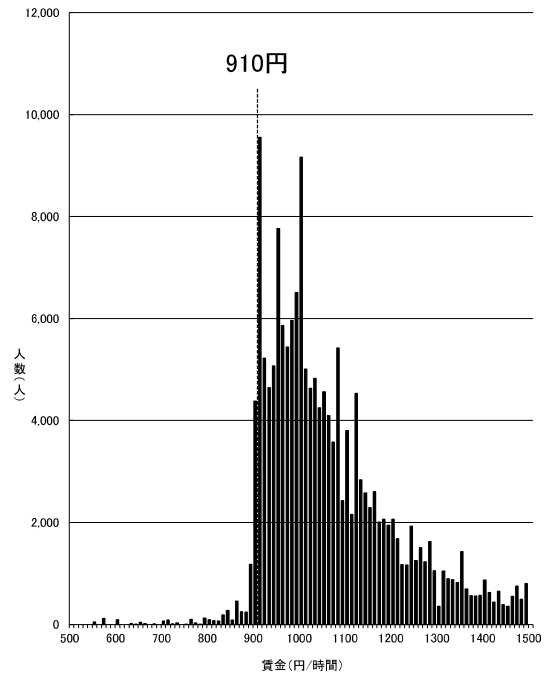


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

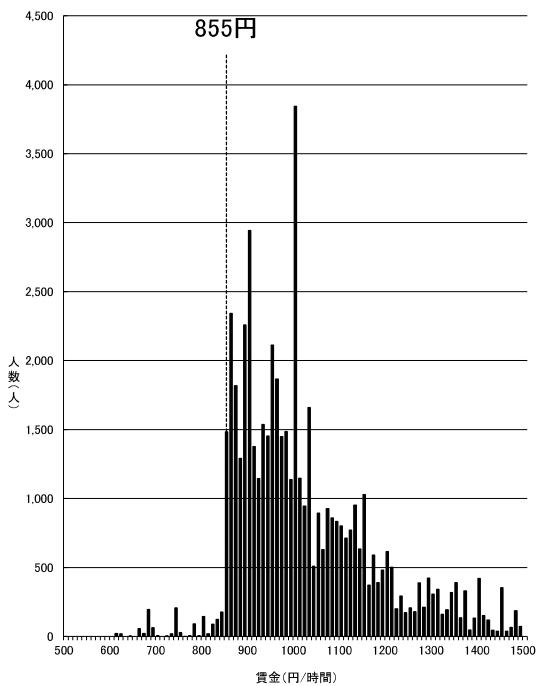


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

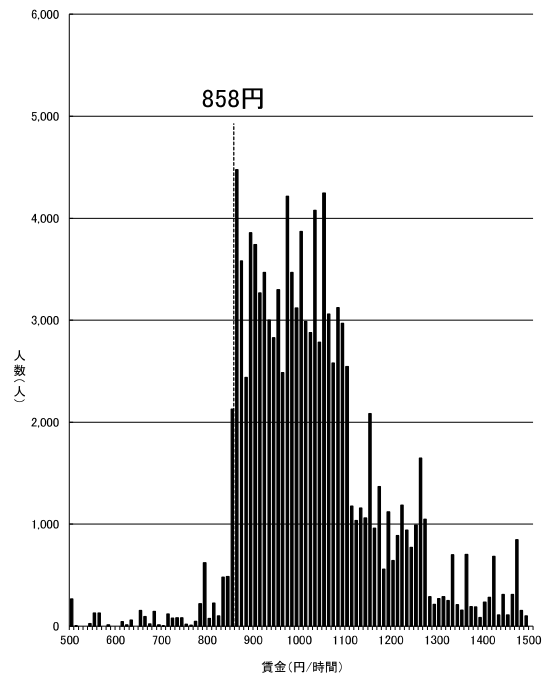


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

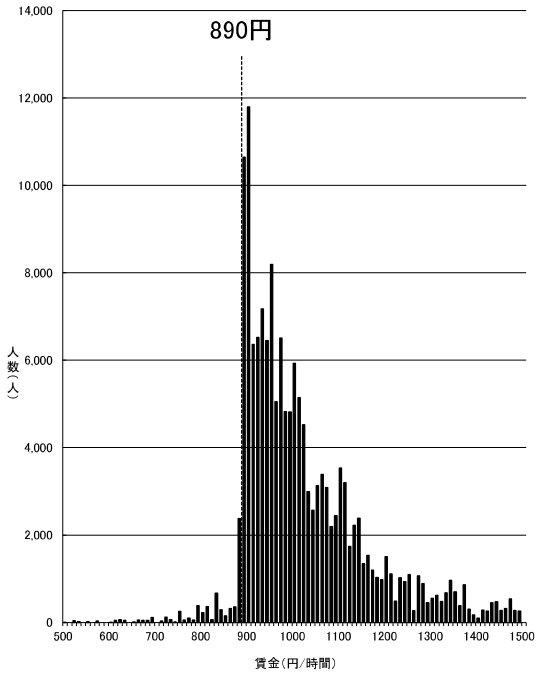


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

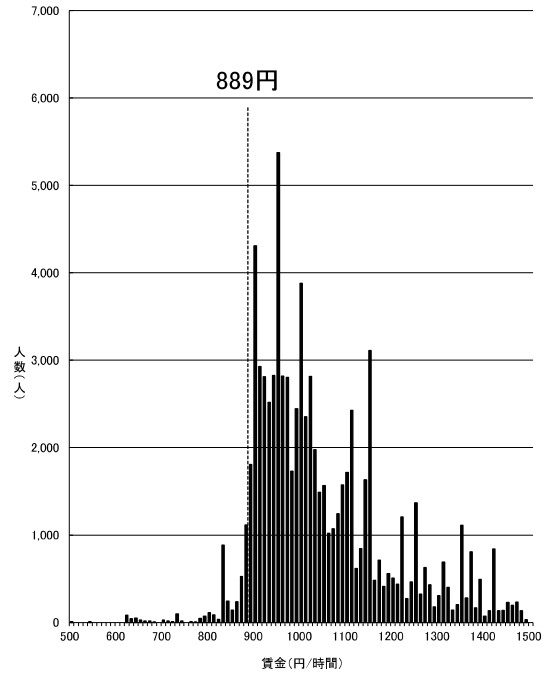


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

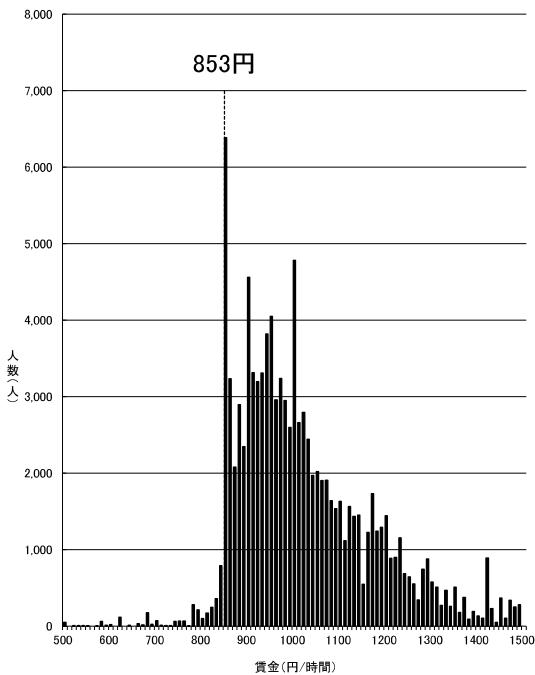


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

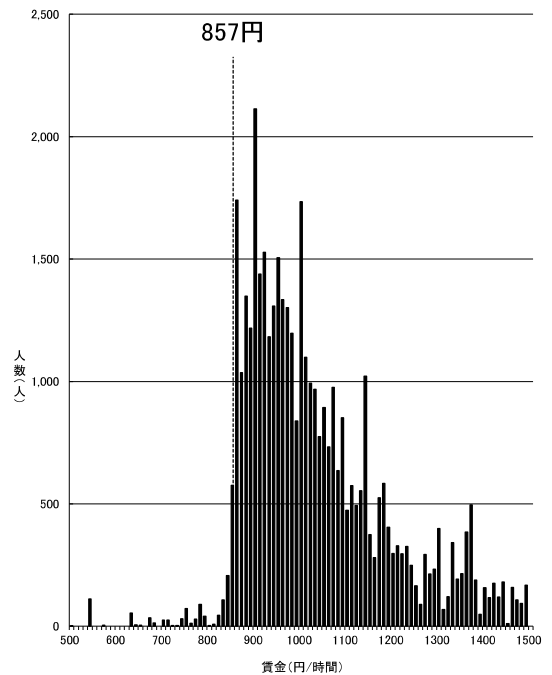


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

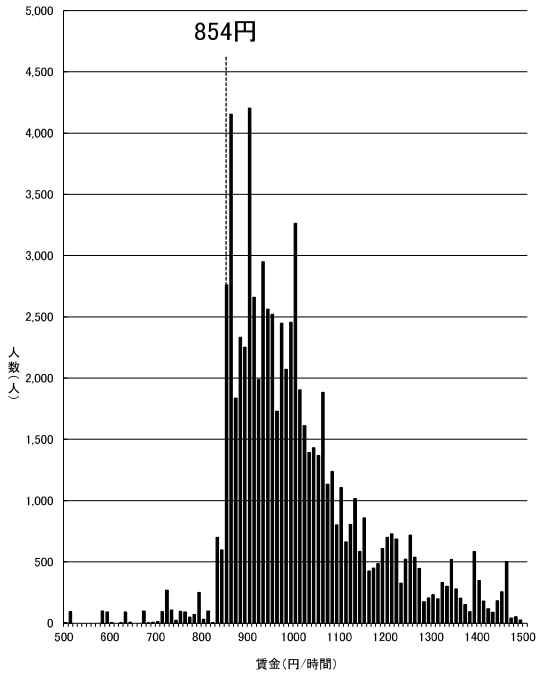


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

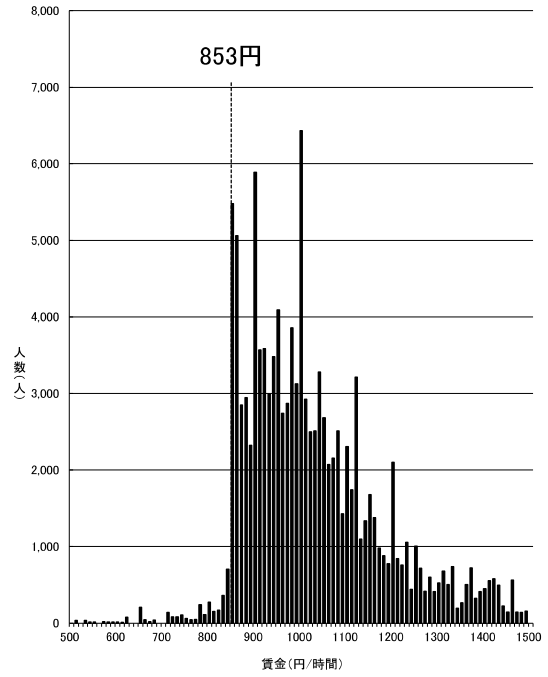


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

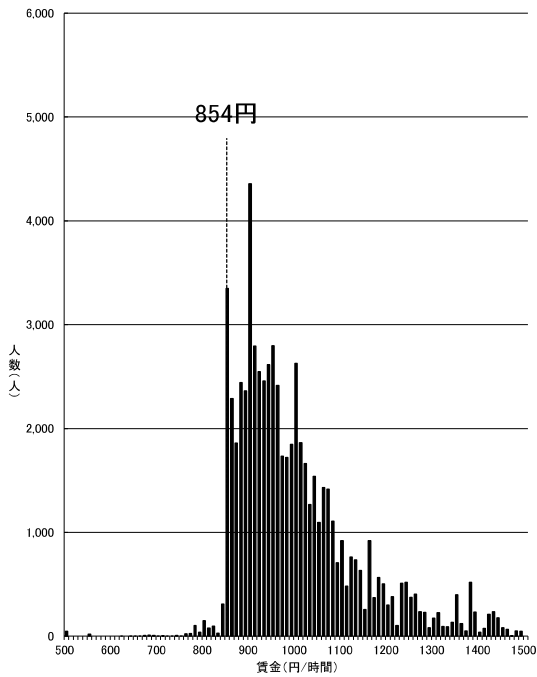


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

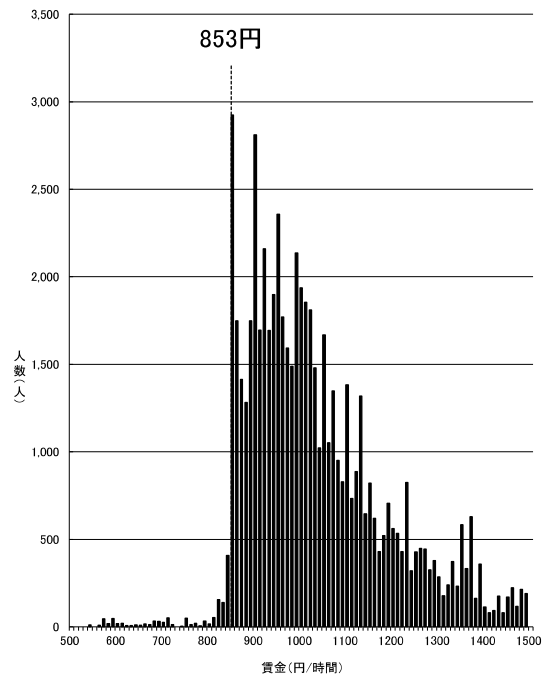


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

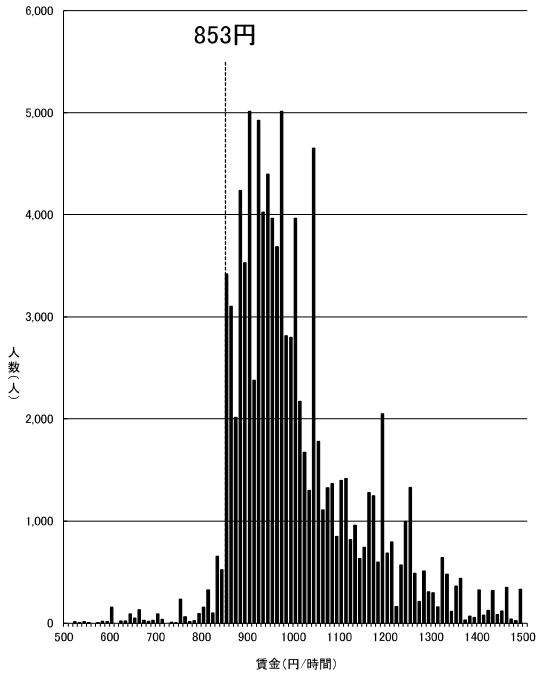


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

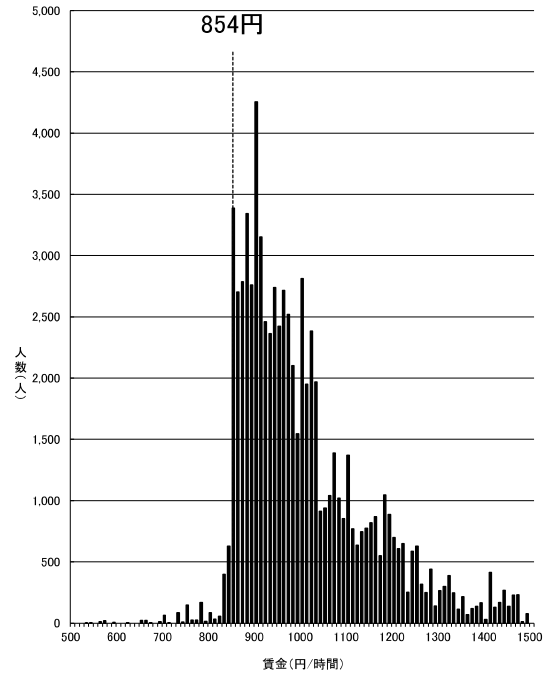


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

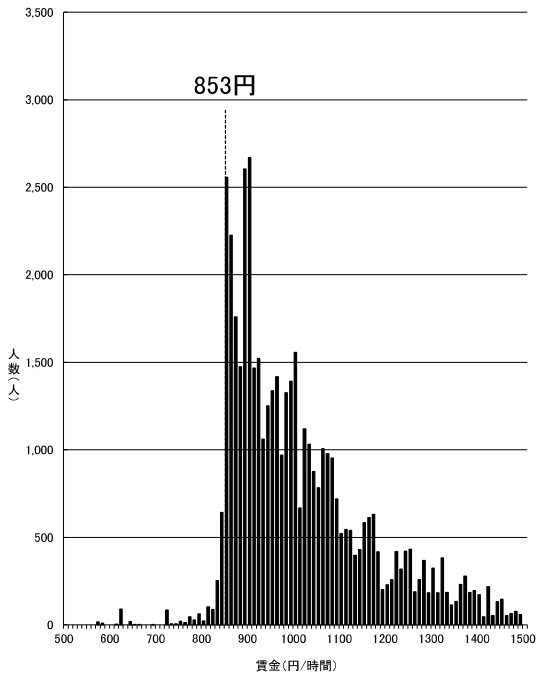


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

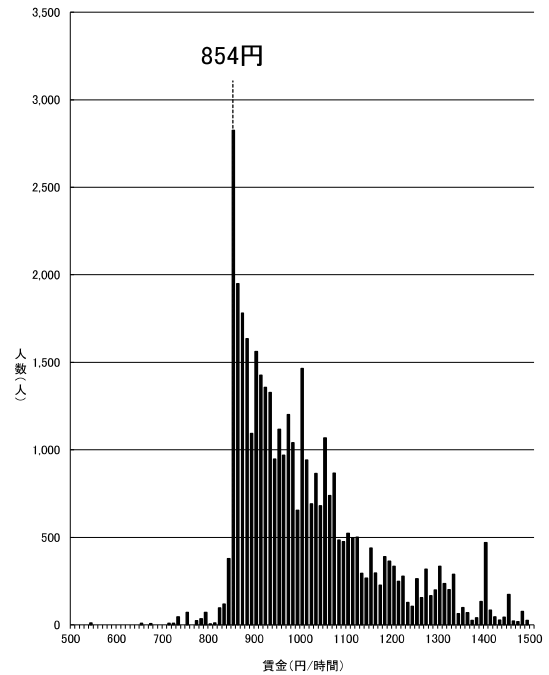


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

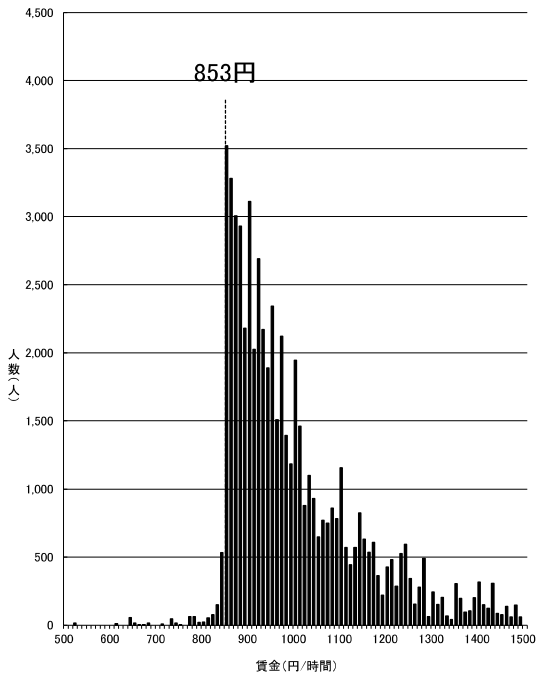


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

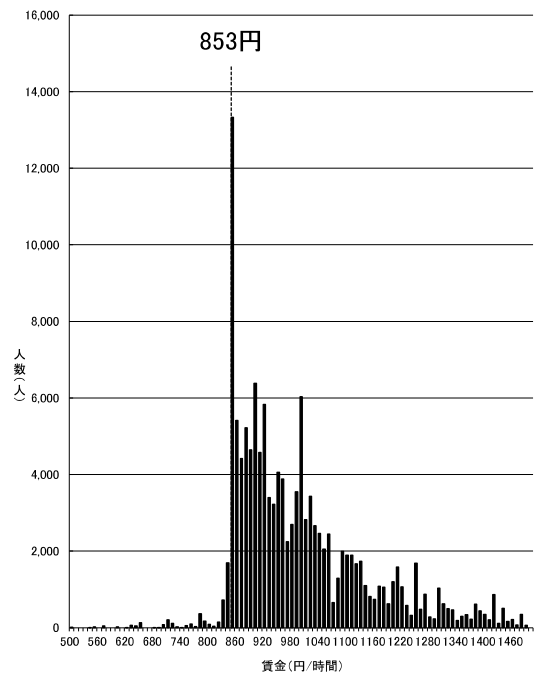


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

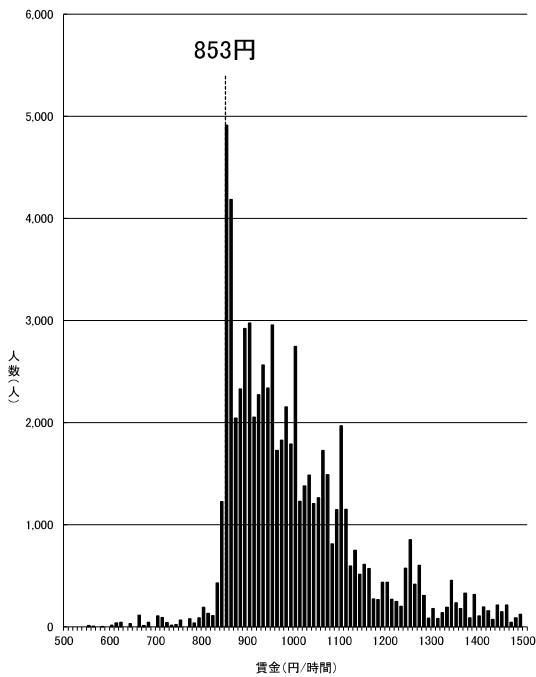


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

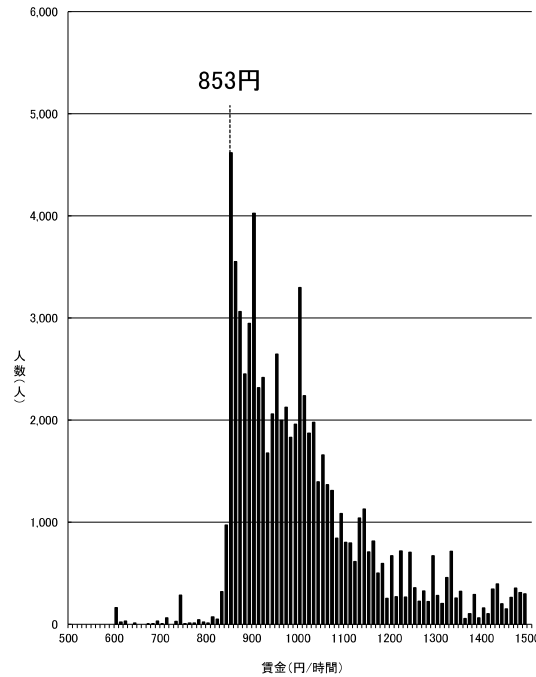


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

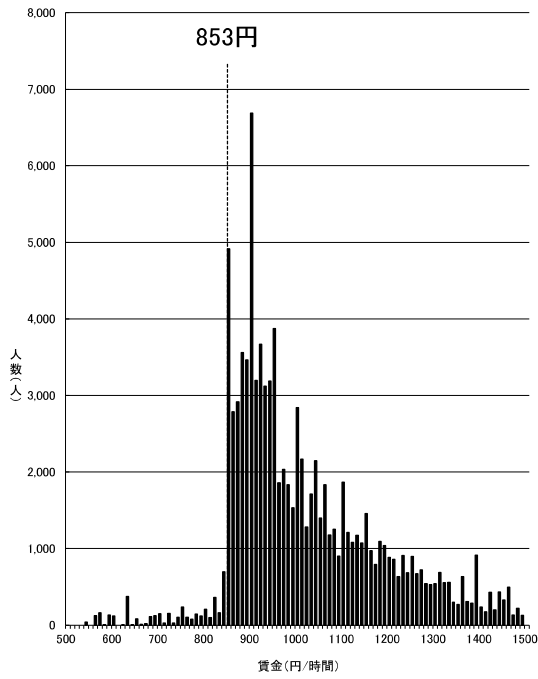


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和6年6月)主要経済指標)

- I 我が国経済
 - 1 四半期別 GDP 速報
 - 2 個人消費
 - 3 民間設備投資
 - 4 住宅建設
 - 5 公共投資
 - 6 輸出・輸入・国際収支
 - 7 生産・出荷・在庫
 - 8 企業収益・業況判断
 - 9 倒産
 - 10 雇用情勢
 - 11 物価
 - 12 金融
 - 13 景気ウォッチャー調査

- II 海外経済
 - 1 アメリカ
 - 2 アジア地域
 - 3 ヨーロッパ地域
 - 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報 2024年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.5%減（年率1.8%減）となった。

(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

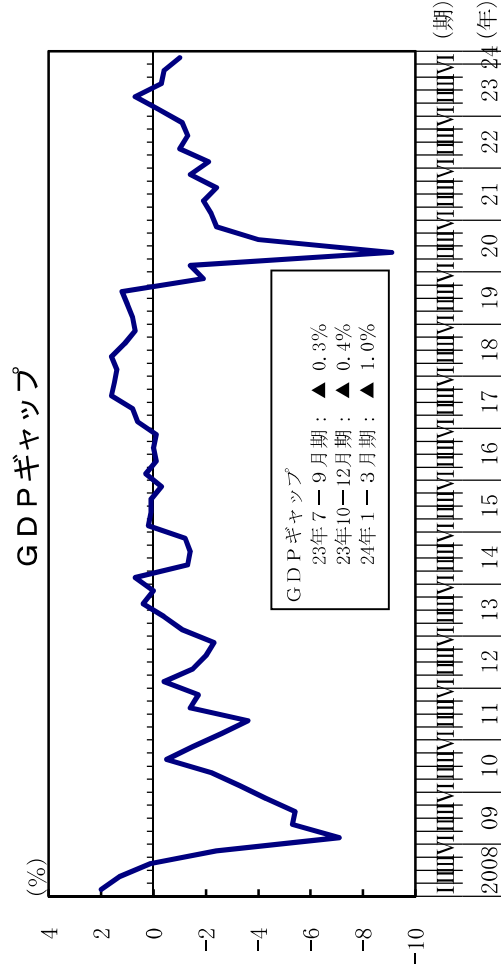
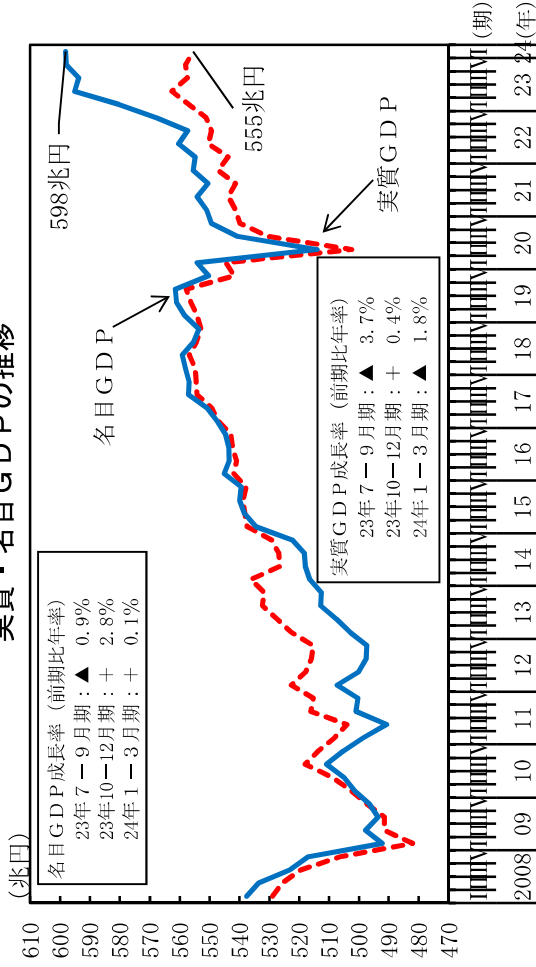
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年			2024年			
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					1.1	1.0	▲ 0.9	0.1	▲ 0.5	—	
(前期比年率)	1.0	1.9	1.6	1.2	4.3	4.1	▲ 3.7	0.4	▲ 1.8	—	
(前年同期比)					2.6	2.2	1.5	1.1	▲ 0.1	—	
国内需要	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(▲ 0.3)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	▲ 0.1	(▲ 0.1)	
民間需要	(1.6)	(0.6)	(2.0)	(▲ 0.5)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.0)	▲ 0.4	(▲ 0.3)	
民間最終消費支出	2.2	0.6	2.7	▲ 0.6	0.7	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.7	(▲ 0.4)	
民間住宅	▲ 3.5	1.1	▲ 3.4	0.6	0.7	1.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 2.5	(▲ 0.1)	
民間企業設備	1.9	2.1	3.4	0.5	2.4	▲ 1.6	▲ 0.2	1.9	▲ 0.4	(▲ 0.1)	
民間在庫変動	(0.3)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(▲ 0.1)	—	(0.3)	
公的需要	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.0)	0.8	(0.2)	
政府最終消費支出	1.7	0.5	1.4	0.1	0.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.1	0.2	(0.0)	
公的固定資本形成	▲ 9.6	2.8	▲ 6.1	4.0	1.0	2.2	▲ 0.3	▲ 0.2	3.0	(0.2)	
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.0)	(▲ 0.5)	(1.5)	(▲ 0.2)	(1.7)	(▲ 0.1)	(0.2)	—	(▲ 0.4)	
財貨・サービスの輸出	5.5	3.2	4.9	3.0	▲ 2.4	3.8	0.3	2.8	▲ 5.1	(▲ 1.2)	
財貨・サービスの輸入	7.9	▲ 1.3	6.9	▲ 3.2	▲ 1.5	▲ 3.6	0.9	1.8	▲ 3.3	(0.8)	
最終需要	0.7	2.0	1.4	1.4	0.7	1.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	—	
実質国民総所得(GNI)	0.1	2.5	0.5	2.3	0.2	2.0	▲ 0.8	0.2	▲ 0.6	—	
実質雇用者報酬	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5	0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.3	—	

(名目値、季節調整前相比、()内は寄与度、%)

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年				2024年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実績)
名目国内総支出(GDP)					2.2	2.5	▲ 0.2	0.7	0.0	-	-
(前年同期比)	1.3	5.7	2.4	5.2	4.9	6.0	6.8	5.1	3.3	-	-
(実績)	560.0	591.8	566.8	596.5	580.4	595.1	593.8	597.9	-	-	598.1
国内需要	(4.6)	(3.5)	(5.3)	(2.2)	(1.7)	(0.3)	(▲ 0.4)	(0.4)	0.5	(0.5)	604.5
民間需要	(4.3)	(2.8)	(4.8)	(1.6)	(1.5)	(0.3)	(▲ 0.6)	(0.3)	0.3	(0.2)	448.2
民間最終消費支出	5.2	3.6	5.9	2.2	1.8	▲ 0.1	0.3	0.1	0.1	(0.1)	323.3
民間住宅	3.4	1.1	1.5	0.5	0.1	1.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 1.6	(▲ 0.1)	21.5
民間企業設備	6.2	5.5	7.9	3.9	2.6	▲ 0.7	0.8	2.7	0.5	(0.1)	102.5
民間在庫変動	(0.4)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.3)	(0.0)	(0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	-	(0.1)	0.8
公的需要	(0.3)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)	1.0	(0.3)	156.3
政府最終消費支出	2.9	2.1	2.8	1.2	0.6	▲ 0.8	0.5	0.3	0.3	(0.1)	124.2
公的固定資本形成	▲ 5.2	5.9	▲ 1.7	7.0	1.3	3.3	0.5	0.3	3.8	(0.2)	32.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 3.3)	(2.1)	(▲ 2.9)	(3.0)	(0.5)	(2.3)	(0.2)	(0.3)	-	(▲ 0.4)	▲ 6.4
財貨・サービスの輸出	20.6	6.9	18.9	6.8	▲ 4.9	4.3	3.2	5.6	▲ 3.8	(▲ 0.9)	132.4
財貨・サービスの輸入	37.5	▲ 2.6	32.3	▲ 6.0	▲ 6.1	▲ 5.6	2.1	4.1	▲ 1.9	(0.4)	138.8
最終需要	1.0	5.9	2.1	5.6	2.2	2.2	0.6	0.8	▲ 0.1	-	-
GDPデフレーター					1.1	1.5	0.7	0.6	0.5	-	-
(前年同期比)	0.3	3.8	0.8	4.0	2.3	3.7	5.2	3.9	3.4	-	-

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年
 実績は季節調整系列(単位：兆円)

実質・名目GDPの推移



(備考) 上図:内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。
 下図:内閣府「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度

	2022年度 (令和4年度) 実績 (%)	2023年度 (令和5年度) 実績見込み (%程度)	2024年度 (令和6年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	1.5	1.6	1.3
国内需要	(2.0)	(0.2)	(1.4)
民間需要	(2.0)	(▲ 0.0)	(1.2)
民間最終消費支出	2.7	0.1	1.2
民間住宅	▲ 3.4	0.6	▲ 0.3
民間企業設備	3.4	0.0	3.3
公的需要	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.2)
政府最終消費支出	1.4	0.7	0.0
公的固定資本形成	▲ 6.1	1.9	3.5
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.4)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	4.7	3.2	3.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	▲ 2.6	3.4
名目国内総生産	2.3	5.5	3.0
GDPデフレーター	0.8	3.8	1.7
消費者物価上昇率	3.2	3.0	2.5

(備考) 内閣府「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2.個人消費 個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

(金額等)

(前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))

名目	2024年											
	1-3月	2月	3月	4月	5月	10-12月	7-9月	2023年度	2022年度	2023年度	2023年	
総消費動向指数 (CTIマクロ、世帯全体の消費支出総額)	(0.0)	(0.4)	(▲0.0)	(0.1)	—	(0.2)	(0.5)	[3.7]	[5.2]	[3.7]	(0.2)	
実質	(▲0.4)	(0.2)	(▲0.4)	(0.1)	—	(▲0.4)	(▲0.2)	[0.6]	[2.3]	[0.6]	(▲0.4)	
名目総雇用者所得	(0.6)	(0.4)	(▲0.1)	(0.3)	—	(0.5)	(▲0.2)	[1.7]	[1.8]	[1.7]	(0.5)	
実質総雇用者所得	(▲0.8)	(▲0.6)	(▲0.1)	(▲0.1)	—	(▲0.2)	(▲1.3)	[▲1.9]	[▲1.7]	[▲1.9]	(▲0.2)	
消費者態度指数	<▲2.1>	<▲1.2>	<0.5>	<▲1.2>	<▲2.1>	—	—	—	—	—	—	

(金額等)

(前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))

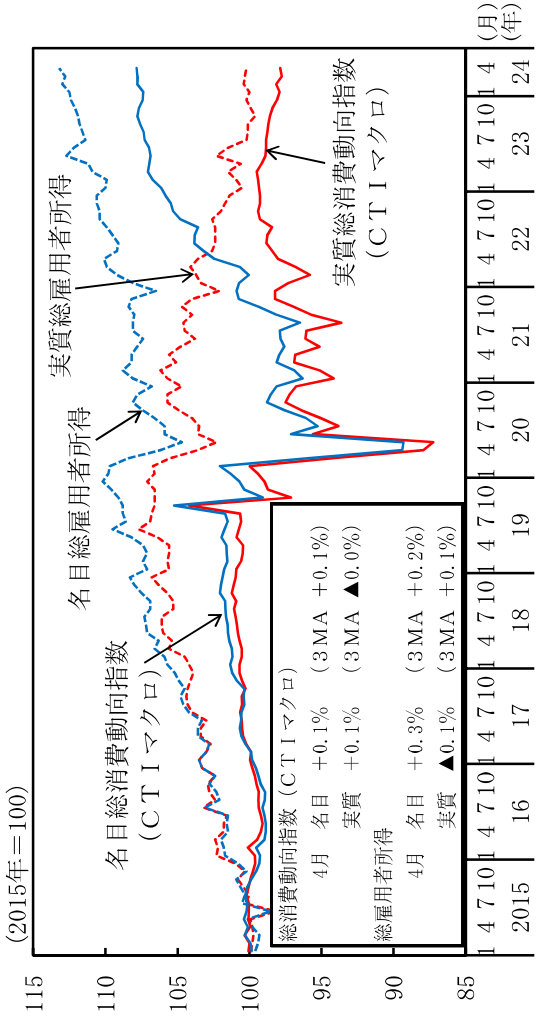
名目	2024年											
	1-3月	2月	3月	4月	5月	10-12月	7-9月	2023年度	2022年度	2023年度	2023年	
世帯消費動向指数 (CTIミクロ、1世帯あたりの消費支出額)	(0.5)	(0.4)	(▲0.8)	(0.3)	—	(0.2)	(0.3)	[2.5]	[2.5]	[2.5]	(0.2)	
実質	(▲0.8)	(▲0.8)	(2.7)	(▲0.2)	—	(▲0.9)	(▲0.3)	[▲1.2]	[▲0.5]	[▲1.2]	(▲0.9)	
小売業販売額 (商業動向統計、名目)	(▲1.8)	(▲1.8)	(▲1.8)	(▲1.6)	—	(▲2.5)	(▲1.7)	[▲2.3]	[0.1]	[▲2.3]	(▲2.5)	
百貨店販売額 (全店、名目)	(▲1.2)	(▲1.2)	(▲3.7)	(▲0.7)	—	(▲1.0)	(2.6)	[8.1]	[12.3]	[8.1]	(▲1.0)	
スーパー販売額 (全店、名目)	(0.8)	(0.8)	(0.6)	(▲0.3)	—	(0.2)	(1.3)	[3.3]	[1.0]	[3.3]	(0.2)	
コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	(0.4)	(0.4)	(▲2.2)	(0.4)	—	(1.6)	(0.2)	[4.4]	[3.8]	[4.4]	(1.6)	
機械器具小売業販売額 (名目)	(4.3)	(4.3)	(▲3.6)	(4.6)	—	(0.8)	(5.0)	[0.8]	[▲2.9]	[0.8]	(0.8)	
新車販売台数 (登録・届出) (乗用車、軽を含む)	(▲5.7)	(▲5.7)	(▲3.5)	(11.8)	(7.1)	(0.1)	(▲2.6)	[15.8]	[▲6.2]	[15.8]	(0.1)	

(備考) 1. 総務省「消費動向指数 (CTI)」1、内閣府「総雇用者所得」、「消費動向調査」、経済産業省「商業動向統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。
新車販売台数の季節調整は内閣府による。

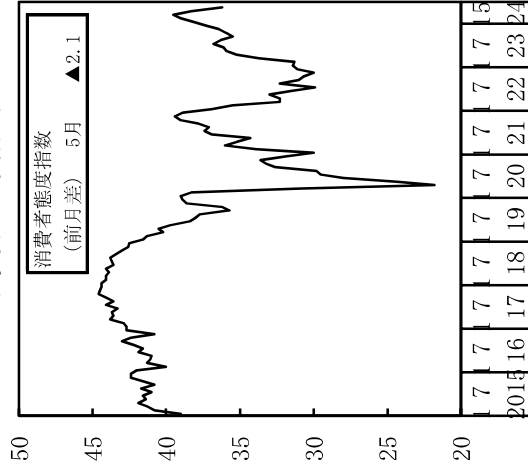
2. 総消費動向指数及び世帯消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

3. 実質値の基準年は、総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総雇用者所得は2015年。

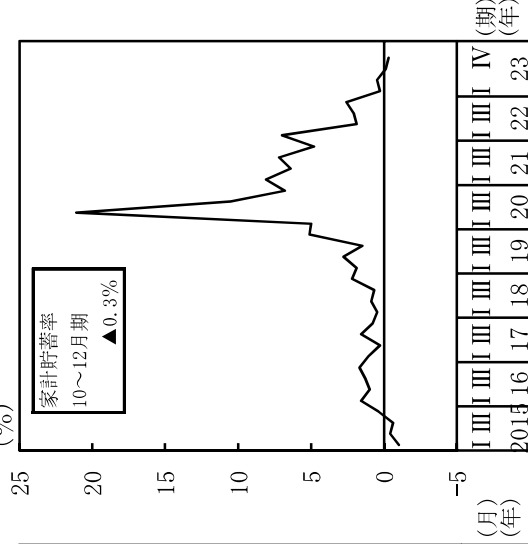
総消費動向指数 (C T I マクロ) と総雇用者所得



消費者態度指数

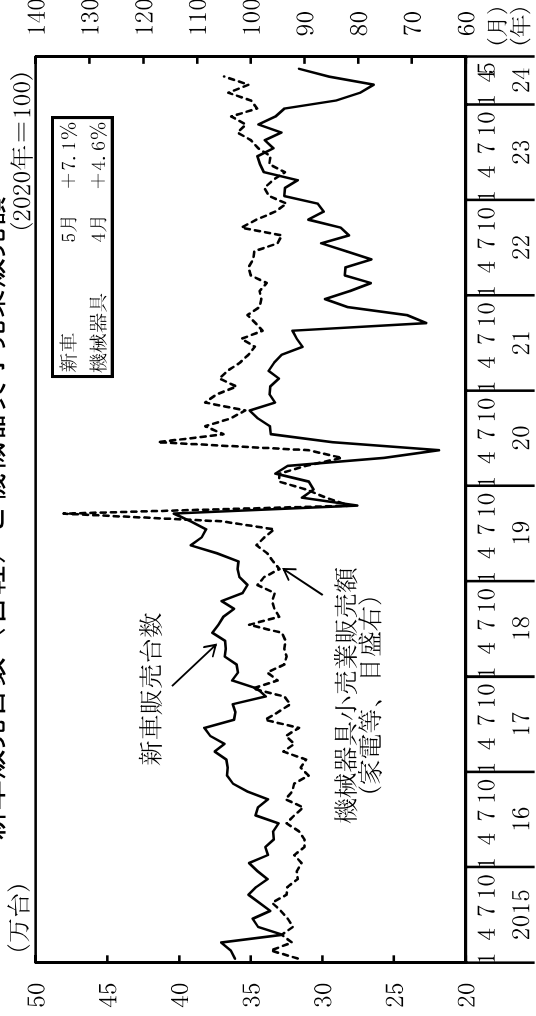


家計貯蓄率

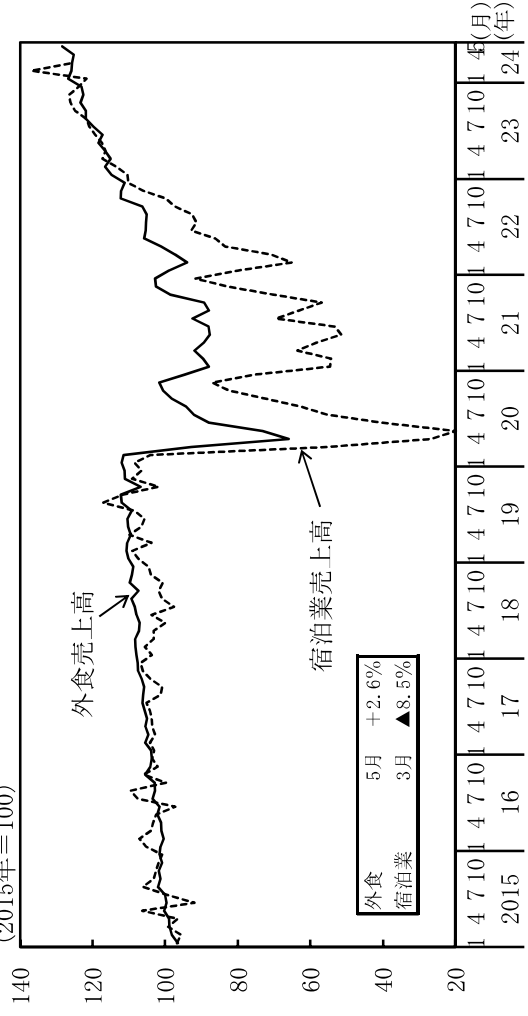


(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (C T I)」により作成。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、「国民経済計算」により作成。季節調整値。消費者態度指数は二人以上の世帯。

新車販売台数 (含軽) と機械器具小売業販売額



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバプレート。機械器具小売業販売額 (名目) は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高 (名目) は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高 (名目) は、総務省「サービス産業動向調査」により作成。2024年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

法人企業統計季报	(前年同期比、()内は季調済前期比、%)											
	[2023年実績] 2023年度実績	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年度 上期	2023年度 下期	2023年 4-6月期	7-9月期	10-12月期	2024年 1-3月期			
全産業	[54.5兆円] 55.6兆円	[6.1] 8.5	[9.1] 7.9	3.9	10.9	(▲ 1.3) 4.5	(2.3) 3.4	(10.7) 16.4	(▲ 4.2) 6.8			
製造業	[19.2兆円] 19.7兆円	[8.1] 9.8	[10.8] 10.0	5.2	13.9	(▲ 0.2) 4.9	(0.8) 5.5	(12.0) 20.6	(▲ 3.3) 8.7			
非製造業	[35.3兆円] 35.9兆円	[5.0] 7.9	[8.3] 6.7	3.2	9.4	(▲ 1.9) 4.4	(3.1) 2.2	(10.0) 14.2	(▲ 4.7) 5.8			
大中堅企業	[41.2兆円] 42.5兆円	[4.7] 7.5	[12.1] 11.8	6.7	15.6	(1.2) 3.9	(2.5) 9.3	(15.1) 24.3	(▲ 8.0) 9.7			
中小企業	[13.3兆円] 13.2兆円	[10.0] 11.7	[0.8] ▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 3.2	(▲ 8.3) 6.4	(1.6) ▲ 10.7	(▲ 3.1) ▲ 3.0	(9.7) ▲ 3.5			

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

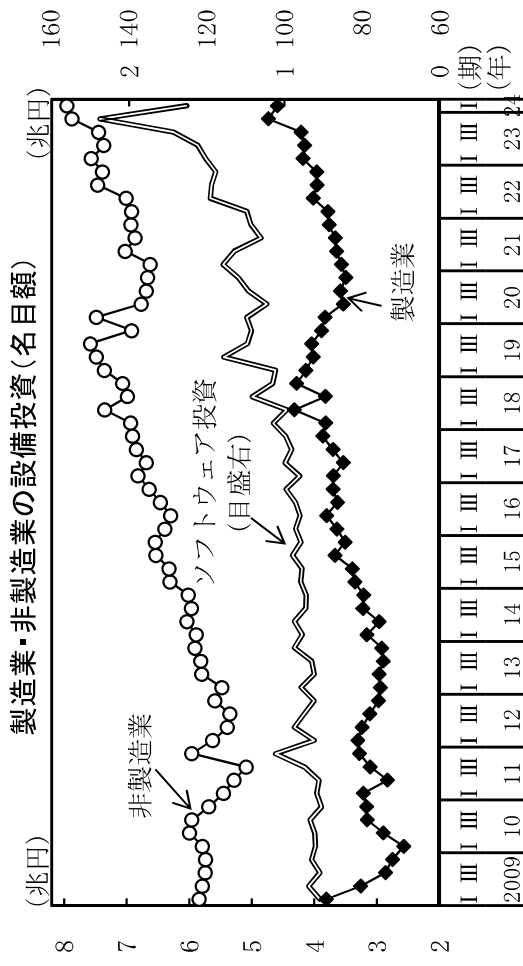
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)											
	[2023年実績] 2023年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2月	3月	4月			
除く輸送機械	—	[6.4] 4.9	[▲ 5.2] ▲ 5.8	(▲ 3.2) ▲ 12.8	(0.9) ▲ 5.9	(▲ 2.0) ▲ 2.7	(▲ 4.1) ▲ 5.1	(7.9) ▲ 4.2	(▲ 0.1) 3.1			
輸送機械	—	[7.0] 6.5	[▲ 1.8] ▲ 3.0	(▲ 2.1) ▲ 9.7	(3.2) 0.3	(▲ 4.1) ▲ 3.0	(▲ 2.3) ▲ 0.5	(3.6) ▲ 6.8	P P			
輸送機械	—	[4.2] 5.5	[0.0] ▲ 2.3	(▲ 2.5) ▲ 7.7	(4.0) 1.5	(▲ 8.1) ▲ 5.4	(▲ 2.9) ▲ 7.1	(7.1) ▲ 5.8	P P			
機械受注	[10.4兆円]	[5.2] 4.1	[▲ 3.6] ▲ 4.6	(▲ 1.4) ▲ 7.2	(▲ 1.3) ▲ 2.5	(4.4) ▲ 2.0	(7.7) ▲ 1.8	(2.9) 2.7	(▲ 2.9) 0.7			
(船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円]	[4.8] 8.5	[3.4] 6.0	(7.6) ▲ 4.0	(13.8) 26.1	(▲ 11.2) 21.3	(▲ 20.0) 4.5	(21.2) 51.8	(30.1) 24.2			

(備考) 1. Pは速報値。
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がいないため、()内は原数値の前期(月)比としている。
4-6月期見直し(▲ 1.6)

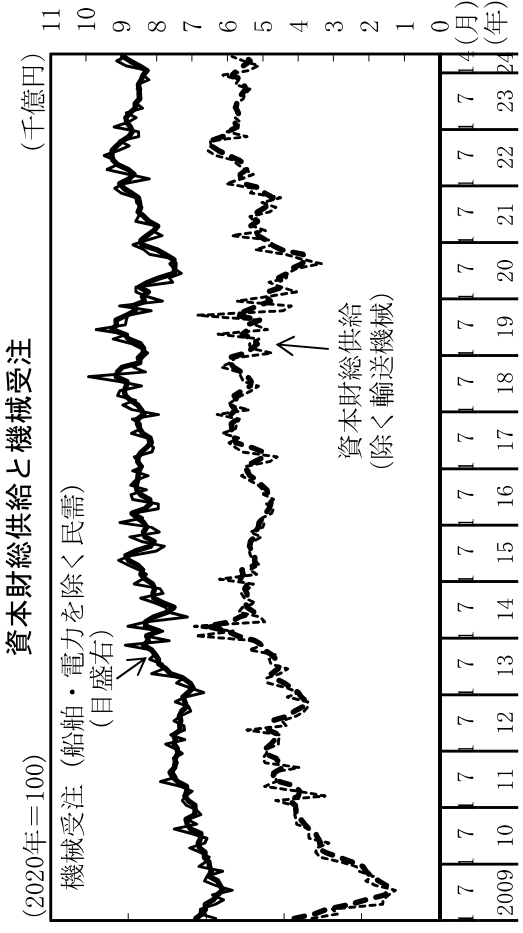
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名 調査名	日本銀行 全国企業短期経済観測調査				日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査				日本経済新聞社 設備投資意向調査				内閣府・財務省 法人企業景気予測調査					
	大企業		中小企業		大企業		中小企業		設備投資意向調査 上場企業、資本金1億円 以上の有力企業		設備投資意向調査 上場企業、資本金1億円 以上の有力企業		資本金1000万円以上		資本金1000万円以上			
調査対象企業	全規模		全規模		全規模		全規模		全規模		全規模		全規模		全規模			
年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2024年度		
全産業	10.2	4.5	9.5	4.1	10.7	20.7	1.6	13.7	10.7	20.7	15.6	17.3	9.3	12.1	9.3	12.1		
製造業	8.6	5.1	9.5	4.4	11.2	26.5	3.0	0.0	11.2	26.5	19.6	21.0	11.6	15.4	11.6	15.4		
非製造業	11.9	3.9	9.5	3.8	10.4	17.6	0.8	23.2	10.4	17.6	9.9	11.5	8.3	10.3	8.3	10.3		
調査時点	2024年2月~3月		2023年6月		2023年8月		2023年10月		2023年12月		2023年12月		2024年5月		2024年6月		2024年6月	
発表時期	2024年4月		2024年4月		2023年8月		2023年12月		2023年12月		2023年12月		2023年12月		2023年12月		2024年6月	
回答社数	9,118		1,734		1,706		4,790		874		874		874		874		11,111	

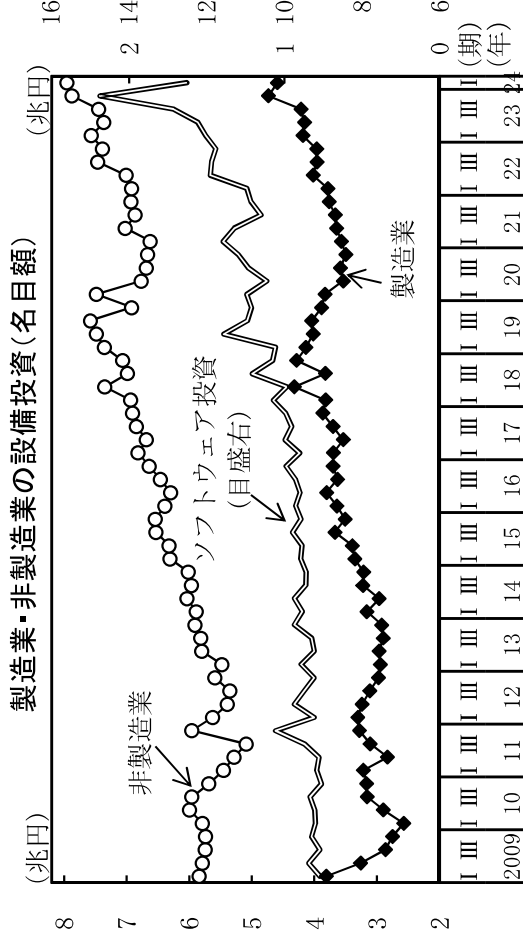
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。回答社数は対象企業数。2010年度からリソース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。



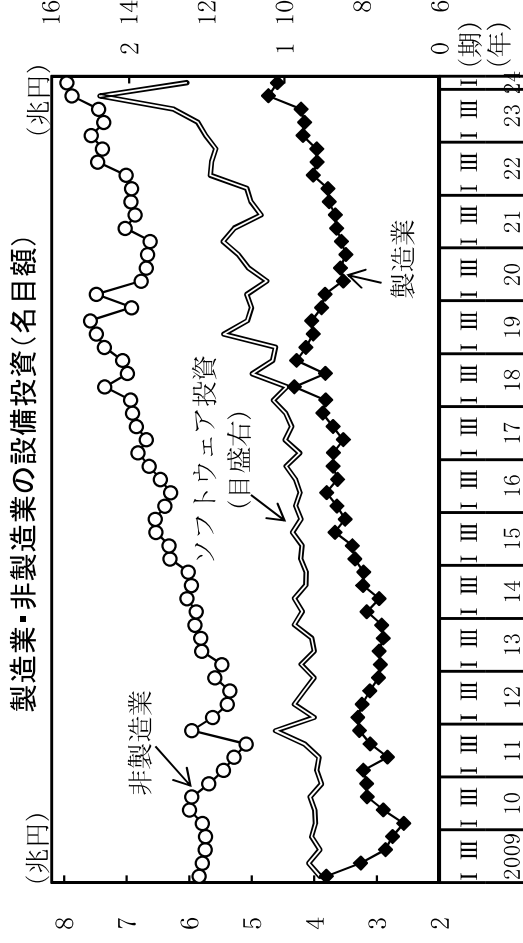
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
 ソフトウェア投資は季節調整値。



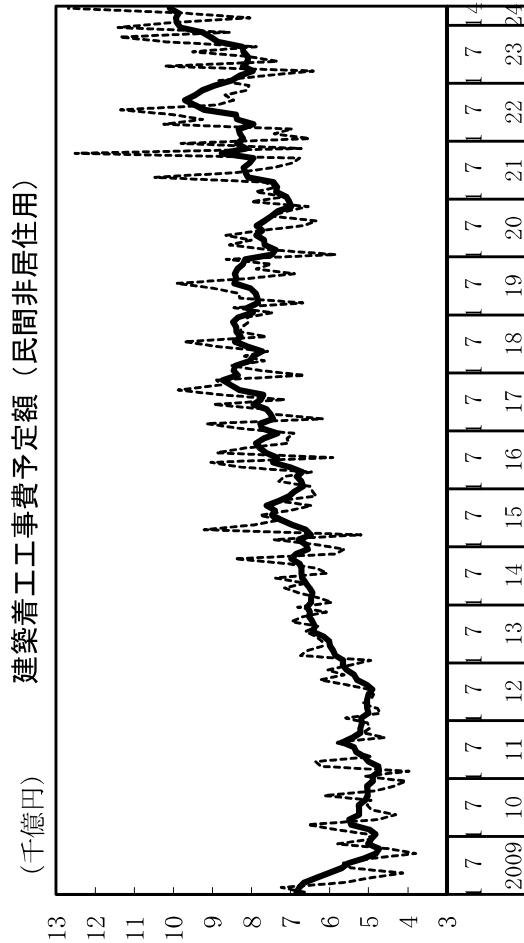
(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



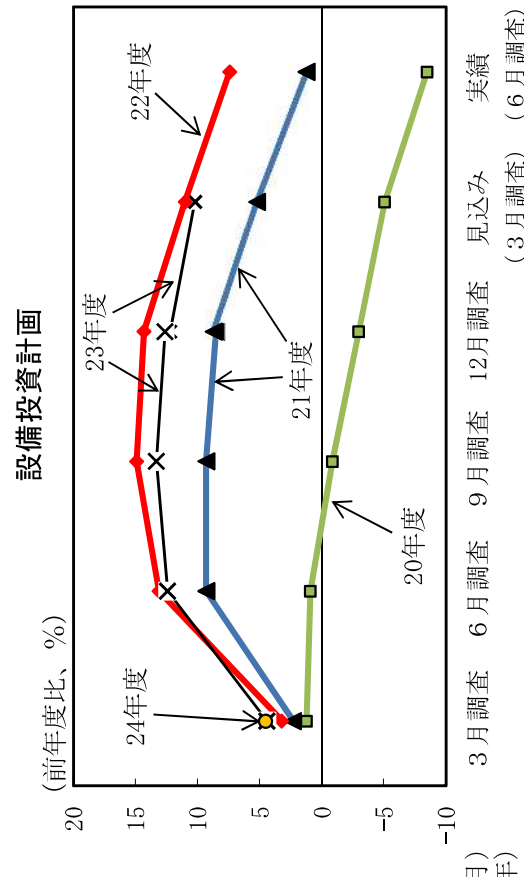
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
 ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
 ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。
 3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査及び2024年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度、2023年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設 住宅建設は、弱含んでいる。

(前年同期(月)比、[]内は前年比、()内は前年前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[86.0] 86.1	[82.0] 80.0	80.0	80.3	78.6	79.5	76.0	88.0
	[▲ 0.4] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 7.0	(▲ 2.2) ▲ 7.7	(0.3) ▲ 6.3	(▲ 2.2) ▲ 9.6	(▲ 0.9) ▲ 8.2	(▲ 4.4) ▲ 12.8	(15.8) 13.9
建築主が民間	[0.5] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 6.9	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(0.1) ▲ 6.0	(▲ 2.2) ▲ 9.4	(▲ 1.1) ▲ 8.7	(▲ 5.0) ▲ 11.5	(16.0) 15.4
持家	[▲ 11.3] ▲ 11.8	[▲ 11.4] ▲ 11.5	(▲ 0.0) ▲ 8.6	(▲ 9.4) ▲ 16.2	(6.3) ▲ 9.0	(7.1) ▲ 11.2	(▲ 1.7) ▲ 4.8	(▲ 1.1) ▲ 3.9
貸家	[7.4] 5.0	[▲ 0.3] ▲ 2.0	(▲ 2.7) ▲ 2.6	(0.1) ▲ 3.3	(1.0) ▲ 4.3	(▲ 1.0) 1.0	(▲ 7.9) ▲ 13.4	(24.5) 20.6
分譲	[4.7] 4.5	[▲ 3.6] ▲ 9.4	(▲ 3.1) ▲ 13.5	(10.0) ▲ 0.3	(▲ 12.9) ▲ 16.9	(▲ 9.3) ▲ 17.7	(0.5) ▲ 16.8	(15.1) 16.5
一戸建て	[3.5] 0.2	[▲ 6.1] ▲ 7.5	(▲ 3.2) ▲ 9.3	(▲ 0.5) ▲ 5.9	(▲ 6.2) ▲ 10.9	(▲ 5.9) ▲ 13.1	(0.6) ▲ 12.8	(▲ 1.2) ▲ 14.2
マンション	[6.4] 10.5	[▲ 0.3] ▲ 11.9	(▲ 3.0) ▲ 19.2	(25.2) 7.6	(▲ 20.6) ▲ 22.9	(▲ 13.8) ▲ 23.0	(0.4) ▲ 20.8	(37.9) 68.7
着工床面積	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 2.2) ▲ 9.3	(▲ 2.0) ▲ 9.2	(▲ 2.5) ▲ 12.5	(▲ 2.1) ▲ 13.1	(▲ 2.6) ▲ 12.9	(13.4) 9.1
建築主が民間	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 1.5) ▲ 9.0	(▲ 2.2) ▲ 9.1	(▲ 2.4) ▲ 12.4	(▲ 2.2) ▲ 13.3	(▲ 3.1) ▲ 12.1	(13.4) 10.0
工事費予定額平米単価 (万円)	[21.0] 21.3	[23.5] 24.1	23.8	24.4	24.8	24.8	24.7	25.3
	[4.4] 5.0	[11.9] 13.2	12.8	14.6	11.5	13.1	12.4	10.4

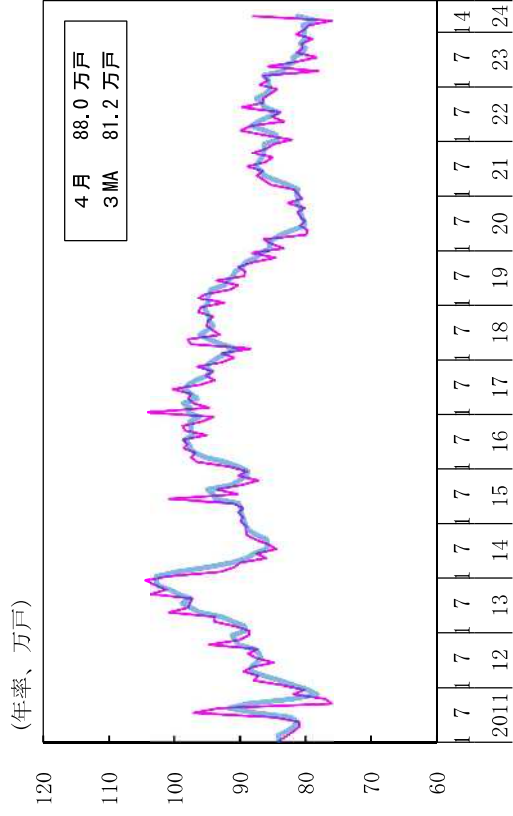
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

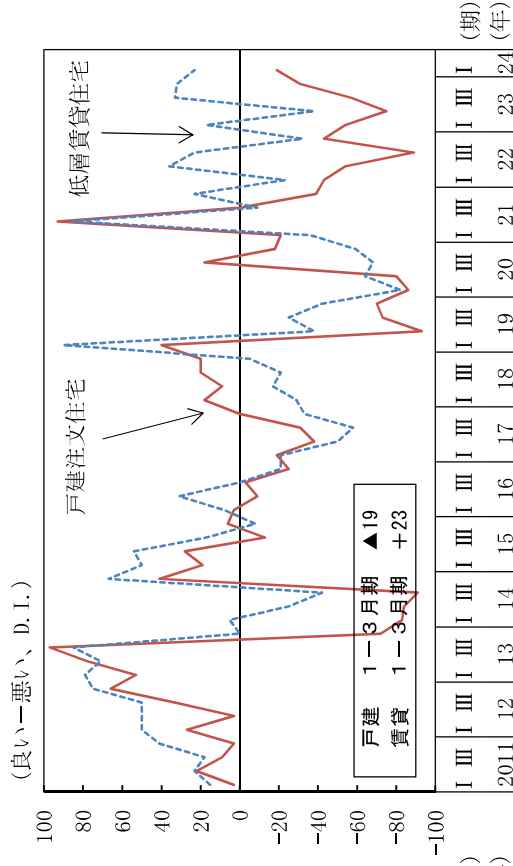
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

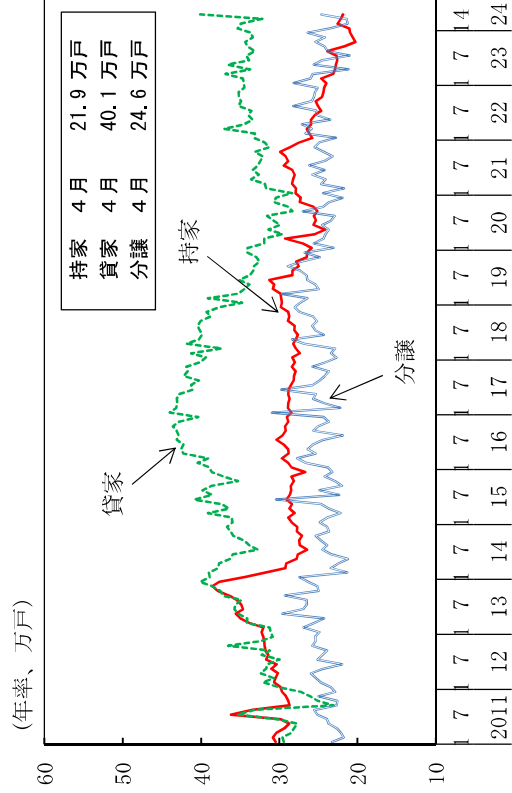
住宅着工戸数 (季節調整値)



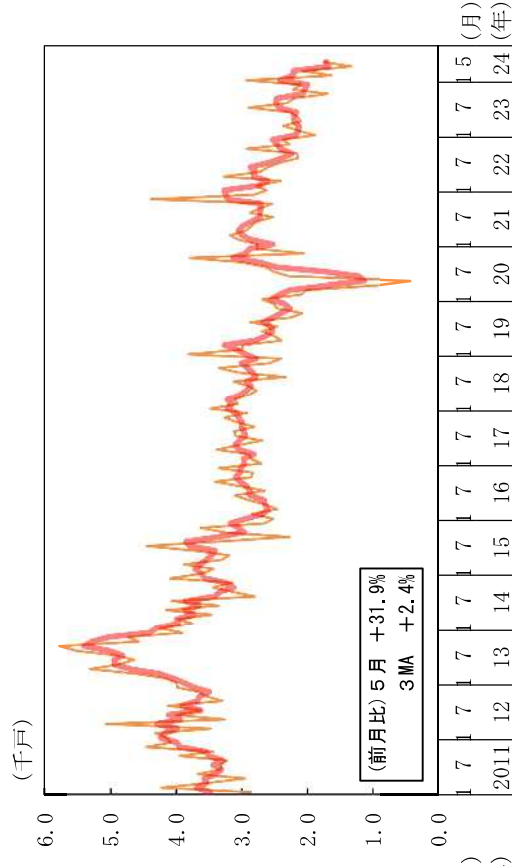
住宅景況判断指数 (受注戸数)



利用関係別住宅着工戸数 (季節調整値)



首都圏のマニション総販売戸数 (季節調整値)



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数 (受注戸数) は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比 (実績) について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値 (-100~+100)。
3. 首都圏のマニション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資
公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.4] 7.2	[3.3] ▲ 2.8	(0.7) ▲ 5.3	(5.1) ▲ 3.4	(17.0) ▲ 21.0	(5.5) 11.6	(10.7) 26.5	—
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 12.1] 10.6	[19.8] 15.7	(▲ 11.9) 7.4	(23.2) 18.9	(11.9) ▲ 20.1	(25.1) 45.9	(21.1) 55.9	—
公共工事請負金額	[▲ 4.7] ▲ 0.4	[7.1] 5.3	(1.8) 8.3	(10.7) 5.2	(21.7) ▲ 0.7	(▲ 10.1) 6.2	(1.4) 18.8	(▲ 3.6) 12.3
公共工事出来高	[0.7] 4.0	[4.8] 0.7	(▲ 1.9) ▲ 0.2	(▲ 2.4) ▲ 5.5	(▲ 0.1) ▲ 5.0	(▲ 0.4) ▲ 6.0	(8.1) 2.8	—
公的固定資本形成 (名目)	[▲ 5.2] ▲ 1.7	[5.9] 7.0	(0.3) 4.8	(3.8) 8.2				

(備考) 1. 内閣府「四半別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、前年(度)比は、2021年3月以前分に新推計方法に基づき参考値として再集計した値を用いて算出。
 4. 公共工事受注額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年度	2021	2022	2023	2024
当初予算 (億円)	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,801 [60,600]	60,828
(前年度比、%)	▲ 11.5	0.0	0.0	0.0
補正後予算 (億円)	80,518	80,531	82,579	—
(前年度比、%)	▲ 13.0	0.0	2.5	—

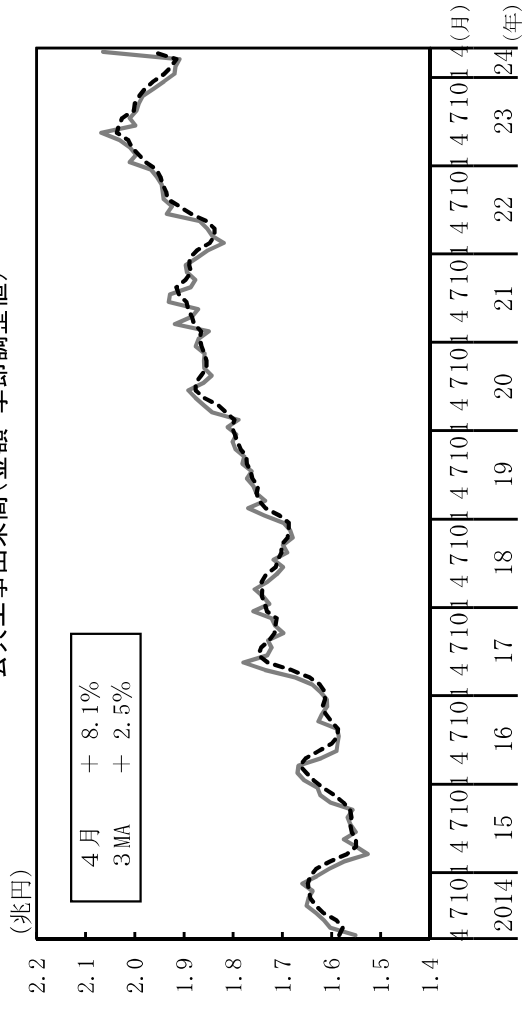
②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

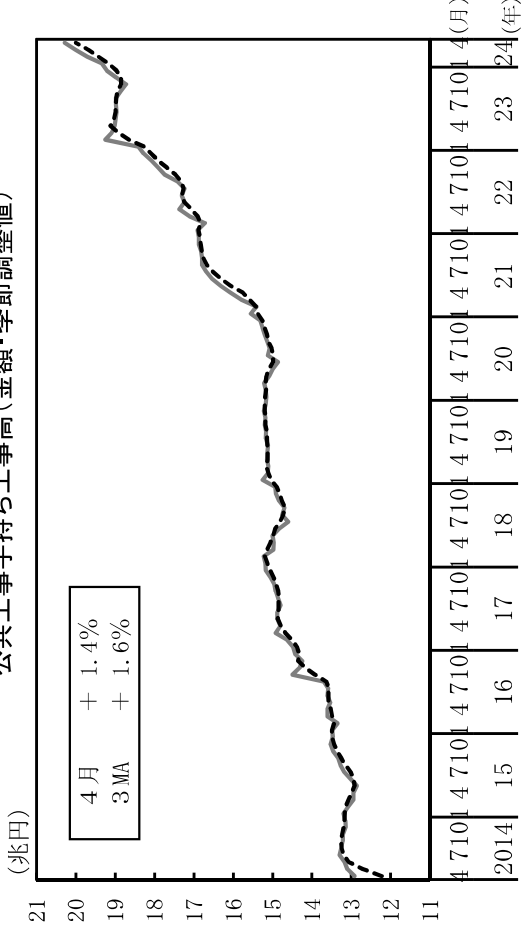
調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
	2022年度	2023年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
区分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
普通建設事業費	0.6	3.3	2.9	3.7	5.4	6.3
うち補助事業費	▲ 1.1	3.5	3.4	▲ 0.4	4.4	3.1
うち単独事業費	1.8	4.0	3.3	8.3	7.0	9.8
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度および2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数であり、2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。

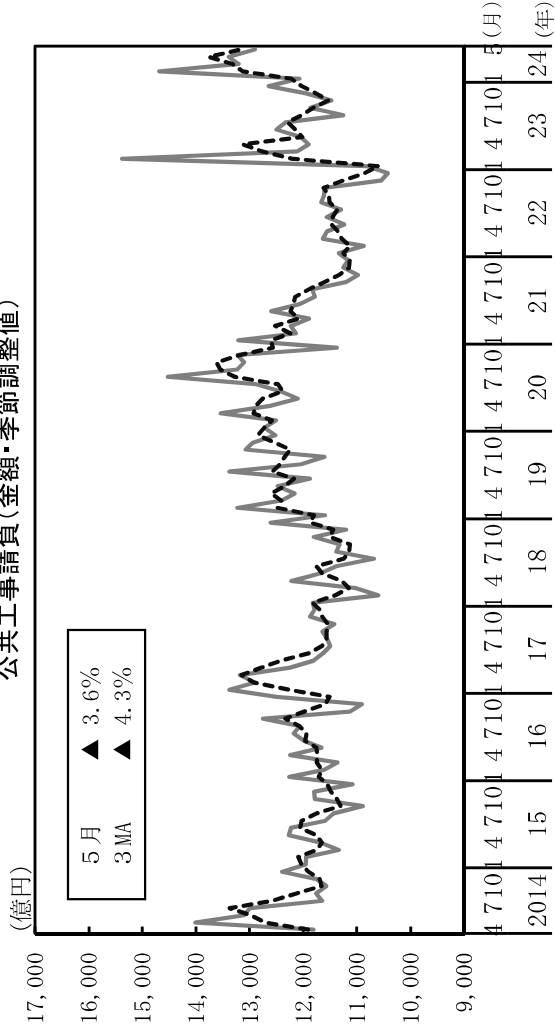
公共工事出来高(金額・季節調整値)



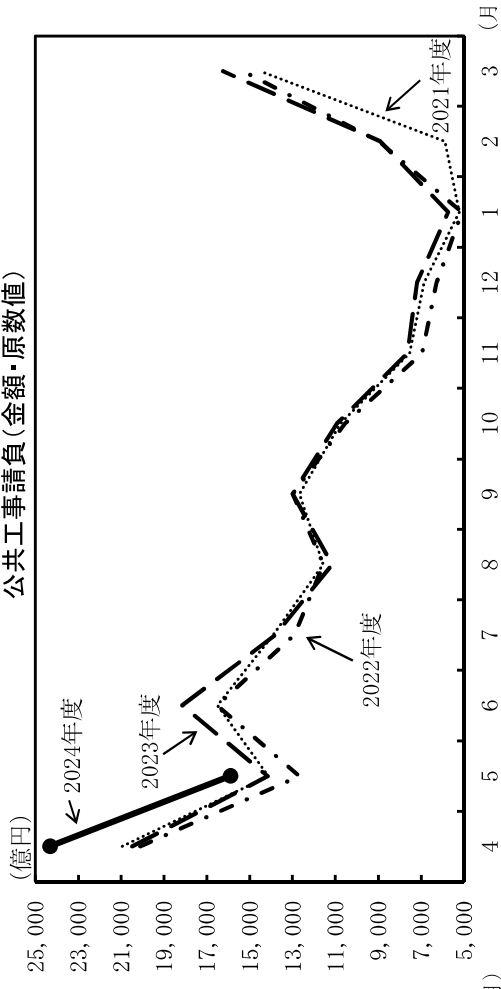
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

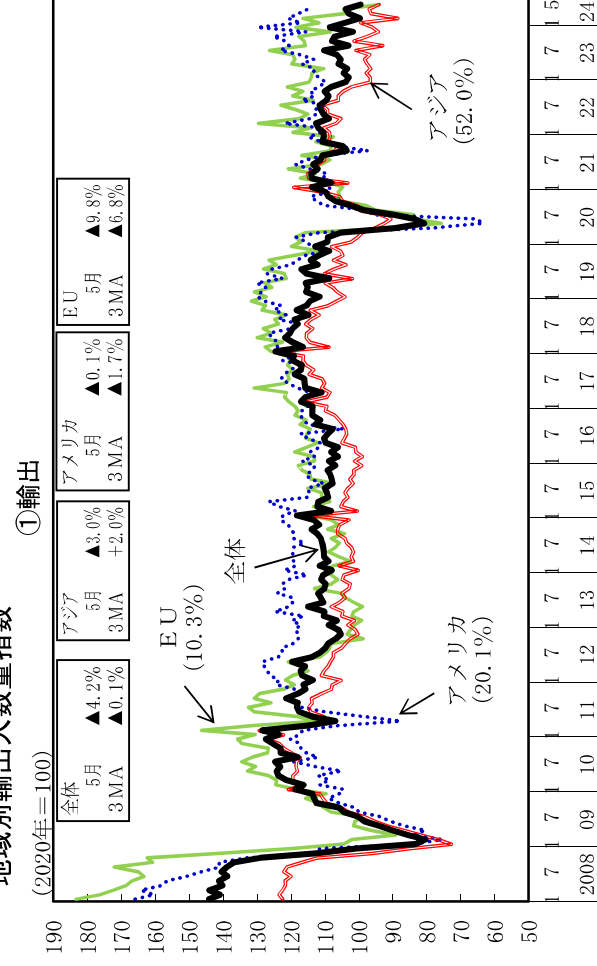
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、經常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

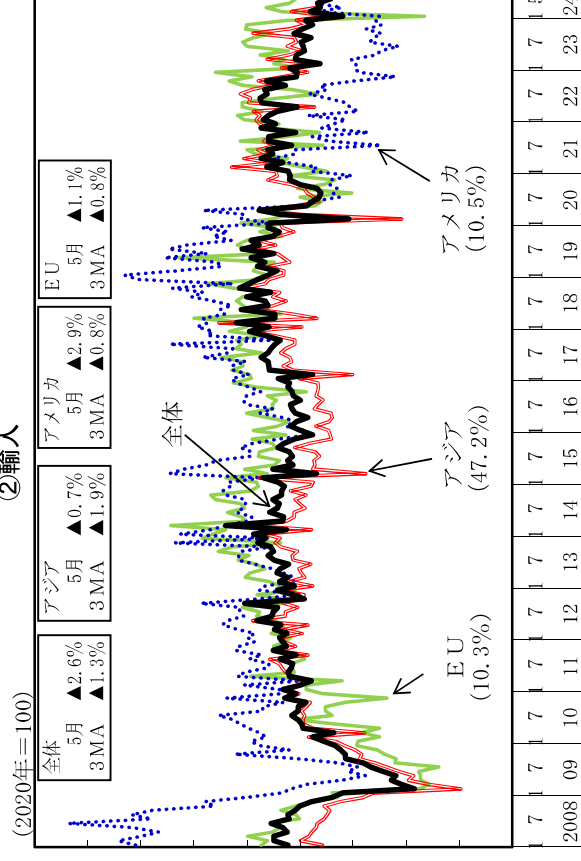
	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	2024年 4月	2024年 5月
輸出数量指数 (%)	[▲0.6] ▲2.2	[▲4.0] ▲2.4	(▲1.2) ▲2.0	(▲3.3) ▲0.7	(▲3.3) ▲2.1	(0.8) ▲3.2	P (▲4.2) P ▲0.9
輸入数量指数 (%)	[▲0.4] ▲1.9	[▲4.9] ▲5.2	(▲0.9) ▲3.3	(▲3.3) ▲5.9	(▲1.9) ▲9.7	P (0.5) P 0.7	P (▲2.6) P ▲1.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲210,665] ▲231,771	[▲94,167] ▲60,230	▲10,073	P ▲18,386	P ▲8,523	P ▲5,529	—
貿易収支(億円)	[▲155,107] ▲177,869	[▲65,009] ▲35,725	▲11,440	P ▲11,333	P ▲5,740	P ▲4,151	—
第一次所得収支(億円)	[350,477] 353,150	[349,240] 355,312	86,496	P 89,230	P 31,525	P 34,330	—
經常収支(億円)	[114,486] 90,787	[213,810] 253,390	66,306	P 60,923	P 20,106	P 25,241	—
金融収支(億円)(原数値)	[64,253] 91,471	[233,037] 214,532	34,428	P 59,758	P 24,782	P 22,526	—

地域別輸出入数量指数

(2020年=100)



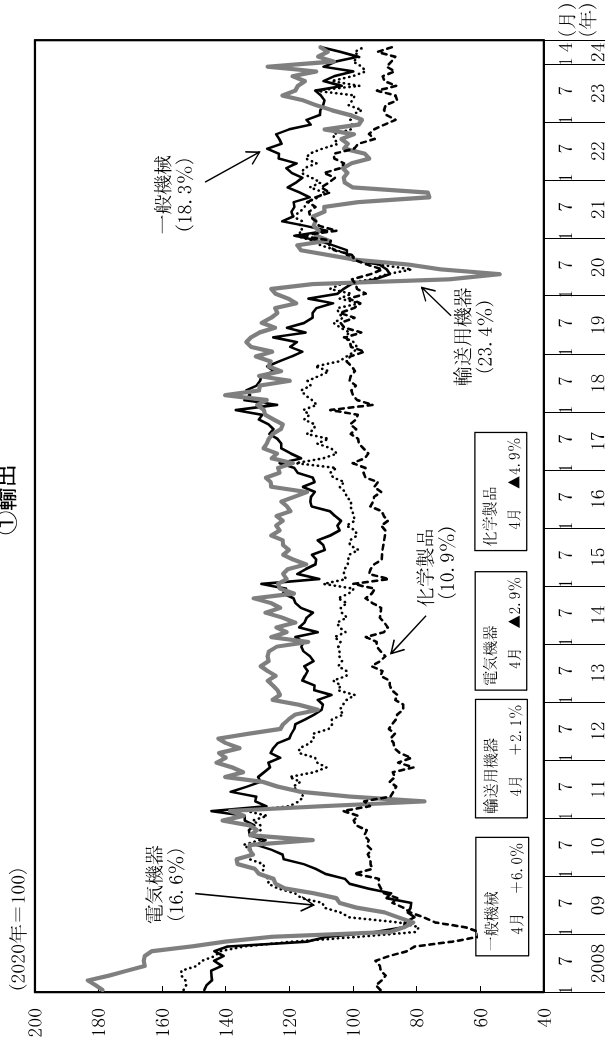
②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。第4回「貿易統計」がベース。

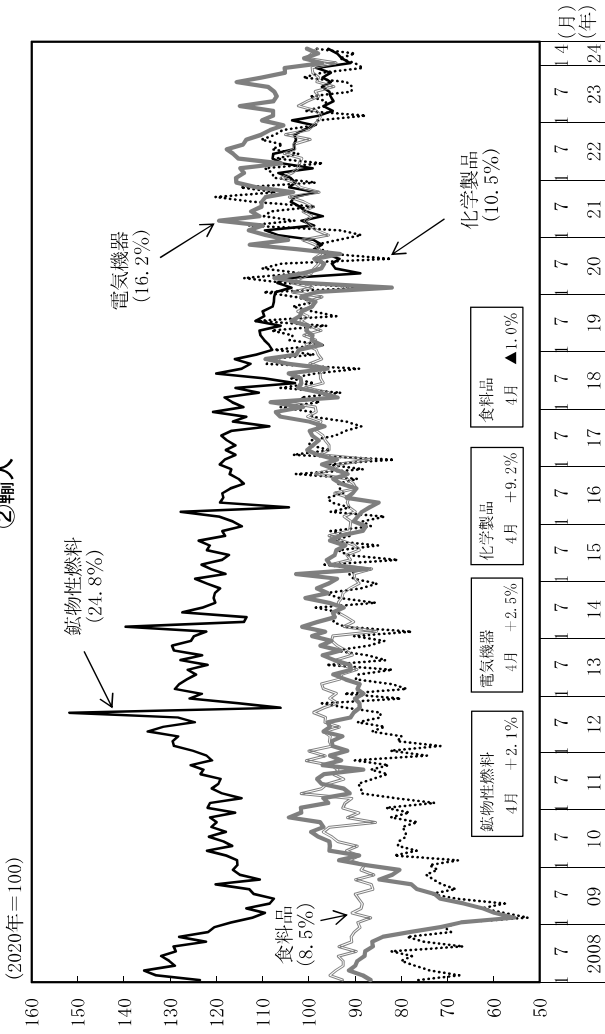
品目別輸出入数量指数

①輸出

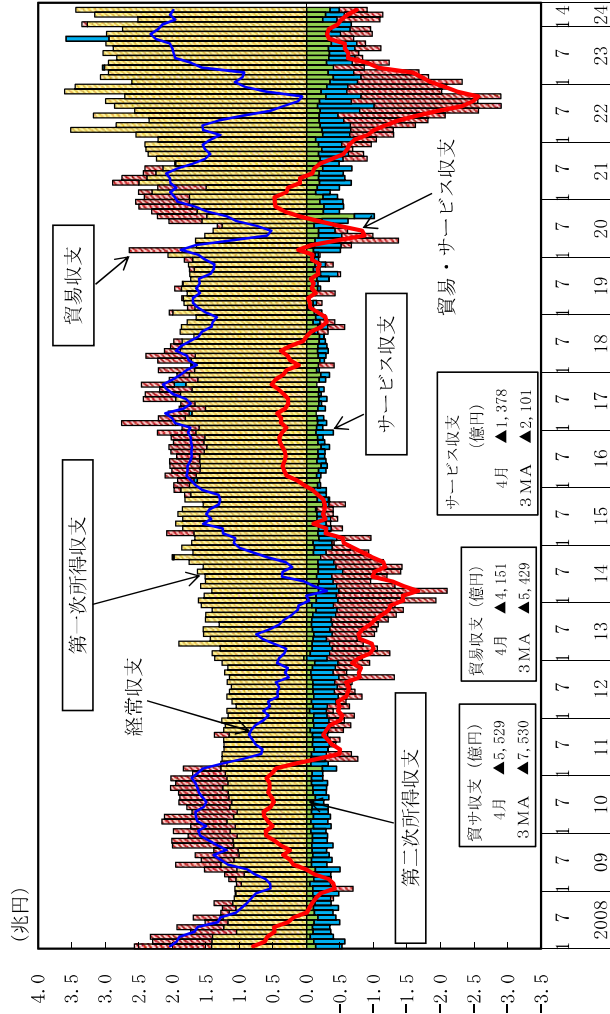


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウエイト。

②輸入

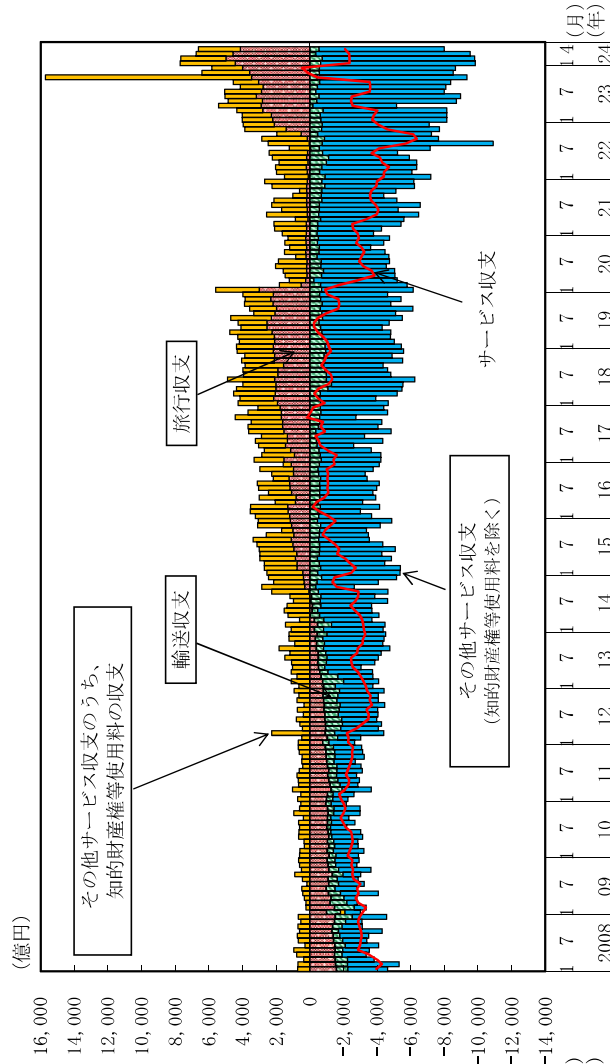


経常収支



(備考) 1. 財務省「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

サービス収支



7. 生産・出荷・在庫

生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。

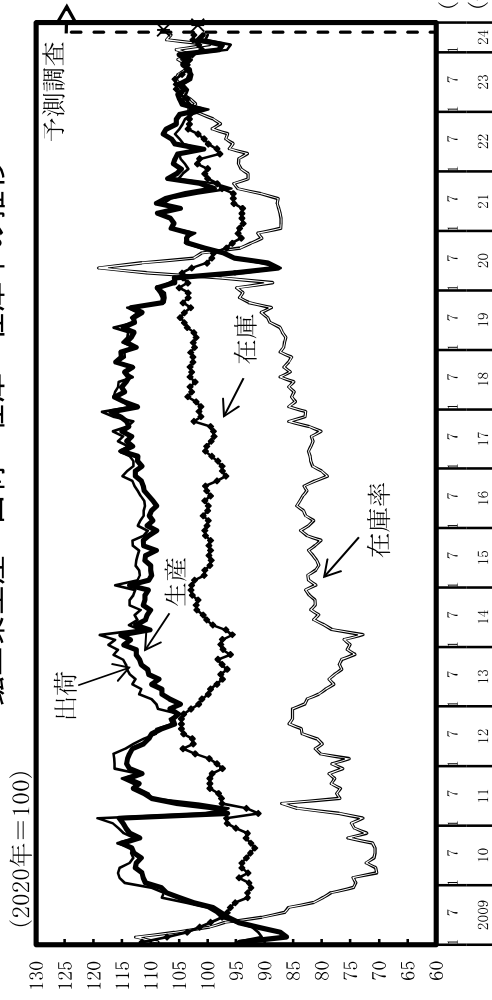
	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7－9月期	10－12月期	2024年 1－3月期	2024年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 0.1] ▲ 0.3	[▲ 1.3] ▲ 1.9	(▲ 1.4) ▲ 3.9	(1.1) ▲ 0.7	(▲ 5.2) ▲ 4.0	(▲ 0.6) ▲ 3.9	(4.4) ▲ 6.2	(▲ 0.9) ▲ 1.8
鉱工業出荷指数	[▲ 0.5] ▲ 0.1	[▲ 0.7] ▲ 1.6	(▲ 0.9) ▲ 2.5	(0.6) ▲ 0.3	(▲ 5.8) ▲ 4.6	(▲ 0.7) ▲ 4.7	(4.7) ▲ 6.8	(▲ 0.4) ▲ 1.4
鉱工業在庫指数	[2.7] 2.2	[▲ 0.5] ▲ 1.0	(▲ 1.8) 0.0	(▲ 0.9) ▲ 0.5	(▲ 0.1) ▲ 1.0	(0.6) ▲ 1.7	(1.0) ▲ 1.0	(▲ 0.2) ▲ 2.4
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.2] 98.4	[98.5] 98.2	98.5	98.5	98.2	98.4	98.2	97.9
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.1] 107.9	[107.0] 105.0	(106.5)	(106.7)	(98.7)	(98.1)	(99.4)	(99.7)
第3次産業 活動指数	[1.6] 2.3	[1.9] P 1.4	(0.8) 2.4	(▲ 0.5) 1.0	P (▲ 0.1) P 0.9	P (2.1) P 2.8	P (▲ 2.3) P ▲ 0.8	P (1.9) P 1.4

予測調査
5月 ▲6.9%
6月 ▲5.6%

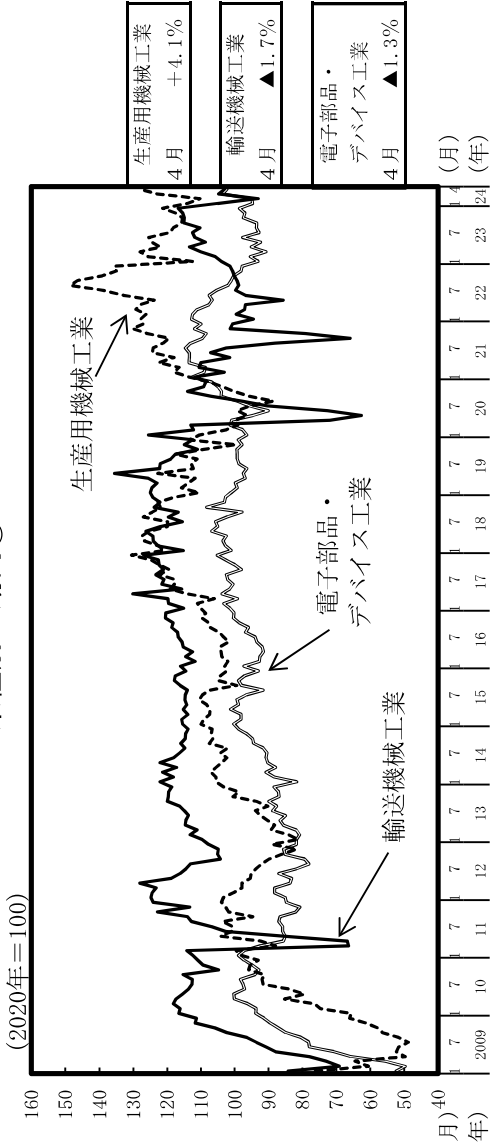
(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。

2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下端は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下端は前年同期（月）比、上段の○内は季節調整前同期（月）比。

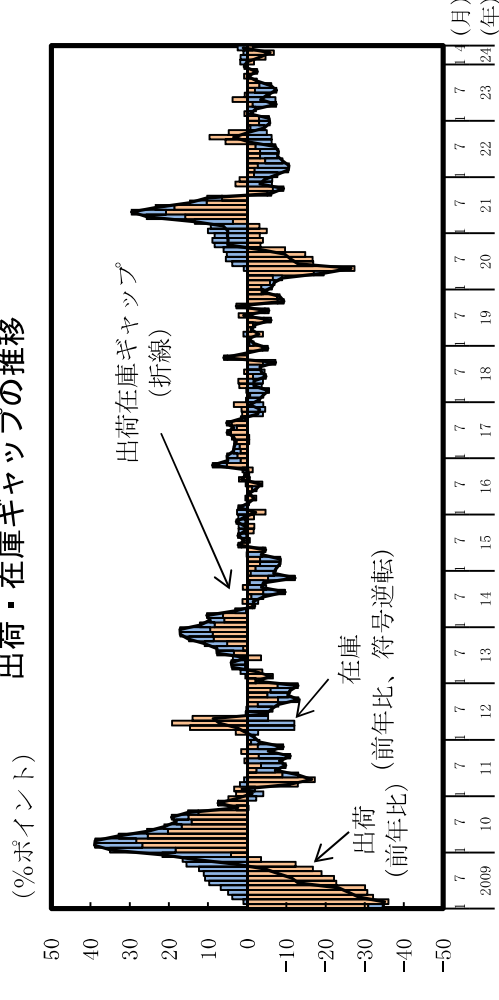
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



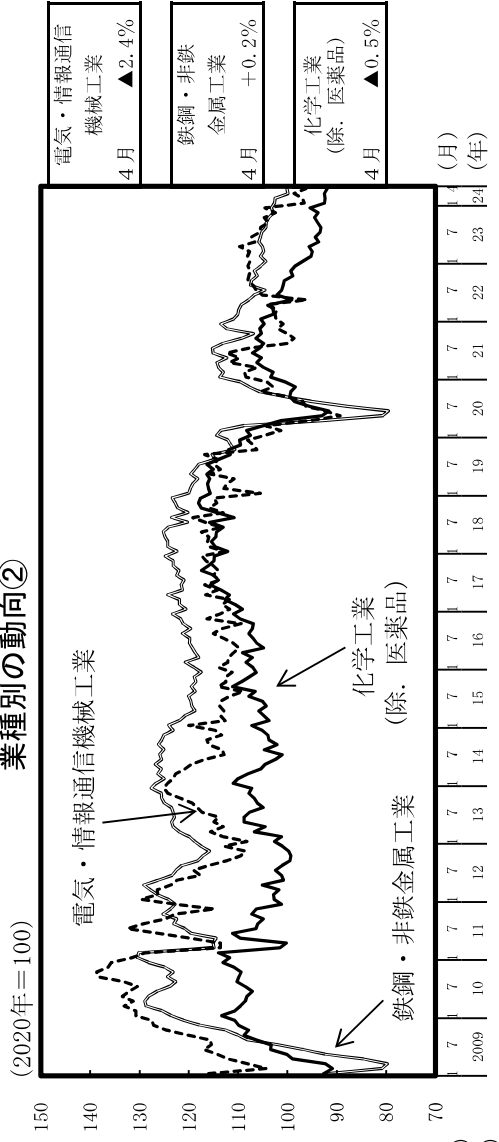
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば改善している。

企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」（前年同期比、%）

経常利益	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		計画
	実績	実績	実績	実績	上期	下期	上期	下期	
全規模	42.7	16.2	6.9	12.2	1.1		▲ 3.0	▲ 5.8	0.3
大企業	53.7	11.7	7.4	4.5	11.6		▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 0.2
非製造業	44.4	32.7	8.7	27.1	▲ 10.1		▲ 3.4	▲ 5.6	▲ 0.3
製造業	45.0	▲ 7.8	2.2	0.7	3.7		▲ 0.8	▲ 5.4	7.1
中小企業	21.8	8.4	5.2	16.2	▲ 3.1		▲ 0.1	▲ 1.4	1.4

財務省「法人企業統計季报」

（前年同期比、（ ）内は季調済前期比、%）

経常利益	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年4-6月	7-9月	10-12月	2024年1-3月
全規模全産業	11.2	12.0	8.8	14.6	11.6 (10.1)	20.1 (▲ 0.6)	13.0 (▲ 1.9)	15.1 (6.7)
製造業	11.1	0.1	2.6	8.8	0.4 (12.7)	▲ 0.9 (4.3)	19.9 (▲ 2.0)	23.0 (5.1)
非製造業	11.3	19.8	13.0	18.1	19.0 (8.8)	40.0 (▲ 3.2)	9.5 (▲ 1.8)	11.5 (7.6)
大中堅企業	17.0	11.5	12.2	14.7	9.4 (11.5)	18.3 (▲ 2.6)	20.1 (5.1)	13.4 (▲ 0.5)
中小企業	▲ 5.0	13.5	▲ 1.0	14.4	23.5 (5.7)	26.8 (6.0)	▲ 7.3 (▲ 23.1)	18.8 (36.3)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（%ポイント）

→ 見込み

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

業況判断D I	2022年9月	12月	2023年3月	6月	9月	12月	2024年3月	6月
全産業	+ 3	+ 6	+ 5	+ 8	+ 10	+ 13	+ 12	+ 9
製造業	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 1	+ 0	+ 5	+ 4	+ 4
非製造業	+ 5	+ 10	+ 12	+ 14	+ 16	+ 18	+ 18	+ 13
大企業	+ 8	+ 7	+ 1	+ 5	+ 9	+ 12	+ 11	+ 10
非製造業	+ 14	+ 19	+ 20	+ 23	+ 27	+ 30	+ 34	+ 27
製造業	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 5	▲ 5	+ 1	▲ 1	+ 0
非製造業	+ 2	+ 6	+ 8	+ 11	+ 12	+ 14	+ 13	+ 8

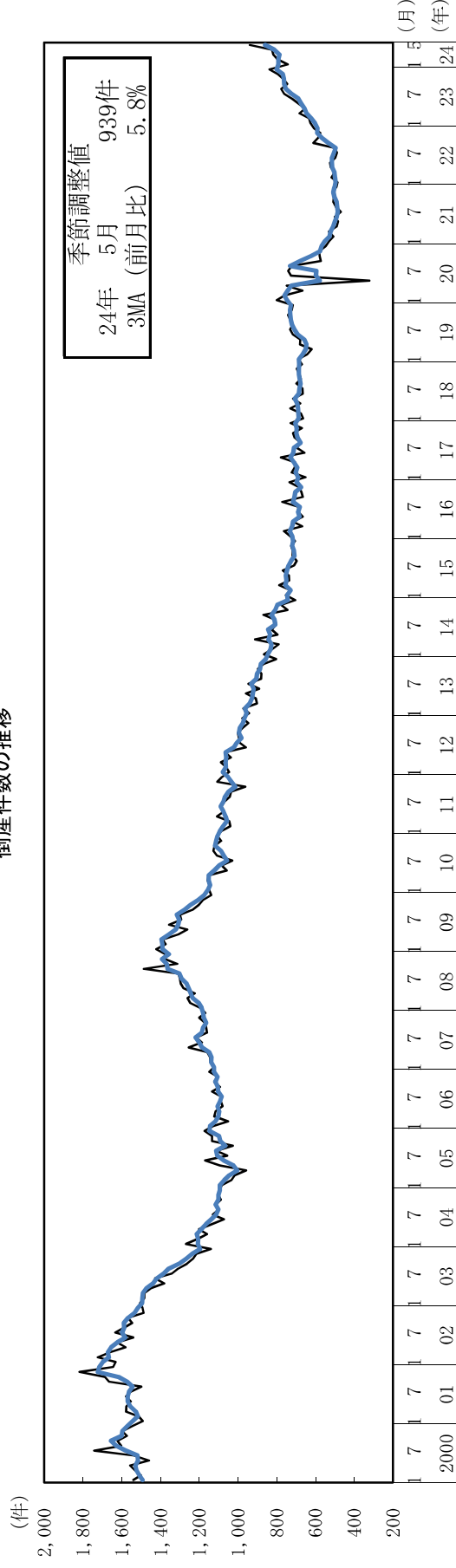
（備考）D I = 「良い」とみる企業の割合（%） - 「悪い」とみる企業の割合（%）

9. 倒産 倒産件数は、増加がみられる。

(株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」 (前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

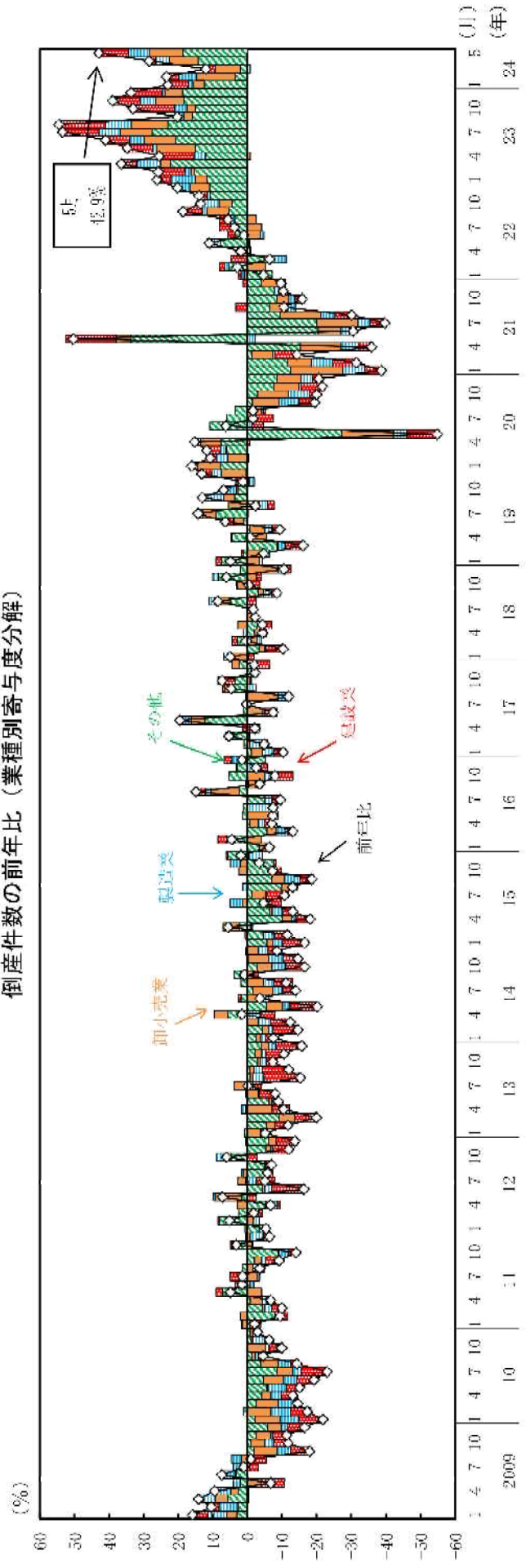
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月期	2024年1-3月期	2024年3月	2024年4月	2024年5月
企業倒産件数	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	[8,690] 9,053	2,410	2,319	906	783	1,009
前年比 (%)	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	[35.1] 31.5	35.1 (5.0)	18.5 (▲1.8)	11.9 (2.7)	28.3 (0.8)	42.9 (13.8)
前月比 (%)								
負債金額 (億円)	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	[24,026] 24,630	5,061	3,609	1,422	1,134	1,367
前年比 (%)	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	[3.0] 5.9	79.6	20.1	▲3.5	▲44.3	▲50.9
大型倒産除く (億円)	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	[7,172] 7,725	1,927	2,151	855	665	866
前年比 (%)	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	[25.1] 27.2	20.5	34.6	22.6	32.7	39.9

倒産件数の推移



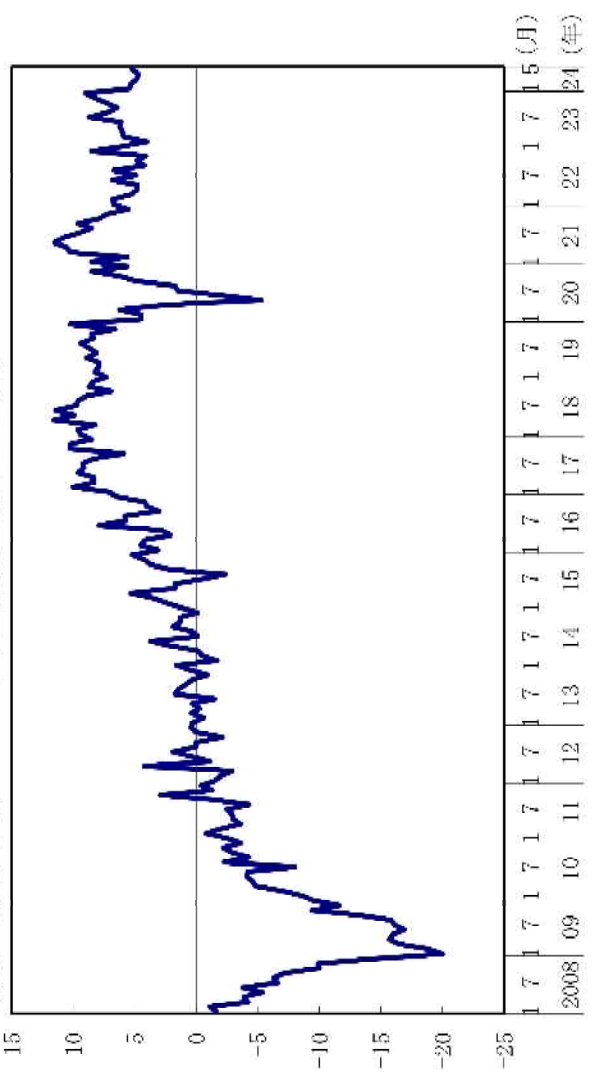
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



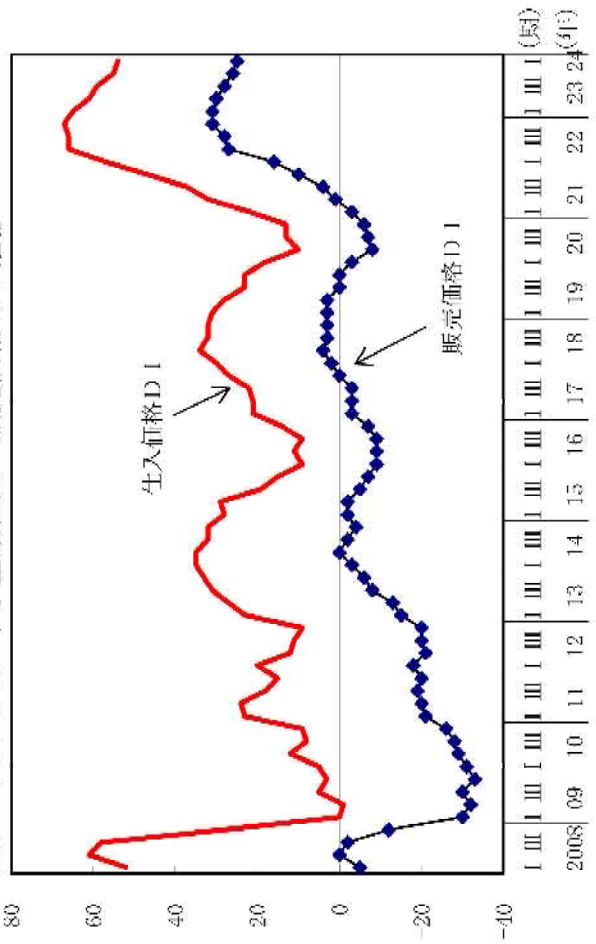
（備考）（株）東京商工リサーチ（TSR）「倒産月報」により作成。

（余裕一窮乏、DI） 中小企業資金繰りDI推移



（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業実況調査」により作成。

（上昇一下落、DI） 中小企業仕入・販売価格DI推移



（備考）「本銀行「全国企業短冊経済観測調査」により作成。

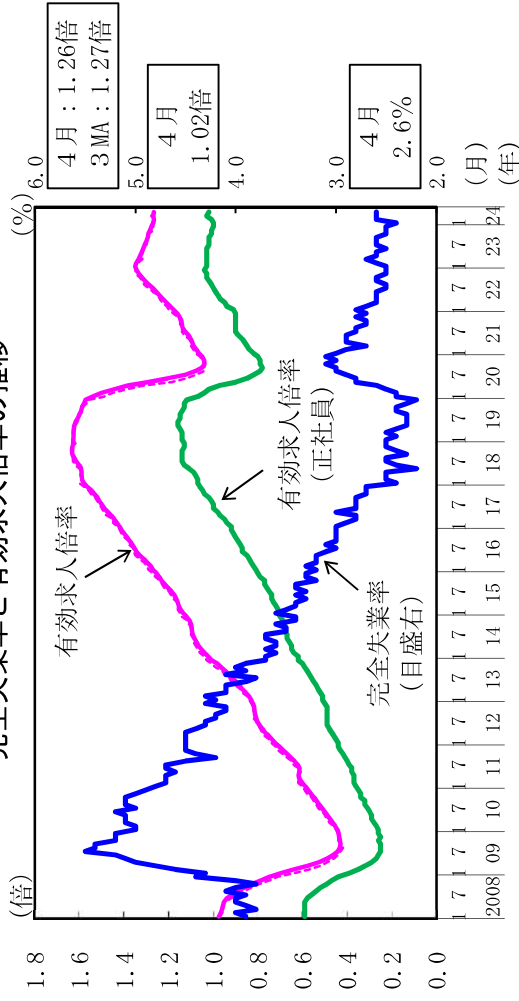
10. 雇用情勢 雇用情勢は、改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値)

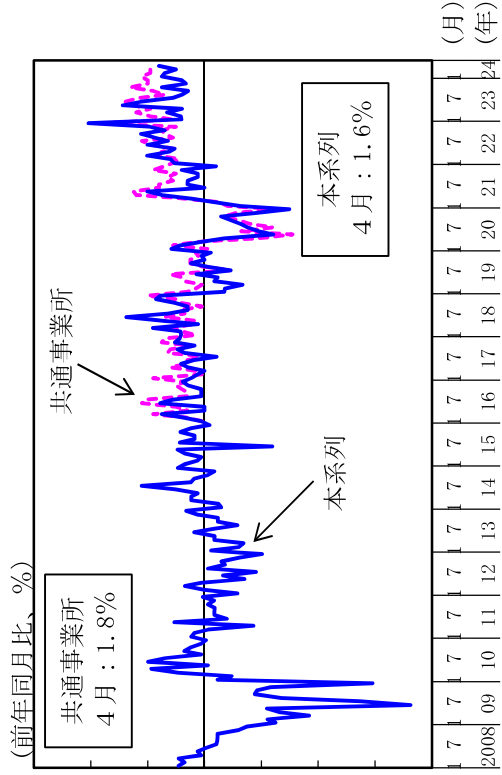
	2022年度[年]	2023年度[年]	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.6 [2.6]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.4]	3.9 [4.1]	3.9	3.9	4.1	4.2	4.5	4.1
完全失業者数総数 (万人)	178 [179]	178 [178]	181	175	178	182	182	183
うち非自発的な離職による者	44 [46]	43 [43]	43	41	42	44	46	44
雇用者数	0.6 [0.4]	0.7 [0.6]	0.7 (0.2)	0.6 (0.0)	0.9 (0.2)	1.3 (0.3)	0.7 (▲0.2)	0.5 (▲0.1)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [0.8]	1.8 [1.9]	1.9 (0.4)	2.0 (0.4)	1.3 (▲0.2)	1.3 (0.2)	1.4 (0.2)	1.2 (0.1)
新規求人数	9.3 [10.8]	▲2.4 [0.1]	▲1.7 (▲0.7)	▲3.3 (▲0.7)	▲4.6 (0.5)	▲3.6 (1.6)	▲7.4 (▲0.7)	▲2.3 (▲4.1)
有効求人数	10.8 [12.7]	▲1.6 [0.9]	▲1.1 (▲0.5)	▲2.7 (▲1.1)	▲3.7 (▲0.2)	▲3.1 (0.5)	▲4.4 (▲0.9)	▲3.6 (▲1.3)
有効求人倍率 (倍)	1.31 [1.28]	1.29 [1.31]	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26
正社員 (倍)	1.01 [0.99]	1.02 [1.02]	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.02
所定外労働時間(残業時間等)	3.9 [4.6]	▲2.0 [▲0.9]	▲2.0 (▲1.7)	▲2.5 (▲1.3)	▲2.9 (▲0.8)	▲2.0 (4.0)	▲2.8 (▲1.3)	▲2.8 (▲0.3)
製造業	2.2 [6.2]	▲5.9 [▲5.5]	▲6.8 (▲2.4)	▲6.3 (▲2.1)	▲6.7 (▲4.8)	▲7.0 (1.7)	▲5.5 (1.3)	▲6.4 (▲0.7)
現金給与総額(一人当たり・名目)	1.9 [2.0]	1.3 [1.2]	0.9 (▲1.0)	0.9 (0.4)	1.3 (0.4)	1.4 (0.1)	1.0 (0.5)	1.6 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	1.9	1.8
実質賃金(一人当たり)	▲1.8 [▲1.0]	▲2.2 [▲2.5]	▲2.6	▲2.5	▲1.6	▲1.8	▲2.1	▲1.2
定期給与(名目)	1.3 [1.4]	1.2 [1.1]	1.1 (0.1)	1.2 (0.3)	1.4 (0.1)	1.5 (0.6)	1.5 (▲0.2)	1.6 (0.5)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	2.0	2.1

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基裡とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都[500人以上規模の事業所]について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与の合計、所定内給与と所定外給与の合計。

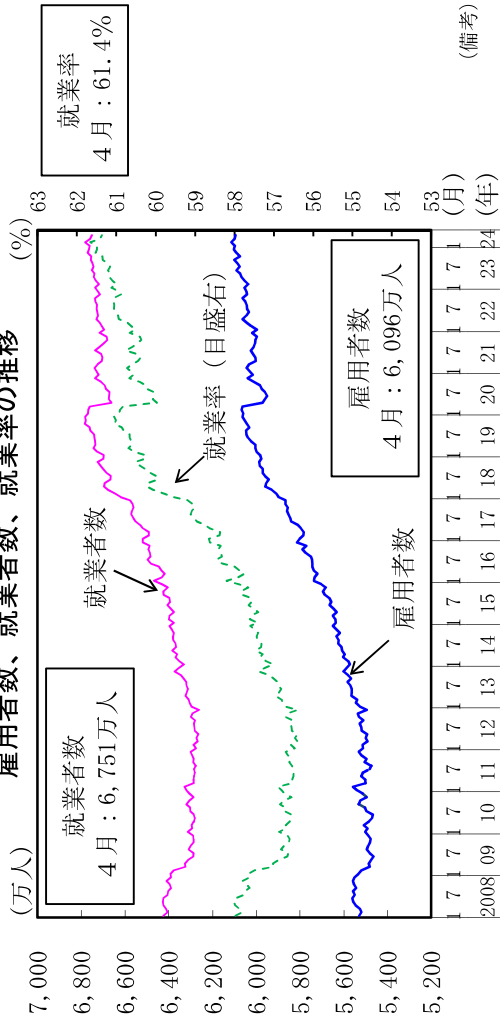
完全失業率と有効求人倍率の推移



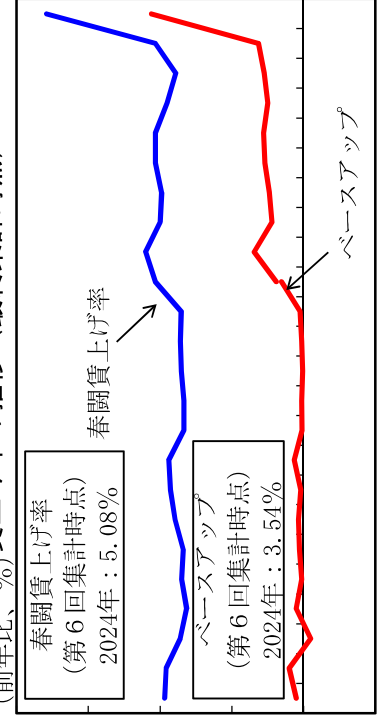
現金給与総額 (本系列と共通事業所) の推移



雇用者数、就業者数、就業率の推移



賃上げ率の推移 (最終集計時点)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月労働統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本から全数調査への変更、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出を行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率の値は2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

11. 物価

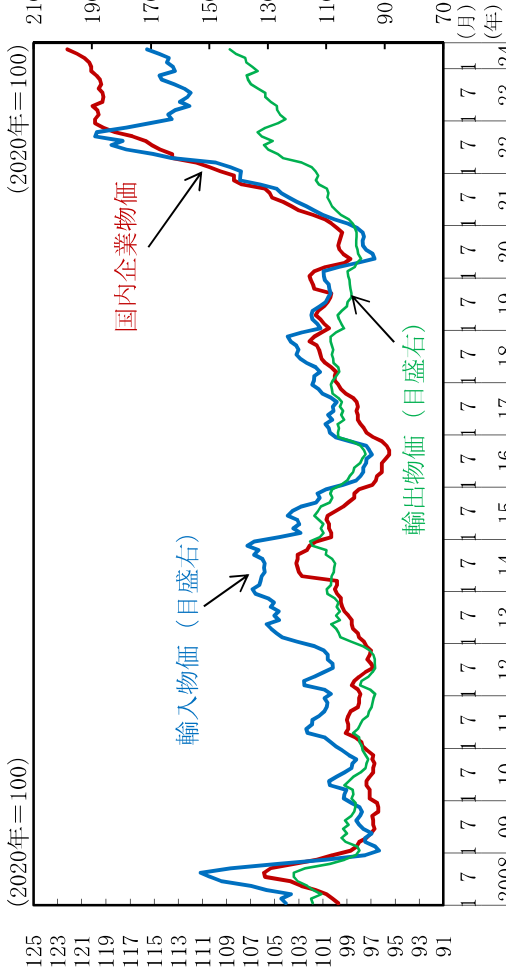
国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

(前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整前期(月)比、%)

	[2022年]		[2023年]		2023年		2024年		2024年		2024年		消費者物価 (東京都支部)	
	2022年度	2022年度	2023年度	2023年度	7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	4月	5月	4月	5月
国内企業物価	[9.8]	[9.5]	[4.2]	[4.2]	(0.1)	(0.2)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.4)
夏季電力料金調整後	[9.8]	[9.5]	[4.2]	[4.2]	(▲ 0.1)	(0.3)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	(0.6)	(0.5)	(0.3)	(0.4)
輸出物価	[16.3]	[15.1]	[4.0]	[4.2]	(3.4)	(1.9)	(0.7)	(0.4)	(2.2)	P (1.5)	(8.9)	(11.0)	(8.8)	(10.9)
輸入物価	[39.1]	[33.2]	[▲ 4.7]	[▲ 7.2]	(0.6)	(3.8)	(▲ 0.8)	(▲ 1.4)	(2.0)	P (2.5)	(▲ 13.6)	(7.9)	(1.4)	(6.6)
契約通貨ベース	[21.4]	[15.8]	[▲ 8.8]	[▲ 11.4]	(▲ 3.2)	(1.8)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(0.2)	P (0.9)	(▲ 8.0)	(▲ 4.1)	(▲ 6.9)	(▲ 3.0)
企業向けサービス価格	[1.5]	[1.7]	[2.2]	[2.3]	(0.6)	(1.0)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.7)	P (0.1)	(2.3)	(2.7)	(2.3)	(2.5)
国際運輸を除くベース	[1.2]	[1.4]	[2.3]	[2.4]	(0.6)	(0.6)	(0.4)	(0.1)	(0.8)	P (0.0)	(2.3)	(2.6)	(2.3)	(2.4)
総合	[2.5]	[3.2]	[3.2]	[3.5]	(0.8)	(0.9)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(2.5)	(2.5)	(2.7)	(2.8)
連鎖基準	[2.5]	[3.5]	[3.5]	[3.5]	(—)	(—)	(—)	(0.3)	(0.2)	(0.4)	(2.8)	(2.6)	(2.8)	(2.9)
持家の帰属家賃を除く総合	[3.0]	[3.8]	[3.8]	[3.8]	(0.9)	(1.1)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(3.0)	(2.9)	(3.1)	(3.3)
食料	[4.5]	[5.7]	[8.1]	[7.4]	(1.7)	(1.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.6)	(0.3)	(4.8)	(4.3)	(4.8)	(4.1)
生鮮食品	[8.1]	[7.2]	[7.4]	[6.9]	(2.6)	(4.8)	(▲ 1.7)	(1.3)	(3.3)	(1.2)	(5.5)	(9.1)	(5.5)	(8.8)
生鮮食品を除く食料	[3.8]	[5.4]	[8.2]	[7.5]	(1.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(5.2)	(3.5)	(4.6)	(3.2)
エネルギー	[17.1]	[12.8]	[▲ 6.0]	[▲ 8.0]	(▲ 1.6)	(2.5)	(0.2)	(0.5)	(0.5)	(3.1)	(▲ 5.1)	(0.1)	(▲ 0.6)	(7.2)
生鮮食品を除く総合	[2.3]	[3.0]	[3.1]	[2.8]	(0.8)	(0.8)	(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.5)	(2.5)	(2.2)	(2.6)	(2.5)
(政策等による特殊要因を除く)	[2.3]	[3.3]	[3.3]	[3.3]	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(0.0)	(0.5)	(2.7)	(2.3)	(2.7)	(2.6)
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	[1.1]	[2.2]	[4.0]	[3.9]	(0.9)	(0.6)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(3.2)	(2.4)	(2.9)	(2.1)
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	[4.1]	[4.1]	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(2.9)	(2.4)	(2.9)	(2.2)

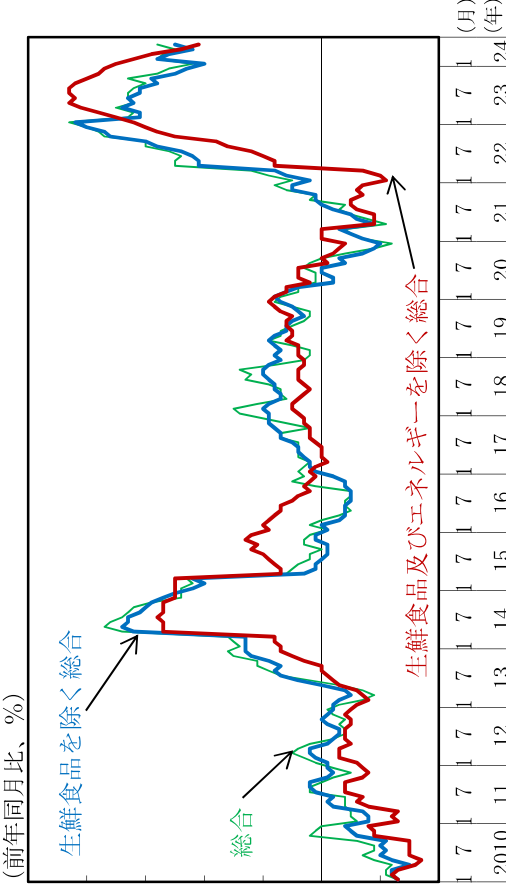
(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Pは連環。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整前期(月)比は、内閣府試算値。
 3. 消費者物価の四半期前年同月比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同月比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

企業物価の推移



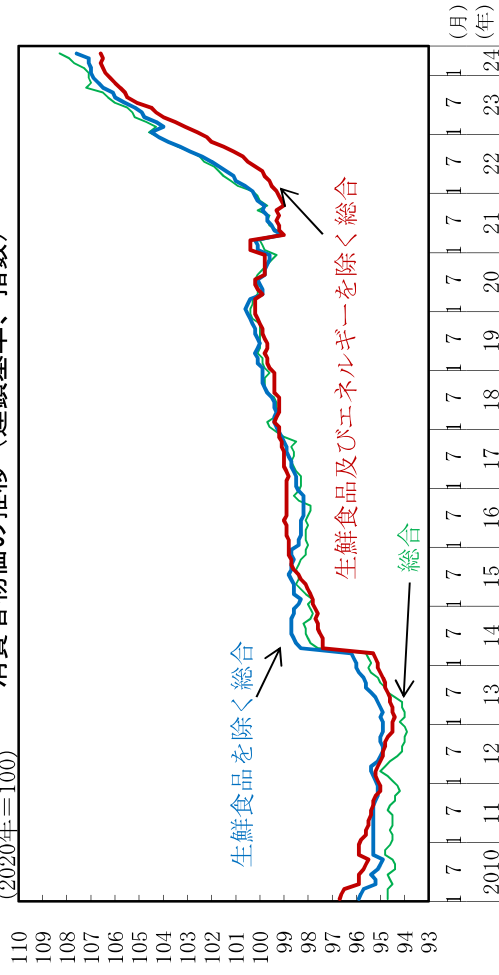
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

消費者物価の推移 (固定基準、前年同月比)



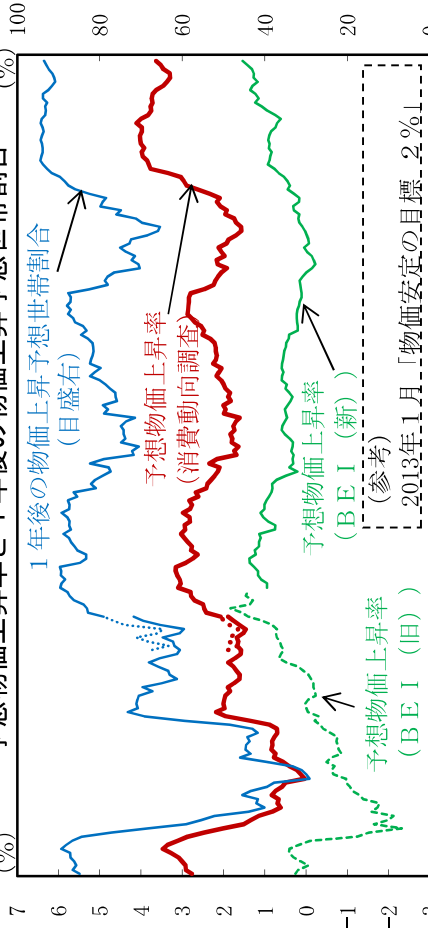
(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

消費者物価の推移 (連鎖基準、指数)



(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。

予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



- (備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問設置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン作用調査を開始。
 2. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
 BEI(ブレーク・インフレーション)は、物価連動国債売参加者による物価予想。それ
 ぞれの時点で残存期間が最長のもの(BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物))。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。対米ドルレート（インターバンク直物相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

(%, ポイント、円)

	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
ユーロレートを (無担保翌日物)	-0.032	-0.034	-0.032	-0.029	-0.055	-0.016	0.001	0.022	0.077	0.077
ユーロ円 TIBOR (3か月物)	-0.028	0.000	-0.017	0.013	-0.003	0.014	0.054	0.083	0.109	0.118
国債流通利回り	0.225	0.554	0.292	0.616	0.597	0.758	0.696	0.735	0.834	0.965
株式相場										
東証株価指数(TOPIX)	1,919	2,186	1,931	2,341	2,311	2,324	2,611	2,728	2,707	2,740
日経平均株価	27,257	30,716	27,290	33,226	32,517	32,478	37,730	39,844	38,750	38,557
円相場										
(対米ドル)	131.57	140.59	135.43	144.51	144.56	147.77	148.56	149.63	153.43	156.13
(対ユーロ)	138.12	152.07	140.97	156.70	157.22	159.01	161.26	162.70	164.82	168.84
(韓国ウォン・1円当たり)	9.84	9.31	9.66	9.14	9.09	8.94	8.96	8.89	8.90	8.76
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,280,079	5,372,463	5,238,149	5,421,139	5,410,191	5,430,723	5,388,283	5,404,735	5,644,691	5,538,429
マネーリーストック (億円、前年比)	6,532,030	6,636,551	6,496,940	6,683,214	6,668,866	6,692,106	6,653,036	6,662,400	6,898,964	6,788,243
マネーリーストック M (億円、前年比)	12,012,019	12,311,515	12,088,927	12,386,783	12,379,315	12,387,433	12,420,487	12,443,216	12,600,110	12,590,493
広義流動性 (億円、前年比)	20,571,747	21,085,816	20,743,272	21,195,003	21,202,966	21,204,322	21,247,333	21,251,027	21,625,057	21,828,371
銀行貸出	3.8	2.5	3.6	2.2	2.1	2.0	2.1	2.0	2.7	3.3
普通社債発行額	1.7	3.4	2.5	3.4	3.3	3.2	3.5	3.6	3.5	3.4
	▲16.4	22.3	▲10.9	16.2	54.8	▲9.5	▲0.4	26.9	▲58.3	35.2

(備考) 1. コールレート、ユーロ円 TIBOR、国債利回り、株価、円相場は、年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場(対米ドル)はインターバンク直物中心相場、円相場(対ユーロ)はインターバンク直物17時時点。円相場(韓国ウォン)はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

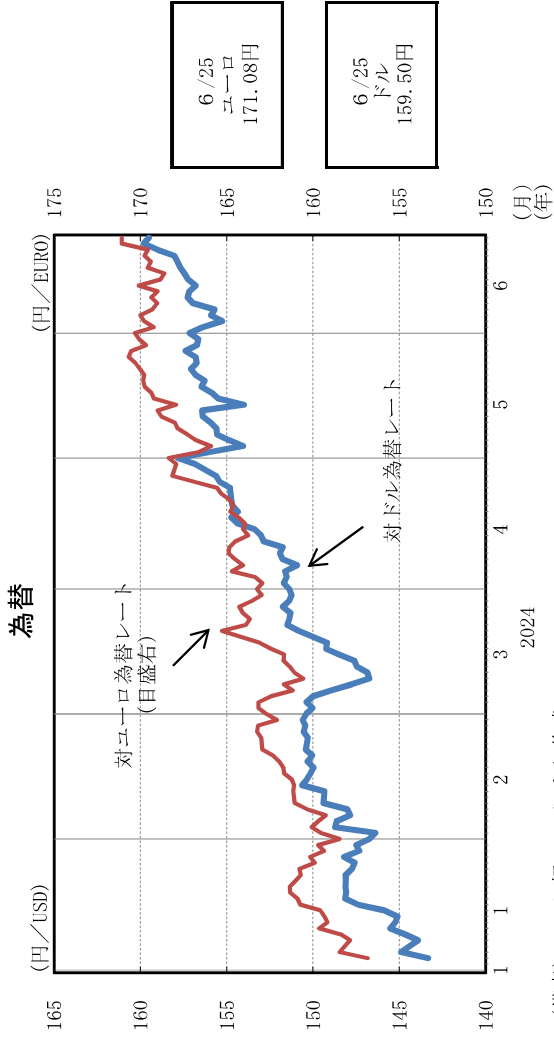
5. マネーリーストックは、平均残高の前年同期(月)比。()内は季調済前期比年率。

6. マネーリーストックは、平均残高。()内は季調済前期比年率。

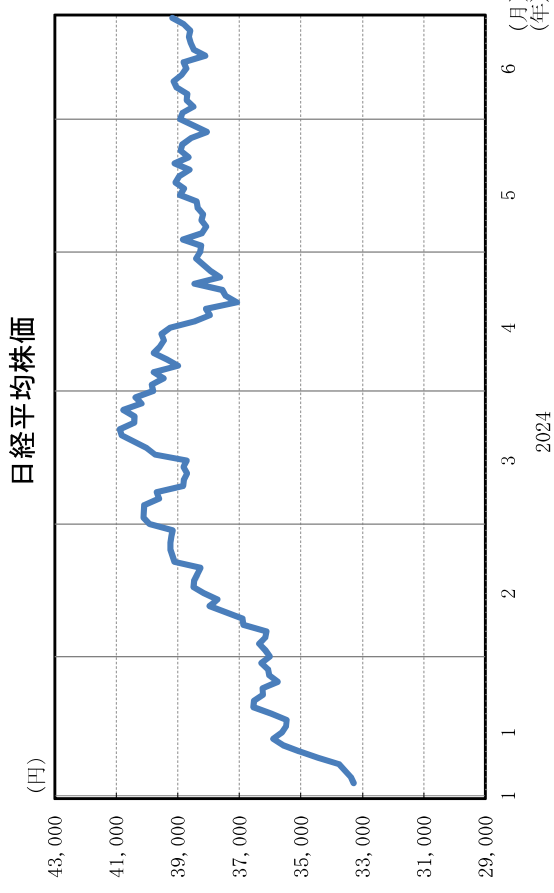
7. 銀行貸出は、銀行計(都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計)の平均残高の前年同期(月)比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分(円建て外債及び資産担保型社債を含む)の前年同期(月)比。

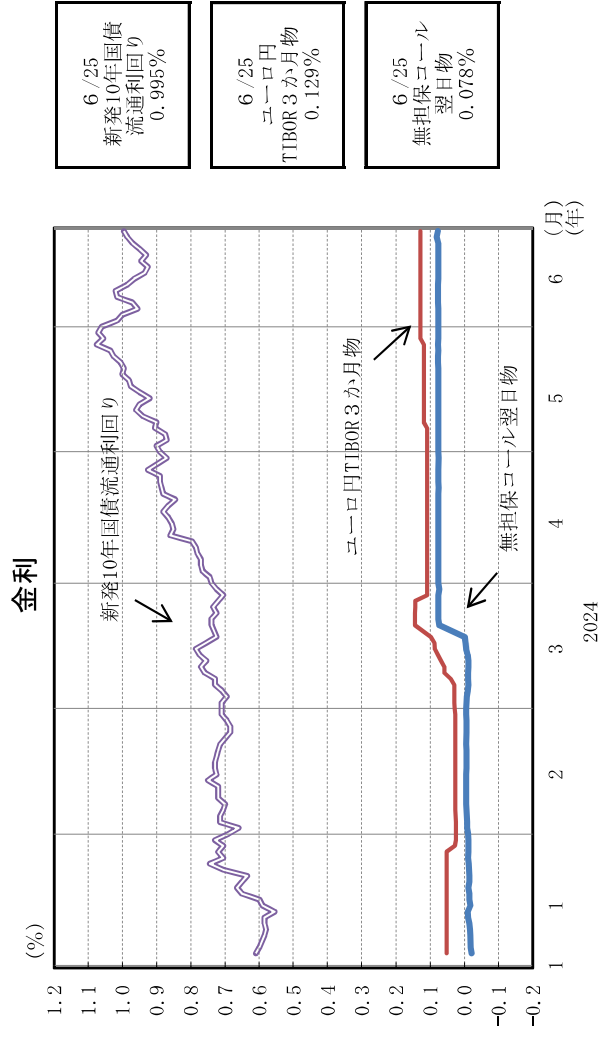
9. マネーリーストック(広義流動性)は、IMF国際収支マニユアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い、適及改定を実施。



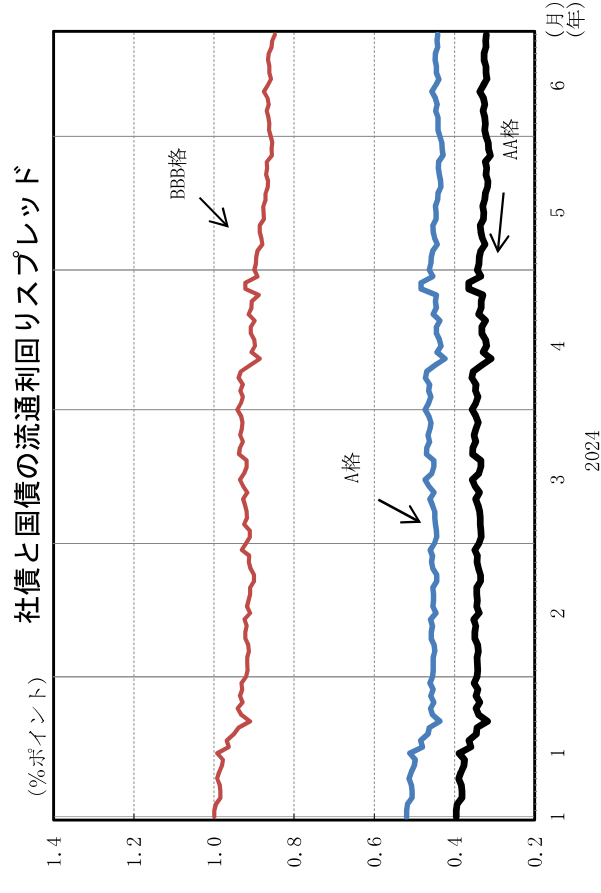
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインタンバーク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインタンバーク直物17時時点。



(備考) 日経NEEDSにより作成。

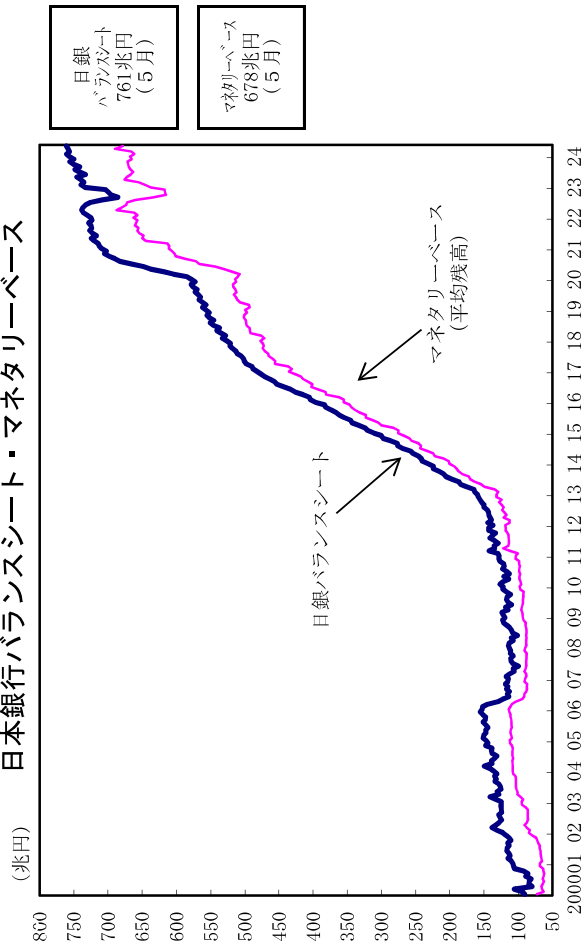


(備考) 日経NEEDSにより作成。

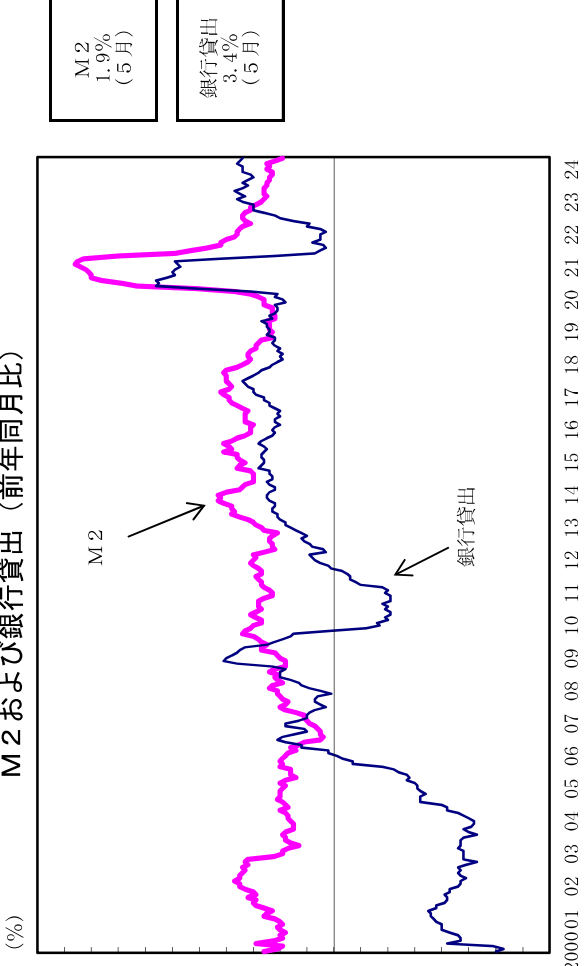


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

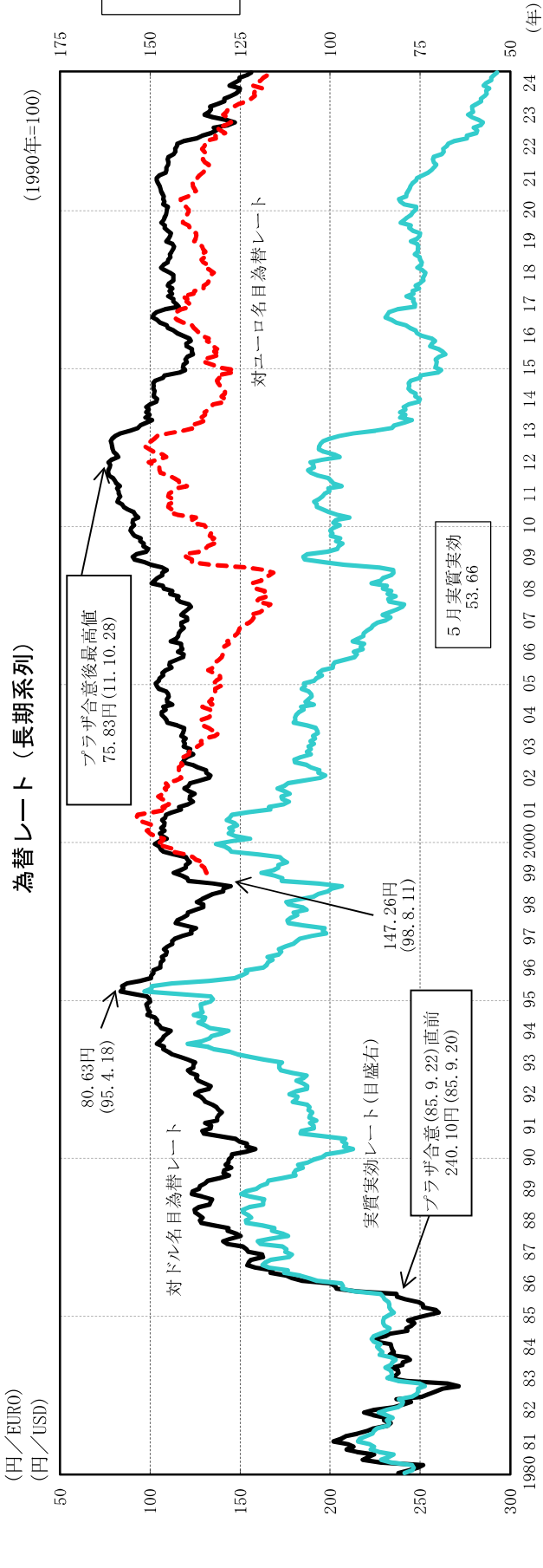
日本銀行バランスシート・マネタリーベース

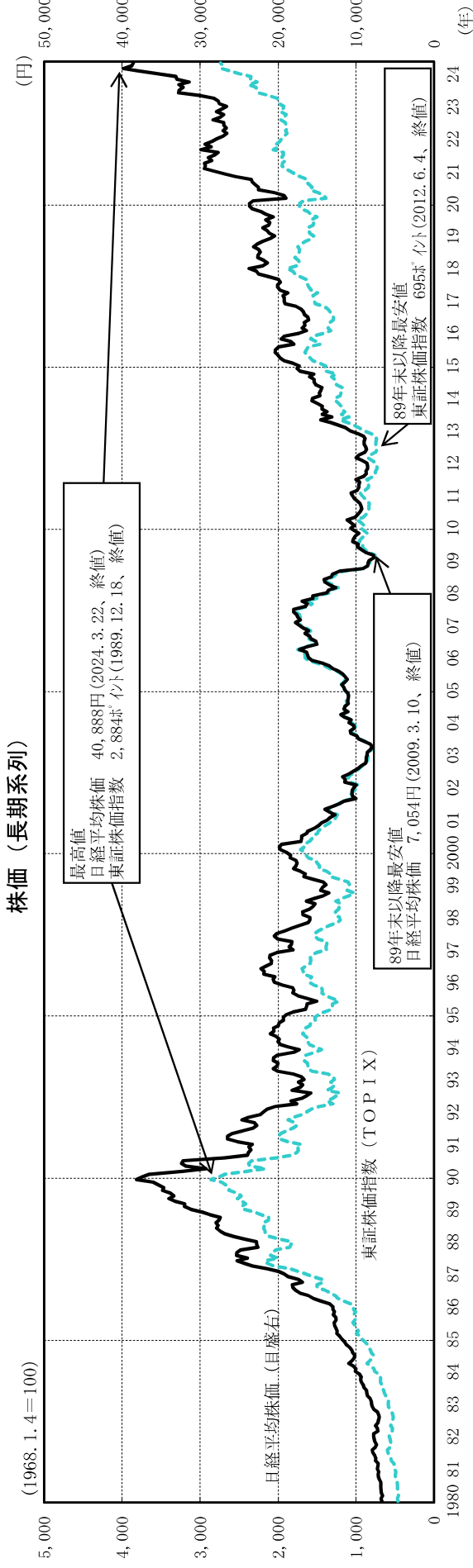


M2および銀行貸出 (前年同月比)



為替レート (長期系列)

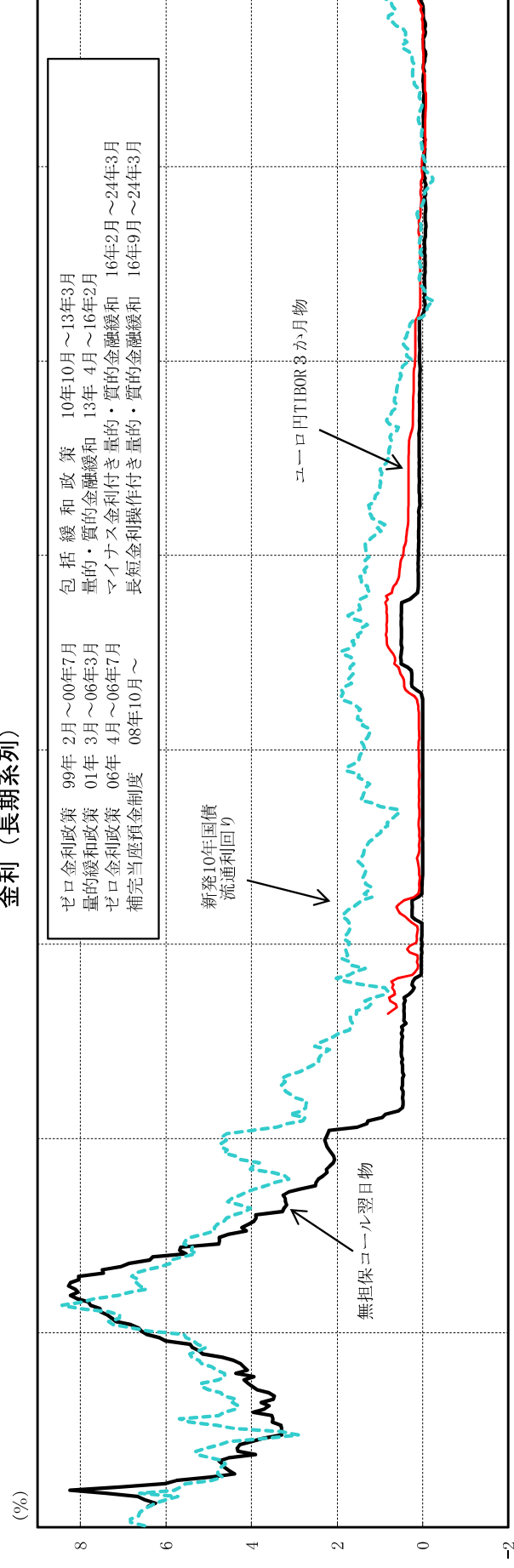




5月
38,557円
2,740ポイント

(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数とも月に月平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点を100として算出。

金利 (長期系列)



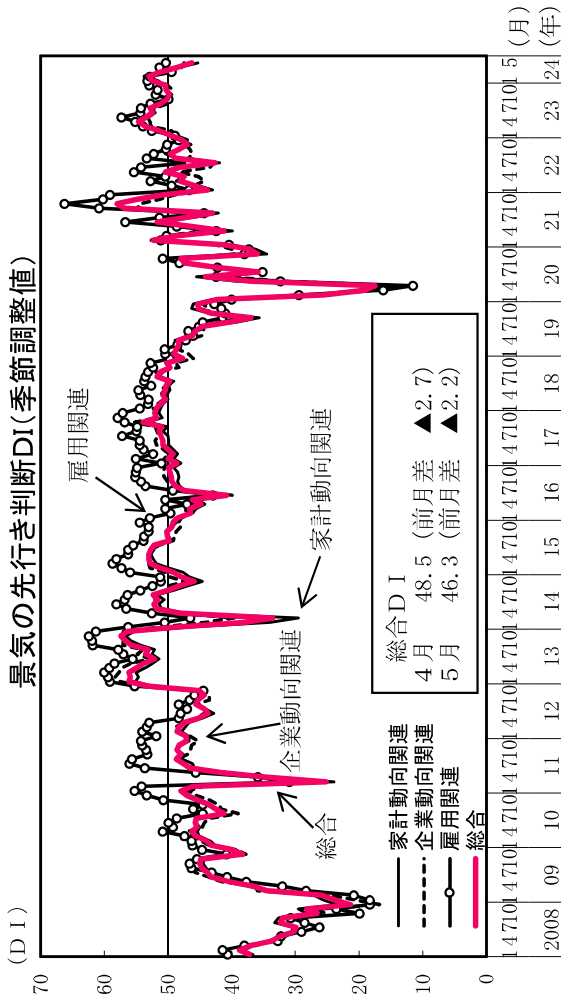
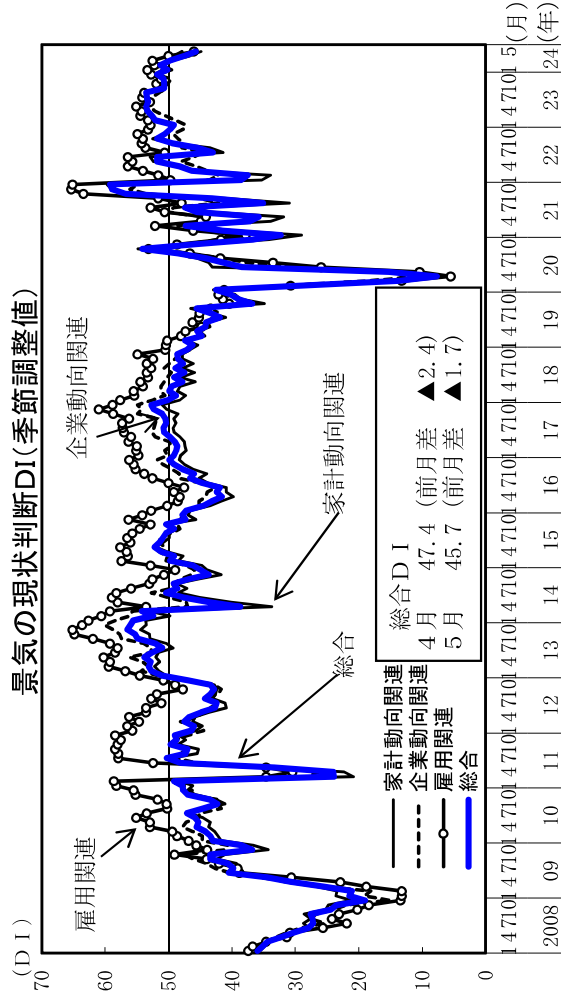
5月
新発10年国債
流通利回り
0.965%

5月
ユーロ円
TIBOR3か月物
0.118%

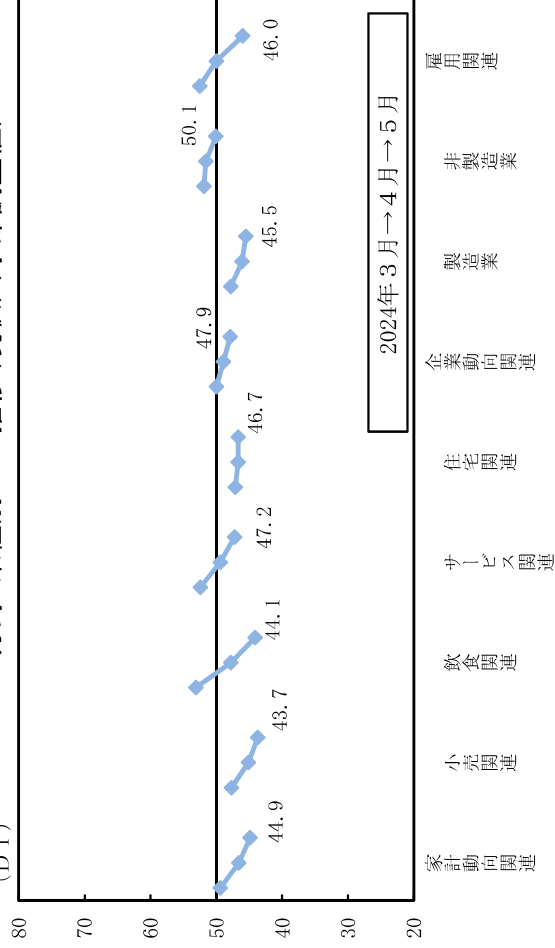
5月
無担保コール
翌日物
0.077%

(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR3か月物とも月に月平均。

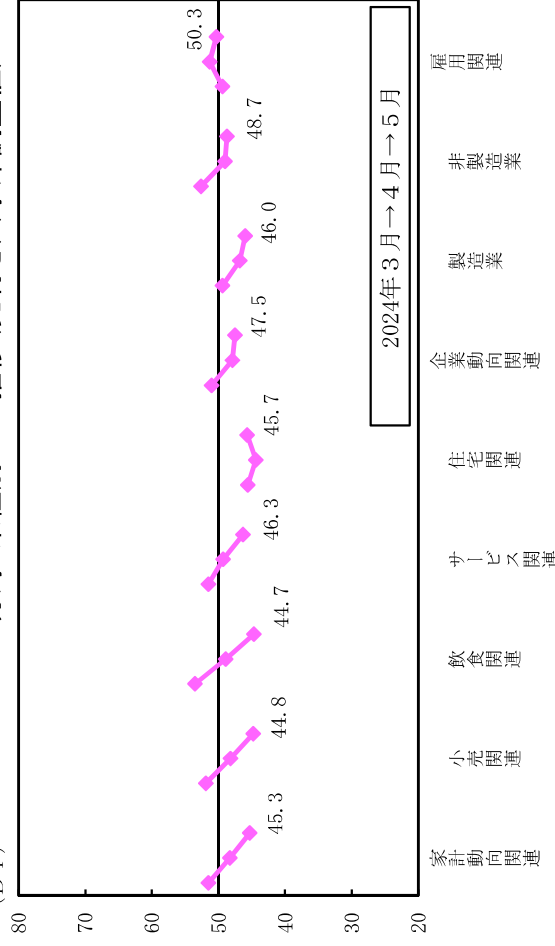
13. 景気ウォッチャー調査



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



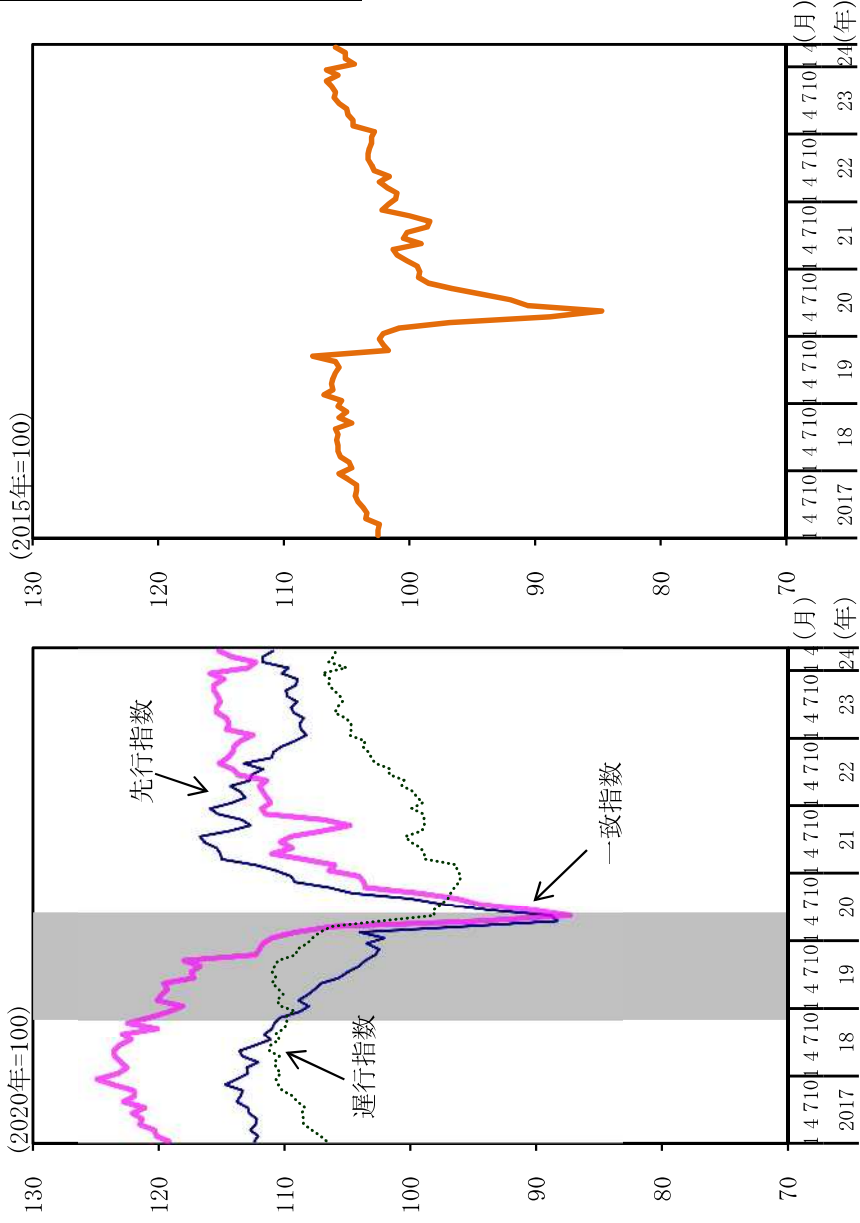
分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



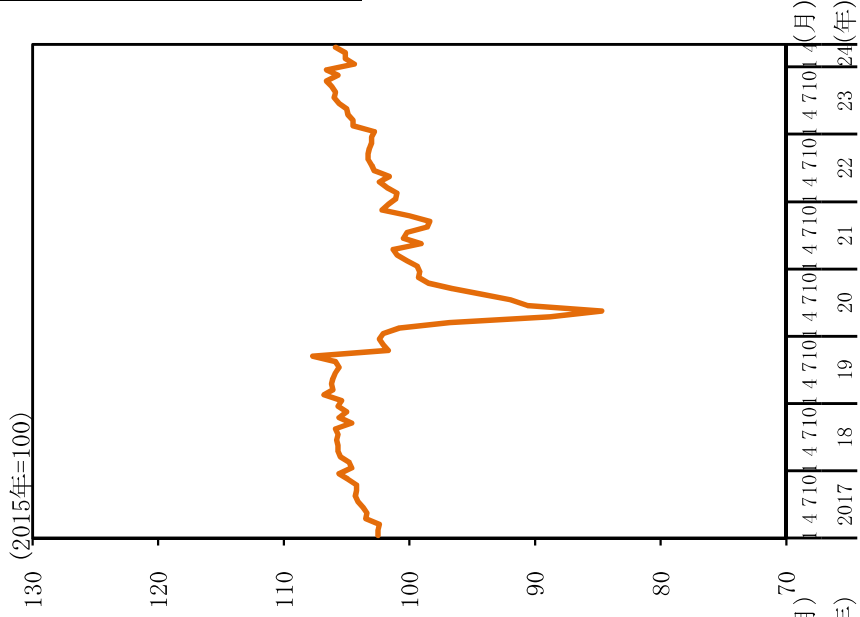
(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2〜3か月前の景気の良し悪しの判断である。

(参考 1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



C I 一致指数採用系列の寄与度

	24年1月	2月	3月	4月
C I 一致指数	112.9	112.3	114.2	115.2
生産指数(鉱工業)	-0.59	-0.08	0.61	-0.14
鉱工業用生産財出荷指数	-0.61	-0.13	0.27	-0.08
耐久消費財出荷指数	-0.75	-0.41	0.33	0.18
労働投入量指数(調査産業計)	-0.14	0.30	-0.11	0.26
寄与度	-0.59	-0.29	0.51	0.15
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.03	0.27	-0.23	0.10
商業販売額(小売業、前年比)	0.05	0.18	-0.18	0.61
商業販売額(卸売業、前年比)	0.07	0.07	0.07	0.03
営業利益(全産業)	0.05	-0.08	0.32	-0.25
有効求人倍率(除学卒)	-0.42	-0.44	0.32	0.09
輸出数量指数				

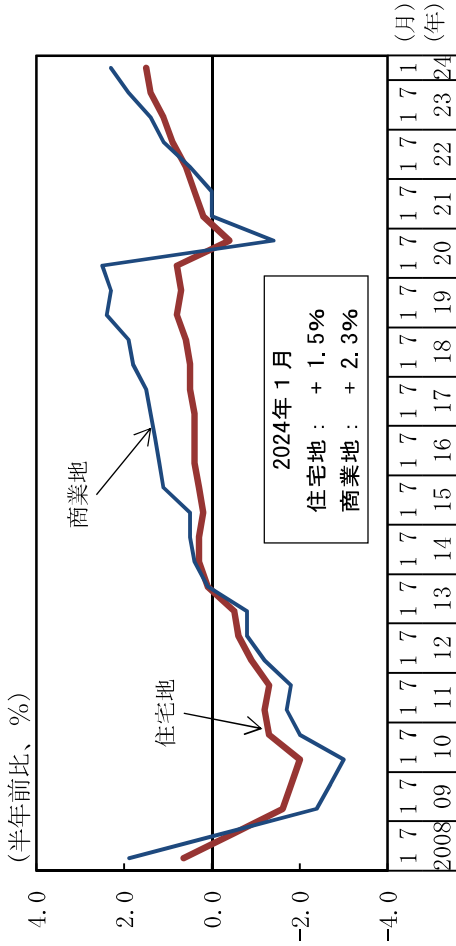
景気基準日付

循環	谷 (年/月)	山 (年/月)	谷 (年/月)	期間 (か月)		全循環
				拡張	後退	
1			51/10		4	
2	51/10	1951/6	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31 (神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42 (岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57 (いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51 (バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2~第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

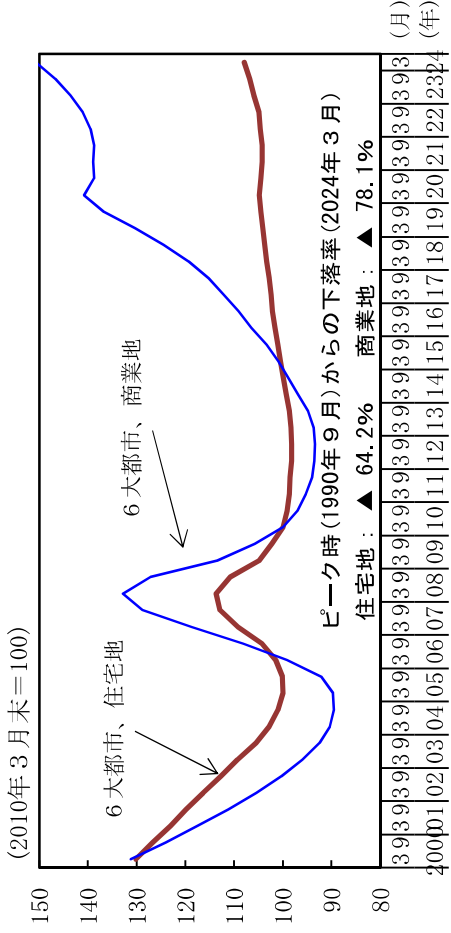
- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」、「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気)の山谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

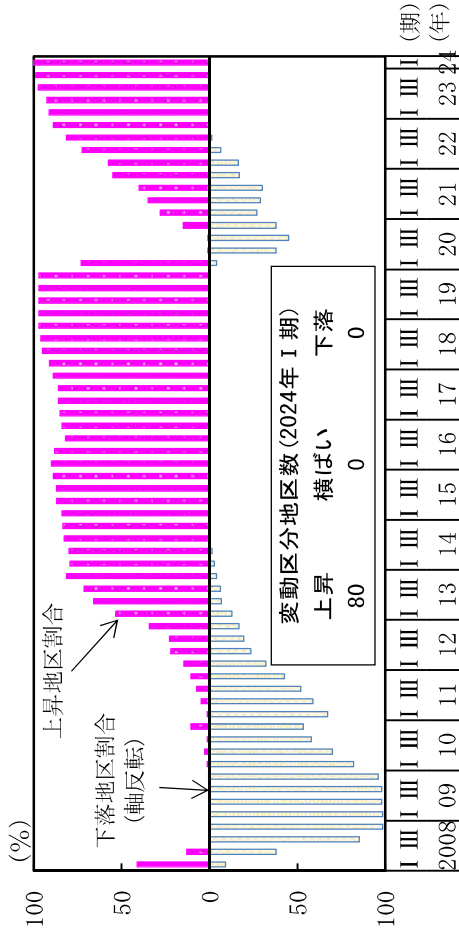
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



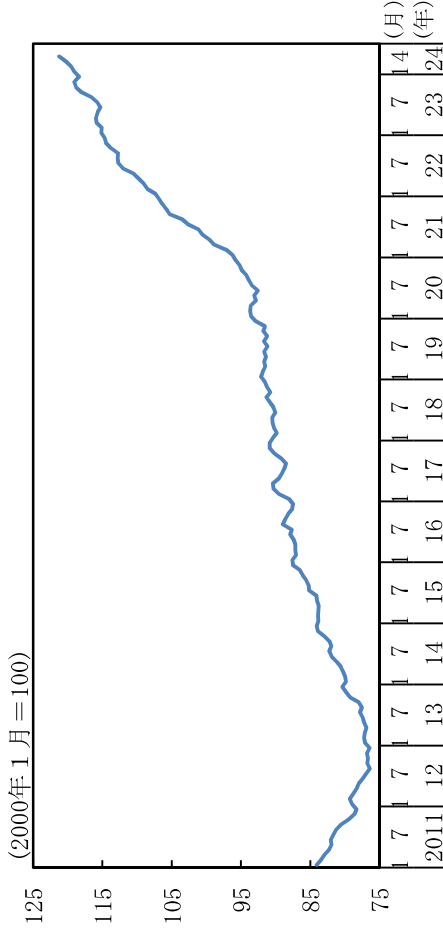
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動産研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価1,000レポート～」

(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産研住宅価格指数」により作成。

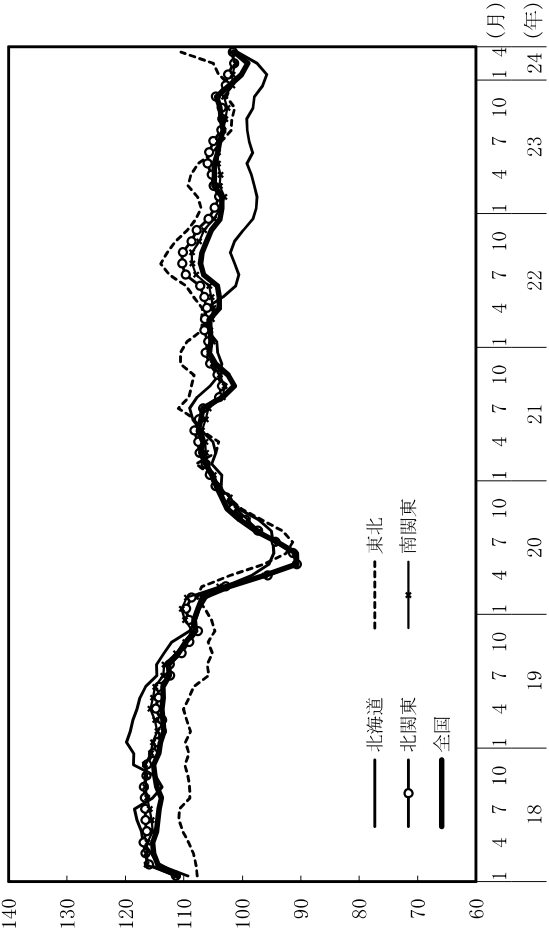
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数(6大都市)のピークは1990年9月。

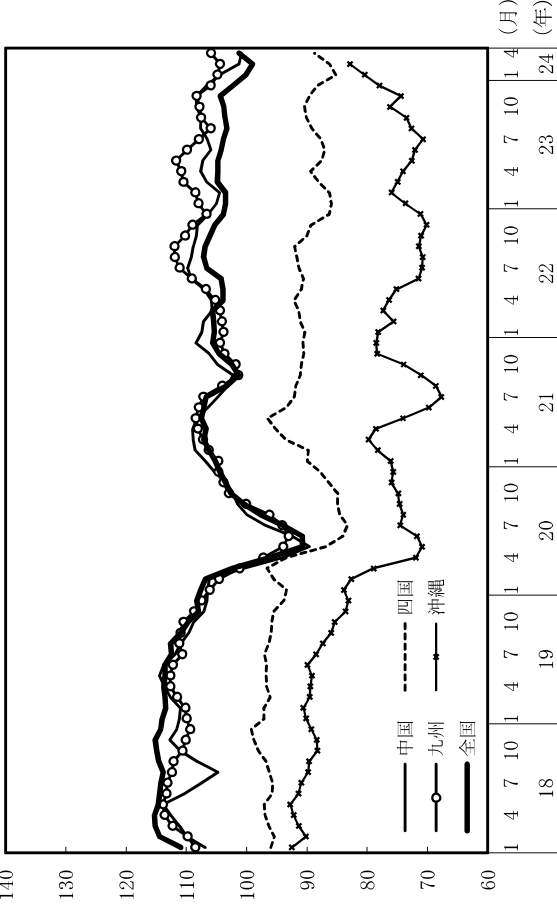
4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

（参考3） 地域経済
（1） 鉱工業生産

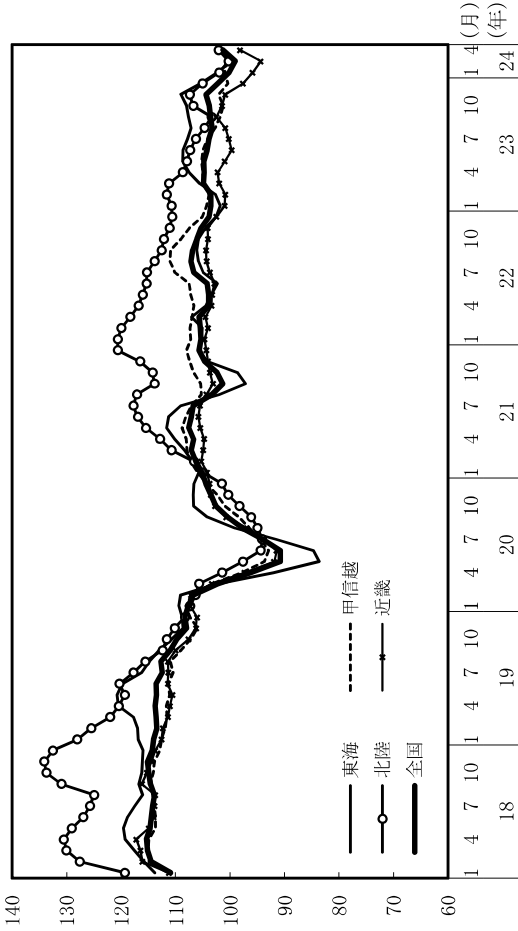
（指数・中心3か月移動平均）



（指数・中心3か月移動平均）



（指数・中心3か月移動平均）

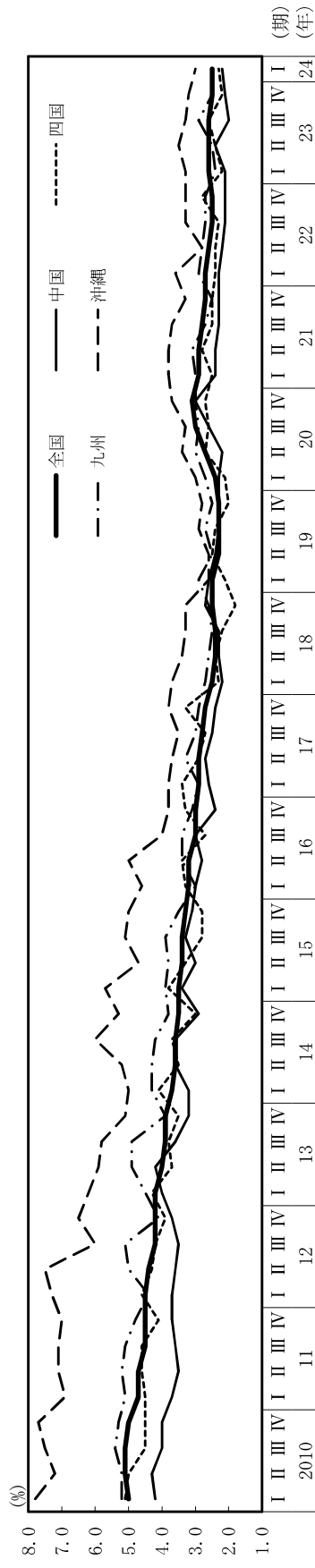
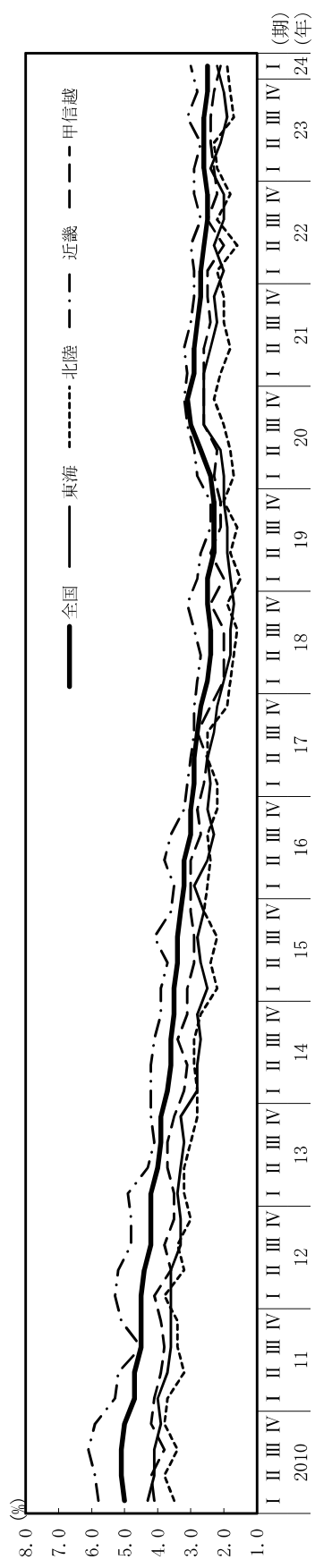
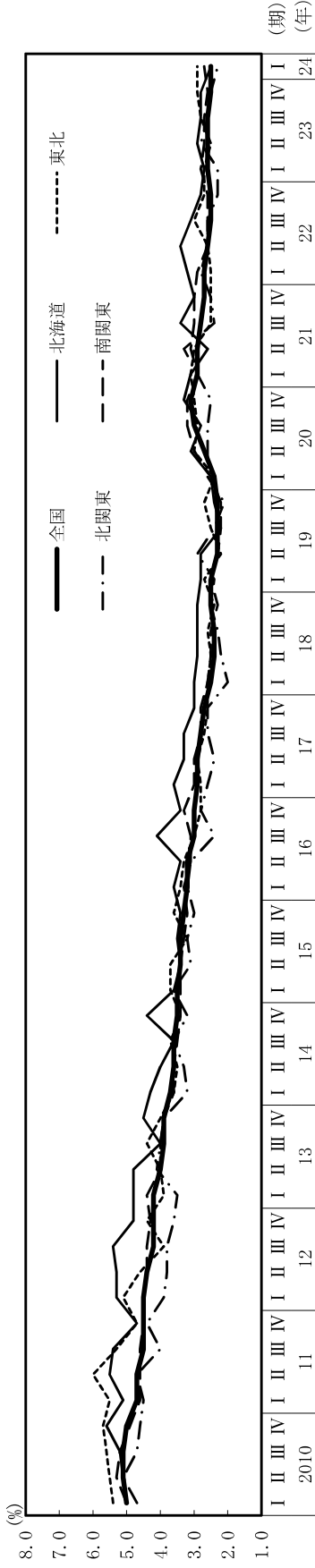


（備考）

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析データベース「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、九州の計数は2020年＝100、その他の計数は2015年＝100。
直近月は、2か月平均。
4. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

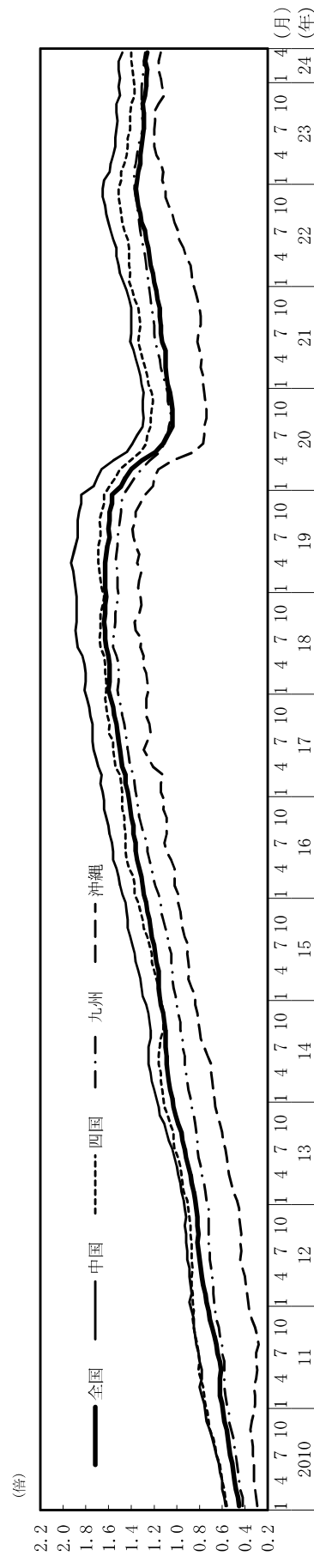
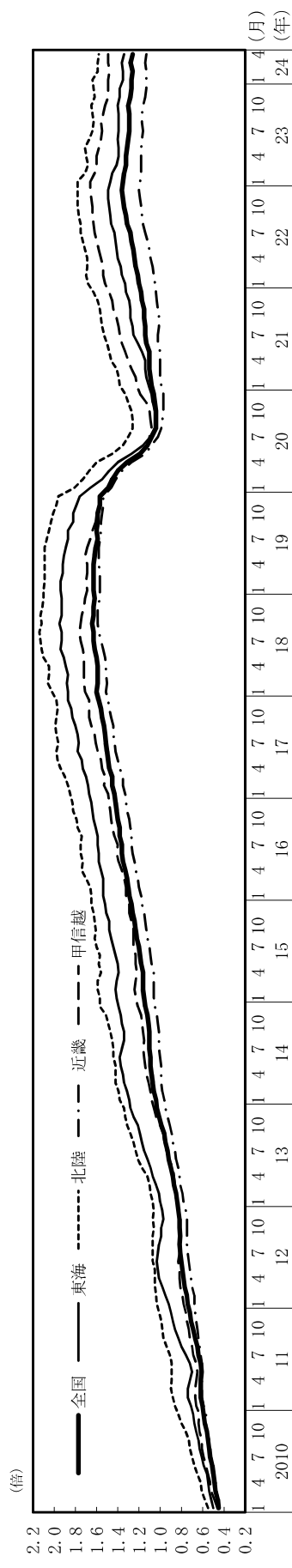
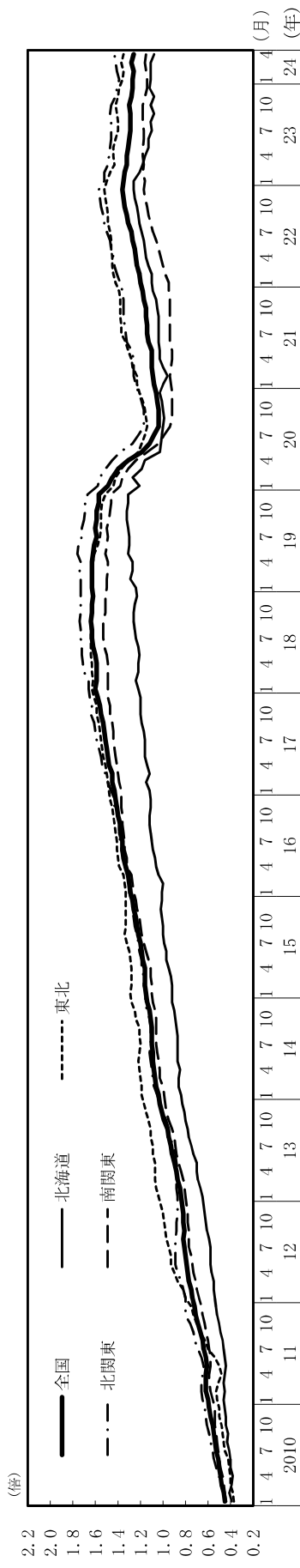
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

(4) 経済指標の都道府県別比較

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
人口(万人)(2023年)(全国1億2435万人)	509.2	118.4	116.3	226.4	91.4	102.6	176.7	282.5	189.7	190.2	733.1	625.7	1408.6	922.9	212.6	100.7	110.9	74.4	79.6	200.4	193.1	355.5	747.7
全国に占めるシェア(%)	4.1	1.0	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	5.0	11.3	7.4	1.7	0.8	0.9	0.6	0.6	1.6	1.6	2.9	6.0
順位	9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	37	33	43	41	16	17	10	4
65歳以上の割合(%) (全国平均29.1)	33.0	35.2	34.9	29.3	38.8	35.3	33.2	30.6	30.2	31.0	27.4	28.1	22.8	25.9	33.9	33.1	30.4	31.5	31.7	32.7	31.2	30.9	25.7
75歳以上の割合(%) (全国平均16.1)	18.0	18.7	18.9	15.2	21.1	19.0	17.1	16.3	15.7	16.9	15.2	15.7	12.9	14.7	18.4	19.0	17.0	17.2	17.3	18.7	17.3	17.1	14.4
就業者数(万人)(2023年)(全国6747万人)	263.8	63.2	62.7	121.7	46.7	57.4	95.3	150.2	103.1	103.0	403.6	341.4	837.9	507.6	115.9	55.4	61.0	41.0	44.3	110.6	111.3	197.2	421.7
全国に占めるシェア(%)	3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	5.0	12.4	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2
順位	8	31	32	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	33	43	41	17	16	10	4
県内総生産(兆円)(2020年度)※名目	19.7	4.5	4.7	9.5	3.5	4.3	7.8	13.8	8.9	8.7	22.9	20.8	109.6	33.9	8.9	4.7	4.5	3.6	3.6	8.2	7.7	17.1	39.7
全国計に占めるシェア(%)	3.5	0.8	0.8	1.7	0.6	0.8	1.4	2.5	1.6	1.5	4.1	3.7	19.6	6.1	1.6	0.8	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.1	7.1
順位	8	33	28	14	42	34	20	11	15	17	5	7	1	4	16	29	31	40	19	21	10	3	3
産業別構成比(%)	4.0	4.5	3.1	1.4	2.9	2.8	1.5	2.0	1.5	1.3	0.4	0.9	0.0	0.1	1.8	0.9	0.8	0.8	1.6	1.9	0.8	0.7	0.4
第1次産業	18.2	20.8	27.3	24.6	24.3	32.9	33.4	38.8	43.4	38.3	26.0	25.6	11.2	25.1	30.1	36.7	28.0	36.1	40.2	35.2	35.4	43.3	40.2
第2次産業	77.8	74.6	69.5	74.0	72.8	64.3	65.2	59.2	55.1	60.5	73.6	73.5	88.8	74.8	68.1	62.4	71.2	63.1	58.2	62.9	63.8	56.1	59.4
第3次産業	6.1	1.7	2.7	5	1.4	3	5.2	13.7	8.6	8.4	14.3	13.1	7.6	17.4	5.1	3.9	2.8	2.4	2.7	6.6	6.1	17.3	47.9
県別製造品出荷額(2021年)計(兆円)	19	41	32	24	43	29	22	7	12	13	6	8	16	3	23	27	30	35	33	18	20	4	1
構成上位3業種	1位 食料品	食料品	輸送用機械器具	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	化学工業	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	石油製品・石炭製品	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	化学工業	輸送用機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具
	2位 石油製品・石炭製品	非鉄金属	食料品	生産用機械器具	生産用機械器具	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	飲料・たばこ・薬料	食料品	食料品	化学工業	印刷・同梱	石油製品・石炭製品	食料品	非鉄金属	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	
	3位 鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	輸送用機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	電気機械器具	化学工業	化学工業	鉄鋼業	食料品	化学工業	金属製品	金属製品	化学工業	繊維工業	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	金属製品	鉄鋼業	
農業産出額(2022年)(億円)	12919	3168	2660	1737	1670	2394	1970	4409	2718	2473	1545	3676	218	671	2369	568	484	412	1164	2708	1129	2132	3114
順位	1	7	11	18	19	13	17	3	9	12	21	4	47	38	14	42	43	44	28	10	29	15	8
主な農畜産物	生乳(1位)	りんご(1位)	ホップ(1位)	せり(1位)	ホップ(2位)	西洋なし(1位)	もも(2位)	れんこん(1位)	いちご(1位)	こんにゃく(1位)	おぎ(1位)	ちかさい(1位)	りんご(1位)	もも(1位)	水稲(1位)	六本大葉(2位)	六本大葉(3位)	六本大葉(4位)	ぶどう(1位)	セルリー(1位)	花水産(1位)	抹茶(1位)	しそ(1位)
()内は全国順位	小麦(1位)	りんご(1位)	りんご(3位)	ハブリカ(1位)	水稲(3位)	水稲(3位)	あけうり(4位)	ピーマン(1位)	にら(2位)	鶏(1位)	ほうれん草(1位)	たいこん(1位)	切り蓴(1位)	ハンジュー(2位)	西洋なし(2位)	球胡葱(2位)	くわい(6位)	うめ(6位)	もも(1位)	レタス(1位)	くり(4位)	がーべら(1位)	きく(1位)
	ほうれん草(1位)	ごぼう(1位)	プロイラー(3位)	大豆(2位)	大豆(3位)	そば(2位)	生乳(4位)	鶏卵(1位)	キャベツ(1位)	まといも(1位)	日本なし(1位)	ごま(1位)	ごま(4位)	れんこん(4位)	ゆり(2位)	干し柿(3位)	ずいか(10位)	らっきょう(5位)	ずもも(1位)	プルーン(1位)	ほうれん草(6位)	ぼら(2位)	キャベツ(2位)
漁業産出額(2022年)(億円)	3135	535	390	922	28	18	102	216	-	-	-	215	126	146	131	141	166	80	-	-	-	439	144
順位	1	6	10	4	38	39	33	18	-	-	-	19	31	26	30	28	23	34	-	-	-	9	27
主な水産物	ほたてがい(1位)	いわし(1位)	わかさぎ(2位)	きめ(1位)	わかさぎ(1位)	さけ(2位)	まいわし(1位)	あゆ(3位)	キャベツ(4位)	ササギ(1位)	きほだ(5位)	あゆ(4位)	きほだ(5位)	あゆ(4位)	さけ(4位)	さんま(4位)	にぎす(1位)	さくら(1位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	あさり(1位)
()内は全国順位	うなぎ(1位)	いわし(1位)	わかさぎ(2位)	きめ(1位)	わかさぎ(1位)	さけ(2位)	まいわし(1位)	あゆ(3位)	キャベツ(4位)	ササギ(1位)	きほだ(5位)	あゆ(4位)	きほだ(5位)	あゆ(4位)	さけ(4位)	さんま(4位)	にぎす(1位)	さくら(1位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	まつだい(2位)	あさり(1位)
徳治者数(2022年)(万人泊、延べ)	2917	408	504	838	277	404	879	527	932	710	464	2280	5904	2209	840	307	655	271	687	1417	549	1831	1581
順位	3	31	28	17	41	32	14	27	13	18	29	4	1	5	16	39	21	42	20	10	26	7	9
うち外国人宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	86	3	3	7	2	3	4	6	7	5	6	85	678	51	9	4	9	1	17	18	12	17	34

(4) 経済指標の都道府県別比較

人口(万人) (2023年) (全国1億2435万人)	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
172.7	140.7	140.7	253.5	876.3	537.0	129.6	89.2	63.7	65.0	184.7	273.8	129.8	69.5	92.6	129.1	66.6	510.3	79.5	126.7	170.9	109.6	104.2	154.9	146.8
1.4	1.1	1.1	2.0	7.0	4.3	1.0	0.7	0.4	0.5	1.5	2.2	1.0	0.6	0.7	1.0	0.5	4.1	0.6	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.2
22	26	13	7	28	40	47	40	47	46	20	12	27	44	38	29	45	8	42	30	23	34	35	24	25
30.7	27.1	29.7	27.7	29.9	32.7	34.9	31.0	30.1	34.9	31.0	30.1	35.4	35.4	32.6	34.1	36.3	28.4	31.7	34.4	32.3	34.1	33.7	33.8	23.8
17.1	14.6	17.2	16.1	16.9	18.5	18.1	19.7	18.1	19.7	17.7	17.0	20.0	19.3	18.3	18.8	20.7	15.2	16.6	18.2	17.4	18.8	18.0	17.8	11.3
92.5	77.8	135.4	467.1	278.2	65.2	46.1	29.6	35.2	35.2	95.5	144.9	65.8	35.4	48.2	67.4	34.9	261.9	44.0	65.4	91.6	57.8	53.9	78.5	75.8
1.4	1.2	2.0	6.9	4.1	1.0	0.7	0.4	0.5	0.5	1.4	2.1	1.0	0.5	0.7	1.0	0.5	3.9	0.7	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.1
22	25	13	3	30	7	30	40	47	45	20	12	28	44	38	27	46	9	42	29	23	34	37	24	26
8.3	6.7	10.2	39.7	21.7	3.7	3.6	1.8	1.8	2.6	7.6	11.6	6.1	3.2	3.7	4.8	2.4	18.9	3.0	4.5	6.1	4.5	3.6	5.6	4.3
1.5	1.2	1.8	7.1	3.9	0.7	0.6	0.3	0.5	0.5	1.4	2.1	1.1	0.6	0.7	0.9	0.4	3.4	0.5	0.8	1.1	0.8	0.6	1.0	0.8
18	23	13	2	6	37	38	47	47	45	22	12	24	43	36	27	46	9	44	30	25	32	39	26	35
0.9	0.5	0.3	0.0	0.4	0.6	2.0	2.6	2.6	1.6	1.0	0.6	0.5	1.7	1.4	1.6	3.3	0.7	2.4	2.4	2.9	1.9	5.0	4.7	1.2
44.5	49.6	31.0	23.2	32.9	23.2	34.2	20.1	25.7	34.3	32.0	41.8	36.1	36.1	25.4	29.2	17.9	20.2	30.9	25.5	28.5	31.6	25.0	21.6	14.4
54.6	49.9	68.7	76.8	66.7	76.2	63.8	77.3	72.6	64.7	67.4	67.4	57.7	62.1	73.2	69.2	78.8	79.1	66.7	72.1	68.6	66.6	70.0	73.7	84.4
11	8.2	5.9	18.6	16.5	1.9	2.4	0.8	0.8	1.3	8.4	9.9	6.7	2.1	2.8	4.8	0.6	9.4	2.1	1.5	3.2	4.7	1.7	2.2	0.5
9	15	21	2	5	39	34	45	45	44	14	10	17	38	31	25	46	11	37	42	28	26	40	36	47
1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位
1089	602	699	307	1583	390	1108	745	646	1526	1289	665	931	855	1232	1073	2021	1307	1504	3512	1245	3505	5114	890	
31	41	37	46	20	45	30	36	40	22	25	39	33	35	27	32	16	24	23	5	26	6	2	34	
なばな (1位)	六等大産 (4位)	とうがらし (1位)	しょうじゅう (1位)	かんたん (1位)	かき (2位)	みかん (1位)	らっきょう (1位)	つるむらさき (7位)	ぶどう (9位)	レモン (10位)	イヨカン (6位)	スタチ (11位)	オリーブ (11位)	イヨカン (11位)	なす (11位)	キウイフルーツ (11位)	二条大産 (11位)	びわ (11位)	トマト (11位)	かぼち (11位)	きゅうり (11位)	かんしょ (11位)	マンゴー (11位)	
栗茶 (3位)	大豆 (4位)	小豆 (2位)	小豆 (2位)	小豆 (2位)	ハンジー (4位)	うめ (1位)	ずいか (6位)	なし (9位)	鶏卵 (4位)	くわい (10位)	れんこん (6位)	しむり (11位)	はたかま (3位)	はたかま (1位)	しょうが (11位)	いちご (2位)	たまご (2位)	はたかま (3位)	すいか (11位)	キンナン (11位)	豚 (2位)	豚 (11位)	コーヤ (11位)	
小豆 (5位)	かぶ (5位)	みずな (3位)	かぶ (5位)	きく (4位)	きく (4位)	かき (1位)	日本なし (6位)	ユズ (12位)	二条大産 (5位)	鶏卵 (3位)	はたかま (8位)	洋ナシ (3位)	にんじん (3位)	みかん (2位)	にら (11位)	小豆 (2位)	アスパラガ (2位)	レタス (4位)	種もみ (11位)	プロロー (2位)	プロロー (2位)	プロロー (11位)	さとうきび (11位)	
380	-	53	49	488	-	148	214	196	57	260	139	116	157	979	495	292	272	1109	372	385	312	770	172	
12	-	36	37	8	-	25	20	21	35	17	29	32	32	24	3	7	15	16	2	13	11	14	5	22
いせえび (2位)	あゆ (1位)	さわら類 (2位)	このしろ (2位)	まい (11位)	-	いせえび (3位)	すわいかに (11位)	しじみ (11位)	ふな (11位)	養殖まぐろ (11位)	あまだいな (11位)	わかめ類 (3位)	いかご (3位)	いかご (3位)	まぐろ (11位)	まぐろ (3位)	まぐろ (3位)	ほろ (11位)	あじ (11位)	たちうお (2位)	養殖ひらめ (11位)	うるまい (11位)	養殖かんぼ (11位)	もずく類 (11位)
688	356	2111	3052	1263	207	403	188	287	458	853	392	184	324	376	256	1399	634	199	634	630	630	330	609	1823
19	36	6	2	12	44	33	46	40	30	15	34	47	38	35	43	11	45	45	22	23	23	37	25	8
5	4	141	213	13	3	7	1	1	6	14	5	2	3	3	1	61	2	2	10	10	17	2	4	58
うち外国人宿泊者数 (2022年) (万人泊、延べ)																								

(備考) 1. 総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農業所得統計」「漁業産出額」
 2. 観光庁「宿泊旅行統計」により作成。
 3. 就業者数の全国に占めるシェアの算出時は、都道府県別就業者数の合計を使用。
 4. 主な農畜産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

II. 海外経済

		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、 <u>一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している</u> 。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>世界的な金融引締め</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>欧米における高い金利水準の継続</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>物価上昇率の下げ止まり</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。
	その他 アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>回復している</u> 。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>拡大している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は弱含んでいる。ドイツにおいては、景気は弱含んでいる。 先行きについては、弱さが見込まれるものの、 <u>次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、 <u>中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある</u> 。	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は <u>持ち直しの兆しがみられる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は弱含んでいる。 先行きについては、弱さが見込まれるものの、 <u>次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある。	英国では、景気は <u>持ち直しの兆しがみられる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐり情勢を注視する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

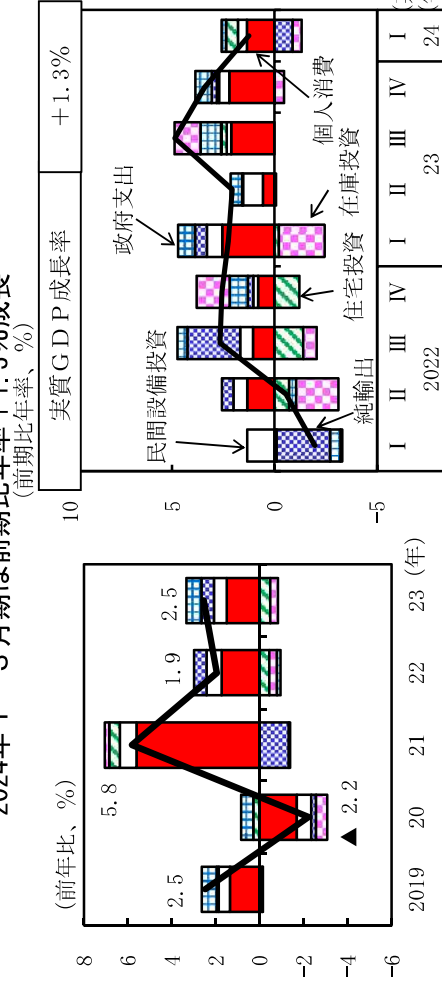
1. アメリカ

○アメリカでは、景気は拡大している。

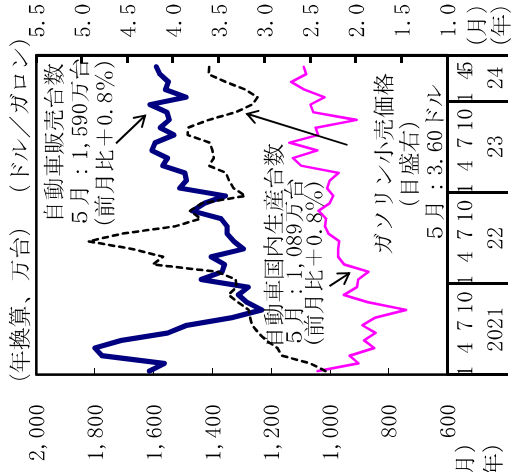
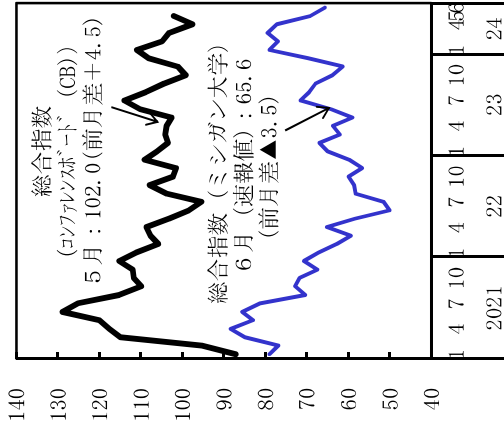
①実質GDP成長率（第2次推計値）

2024年1-3月期は前期比年率+1.3%成長

(前期比年率、%)

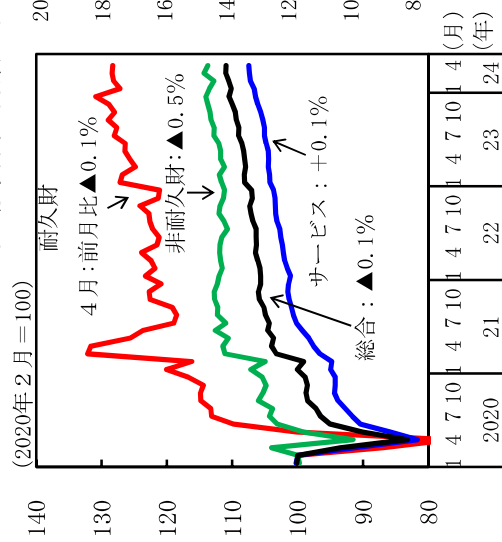


(備考) 2024年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：+1.3、民間設備投資：+0.4、住宅投資：+0.6、在庫投資：+0.5、政府支出：+0.2、純輸出：+0.9。



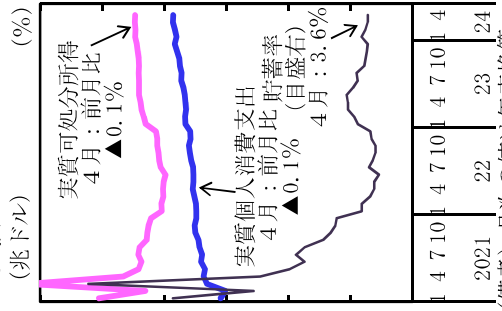
②消費

自動車販売台数：おおむね横ばい



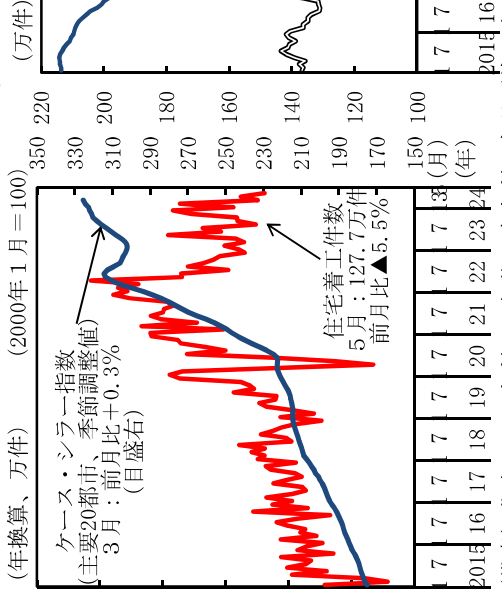
増加

おむね横ばい



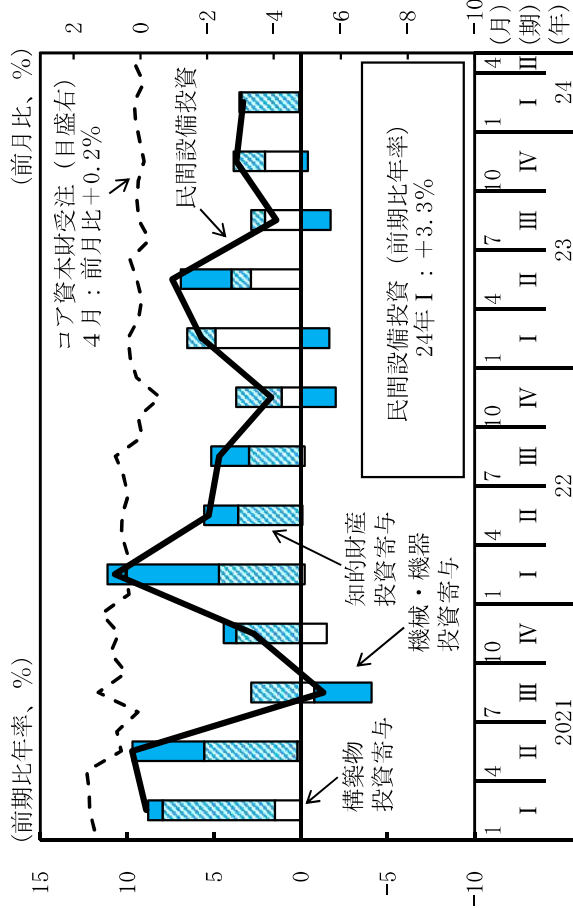
③住宅着工：このところ弱い動き

住宅価格：緩やかに上昇



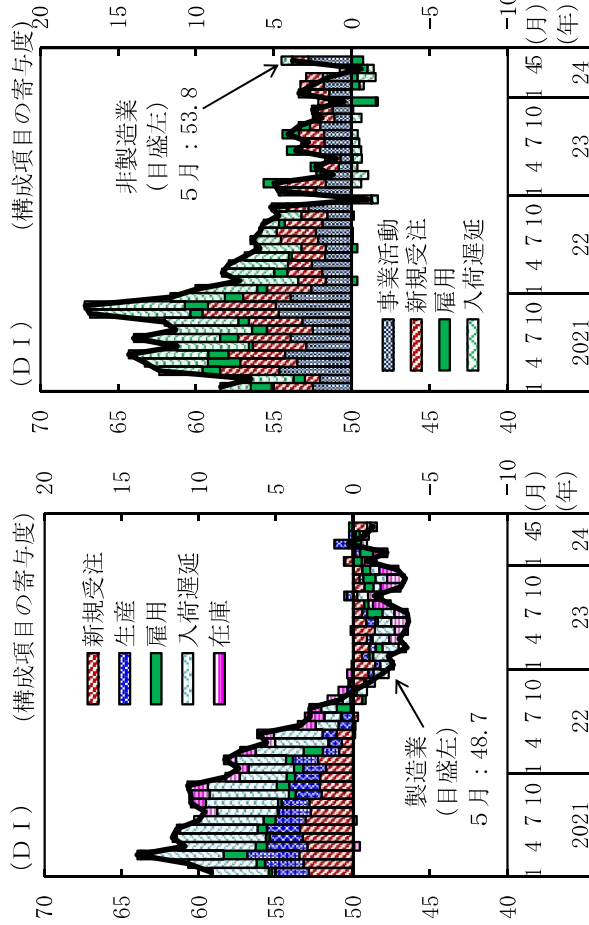
(備考) 住宅ローン金利は30年物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

④設備投資は緩やかに増加



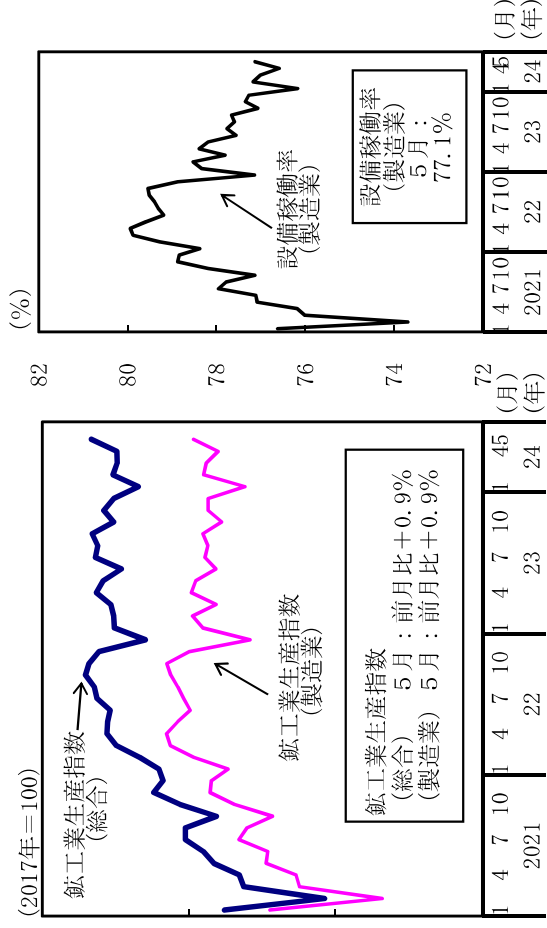
(備考) コア資本財受注は、3か月移動平均値。

製造業：景況指数はおおむね横ばい
非製造業：景況指数はおおむね横ばい

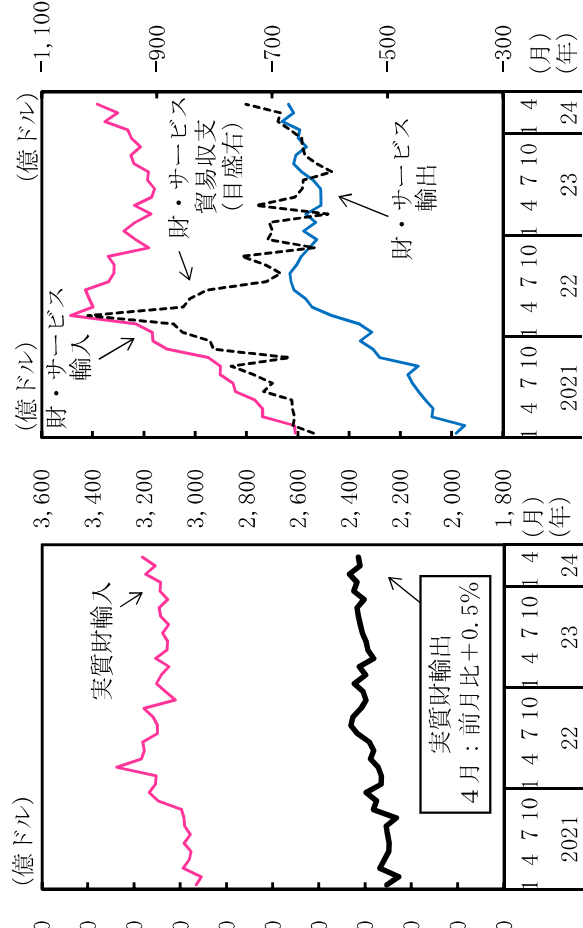


(備考) 構成項目の寄与度は中立水準である50からの乖離幅を示す。

⑤生産はおおむね横ばい

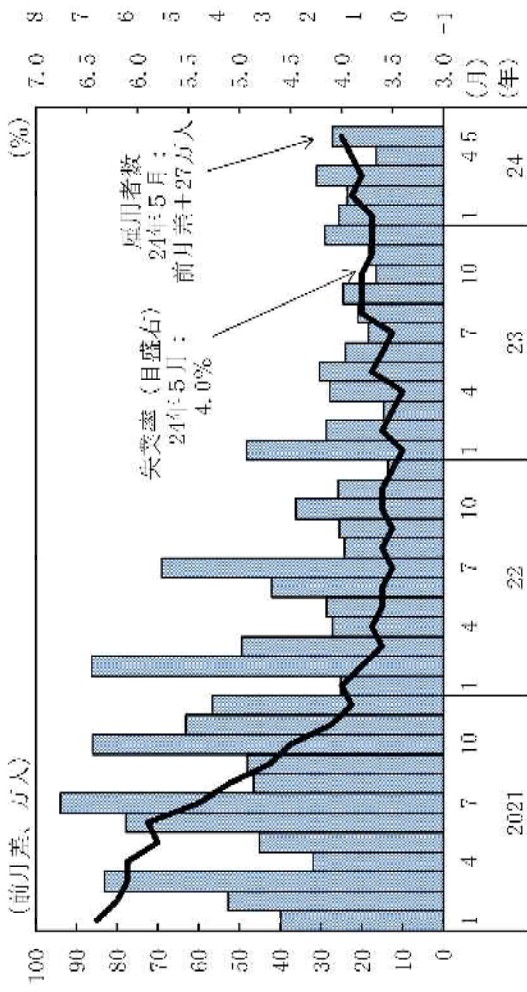


⑥財輸出は緩やかに増加

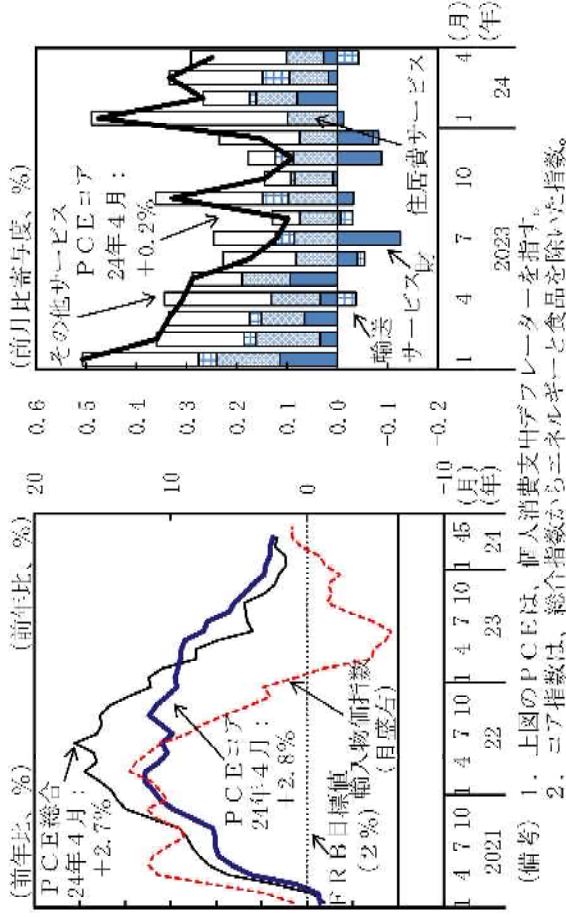


(備考) 左図は通関ベース(実質)、右図は国際収支ベース(名目)。

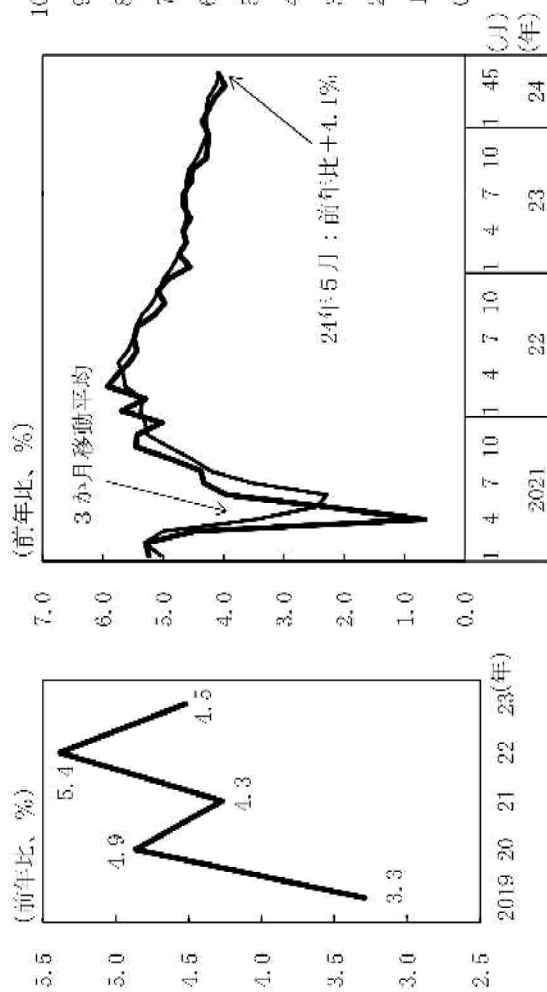
⑦雇用者数は増加、失業率はやや上昇



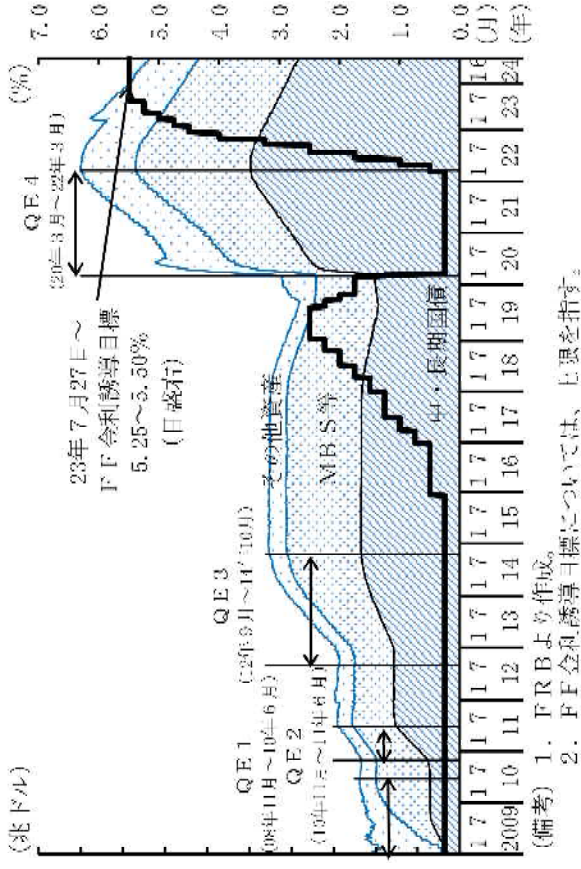
⑧コア物価上昇率は緩やかに上昇



賃金の伸びはおおむね横ばい



金融政策

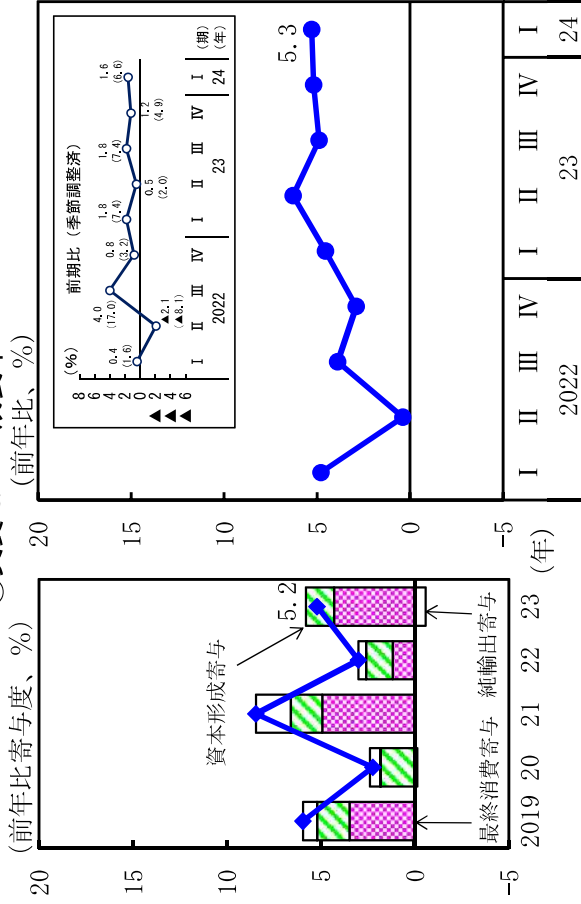


2. アジア地域

中国：

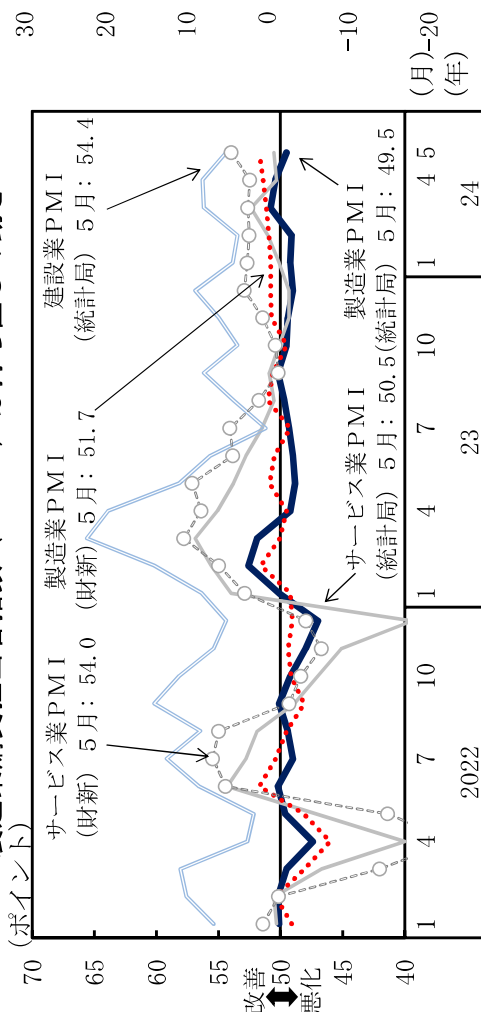
○中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

①実質GDP成長率



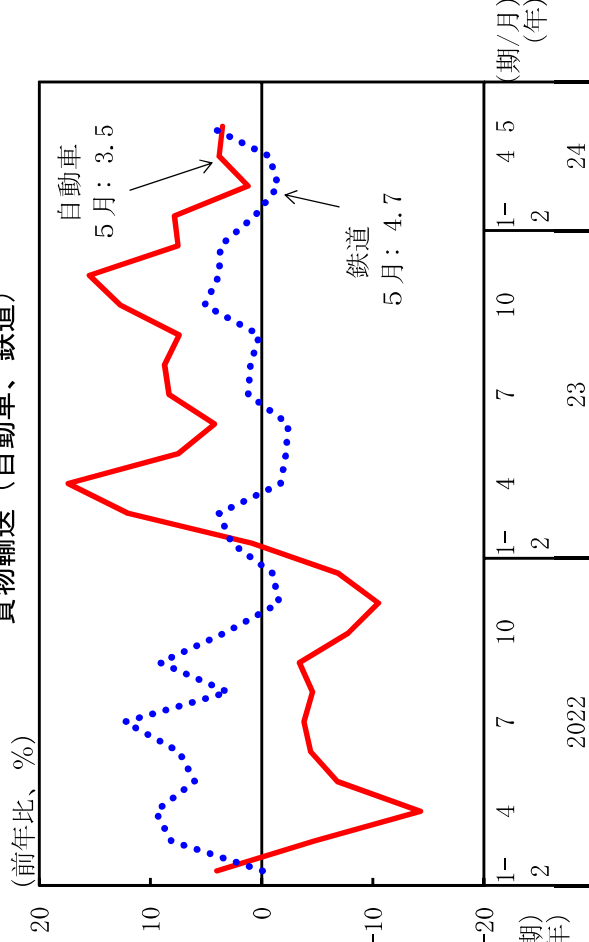
(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

②製造業購買担当者指数 (PMI) は持ち直しの動き



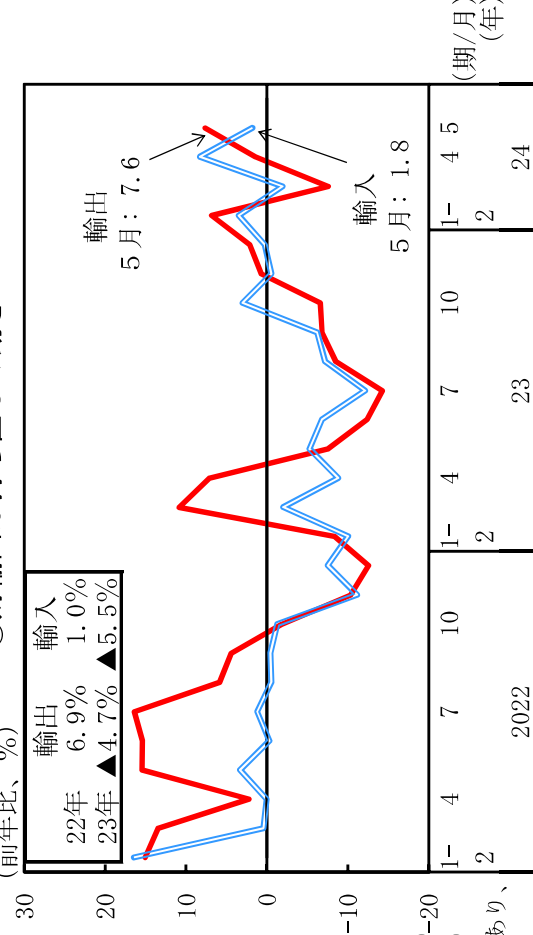
- (備考) 1. 国家統計局、財新/S&Pグローバル社より作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に關わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,200社(製造業)、4,300社(非製造業)、S&Pグローバルが約650社。

貨物輸送 (自動車、鉄道)



(備考) 輸送量ベースの前年比。

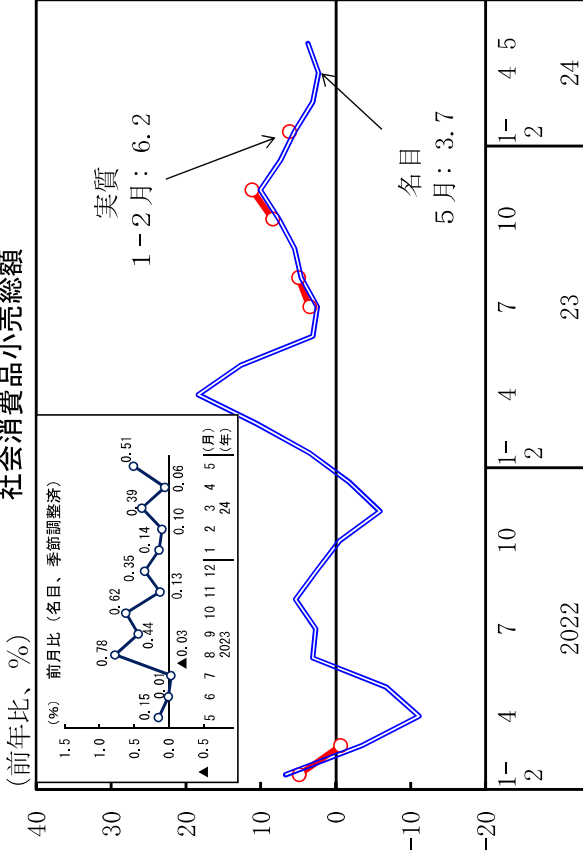
③財輸出は持ち直しの動き



(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。

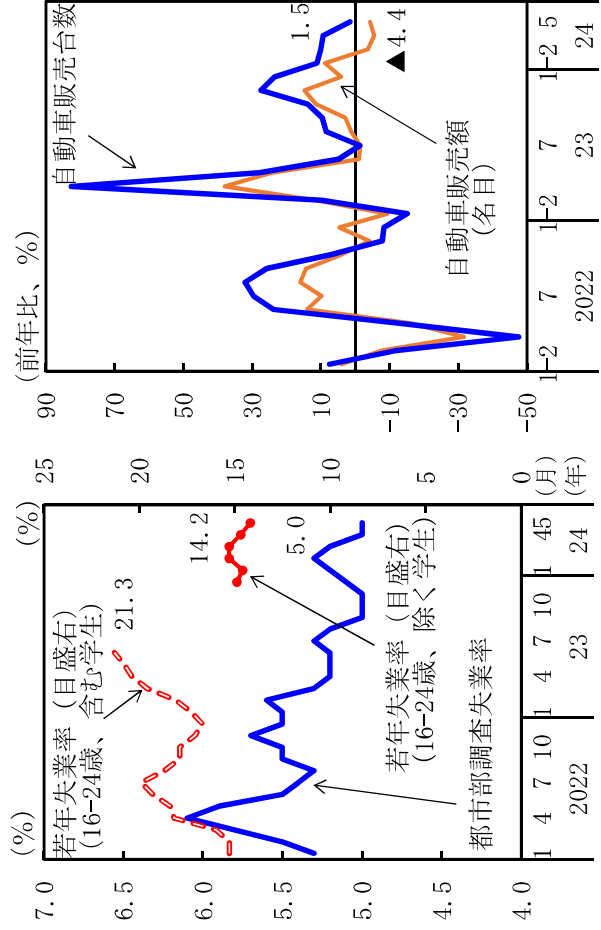
2. 春節(旧正月)休暇は、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日、22年1月31日～2月6日、23年1月21日～27日、24年2月10～17日。

③消費は持ち直しに足踏み 社会消費品小売総額



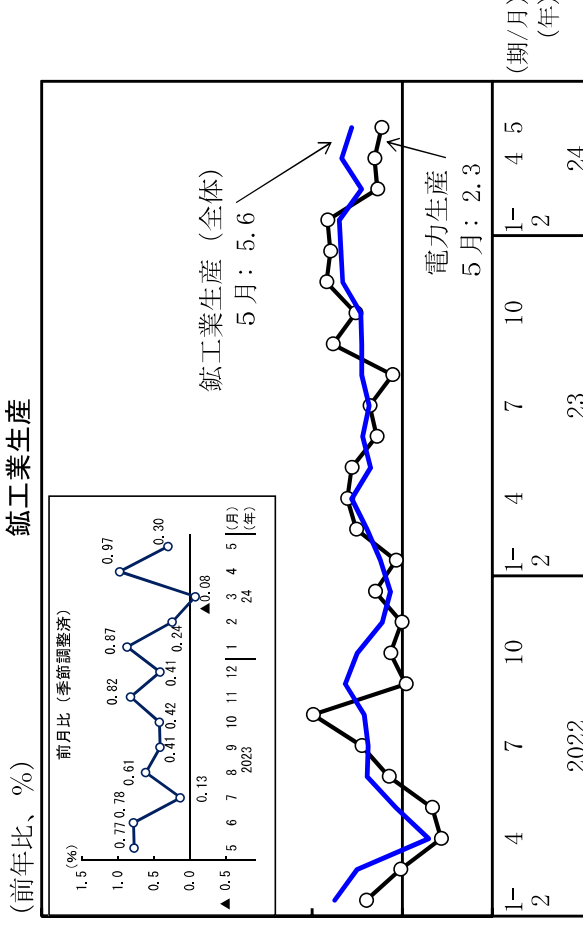
(備考) 22年4月～23年6月及び23年9月、12月の実質値は未公表。

都市部調査失業率はおおむね横ばい 自動車販売台数は増加、販売額はこのところ減少

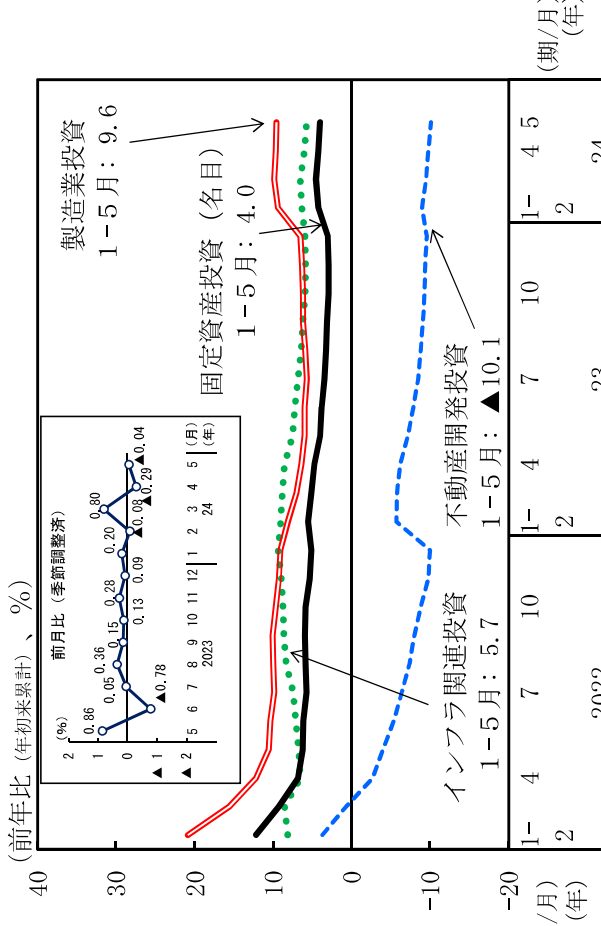


(備考) 若年失業率は、23年6月値を最後に公表を停止していたが、同年12月値から定義を変更し発表。自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、21年3.8%増、22年2.1%増、23年12.0%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

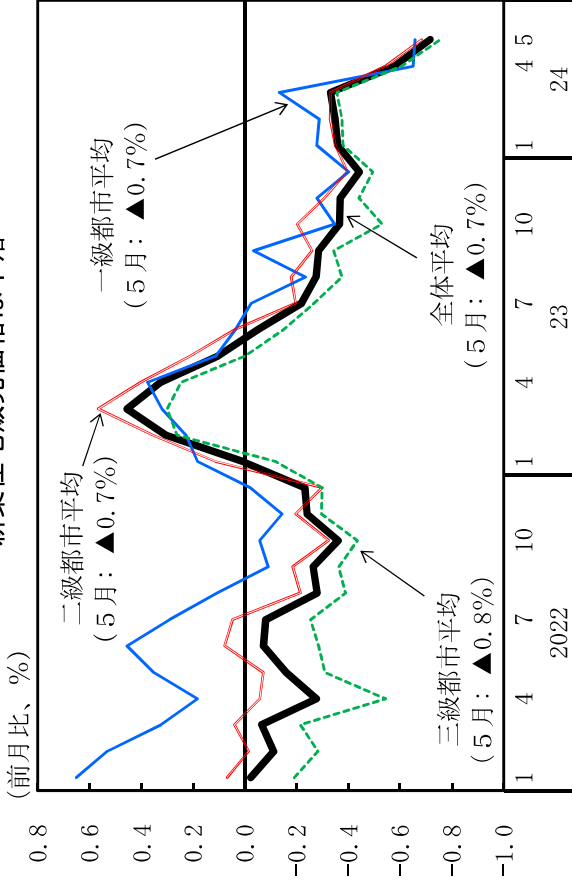
④生産は持ち直している 鉱工業生産



⑤固定資産投資は伸びがおおむね横ばい

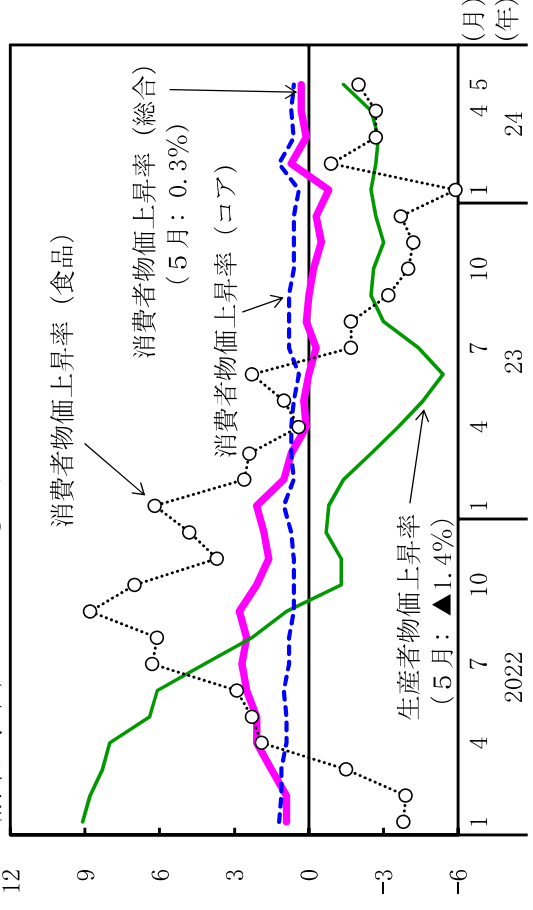


新築住宅販売価格は下落



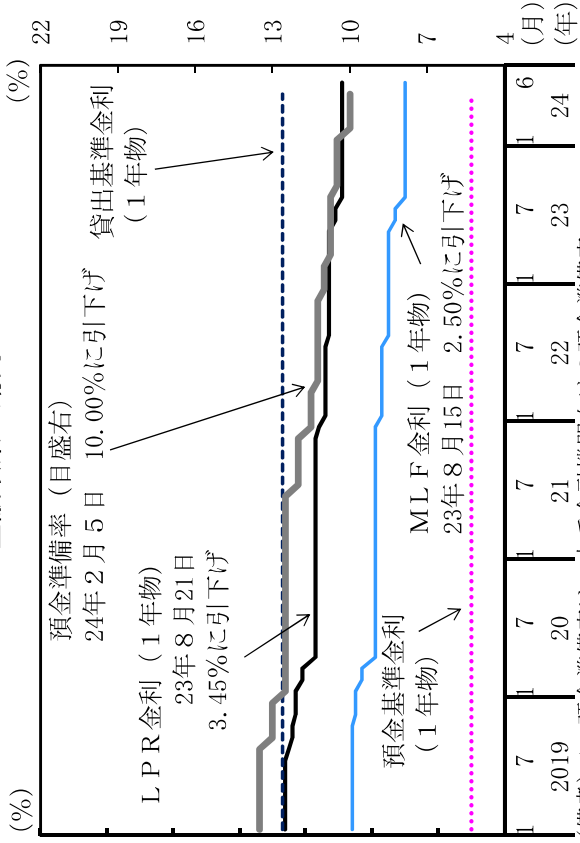
(備考) 一級、二級、三級、全体 (国家統計局の指定する70都市) 平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

⑥消費者物価は下落



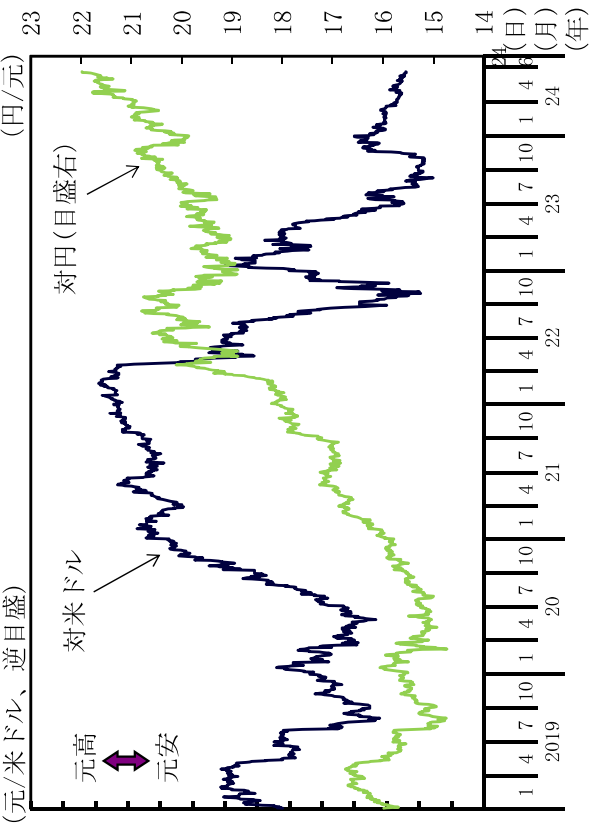
(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



(備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリテイの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

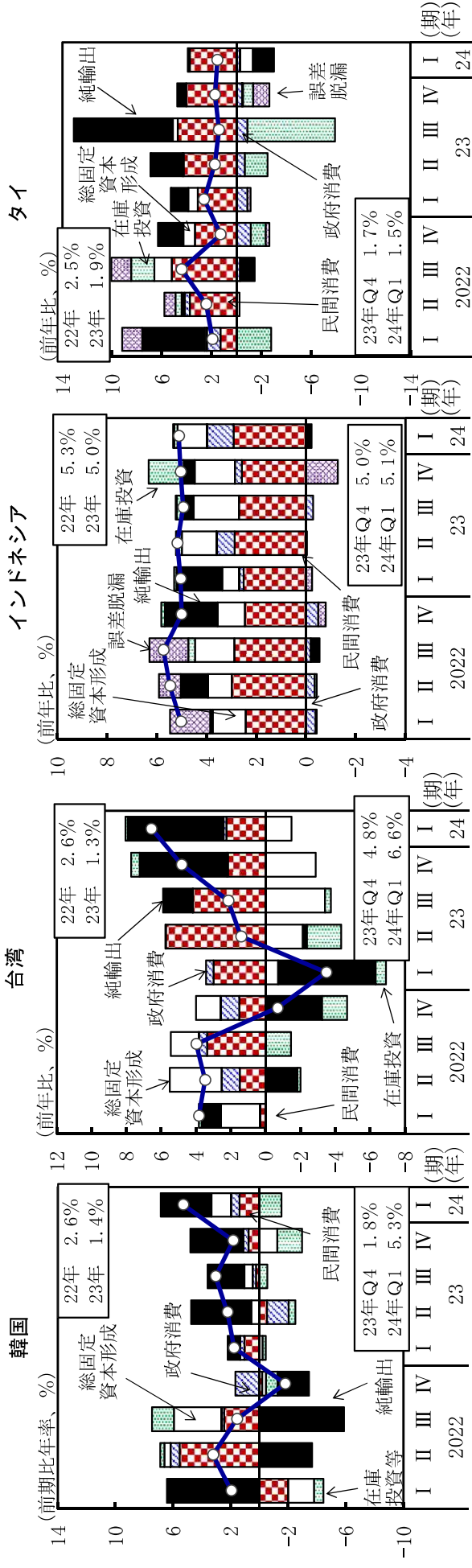
人民元名目為替レート



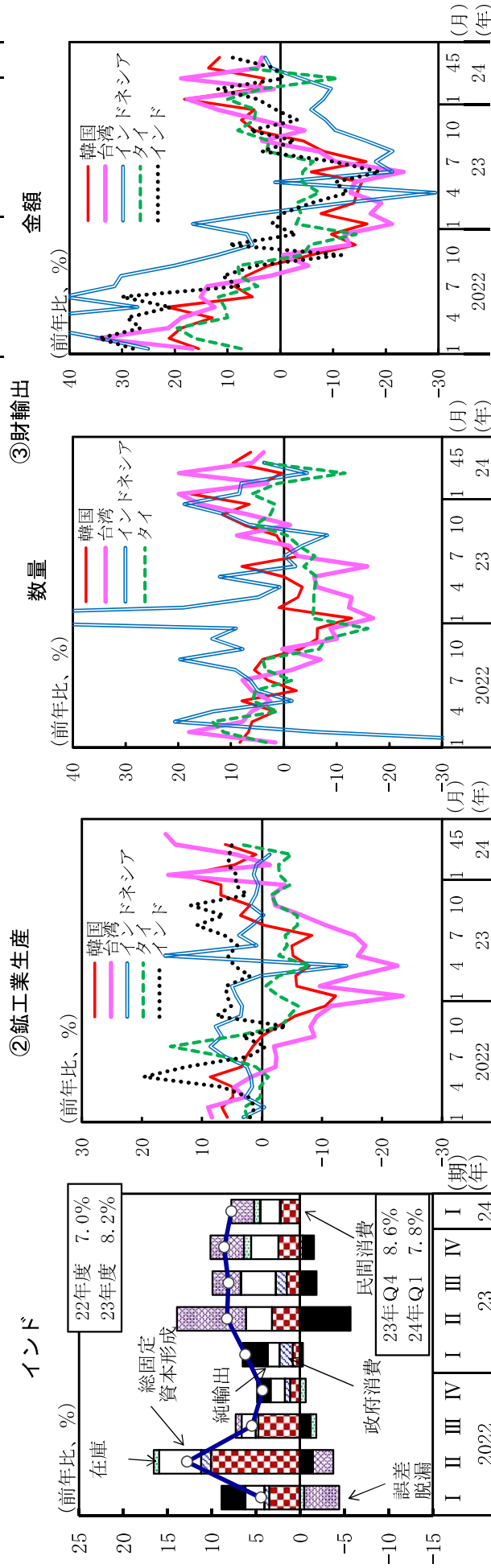
その他アジア (韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド) :

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は拡大している。

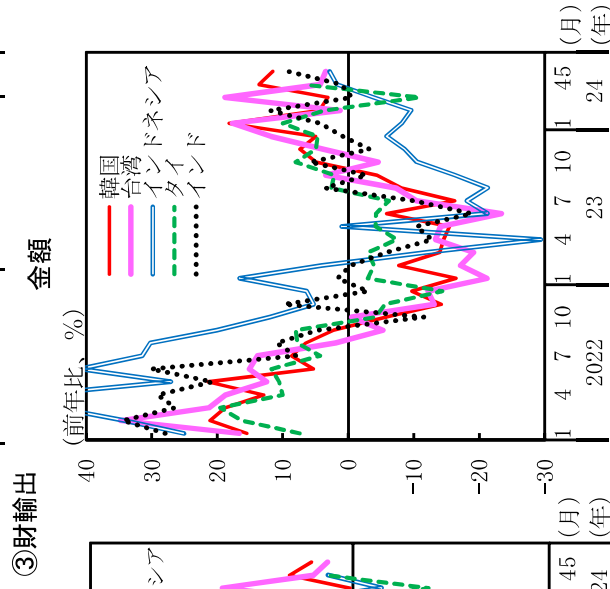
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③財物輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

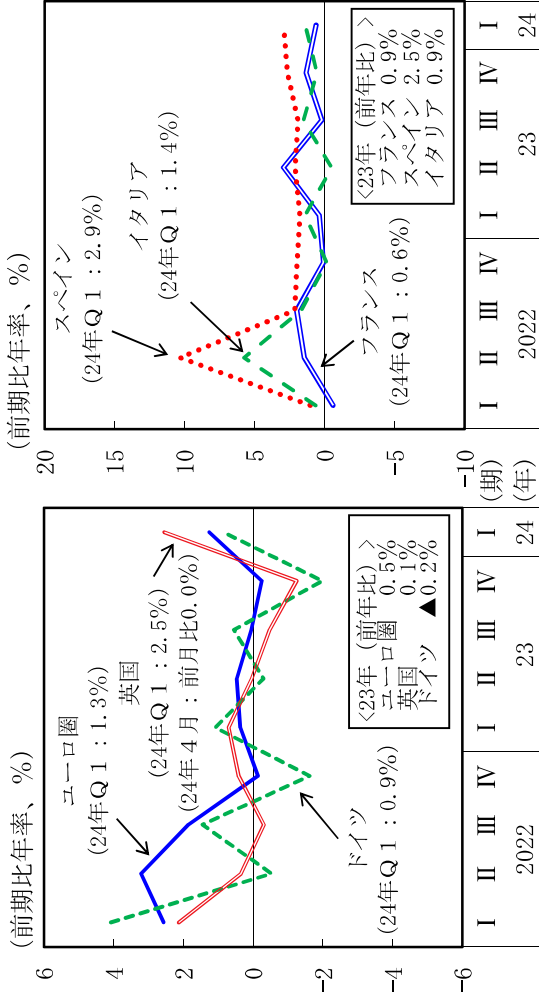
(備考) インドネシア、タイは製造業生産目安P (備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

3. ヨーロッパ地域

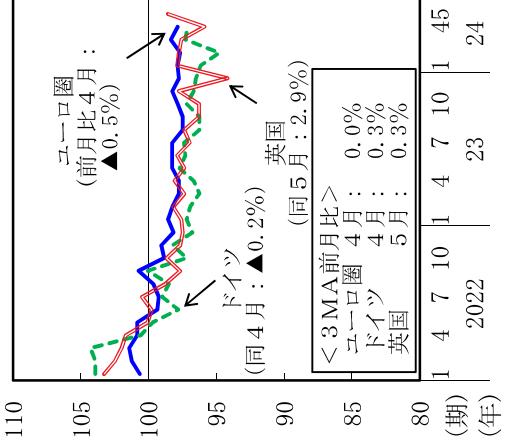
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、持ち直しの兆しがみられる。英国では、持ち直しの兆しがみられる。

①GDP ユーロ圏：24年1-3月期は前期比年率1.3%成長
英国：24年1-3月期は前期比年率2.5%成長

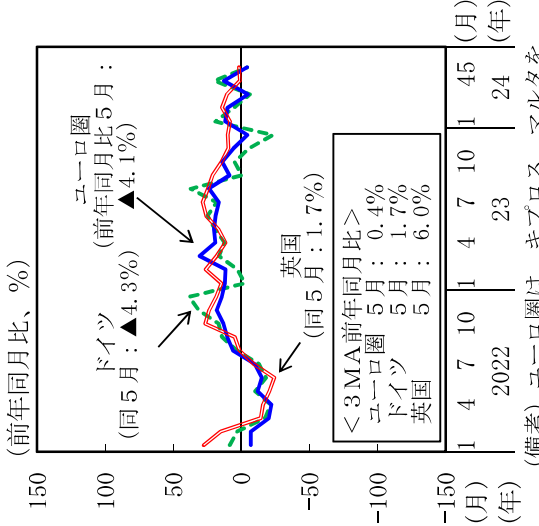


②個人消費

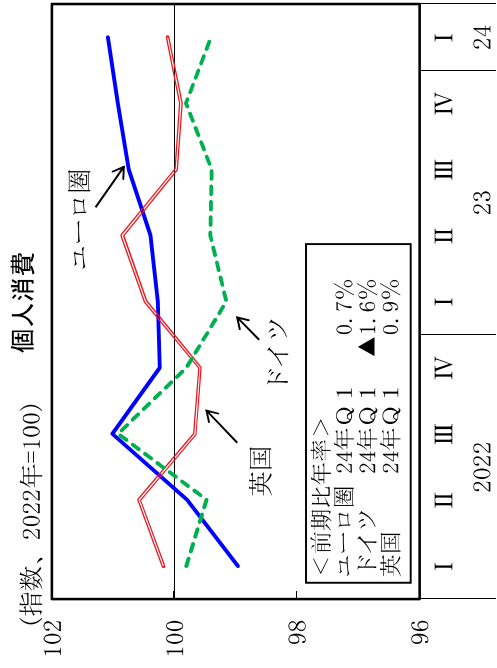
(指数、2022年=100)



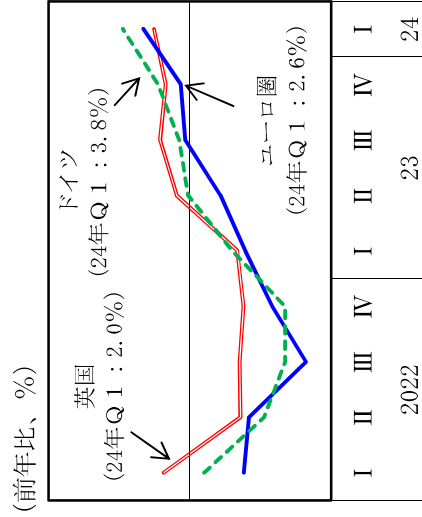
乗用車登録台数



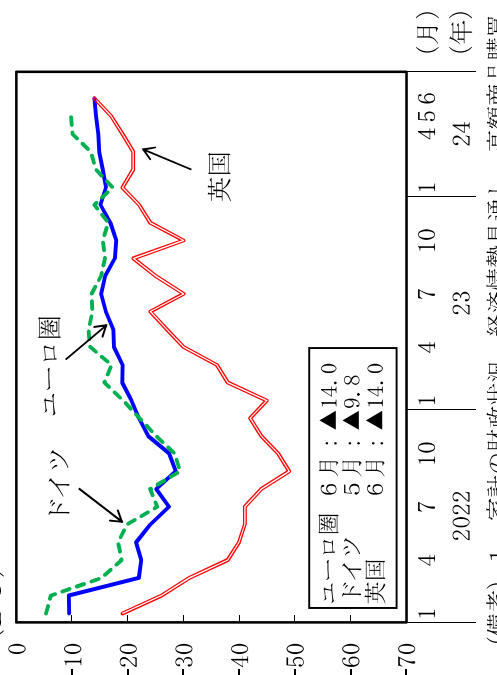
②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている 英国：持ち直しの兆しがみられる



実質賃金上昇率



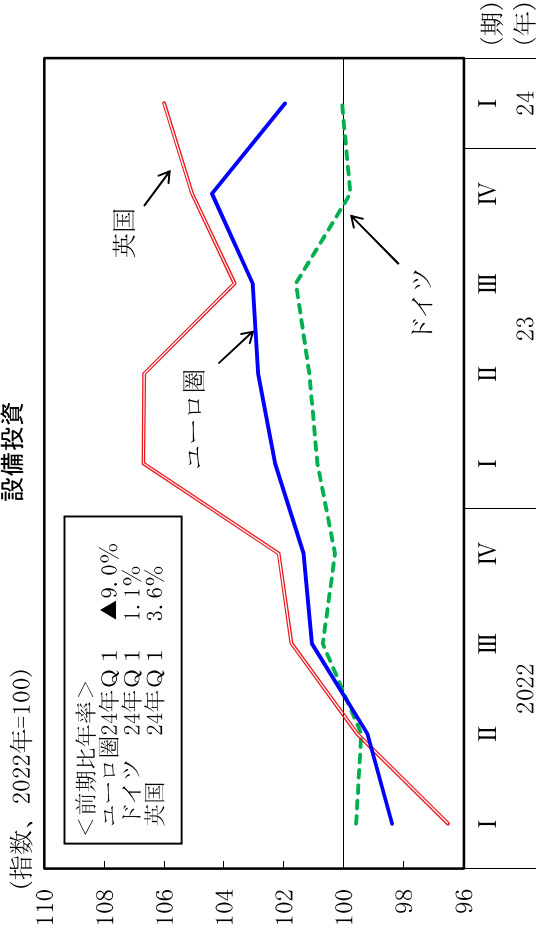
消費者信頼感指数



(備考) ユーロ圏はユーロスタット及びECBから作成。時間当たり名目賃金を消費者物価(帰属家賃含まない)で実質化。ドイツはドイツ連邦統計局より作成。名目賃金指数と消費者物価指数の商として計算。英国は英国国家統計局より作成。週平均名目賃金を消費者物価(帰属家賃含む)で実質化。

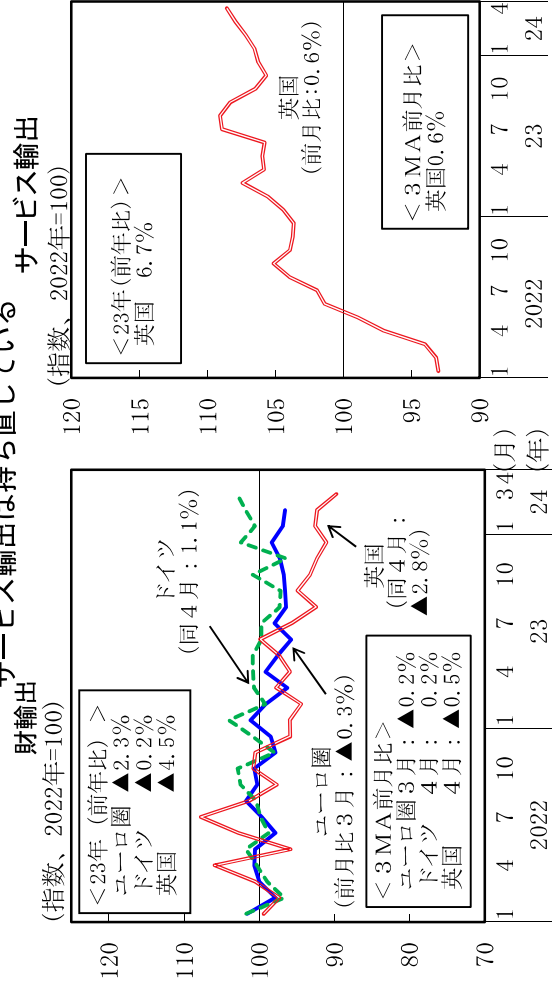
(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：設備投資はおおむね横ばいとなっている
英国：設備投資はおおむね横ばいとなっている



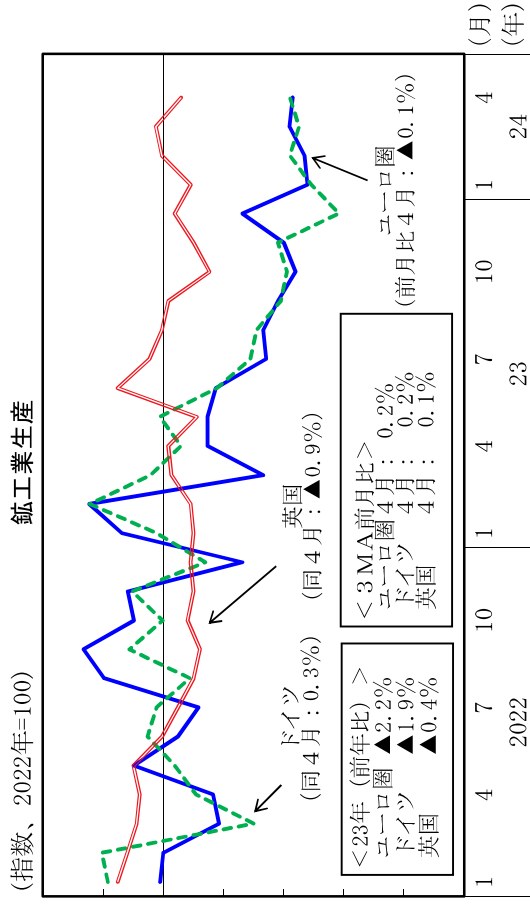
(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む総固定資本形成(住宅除く)。
2. 英国は民間の設備投資(住宅は含まない)。

④輸出 ユーロ圏：財輸出はおおむね横ばいとなっている
英国：財輸出は弱含んでいる

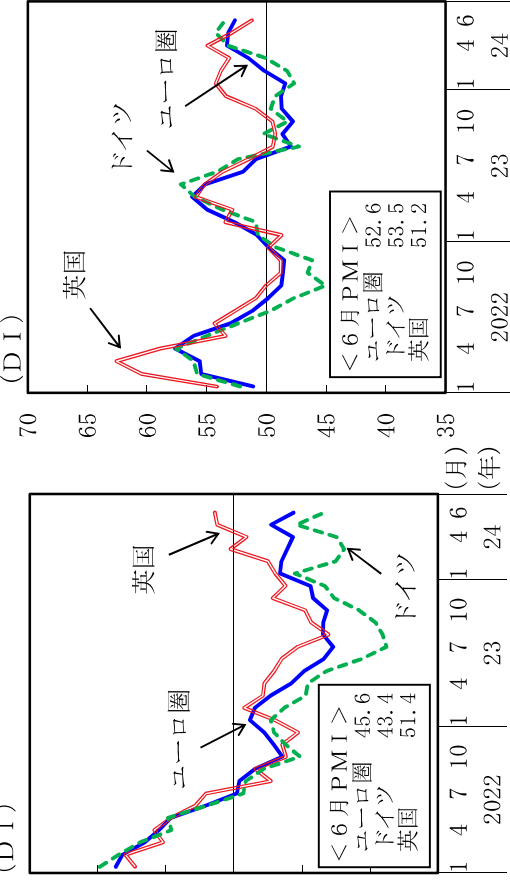


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。
2. 英国は金を除く実質ベース。2019年基準。

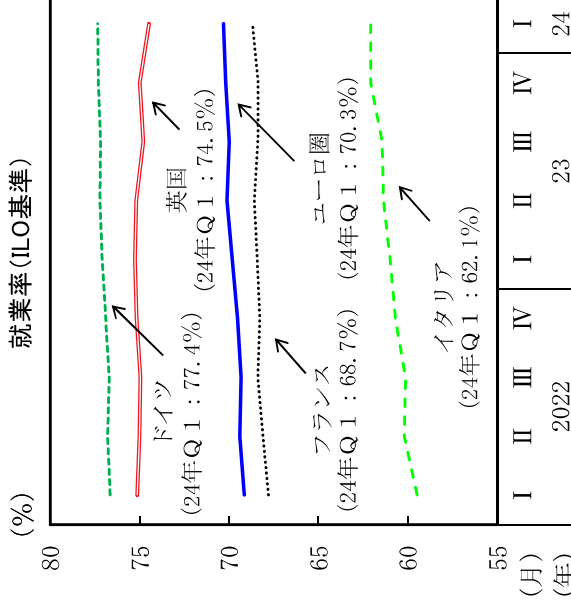
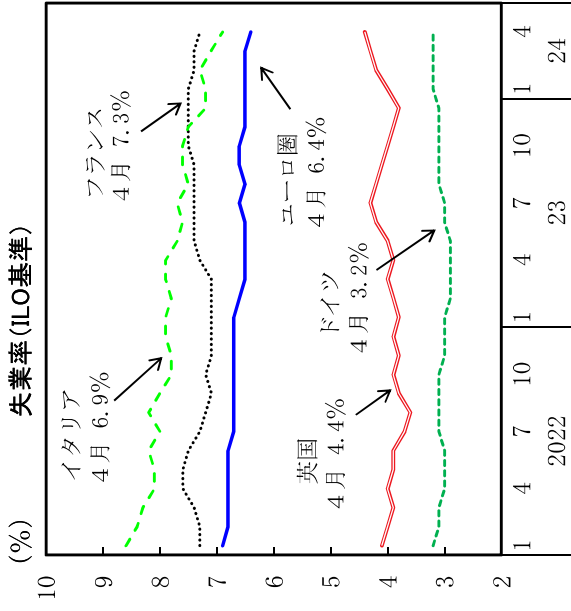
⑤生産 ユーロ圏：生産は下げ止まりつつある
英国：生産はおおむね横ばいとなっている



⑥製造業購買担当者指数 (PMI) ユーロ圏：製造業は新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善 (I p)、変化なし (0.5p)、悪化 (Op)」として指数化。
英国：製造業は、圏内5,000社の購買担当者を対象としている。

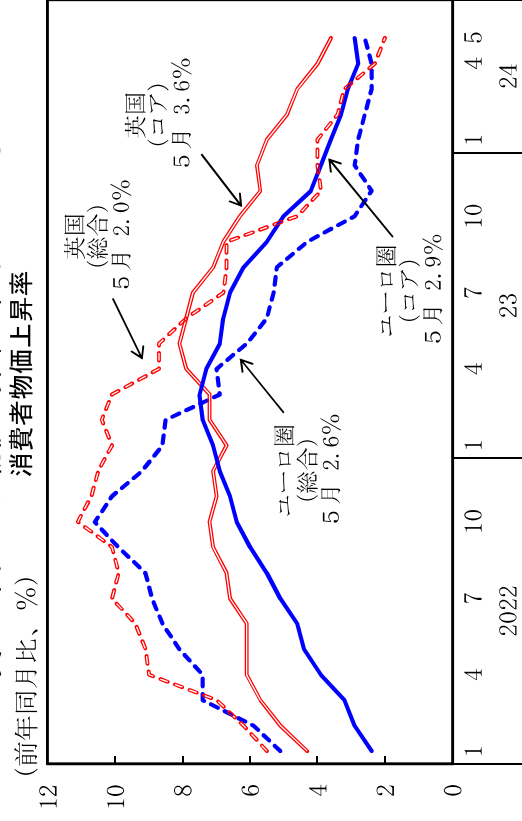


⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英国：失業率はこのところ上昇している



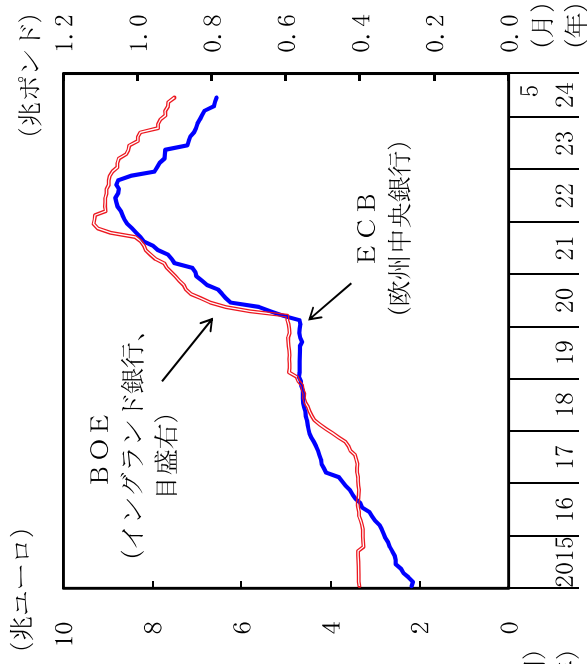
(備考) 季節調整値。就業者及び人口は、15-64歳。

⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている
英国：コア物価上昇率は低下している

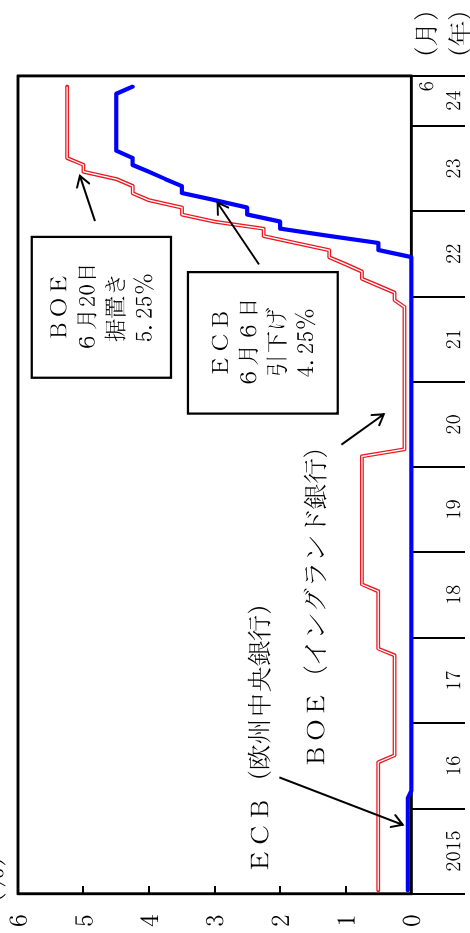


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑧中央銀行のバランスシート



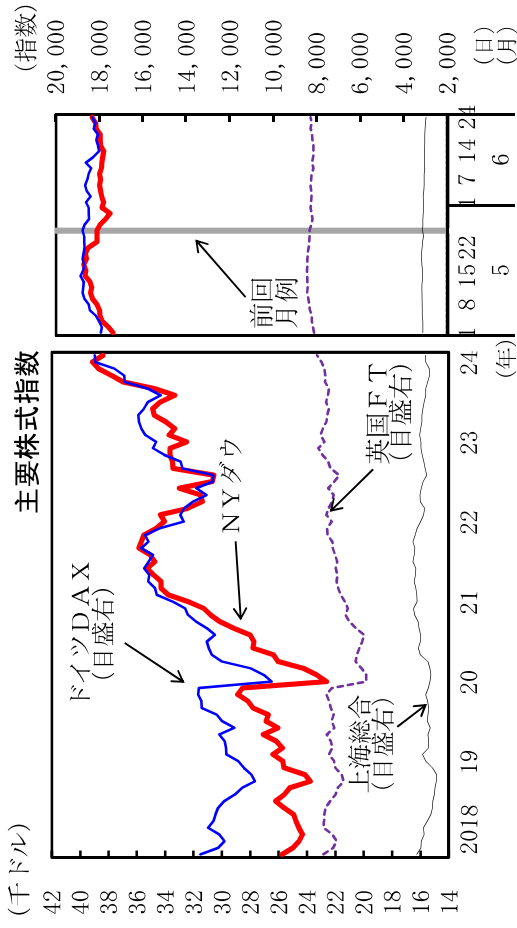
⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引下げ
英国：イングランド銀行 (BOE) は据置き



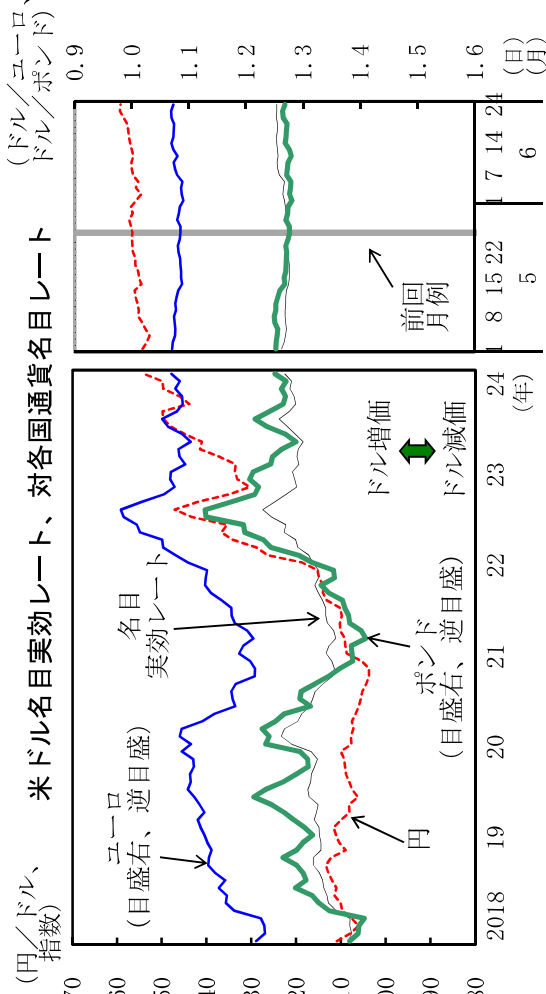
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

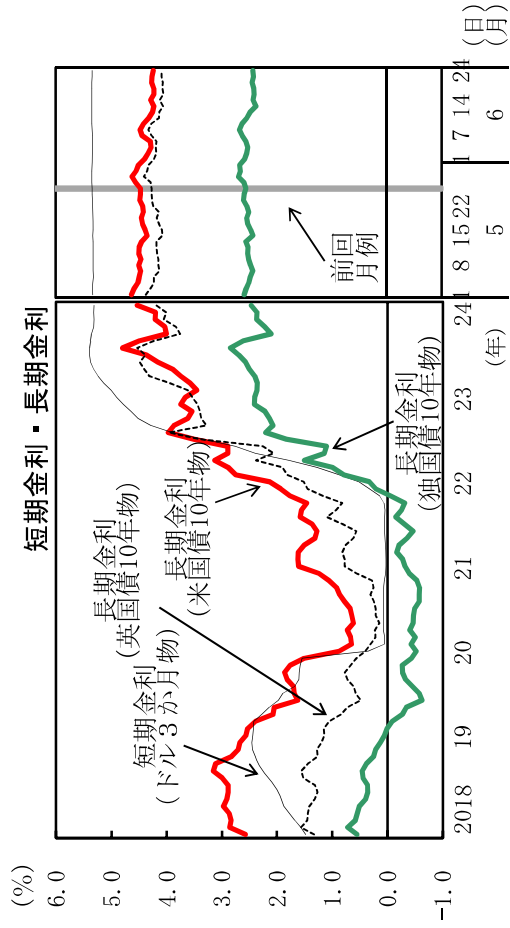
株価：アメリカ、英国、ドイツではおおむね横ばい、中国ではやや下落



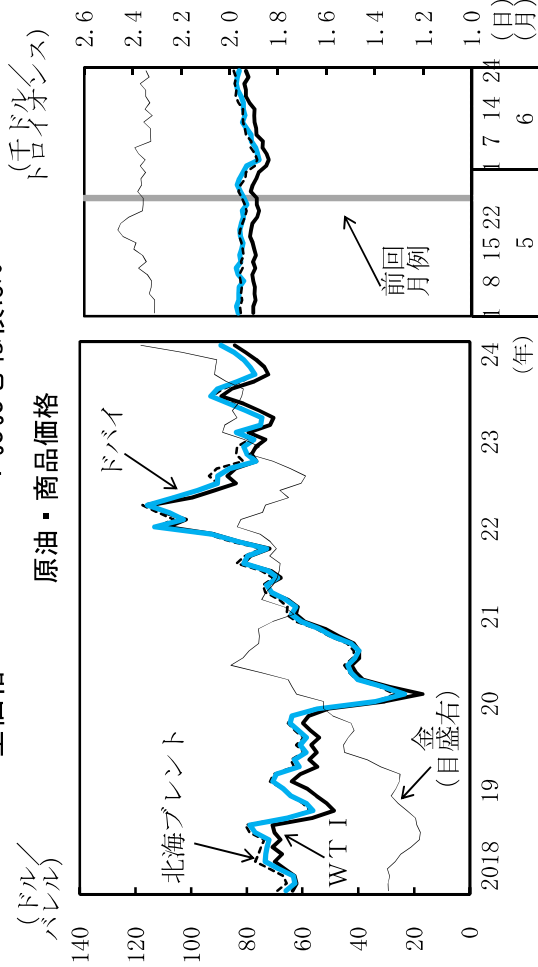
為替：ドルは、ユーロに対してやや増価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国、ドイツではやや低下



原油価格 (WTI)：上昇
金価格：おおむね横ばい



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

委員からの追加要望資料

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

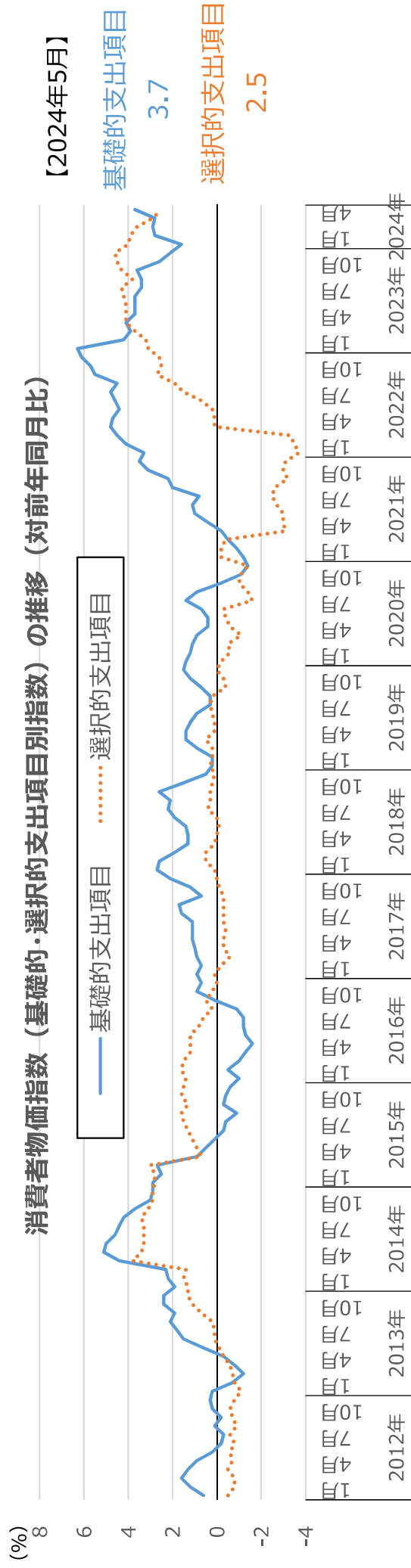
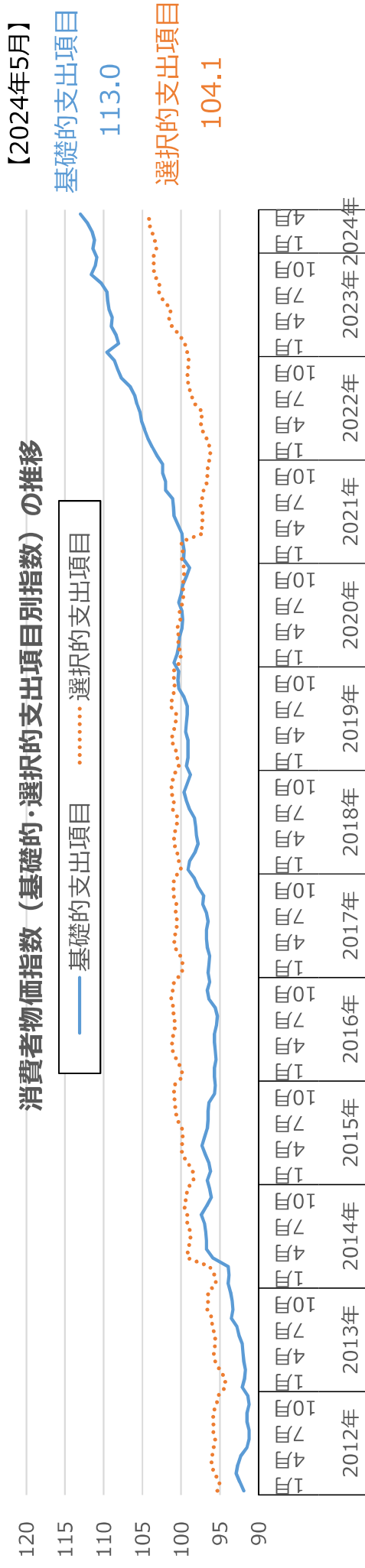
	2023年					2024年					2023年10月～ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
	全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2	
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9		
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2		
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
4 「2023年10月～2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



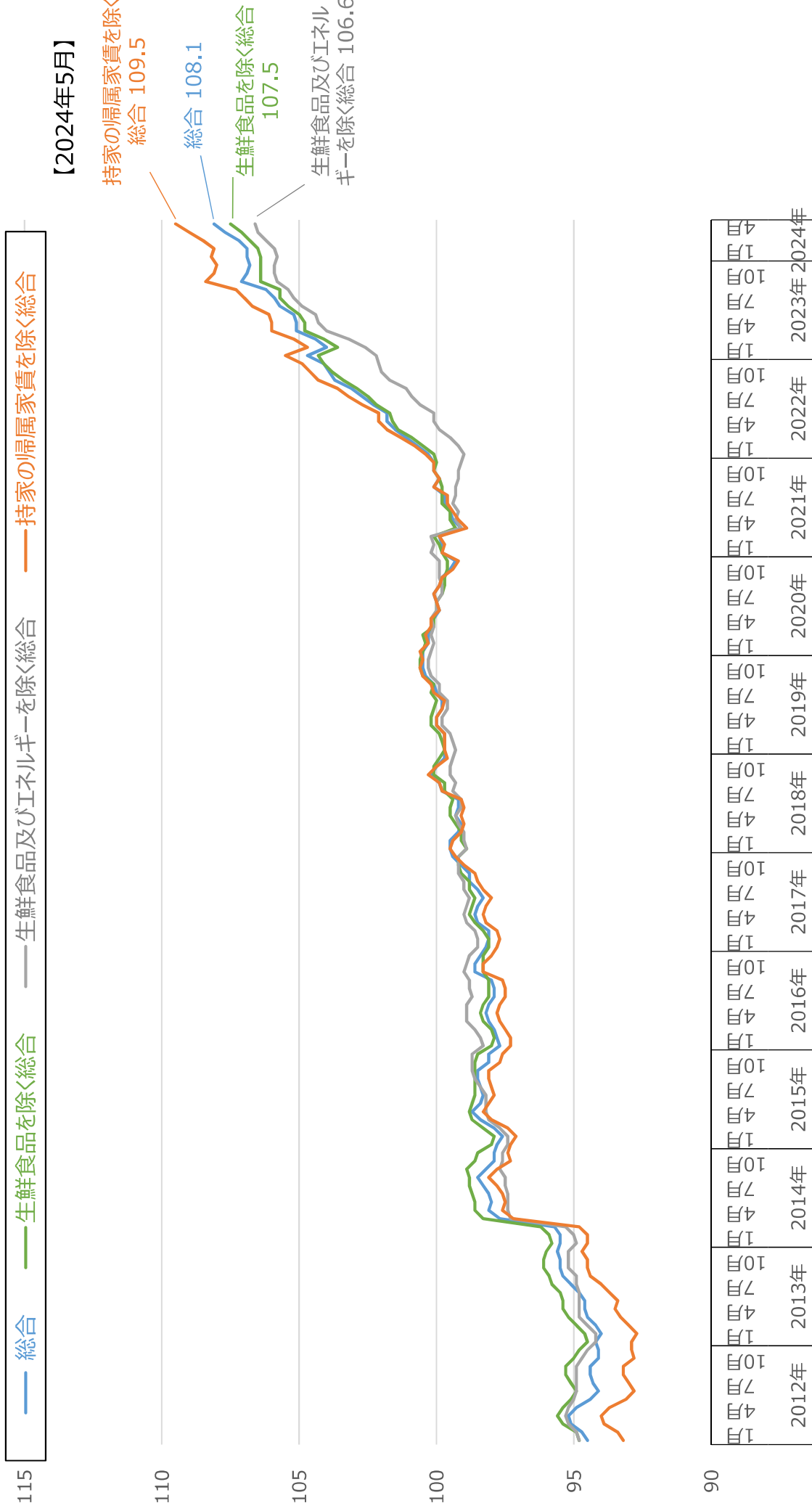
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は108.1、「生鮮食品を除く総合」は107.5、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.5となっている。

消費者物価指数の推移



業務改善助成金の助成対象別の実績

○概要説明

- ・業務改善助成金の助成対象別の件数と割合は以下のとおり。
- ・設備投資の件数が99%を占めている。

令和5年度 支給決定件数	設備投資	コンサルティング	研修
12,798	12,715	91	192
100%	99%	1%	2%

※ 助成対象が複数となることもあるため、支給決定件数と内訳の合計とは一致しない。

○参考:代表的な設備投資の件数・割合

	システム 関連	PC機器 関連	医療・福祉 関連	飲食関連	自動車 関連	冷凍・冷蔵 関連	農林業 設備関連
件数	2,557	1,202	1,199	1,069	911	895	396
割合	20.0%	9.4%	9.4%	8.4%	7.1%	7.0%	3.1%

業務改善助成金の助成事例

助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上
 企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

背景

手作業による農薬散布及び従業員の高齢化
 ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

取組の内容と成果

農薬散布 2時間→30分、2人→1人に
 ○設備内容
 ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

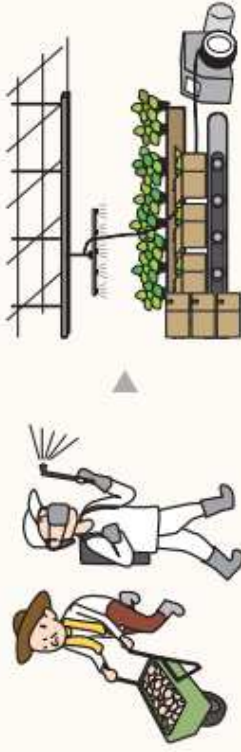
○成果
 作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせるようになった。ビニールハウスの内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績

利用したコース：
 60円コース
 引上げ労働者数：
 8人
 事業場内最低賃金：
 820円から880円へ
 引上げ

改善のOnePoint

他の事業者と共同で作業面を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえて、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用でき、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化
 企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

背景

電話注文への対応や配膳によるタイムロス
 新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席まで離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

取組の内容と成果

予約サイト開設、店内カウンター改装

○設備内容
 テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。

○成果
 これまででは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

賃金引上げ実績

利用したコース：
 90円コース
 引上げ労働者数：
 4人
 事業場内最低賃金：
 830円から920円へ
 引上げ

改善のOnePoint

テイクアウトの予約サイトを用意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。



令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画のフォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1-1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・ 型取引の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- ・ 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- ・ 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-2. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- ・ 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- ・ 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

調査対象 90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)

調査期間 2023年10月～11月

調査方法 郵送調査(WEB回答可)

回答企業数 26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)

回答率 29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)

調査内容 (1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

・重点課題の改善状況

・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって

・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。

・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- ・ サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- ・ 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じ自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- ・ 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- ・ 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象 「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間 2023年10月～12月

調査方法 郵送調査

回答企業数 2,676社

回答率 28.6%

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 価格決定方法の適正化
- ・ コスト負担の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって

報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

2-1. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況経年比較）

＜重点5課題改善状況＞

重点5課題	設問	受注/発注	令和3年度 割合	令和4年度 割合	令和5年度 割合
価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「応じた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合	コスト全般	発注側	-	-	-
	※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側	63%	81%	83%
	※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	45%	42%	64%
	※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側	13%	19%	37%
	労務費	発注側	43%	35%	55%
	※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側	12%	14%	30%
	※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	53%	46%	67%
	原材料価格	受注側	18%	22%	41%
	※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	43%	36%	60%
	※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側	10%	13%	32%
価格決定方法の適正化	エネルギー価格	発注側	-	-	-
	※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側	94%	90%	94%
	※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	65%	69%	69%
	直近1年間における不合理な原価減額要請	受注側	42%	69%	70%
	※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合	発注側	20%	19%	23%
	※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」「要請されたことはない」と答えた企業の割合	受注側	15%	18%	18%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている	発注側	18%	21%	15%
	※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側	-	-	-
	下請代金支払いの手形サイトが60日以内	発注側	-	23%	30%
	※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	受注側	-	-	-
支払い条件の改善	手形サイトの60日以内への変更予定	発注側	-	-	65%
	※令和4、5年度は「2024年度までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合	受注側	-	53%	41%
	※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	発注側	89%	93%	81%
	約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	受注側	85%	83%	83%
	知的財産・ノウハウの保護	発注側	-	-	63%
	※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「実施中」と答えた企業の割合	受注側	23%	32%	38%
	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響	発注側	-	-	45%
	※「特に影響はない」と答えた企業の割合	受注側	-	46%	42%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況	発注側	-	-	44%
	※発注側:「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側:「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側	89%	83%	44%
型管理の適正化	型管理の適正化<書面等による取引条件の明確化>	発注側	-	-	30%
	※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	47%	44%
	型管理の適正化<型代金又は型製作費の早期の支払い>	発注側	-	-	30%
	※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	31%	30%
	型管理の適正化<型の保管費用の発注側負担>	発注側	-	-	34%
	※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	受注側	-	31%	31%

※サンプル数（N）については次ページ以降に掲載

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

価格決定方法の適正化

- 価格決定のための協議
「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。
- 変動コストの価格反映状況
発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。
受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。
- 直近1年間における不合理な原価低減要請
「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

● 価格決定のための協議（「協議を行った」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767 63%	N=19,551 81%	N=15,702 83%

● 直近1年間における不合理な原価低減要請（「受けたことはない」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950 94%	N=20,132 90%	N=21,200 94%

● 変動コストの価格反映状況（「全て反映した／された」「概ね反映した／された」割合）

	コスト全般			労務費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,371 45%	N=3,411 42%	N=5,604 64%	N=1,200 43%	N=3,399 35%	N=5,389 55%
受注側	N=18,372 13%	N=19,779 19%	N=20,006 37%	N=16,973 12%	N=19,717 14%	N=18,775 30%
	原材料価格			エネルギー価格		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,496 53%	N=3,389 46%	N=5,477 67%	N=1,210 43%	N=3,389 36%	N=5,416 60%
受注側	N=18,278 18%	N=19,583 22%	N=18,981 41%	N=16,240 10%	N=19,590 13%	N=18,531 32%

支払い条件の改善

- 下請代金の支払い条件
「全て現金払い」については、発注側は7割強となり+1ptと横ばいとなった。
受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。
- 手形支払いのサイト
『60日以内（「30日以内」と「60日以内」の合計）』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。
- 手形支払いサイトの変更予定
「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。

● 下請代金の支払い条件

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,335 65%	N=3,445 69%	N=5,667 69%
受注側	N=772 2%	N=1,048 3%	N=1,621 4%

● 手形支払いのサイト

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=772 2%	N=1,048 3%	N=1,621 4%
受注側	N=11,723 2%	N=6,115 4%	N=5,118 4%

● 手形支払いサイトの変更予定

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=610 18%	N=875 21%	N=1,196 15%
受注側	N=934 23%	N=934 32%	N=1,332 29%

● 約束手形の廃止予定

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,244 42%	N=19,946 69%	N=21,041 70%
受注側	N=11,723 2%	N=6,115 4%	N=5,118 4%

● 約束手形の廃止予定

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=11,723 2%	N=6,115 4%	N=5,118 4%
受注側	N=934 23%	N=934 32%	N=1,332 29%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
受注側では、『実施中』は、4割強となり-12ptと大幅に悪化した。

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

発注側	令和5年度
	N=2,385
全ての企業に実施した(100%)	54%
多くの企業に実施した(99~81%)	11%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
全く実施しなかった(0%)	17%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995
実施中	53%	41%
実施予定	7%	6%
未実施	40%	53%

働き方改革のしわ寄せ防止

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-12ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。
- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割強となり+6ptと改善した。

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,364	N=1,776	N=5,850
特に影響はない	89%	93%	81%
急な仕様変更への対応の増加	5%	3%	2%
短納期での発注の増加	4%	3%	2%
検収の遅れ	2%	1%	1%
支払決済処理のスレによる入金の遅れ	1%	0%	0%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	1%
祝休出勤の増加	-	2%	1%
その他	1%	1%	1%
分からない	-	-	14%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,058	N=19,943	N=22,353
特に影響はない	85%	83%	83%
急な仕様変更への対応の増加	7%	5%	6%
短納期での発注の増加	6%	7%	8%
検収の遅れ	2%	3%	2%
支払決済処理のスレによる入金の遅れ	1%	1%	1%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	2%	2%
祝休出勤の増加	-	4%	4%
その他	3%	2%	2%

※ 発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,801	N=5,602	N=13,425
全て販売先が負担してくれた(100%)		32%	25%
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)	23%	16%	13%
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)		18%	14%
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)		33%	12%
販売先は負担しなかった(0%)	77%		36%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

● 書面等による取引条件の明確化

● 書面等による取引条件の明確化
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり-4ptとわずかに悪化した。

発注側	令和5年度 N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

受注側	令和4年度 N=5,612	令和5年度 N=10,210
全て実施された(100%)	46%	23%
概ね実施された(99~81%)		19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

● 型代金又は型製作費の早期の支払い

● 型代金又は型製作費の早期の支払い
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半ばとなり-3ptとわずかに悪化した。

発注側	令和5年度 N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

受注側	令和4年度 N=3,557	令和5年度 N=9,012
全て実施された(100%)	47%	26%
概ね実施された(99~81%)		18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

● 型の保管費用の発注側負担

● 型の保管費用の発注側負担
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

発注側	令和5年度 N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=3,042	令和5年度 N=8,588
全て実施された(100%)	31%	18%
概ね実施された(99~81%)		13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

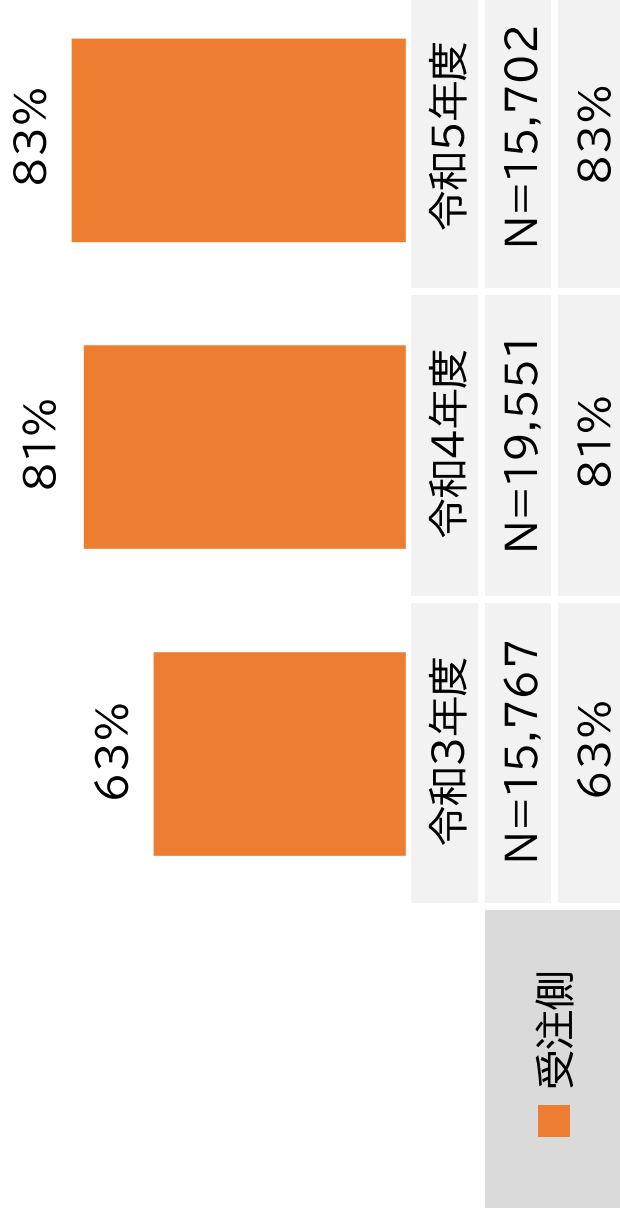
発注側	令和5年度 N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=2,880	令和5年度 N=8,511
全て実施された(100%)	31%	18%
概ね実施された(99~81%)		13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

- 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆ 価格決定のための協議の実施状況
（「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じた」の割合を集計）



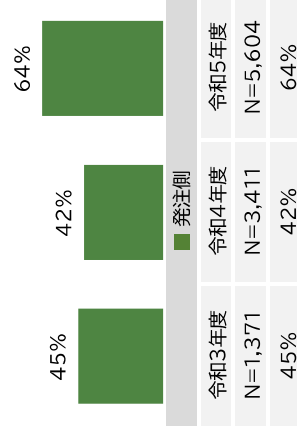
※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

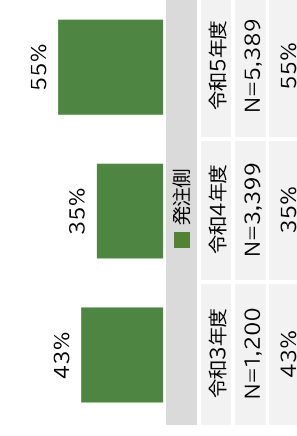
- コスト全般の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- 労務費の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- 原材料価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- エネルギー価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した/された」「概ね反映した/された」の割合を集計)

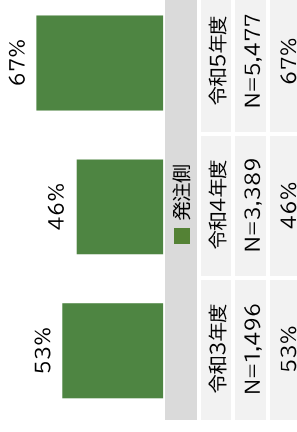
-コスト全般



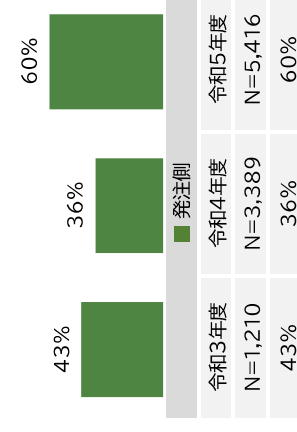
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格

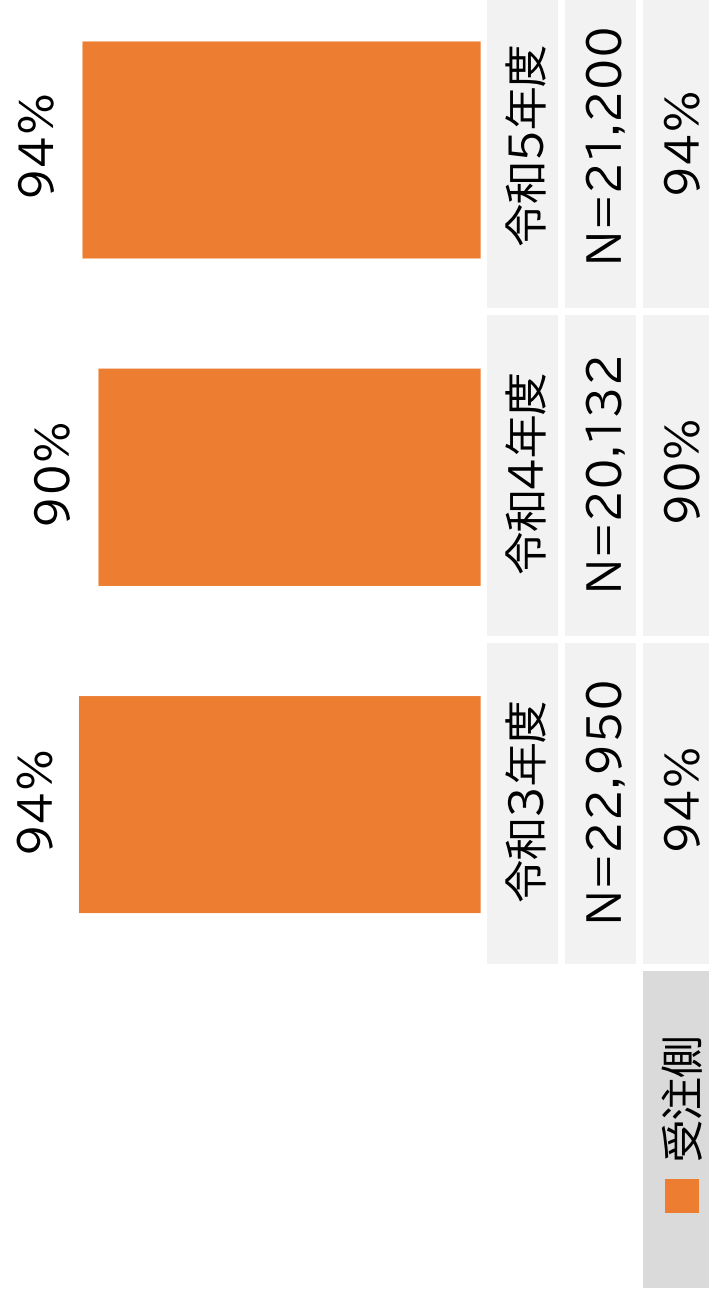


※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合
 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）

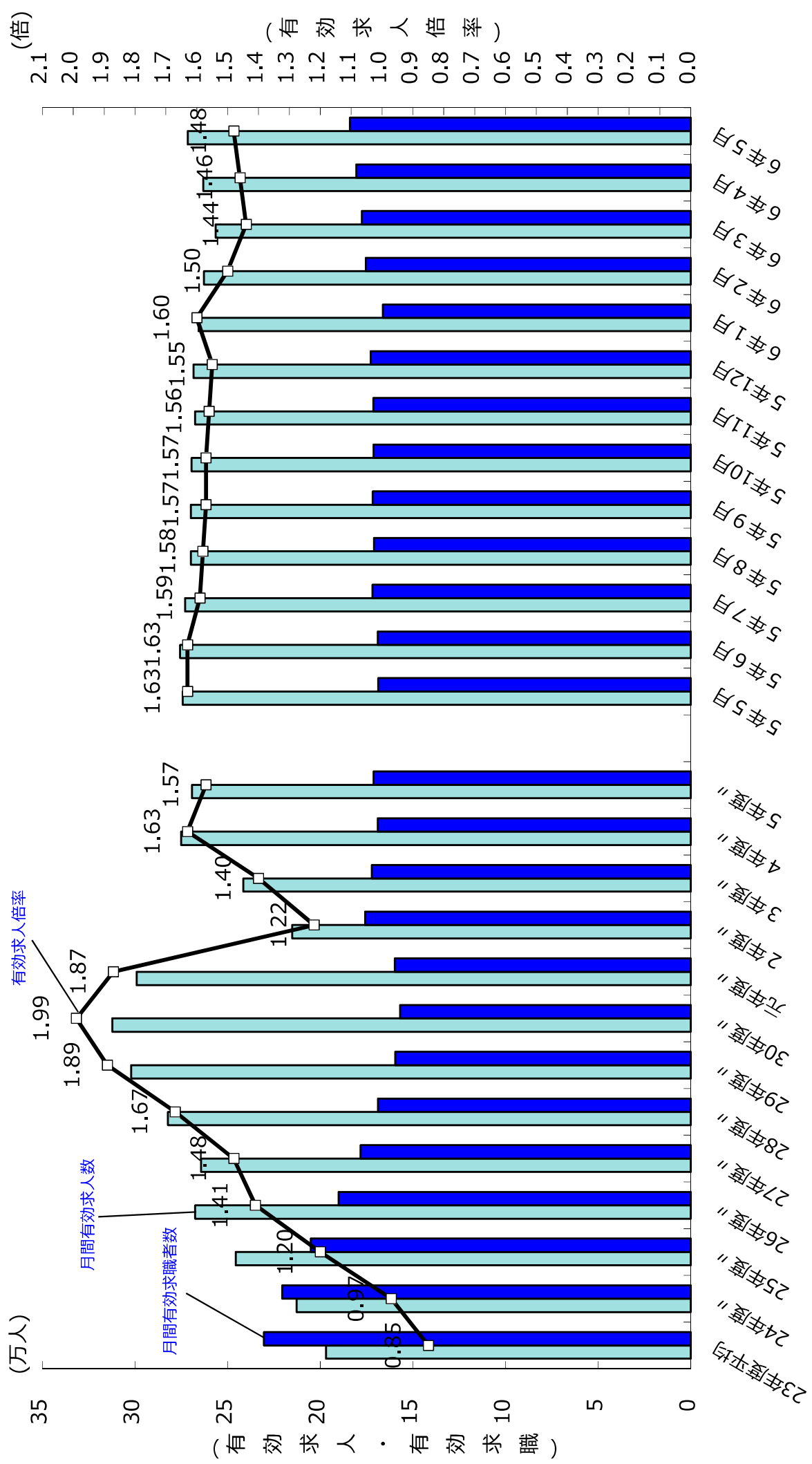


※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合

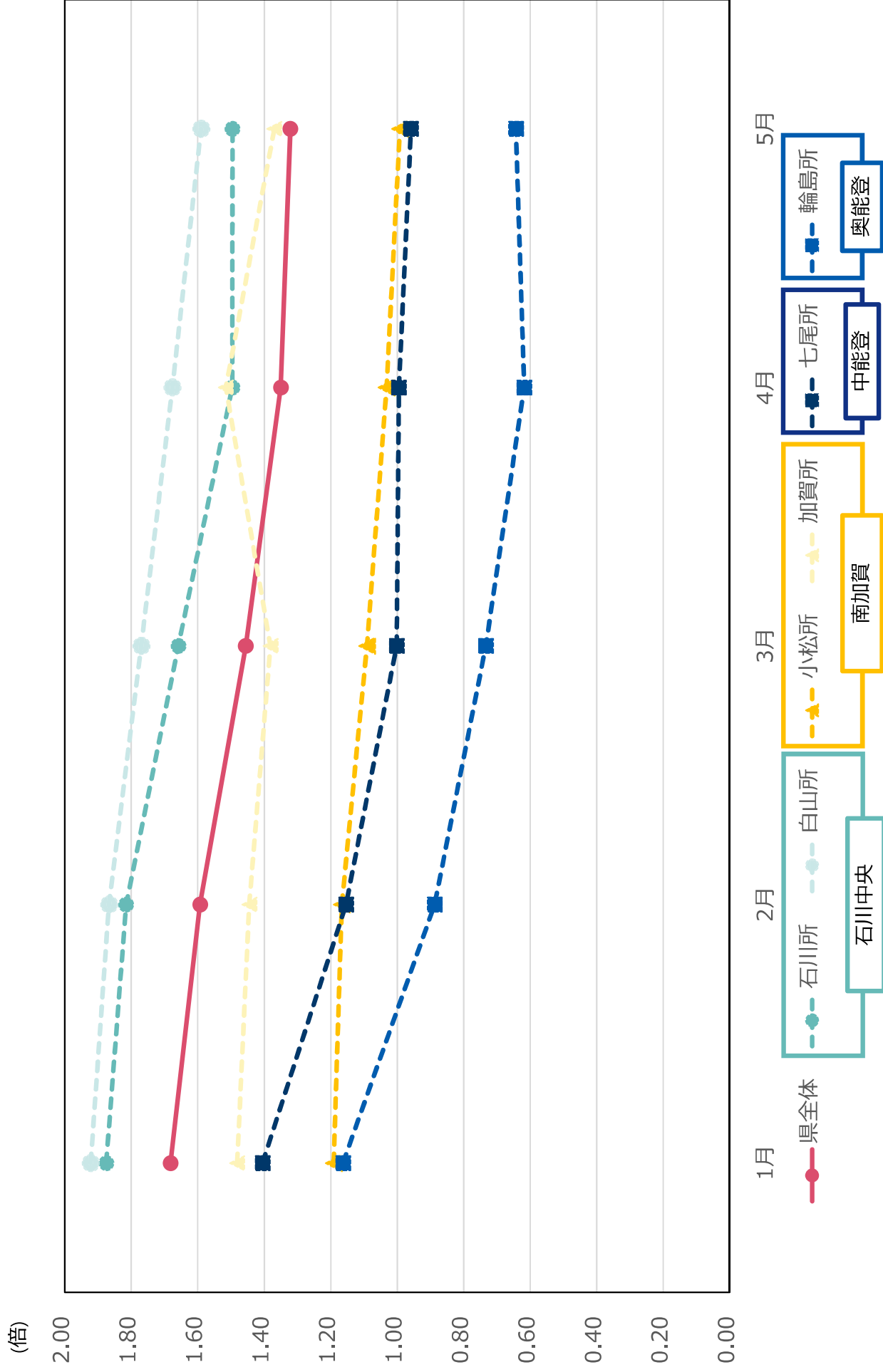
令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢関係資料

有効求人倍率等の推移（石川県全域）



（資料出所）厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 （注1）月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 （注2）受理地別の求人です。

有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）

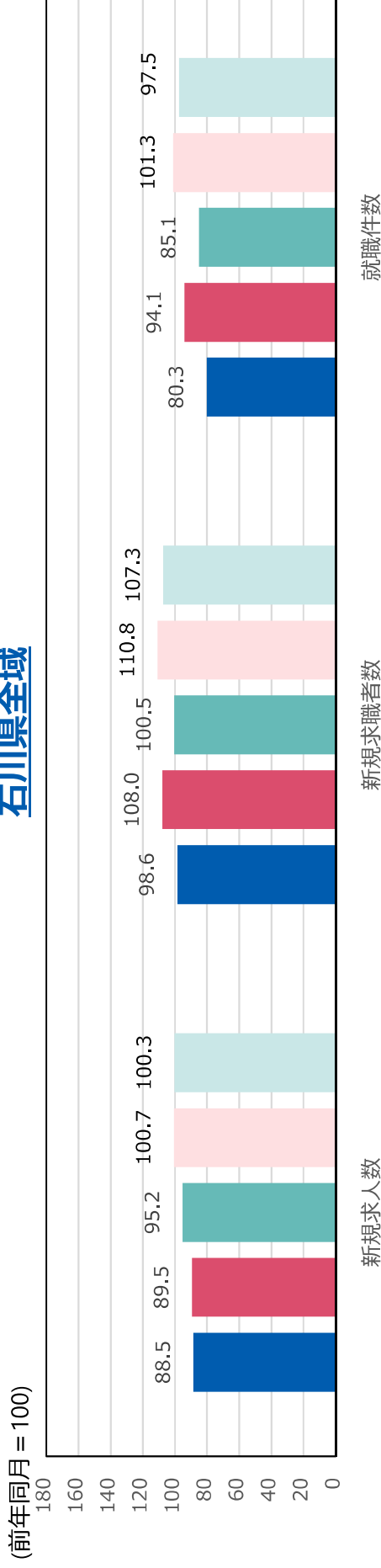


第2回目安 p.133

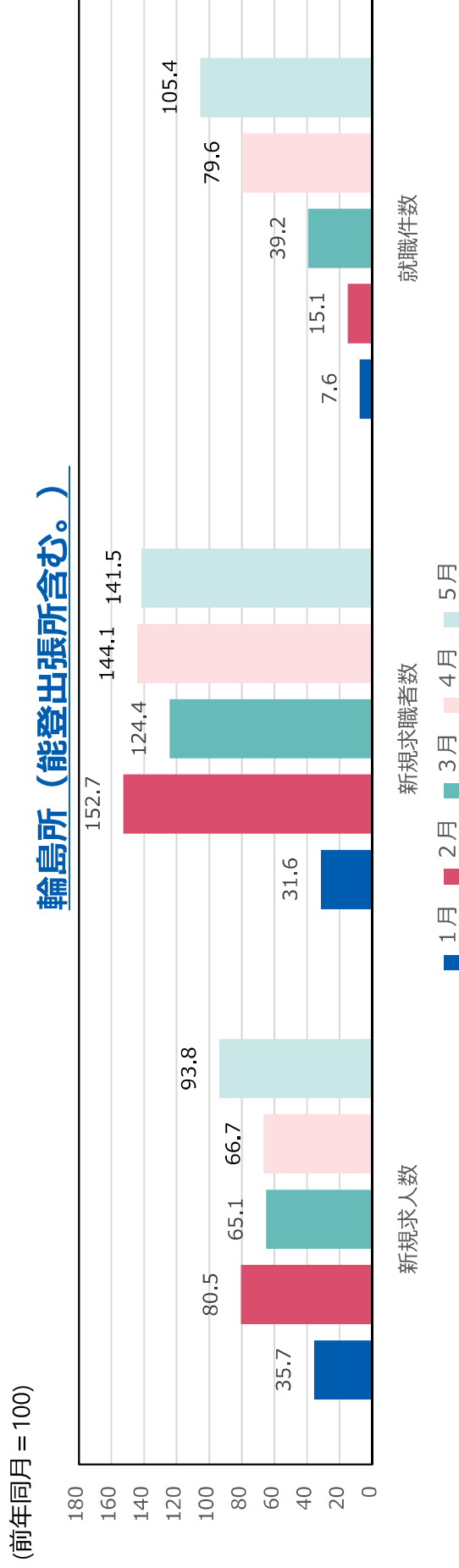
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 (注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人・求職、就職件数の推移（石川県全域及び輪島所）

石川県全域



輪島所（能登出張所含む。）



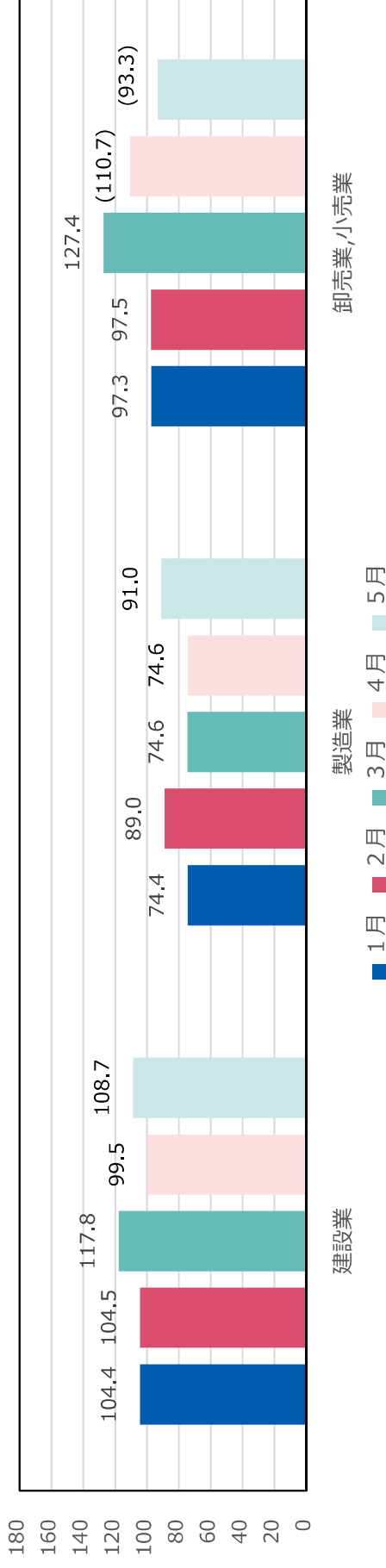
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 2024年3月、4月、5月については前年同期とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

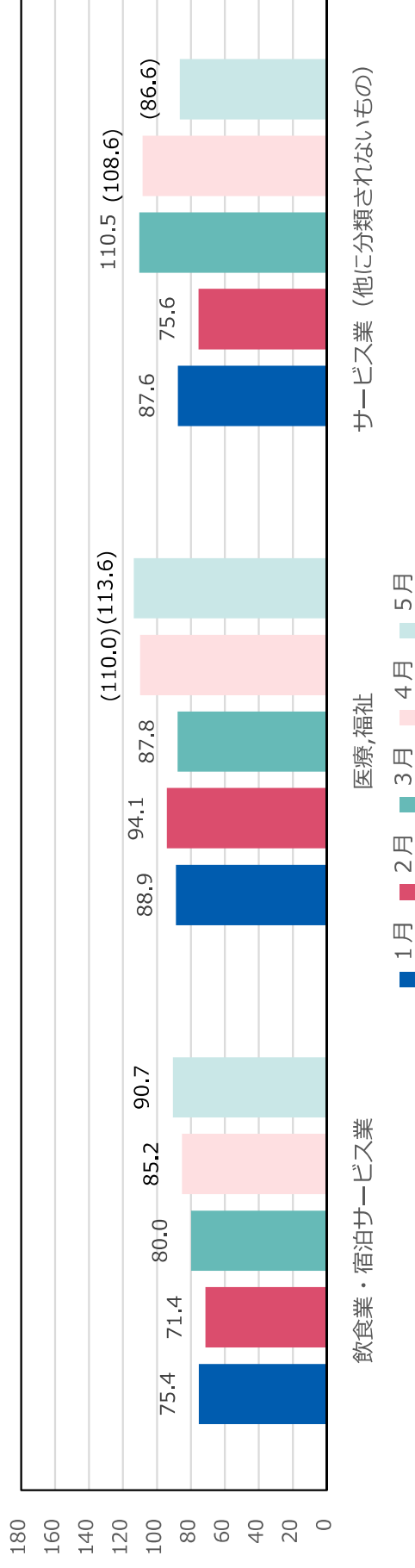
(注2) 受理地別の求人て集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 産業分類について、2024年4月以降は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、2024年3月以前は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したものである。この改定により、前年同月比較した場合に影響のある産業に~~びび~~びびで示している。

(注2) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハロワーク稼働日数に差があることに留意。(対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日)

(注3) 受理地別の求人集計したもの。

令和6(2024)年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ (厚生労働省関係部分のうち、地域の雇用対策等のみ)

雇用調整助成金の特例措置

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）

- 事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。

自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

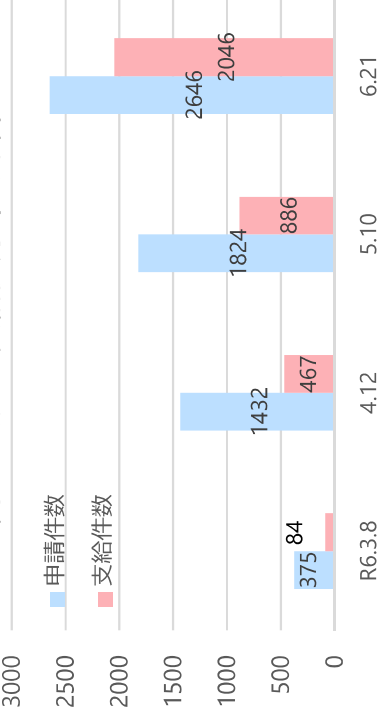
令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国 の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由によ り事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年 6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低 下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定 規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間で ある場合は、事前に提出されたものとみなす
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県※の事業所 1年300日 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	休業、訓練、出向とともに 雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間 満了の日の翌日から起算して1年を超えている こと	撤廃
助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向 大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業 の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相 当分を差し引く	4県について撤廃

※本特例措置は、令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用する。
※本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続する。

件数

雇用調整助成金の支給状況（石川県）



■ 雇用調整助成金の周知広報について

〔石川労働局及び石川県における相談体制〕

- ・石川労働局に雇用調整助成金の特別相談窓口を設置
- ・奥能登半島コールセンターを設置
- ・県が設置する特別相談窓口（金沢、輪島）において社労士による雇調金の相談対応を実施
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施

〔石川労働局における周知広報〕

- ・石川労働局では、石川労働局ホームページのほか地元新聞、テレビトップ、ラジオ放送、SNS、コンビニを活用した周知を実施。また、自治体と連携し、自治体広報誌への掲載や、選難所でのリーフレット配布を実施。
- ・事業者支援説明会（金沢、輪島、七尾、羽咋、加賀）において説明・周知
- ・上記の他、各地で実施している事業者支援説明会でリーフレットを配布し相談先を周知

〔本省から関係団体等を通じた周知広報〕

- ・厚生労働省ホームページにリーフレット等を随時掲載
- ・経済団体（経団連、日商、全商連、中央会）、連合、社労士会、産業雇用安定センターへ周知依頼
- ・中企庁に対し関連機関（各地の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、経済産業局など）へ周知を依頼

令和6(2024)年能登半島地震に係る雇用保険の特例措置

概要

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

- ・ 災害により休業した場合や、
- ・ 災害により一時的に離職した場合に

雇用保険の失業手当（基本手当）を受給できる以下の特例措置を実施

- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けられない方については、**実際に離職していても、失業手当を受給できる。**
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる。**

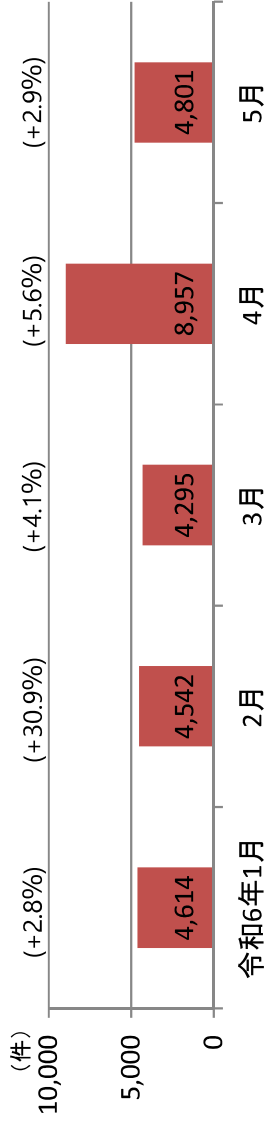
支給額等

- ・ 支給額 ： 休業等の前の賃金額に応じて、賃金額の50～80%(最大、1日8,490円(令和5年8月1日～))
- ・ 所定給付日数： 年齢や被保険者であった期間に応じて、90～330日
- ・ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

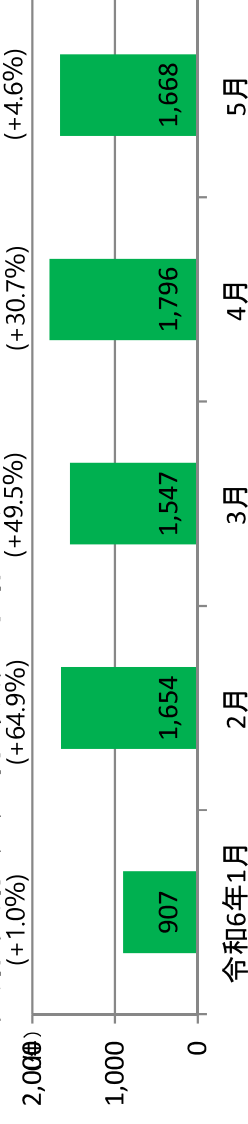
※ 本特例措置を利用して失業手当を受けた場合は、失業手当の受給資格はリセットされるため、元の事業所に復帰した後に失業した際に失業手当の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。
第2回目安 p.138

雇用保険（失業給付関係・石川県）

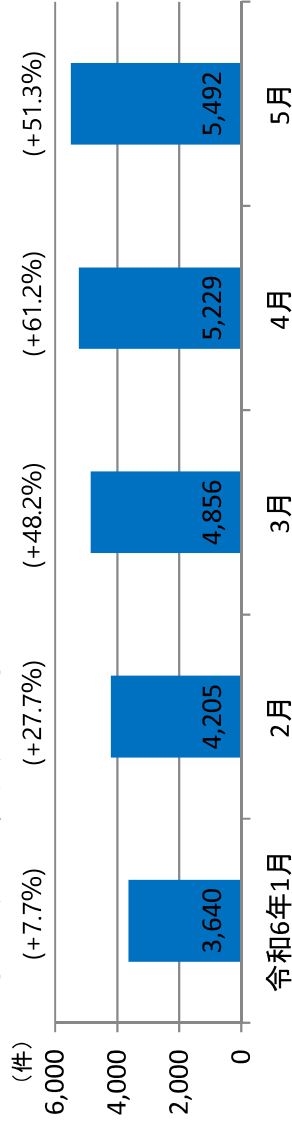
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



※括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(※1)による受給資格決定件数	「災害特例」(※2)による受給資格決定件数
計	946件	61件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件

※「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

※1 激甚特例：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けられない場合に、実際に離職していても、基本手当を受給できる特例。

※2 災害特例：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

令和6(2024)年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業主等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

令和6年石川県能登地方を震源とする地震について

- ▶ [被害状況等について](#) ▶ [被災者の皆様へ](#)
- ▶ [被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ](#) ▶ [行政担当者の方へ](#)
- ▶ [現地における被害状況の把握と早期の復旧活動について](#) ▶ [厚生労働省災害対策本部の開催状況](#)
- ▶ [各種会議](#) ▶ [その他（関係リンク先等）](#)

令和6年石川県能登地方を震源とする地震に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新してまいります。

※ [X（旧 Twitter）](#)・[Facebook](#)でも最新情報を掲載しています。

● 労働者及び事業主の皆様へ（共通）（支援・特例措置）

○ 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました

- ・ [PDF](#) [被災された従業員の方向け、仕事をお探しの方向けのリーフレット](#) [724KB] [📄](#)
- ・ [PDF](#) [被災された事業主の方向けのリーフレット](#) [661KB] [📄](#)
- ・ [PDF](#) [（別紙）【問合せ先一覧】](#) [540KB] [📄](#)

必要な情報が必要な方に届くよう、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。各種特例措置の詳細については、それぞれの項目をご覧ください。

○ [PDF](#) [自然災害が発生した場合の支援や制度について（労働基準関係）](#) [395KB] [📄](#)

自然災害が発生した場合の支援や制度を掲載しています。^{第2回目}詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例を創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3(2)~4人 (注) 括弧は創業の場合	5~9人	10人以上~
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～6月)

○ 2024年6月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月 月 例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月 月 例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

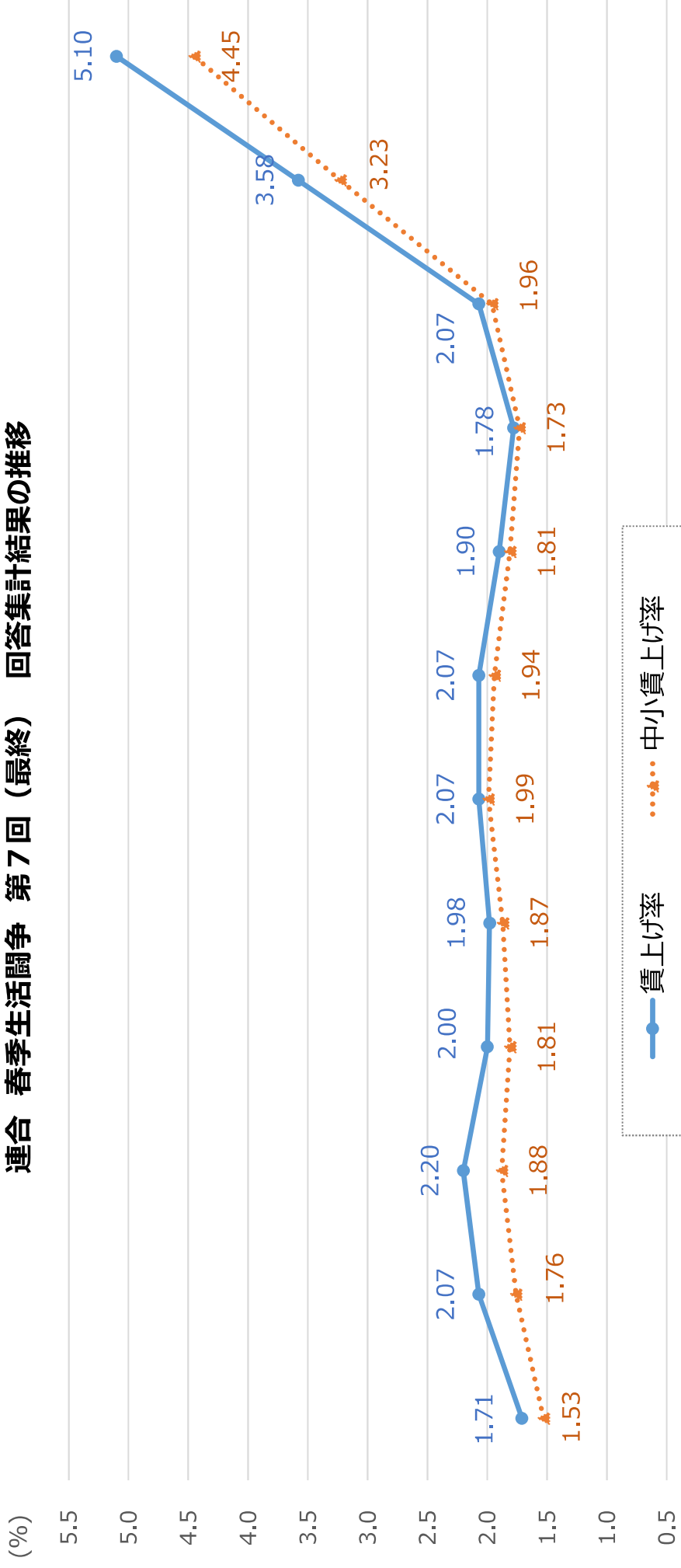
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.10%（中小賃上げ率は4.45%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



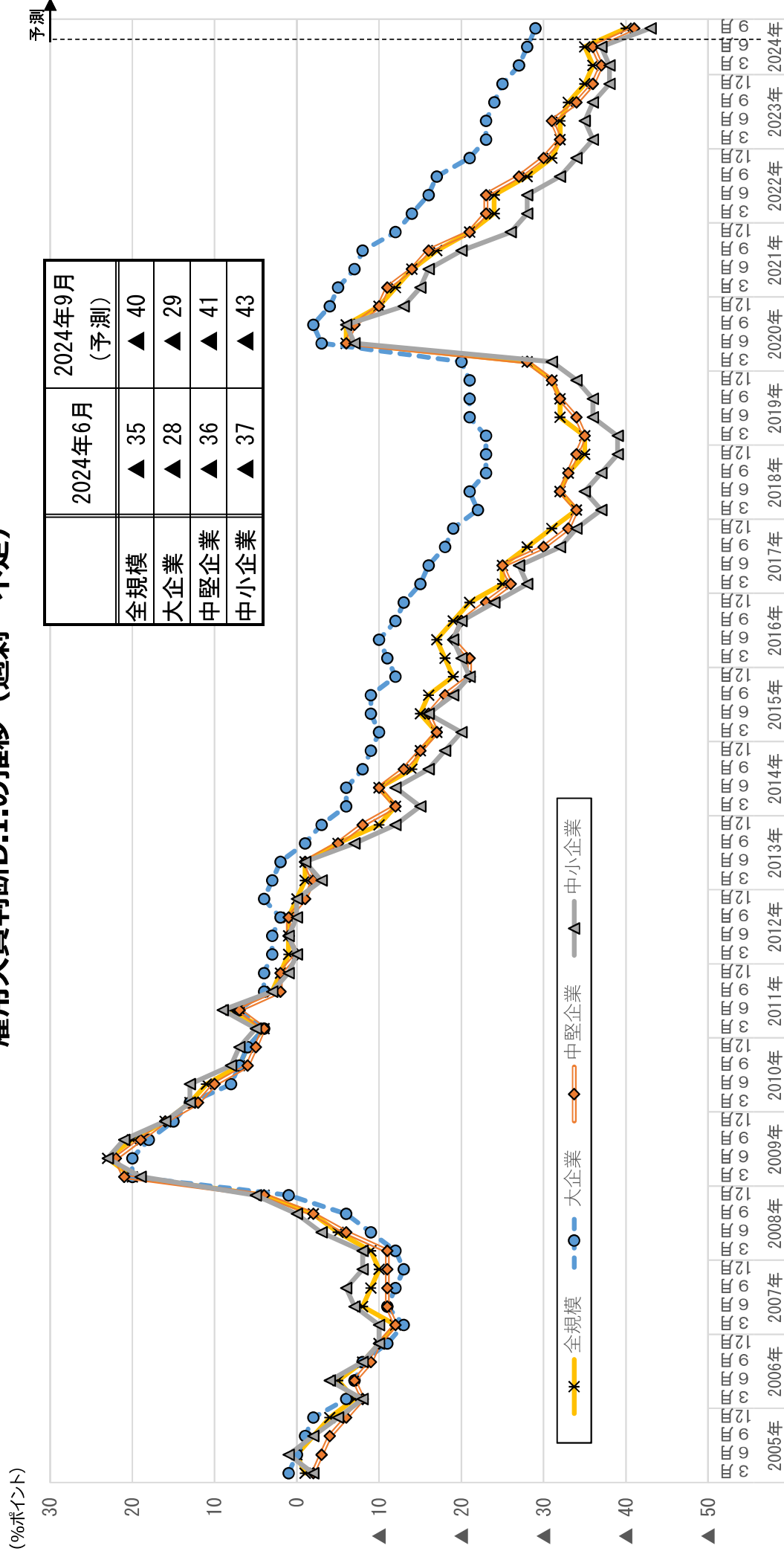
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45

（資料出所）連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 （注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰 - 不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

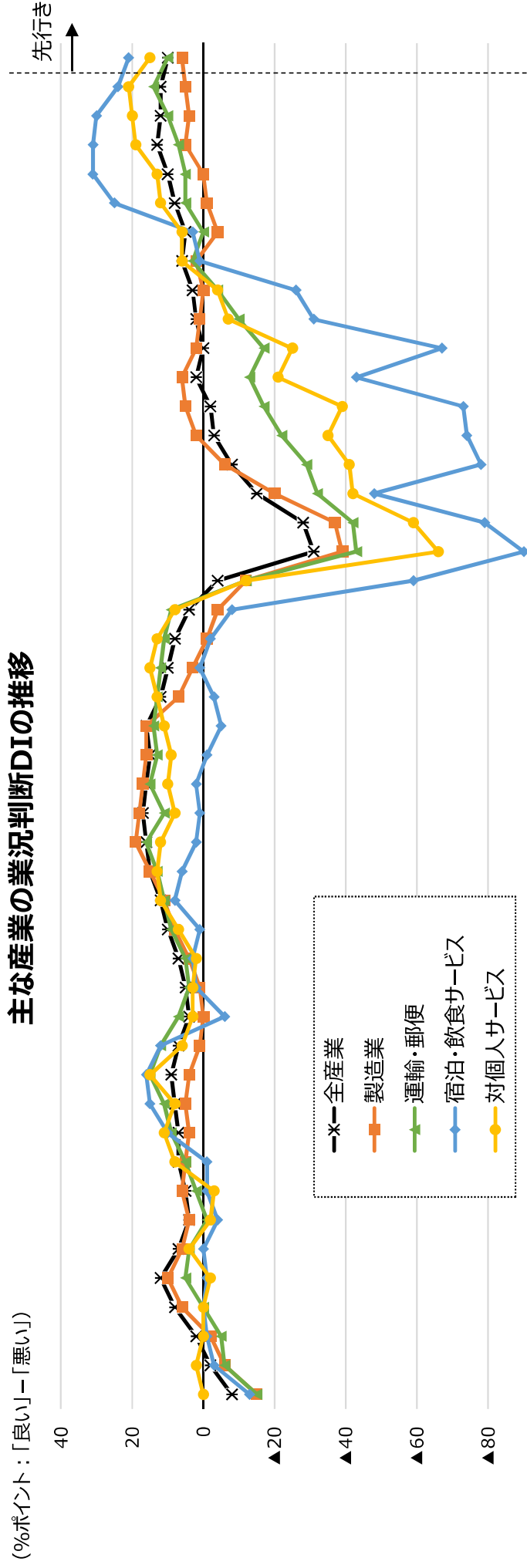
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

第2回目安 p.146

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移している。



	2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年			2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			2024年													
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月														
* 全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	17	16	16	12	10	8	4	▲4	▲3	▲2	▲1	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	10	13	12	10	
■ 製造業	▲1	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲1	▲3	▲3	▲2	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	0	5	4	5	6
▲ 運輸・郵便	▲1	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲1	▲4	▲4	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲4	3	0	5	5	7	10	14	10	
◆ 宿泊・飲食サービス	▲1	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	0	▲4	▲1	▲1	0	▲4	▲1	▲1	▲1	▲5	▲3	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲5	▲9	▲7	▲4	▲7	▲7	▲7	▲4	▲6	▲3	▲2	1	3	25	31	31	30	24	21
● 対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲1	▲6	▲5	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2	▲7	▲4	6	6	12	13	19	20	21	15		

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2024年9月の数値は、2024年6月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

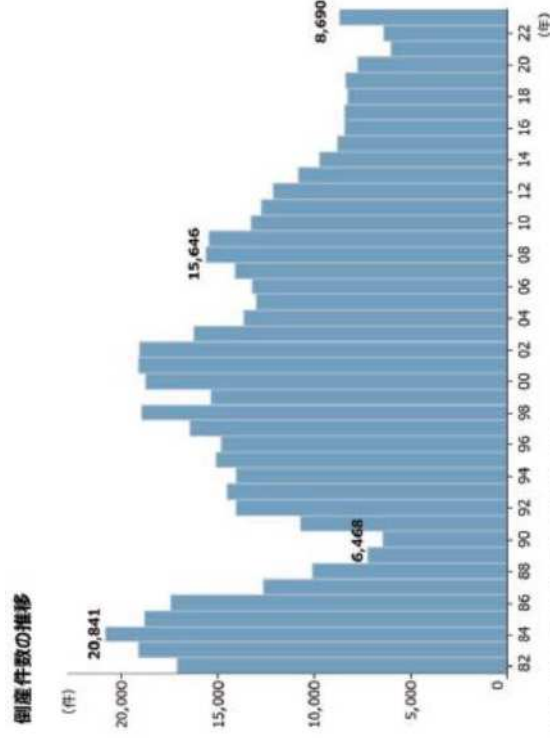
2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては、感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

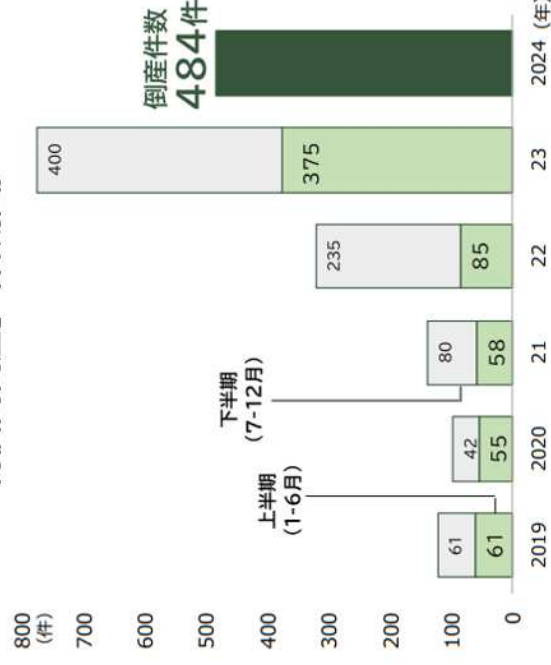
全国企業倒産集計 (2024年6月報) (抜粋) (右図)

物価高(インフレ)倒産は、484件(前年同期 375件、29.1%増)発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109件)、『運輸・通信業』(91件)が続いた。



資料：(株)東京商工リサーチ(全国企業倒産状況)
(注)1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経営活動を続けることが困難になった状態とされること。また、私的整理(破産停止処分、内整理)も倒産に含まれる。
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移



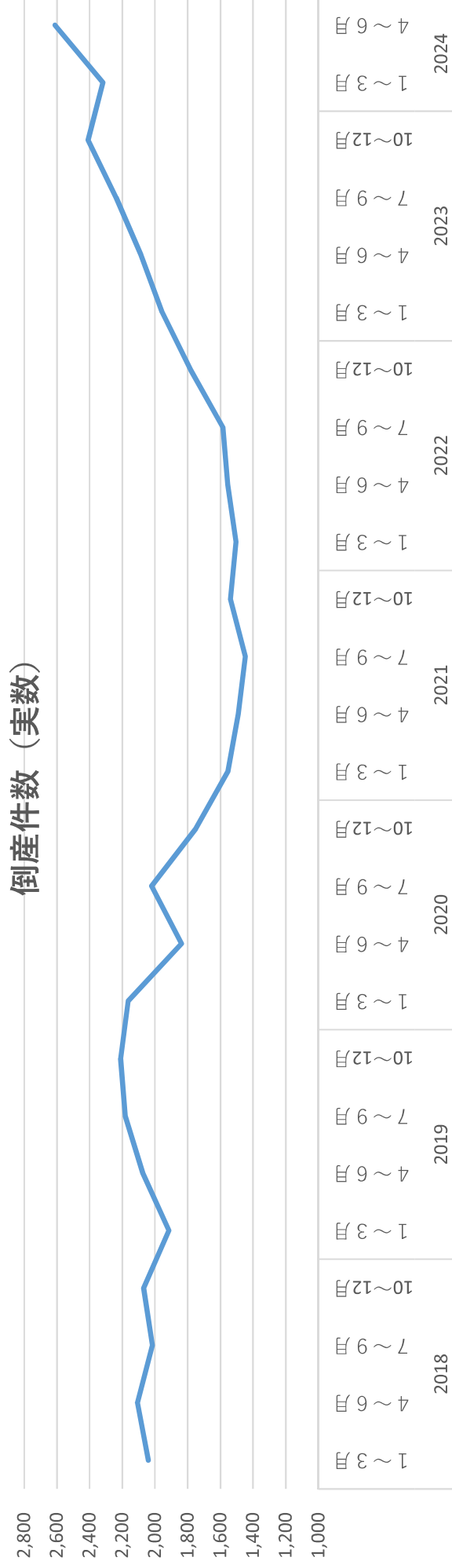
(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計 (2024年6月報)」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					製造工業稼働率指数			倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)	
	名目	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	鉱工業生産指数		指数	前期比 (%)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)		前年差 (万人)
						指数 (R2年=100)	前期比 (%)							
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	302	△ 32	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	2.7
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	2.6
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	2.4
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	2.4
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	2.6
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	2.6
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	2.6
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	103.6	2.8	1,009	42.9	1,009	42.9	182	△ 1	2.6
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	820	-	820	6.5	-	-	2.6
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」			東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」			

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 鉱工業生産指数の令和6年5月分の数値は速報値である。

4 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	調査産業計			製造業					
									実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70	
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29	
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15	
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32	
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74	
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37	
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35	
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45	
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57	
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47	
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68	
4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51	
7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38	
10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29	
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02	
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92	
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11	
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04	
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98	
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.2	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77	
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」			総務省「消費者物価指数」	日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の令和 6 年 5 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前期比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計										男性							女性						
	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上			
		2.6	4.1	3.6	3.2	2.0	2.2		3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7		2.6	3.4	6.3	4.6	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2
平成 26 年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5			
平成 27 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0			
平成 28 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3				
平成 29 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2				
平成 30 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8				
令和 元 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8				
令和 2 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1				
令和 3 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1				
令和 4 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1				
令和 5 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0				
令和 6 年 1 月	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	...	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	...				
2 月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	...	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...				
3 月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	...	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...				
4 月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	...	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	...				
5 月	2.6	4.2	3.4	2.5	1.9	2.6	2.0	2.9	4.2	3.5	2.9	2.0	2.8	...	4.3	3.2	2.0	1.8	2.4	...				

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年						
								1月	2月	3月	4月	5月		
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0	2.8	
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7	1.0	
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3	3.7	
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4	2.7	
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1	0.4	
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)	3.5 (3.6)	
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)	2.3 (2.1)	
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)	3.2 (3.4)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)	4.2 (4.4)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.3 (1.4)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)	0.7 (0.7)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 () 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 令和6年5月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41	23.87
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09	14.83
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70	22.74
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92	29.61
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09	40.36

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 令和6年5月分の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間					
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人			
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比		
平成28年	(時間) 135.8	(%) 0.0	(時間) 128.9	(%) △ 1.0	(時間) 12.7	(%) △ 1.7	(時間) 17.5	(%) △ 0.6	(時間) 8.3	(%) △ 0.8
平成29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7
平成30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6
令和2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7
令和3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7
令和4年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6
令和5年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2
令和6年1月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4
2月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0
3月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4
4月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3
5月	132.6	2.4	118.7	△ 0.2	11.6	△ 0.8	13.7	△ 2.2	7.2	△ 1.3

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
 4 令和6年5月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	35歳		30歳	
1,000人以上	441組合 1,898,345人 16,619円(11,502円) 5.27% (3.71%)	18組合 61,792人 11,853円(6,126円) 3.74% (1.77%)	24組合 77,871人 10,485円(3,883円) 3.52% (1.38%)	
300～999人	841組合 459,089人 14,588円(10,139円) 5.14% (3.68%)	41組合 22,728人 10,669円(6,569円) 3.65% (2.23%)	36組合 19,012人 9,910円(5,511円) 3.84% (2.17%)	
100～299人	1,148組合 205,345人 12,871円(9,387円) 4.85% (3.62%)	67組合 11,522人 8,937円(5,169円) 3.36% (1.96%)	70組合 11,905人 8,568円(4,280円) 3.50% (1.79%)	
～99人	1,209組合 60,202人 11,125円(8,333円) 4.39% (3.36%)	74組合 4,013人 6,570円(3,967円) 2.60% (1.61%)	83組合 4,367人 7,149円(3,511円) 3.04% (1.52%)	
規模計	3,639組合 2,622,981人 15,818円(10,995円) 5.20% (3.69%)	200組合 100,055人 8,678円(5,164円) 3.20% (1.88%)	213組合 113,155人 8,458円(4,162円) 3.39% (1.71%)	

(注) 1 ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	単純平均		加重平均	
	時給	386組合 885,369人	賃上げ額 53.78円(39.74円) 引上げ率 — 平均時給 1,148.92円(1,091.78円)	62.70円(52.78円) 5.74%(5.01%)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額 9,137円(6,647円) 賃上げ率 4.23%(3.09%)	10,869円(6,828円) 4.98%(3.18%)	

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。

2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。

2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)	
正社員 (月給)	全体 1,586社 20人以下 709社	9,662円 3.62% 8,801円 3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体 1,070社 20人以下 450社	37.6円 3.43% 43.3円 3.88%

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。

2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

一時金	2024年回答			2023年回答	
	集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.52ヶ月	0.18ヶ月		2.34ヶ月
		2,485組合		2,675組合	1,777,471人
年 間	回答額	742,745円	25,324円		717,421円
		1,598組合		2,009組合	1,175,981人
	回答月数	5.09ヶ月	0.22ヶ月		4.87ヶ月
		2,349組合		2,213組合	1,960,479人
	回答額	1,638,723円	50,327円		1,588,396円
		1,252組合		1,344組合	1,127,836人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△ 6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	6月先行き				
規模計	製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	5	6
	非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	19	13
大企業	製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	13	14
	非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	33	27
中堅企業	製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	8	7
	非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	22	16
中小企業	製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	0
	非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	12	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年6月調査の時点で、9,076社である。

資本金
大企業 10億円以上
中堅企業 1億円以上10億円未満
中小企業 2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	9.6
	非製造業	35.8	24.0	14.6
大企業	製造業	53.7	11.7	9.1
	非製造業	44.4	32.7	15.5
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	10.5
	非製造業	31.6	18.0	13.3
中小企業	製造業	45.0	-7.8	12.7
	非製造業	21.8	8.4	13.2

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10
	非製造業	4.85	5.57	6.14
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50
	非製造業	6.31	7.61	8.71
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45
	非製造業	3.73	4.11	4.46
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71
	非製造業	3.70	3.79	4.10

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

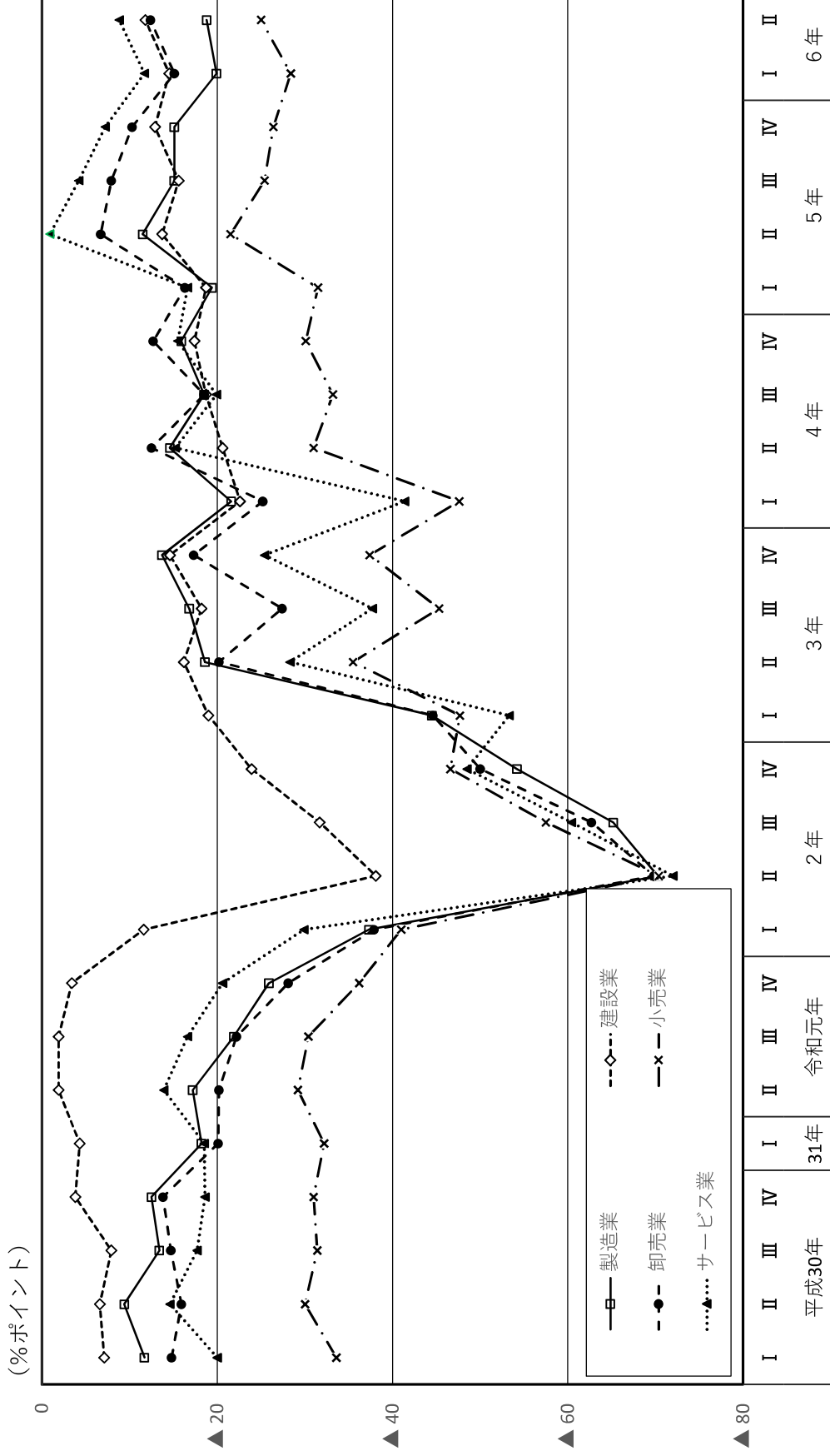
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移（5業種別）



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構 「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041
	神奈川県	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323
	大阪府	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642
	愛知県	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759
	埼玉県	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539
	千葉県	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202
	兵庫県	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873
	京都府	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148
	茨城県	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071
	静岡県	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385
	富山県	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324
	広島県	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807
	滋賀県	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362
	栃木県	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289
	群馬県	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787
	宮城県	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838
	山梨県	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496
	三重県	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405
	石川県	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036
福井県	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	
香川県	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	
岡山県	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	
福岡県	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	
B ランク	奈良県	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483
	山口県	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181
	長門県	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743
	北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305
	岐阜県	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579
	徳島県	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457
	福岡県	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	246,752
	新潟県	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053
	和歌山県	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214
	愛媛県	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441
	島根県	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481
	大分県	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209
	熊本県	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996
	山形県	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304
	佐賀県	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037
	長崎県	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509
	岩手県	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030
	高知県	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372
	鳥取県	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845
秋田県	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	
鹿児島県	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	
宮崎県	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	
青森県	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	
沖縄県	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264	1,290
	神奈川	1,201	1,256	1,271	1,271	1,303	1,317	1,330	1,325
	大阪	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255	1,243
	愛知	1,124	1,138	1,176	1,176	1,206	1,231	1,239	1,233
	埼玉	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234	1,240
	千葉	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244	1,241
	兵庫	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213	1,223
	京都	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204	1,207
	茨城	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175	1,167
	静岡	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190	1,199
	富山	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123	1,128
	広島	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133	1,131
	滋賀	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177	1,152
	栃木	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145	1,168
	群馬	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120	1,133
	宮城	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114	1,116
	山梨	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150	1,131
	三重	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156	1,164
	石川	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108	1,109
福岡	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	1,160	
B ラ ン ク	香川	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	1,112
	岡山	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	1,113
	福岡	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	1,108
	奈良	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	1,167
	山口	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	1,101
	長野	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	1,106
	北海道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	1,119
	岐阜	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	1,134
	徳島	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	1,138
	福島	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	1,066
	新潟	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	1,086
	和歌山	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	1,110
	愛媛	970	988	997	1,017	1,050	1,077	1,079	1,085
	島根	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	1,067
	大分	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	1,067
	熊本	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	1,097
	山形	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	1,053
	佐賀	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	1,073
	長崎	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061	1,066
岩手	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	1,020	
高知	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	1,074	
鳥取	969	987	989	1,006	1,037	1,066	1,066	1,092	
秋田	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	1,043	
鹿児島	929	955	973	993	1,031	1,069	1,070	1,070	
宮崎	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	1,058	
青森	901	928	940	960	990	1,036	1,023	1,031	
沖縄	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	1,126	
全国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	1,179	

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1 募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	1,232
	神奈川	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263	1,258
	大阪	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	1,192
	愛知	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,157	1,157	1,158
	埼玉	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	1,182
	千葉	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	1,182
	兵庫	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	1,166
	京都	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144	1,147
	茨城	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	1,111
	静岡	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127	1,138
	富山	964	983	996	1,011	1,043	1,075	1,075	1,075
	広島	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	1,079
	滋賀	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	1,098
	栃木	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083	1,106
	群馬	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063	1,077
	宮城	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	1,065
	山梨	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087	1,072
	三重	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	1,103
	石川	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054	1,053
B ラ ン ク	福岡	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078	1,089
	香川	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	1,055
	岡山	949	968	975	996	1,022	1,060	1,060	1,061
	福井	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	1,053
	奈良	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	1,112
	山口	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	1,055
	長野	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	1,059
	北海道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	1,076
	岐阜	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	1,076
	徳島	958	970	982	997	1,029	1,065	1,065	1,064
	福島	935	950	944	964	995	1,024	1,032	1,016
	新潟	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	1,037
	和歌山	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	1,061
	愛媛	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	1,031
	島根	917	932	942	958	988	1,024	1,014	1,018
	大分	899	924	934	957	994	1,039	1,018	1,024
	熊本	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	1,039
	山形	899	923	928	948	974	1,010	1,003	1,007
	佐賀	914	925	936	958	989	1,028	1,019	1,024
長崎	896	917	934	951	985	1,023	1,018	1,020	
岩手	877	901	928	928	963	998	986	982	
高知	910	930	942	958	995	1,034	1,033	1,027	
鳥取	918	935	941	961	993	1,056	1,023	1,046	
秋田	880	900	917	941	968	1,013	999	1,003	
鹿児島	887	909	925	948	984	1,020	1,019	1,016	
宮崎	888	902	916	946	982	1,018	1,000	1,014	
青森	868	883	906	927	956	999	984	994	
沖縄	928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	1,066	
全国	1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	1,123	

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ラ ン ク	東京都	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	
	神奈川県	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	
	大阪府	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	
	愛知県	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	
	埼玉県	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	
	千葉県	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	
	兵庫県	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	
	東京都	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	
	茨城県	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	
	静岡県	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	
	富山県	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	
	広島県	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	
	滋賀県	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	
	栃木県	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	
	群馬県	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	
	宮城県	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	
	山梨県	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	
	三重県	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	
	B ラ ン ク	石川県	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6
福井県		148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	
香川県		150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	
岡山県		151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	
福岡県		155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	
奈良県		136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	
山口県		148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	
長野県		149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	
北海道		150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	
岐阜県		144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	
徳島県		151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	
福冈県		156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	
新潟県		150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	
和歌山県		145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	
愛媛県		149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	
島根県		154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	
C ラ ン ク		大分県	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6
		熊本県	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6
		山形県	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1
	佐賀県	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	
	長崎県	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	
	岩手県	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	
	高知県	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	
	鳥取県	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	
	秋田県	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	
	鹿児島県	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	
	宮崎県	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	
	青森県	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	
	沖縄県	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）													
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年				
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4
	神 奈 川	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7
	大 阪	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.0
	愛 知	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	98.9	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2
	埼 玉	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.6	101.1	101.4	101.4	101.4	101.3	101.3
	千 葉	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	100.7	101.1	101.1	101.1	101.1
	兵 庫	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.4	99.4	99.4	99.0	99.0
	京 都	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.8	100.8	100.8	100.7	100.7
	茨 城	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	98.9	98.9	98.9	99.0	99.0
	静 岡	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
	富 山	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	99.0	98.6	98.6	98.6	98.8	98.8
	広 島	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.8	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0
	滋 賀	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.4	100.4	100.4	100.0	100.0	100.0	99.5	98.5
	栃 木	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.7	99.5	99.4	99.4	99.4	99.5	98.5
	群 馬	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.6	96.5	96.1	96.1	96.1	96.5	96.5
	宮 城	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.4	99.6	99.7	99.7	99.7	100.1	100.1
	山 梨	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.2	98.3	98.9	98.9	98.9	98.6	98.6
	三 重	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.2	98.5	98.2	98.5	98.2	98.2
	石 川	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4	99.4	99.8	99.8
福 岡	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.8	97.8	97.8	97.7	97.7	
香 川	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	99.1	99.1	99.1	98.6	98.6	
岡 山	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.9	98.0	98.0	98.0	
福 井	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	99.0	98.8	98.7	98.8	98.7	98.7	
奈 良	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.9	96.7	96.7	96.7	96.6	96.6	
山 口	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	
長 野	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.2	98.2	98.2	98.4	98.4	
北 海 道	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	
岐 阜	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.9	97.9	97.8	97.8	
徳 島	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
福 島	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.6	100.7	100.7	100.7	100.6	100.6	
新 潟	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	98.7	98.7	
和 歌 山	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.1	98.1	
愛 媛	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.4	98.6	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8	
島 根	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	99.8	99.8	99.8	100.2	100.2	
大 分	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.7	97.7	97.7	97.3	97.3	
熊 本	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.9	98.9	
山 形	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	100.9	100.9	
佐 賀	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.9	97.9	97.9	97.8	97.8	
長 崎	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.7	99.7	
岩 手	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.1	99.1	99.1	99.7	99.7	
高 知	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100.0	100.0	
鳥 取	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.8	97.9	97.9	97.9	98.3	98.3	
秋 田	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	
鹿 児 島	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	96.1	96.1	
宮 崎	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	97.0	97.0	
青 森	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	98.3	98.3	
沖 縄	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	99.6	100.0	100.0	100.0	100.5	100.5	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は「総合」を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②(都道府県下全域)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数(全国平均=100)													
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年					
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	104.7	105.2	104.5	104.5	104.7	104.7	104.5	104.5
	神 奈 川	103.6	103.5	104.3	104.3	104.0	104.0	104.0	103.2	103.0	103.0	103.1	103.1	103.1	103.1
	大 阪	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.4	99.4	99.3	99.3
	愛 知	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.4	98.4	98.5	98.5
	埼 玉	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	101.0	100.6	100.6	100.3	100.5	100.5	100.4	100.4
	千 葉	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	100.7	101.0	101.0	100.6	101.0	101.0	101.5	101.5
	兵 庫	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.6	99.7	99.4	99.4	99.1	99.1
	京 都	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	100.6	101.6	101.1	101.0	100.9	100.9	100.8	100.8
	茨 城	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	98.1	97.7	97.7	97.8	98.2	98.2	98.0	98.0
	静 岡	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.5	98.3	98.3	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5
	富 山	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	98.6	98.6	98.8	98.8
	広 島	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8	98.8
	滋 賀	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.5	99.3	100.0	99.3	99.6	99.6	99.3	99.3
	栃 木	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1	98.3	98.3	97.6	97.6
	群 馬	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.6	96.7	96.7	96.6	96.2	96.2	96.4	96.4
	宮 城	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.4	99.5	99.5	99.9	99.9
	山 梨	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	98.7	97.5	97.5	97.7	98.1	98.1	97.8	97.8
	三 重	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.1	99.1
石 川	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.4	99.4	
福 岡	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	96.8	97.4	97.4	97.5	97.3	97.3	97.1	97.1	
香 川	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.3	98.2	98.2	98.5	98.2	98.2	97.8	97.8	
岡 山	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.6	97.5	97.5	97.8	97.8	97.8	98.1	98.1	
福 井	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.4	99.4	99.5	99.4	99.4	99.1	99.1	
奈 良	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.5	97.3	97.3	97.3	97.0	97.0	97.1	97.1	
山 口	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	98.7	99.4	100.0	99.9	99.9	99.9	99.7	99.7	
長 野	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.7	97.4	97.5	97.5	97.9	97.9	
北 海 道	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	99.9	100.3	100.8	101.1	101.1	101.1	101.7	101.7	
岐 阜	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.3	97.4	97.3	97.3	97.2	97.2	97.2	97.2	
徳 島	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	100.1	99.6	99.6	99.8	99.2	99.2	98.8	98.8	
福 島	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.6	99.4	99.4	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	
新 潟	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.7	98.2	98.2	98.3	98.4	98.4	98.2	98.2	
和 歌 山	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.2	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	98.6	98.6	
愛 媛	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	97.9	98.2	98.2	98.1	98.1	98.4	98.4	
島 根	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.5	99.5	99.9	99.6	99.6	100.1	100.1	
大 分	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.7	97.9	97.9	97.8	97.4	97.4	97.0	97.0	
熊 本	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.8	98.7	98.7	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	
山 形	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.2	101.2	101.2	
佐 賀	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	97.5	98.2	98.2	98.2	97.9	97.9	97.5	97.5	
長 崎	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.8	99.5	99.5	99.2	99.1	99.1	98.8	98.8	
岩 手	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.1	99.0	99.0	99.4	99.1	99.1	99.7	99.7	
高 知	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.2	99.2	99.9	99.4	99.4	100.0	100.0	
鳥 取	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.6	98.2	98.2	98.3	98.2	98.2	98.8	98.8	
秋 田	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	98.4	97.9	97.9	98.4	98.4	98.7	98.9	98.9	
鹿 児 島	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	96.3	97.2	97.2	97.2	96.6	96.6	95.9	95.9	
宮 崎	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	96.0	95.9	95.9	96.2	96.1	96.1	96.1	96.1	
青 森	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.4	98.1	98.1	97.9	98.3	98.3	98.6	98.6	
沖 縄	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.4	98.0	98.0	98.5	99.0	99.0	99.6	99.6	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」

(注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、棒家の帰属家賃を含まない。

7 労働者数等の推移
 (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	810	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6
	神奈川県	299	303	302	299	306	309	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8
	大阪府	389	394	394	394	379	382	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6
	愛知県	319	320	319	318	318	316	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4
	埼玉県	211	214	215	214	222	224	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1
	千葉県	174	172	172	178	177	179	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2
	兵庫県	180	182	180	178	182	183	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5
	京都府	92	95	95	96	95	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3
	茨城県	99	99	98	98	102	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1
	静岡県	140	141	141	141	142	144	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9
	富山県	42	42	42	42	43	44	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1
	広島県	105	107	107	107	112	115	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6
	滋賀県	51	51	50	50	50	52	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6
	栃木県	70	70	71	71	74	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6
	群馬県	73	73	71	72	73	75	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9
	宮城県	81	80	80	80	77	79	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1
	山梨県	29	29	29	29	29	28	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5
	三重県	65	65	65	66	67	69	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6
	石川県	43	44	43	42	43	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4
福井県	180	180	182	182	187	190	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	
香川県	34	35	34	34	35	36	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	
岡山県	68	68	68	67	68	70	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	
福岡県	30	30	30	30	30	31	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	
佐賀県	39	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	
山口県	48	49	48	48	47	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	
長野県	75	74	75	76	76	77	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	
北海道	177	179	180	179	181	182	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	
青森県	68	68	68	67	68	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	
徳島県	24	23	24	25	24	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	
福島県	65	66	66	65	67	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	
新潟県	80	82	82	81	83	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	
和歌山県	29	29	29	28	29	28	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	
愛媛県	45	46	45	45	46	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	
高知県	23	24	23	23	24	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	
大分県	38	38	38	38	37	38	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	
熊本県	57	58	57	56	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	
山形県	38	38	38	38	39	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	
佐賀県	28	28	28	28	29	29	8.5	0.3	△ 0.8	△ 0.8	2.9	1.9	
長崎県	43	43	42	42	41	40	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	
岩手県	42	42	42	42	41	42	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	
高知県	23	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	
鳥取県	18	18	18	18	19	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	
秋田県	33	33	33	32	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	
鹿児島県	51	53	53	53	57	58	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	
宮崎県	34	35	35	34	35	36	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	
沖縄県	42	42	42	42	40	41	4.5	△ 1.0	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	
全国計		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	0.2	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月労働統計調査(全国調査)の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料

データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキヤスト(<https://hrogwagelow.com/>)

調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集

複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除

金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得

調査対象：最大125の求人サイト、週次でおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値

（事業所規模5人以上、調査産業計）

以上をもとに連合事務局にて作成

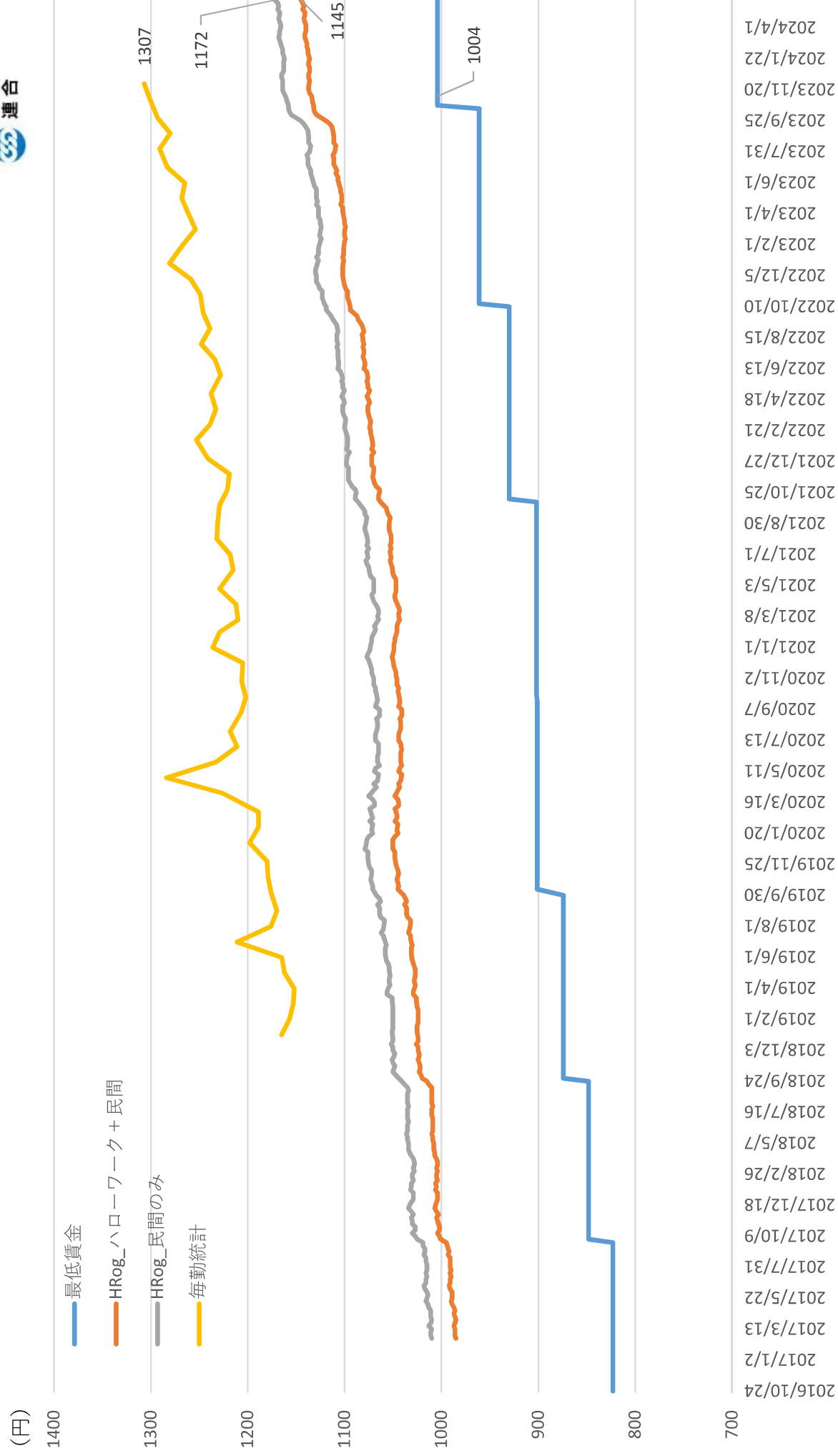
<水準の表記>

HRog_ハローワーク+民間：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より

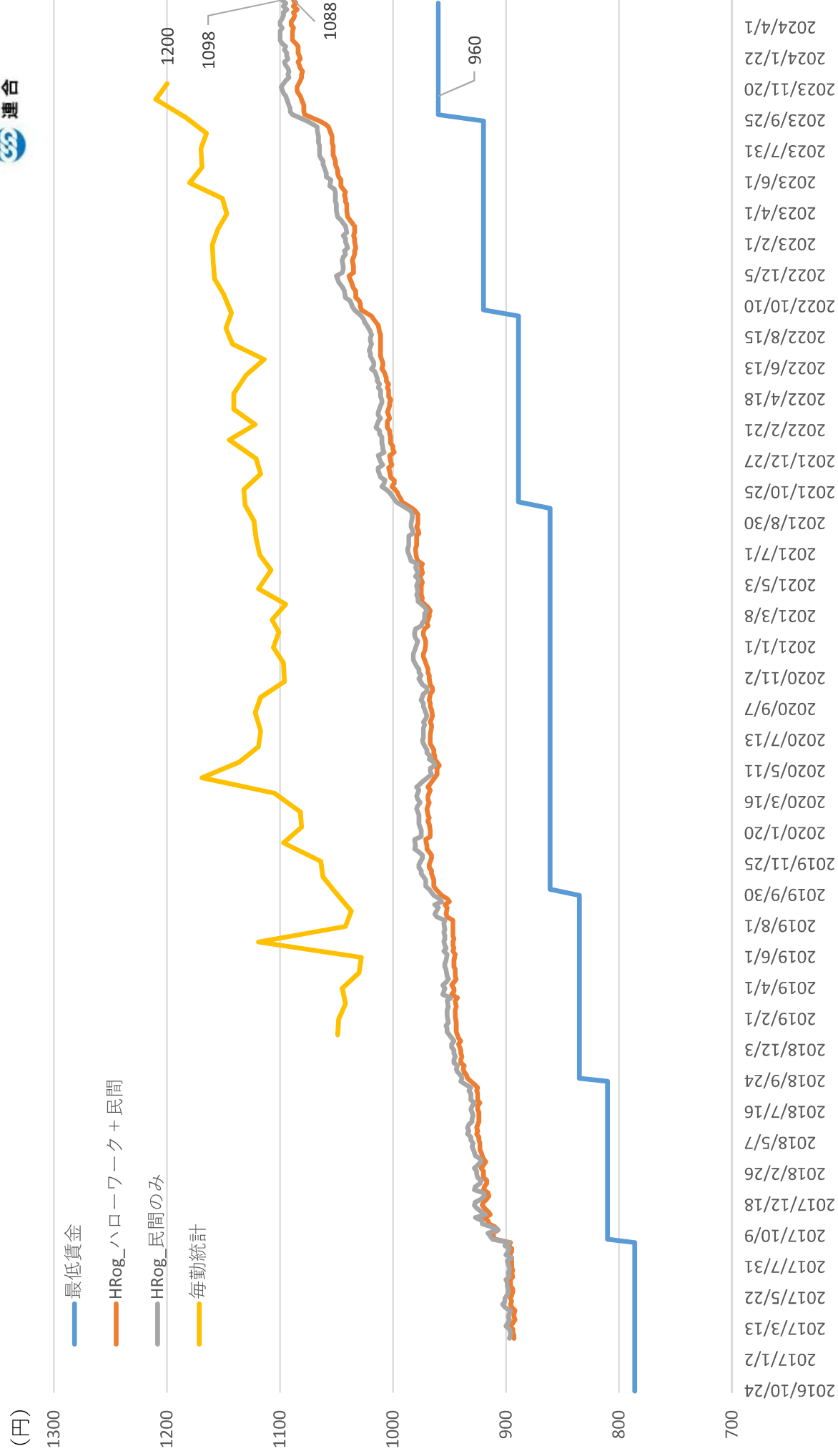
HRog_民間のみ：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より

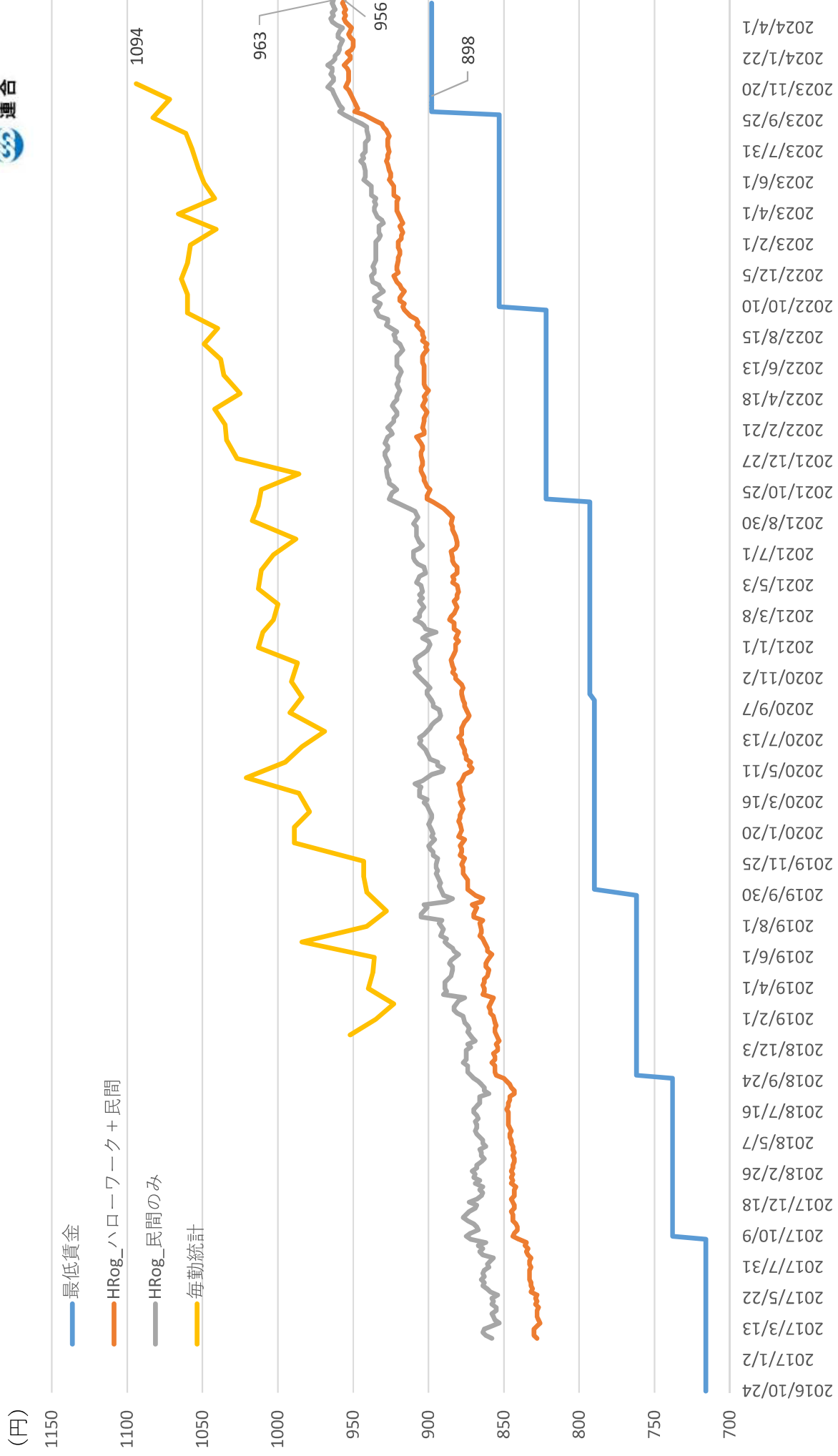
毎勤統計：毎月勤労統計調査（地方調査）より、パートタイム労働者の所定内給与

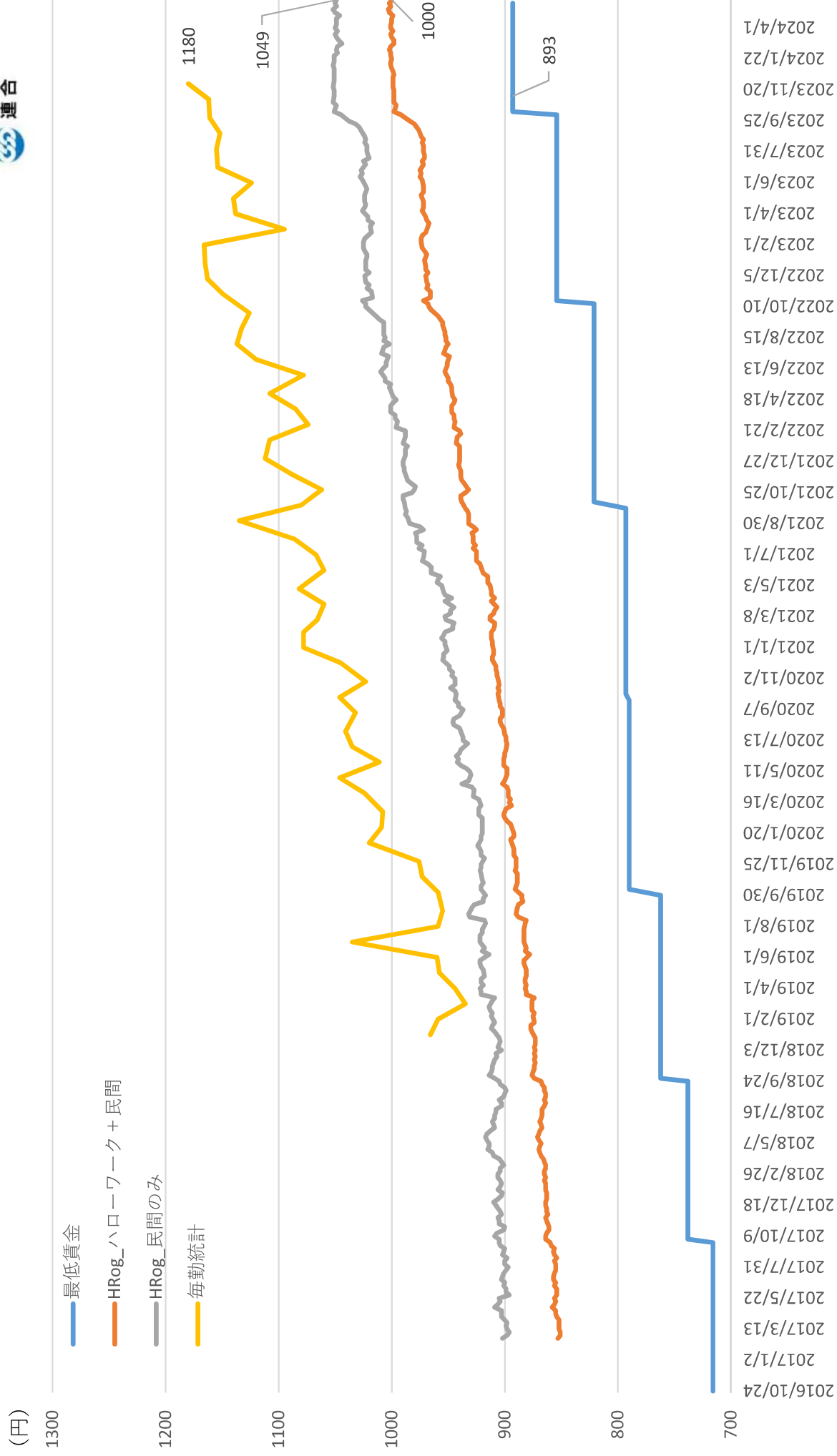
最低賃金：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値



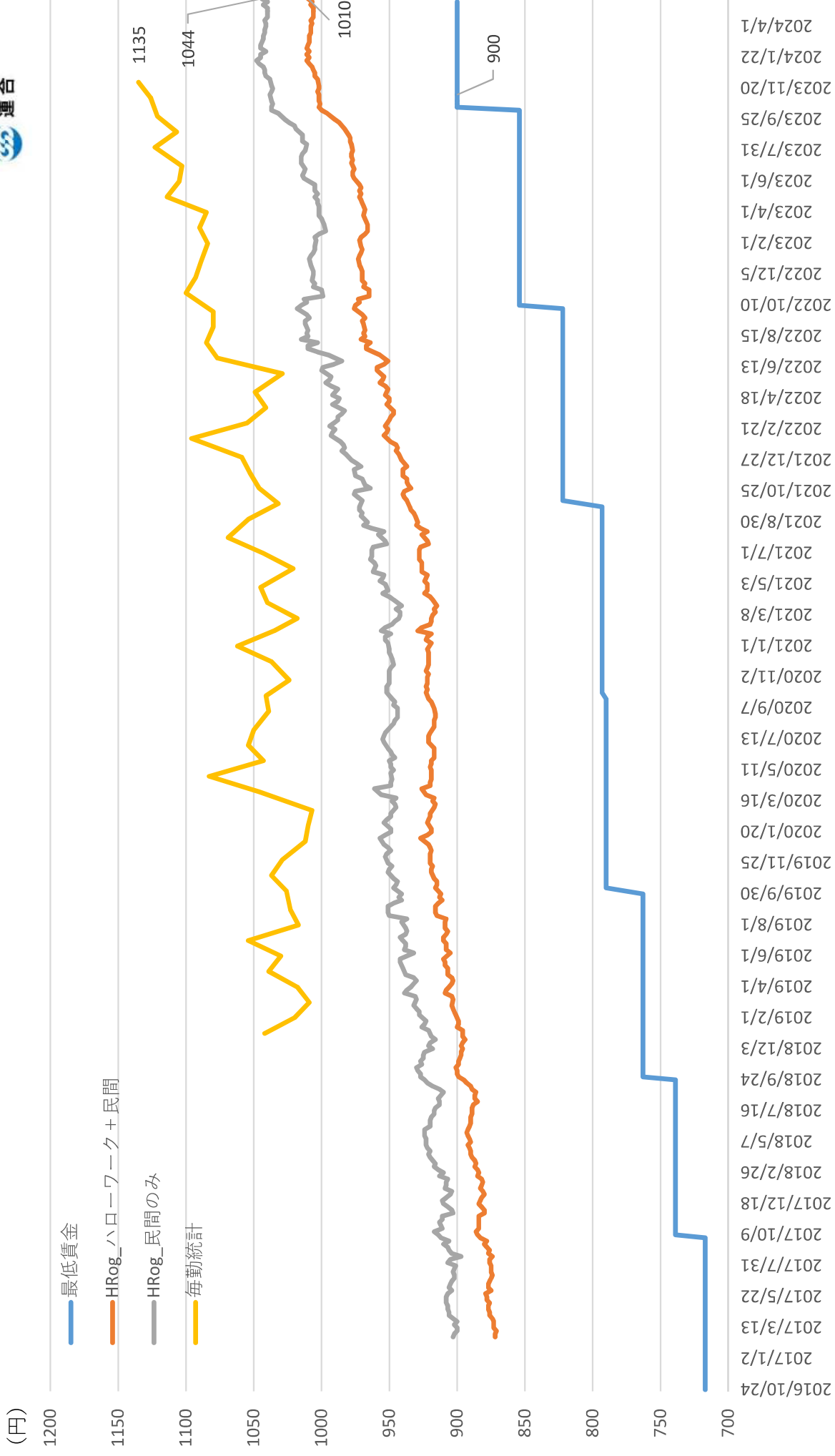
北海道

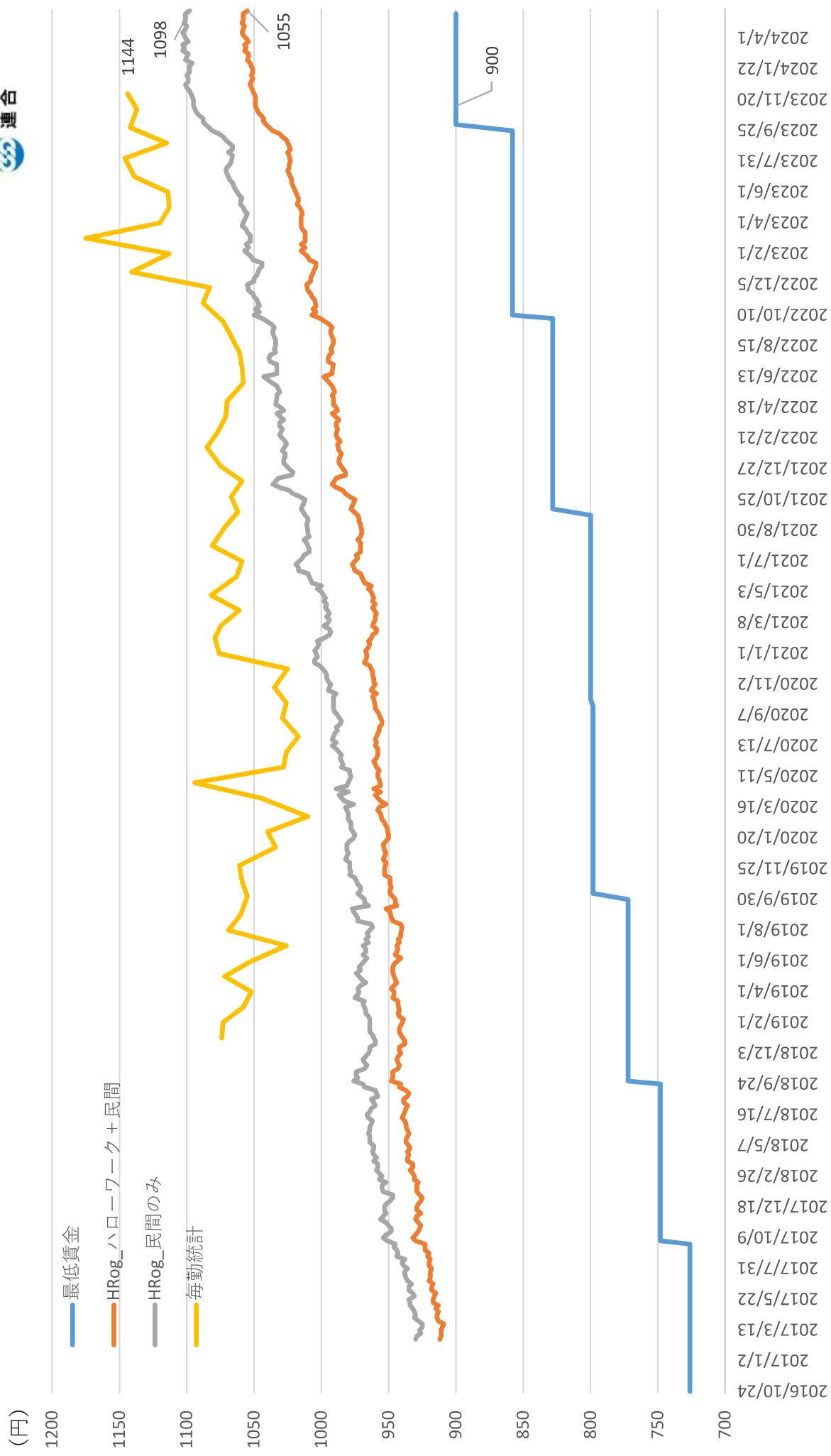


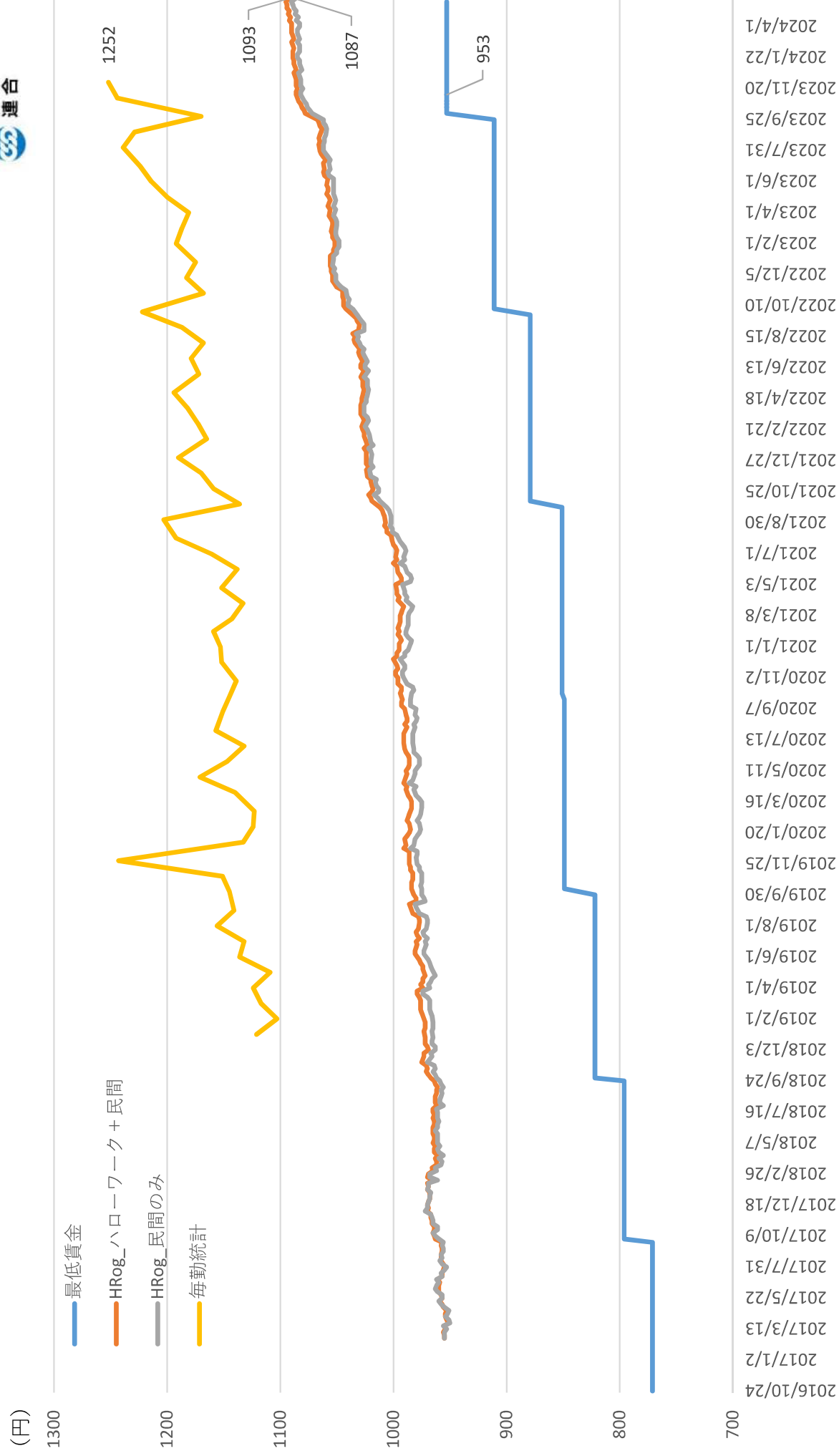


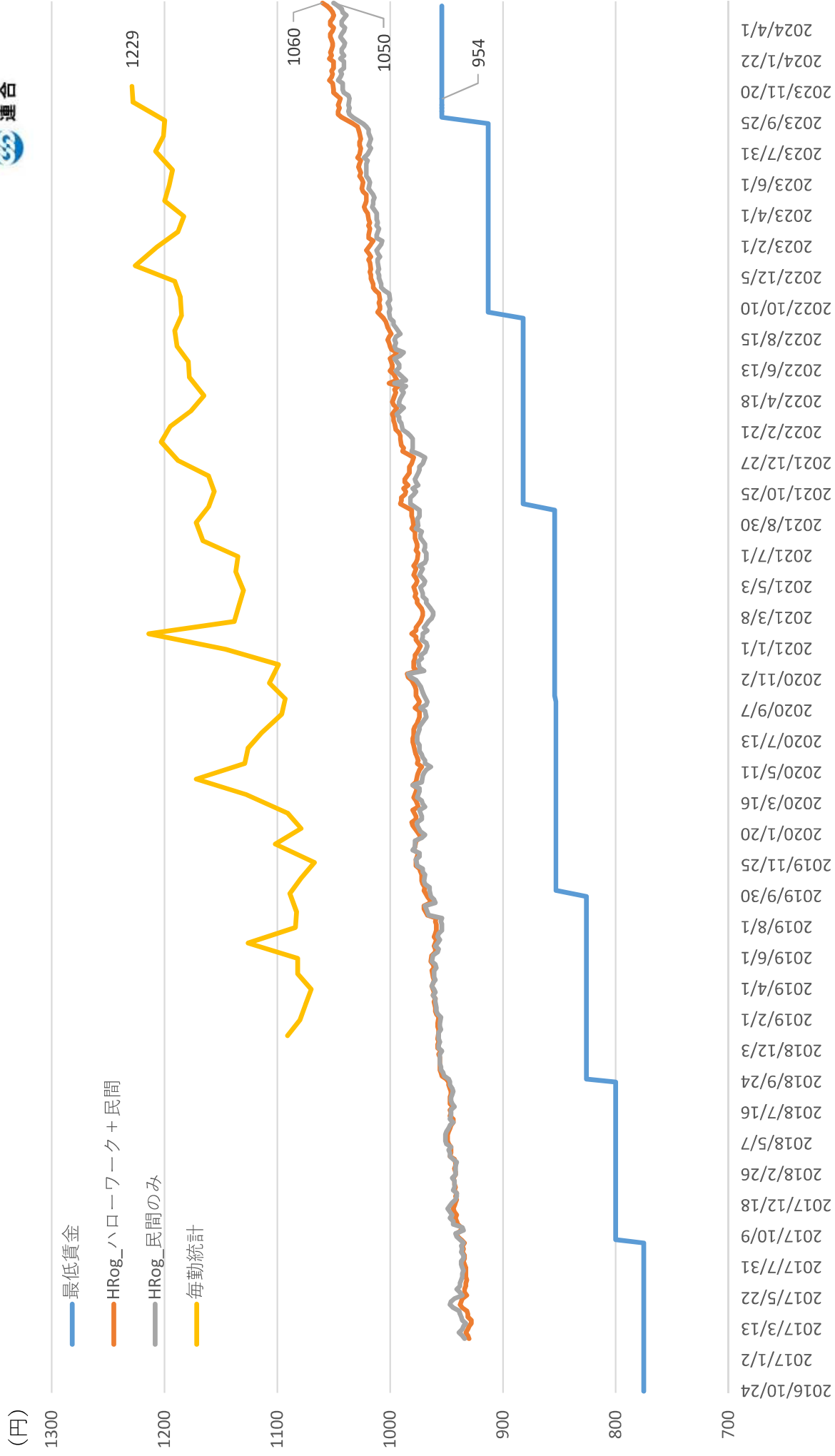


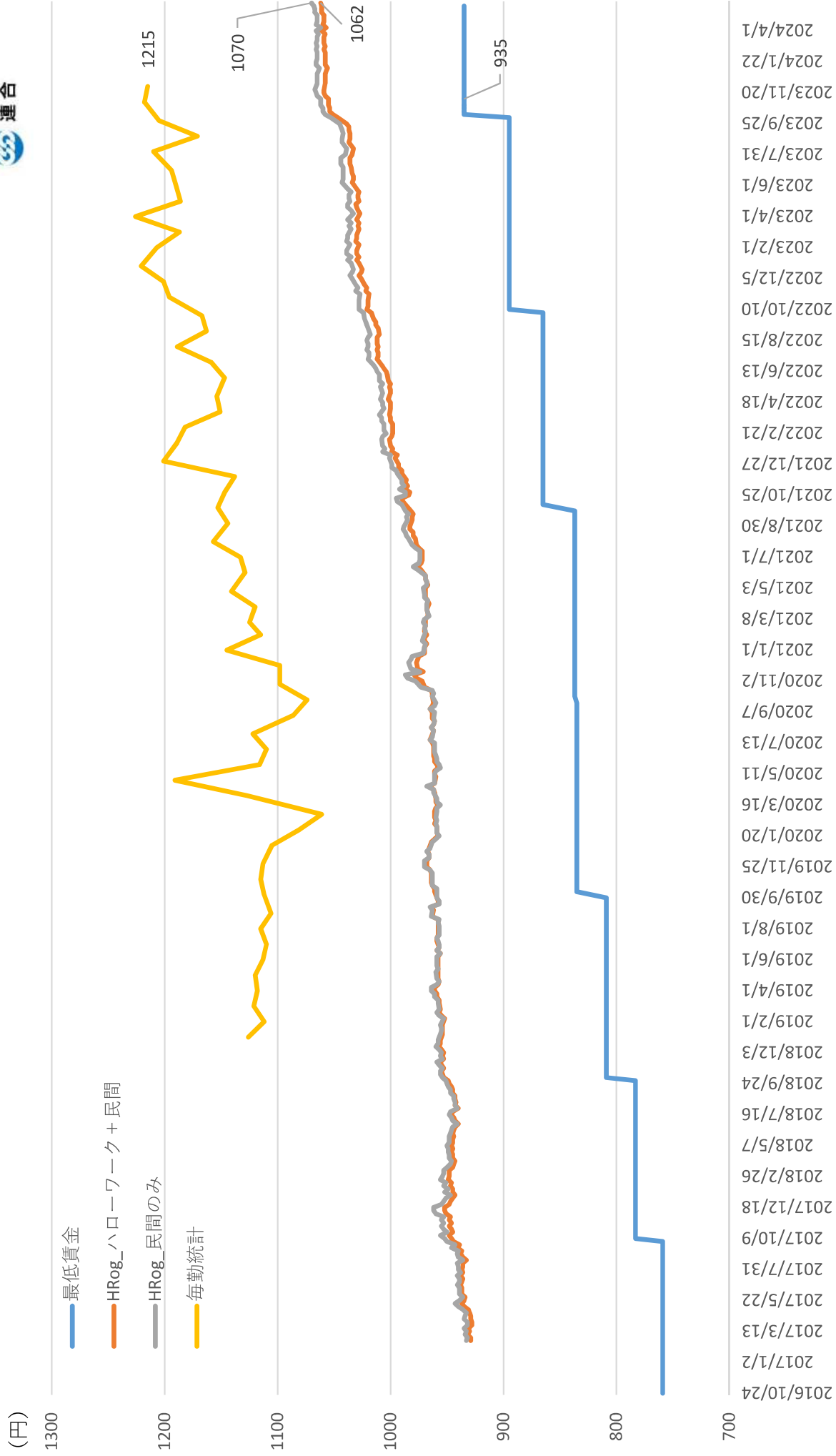
山形

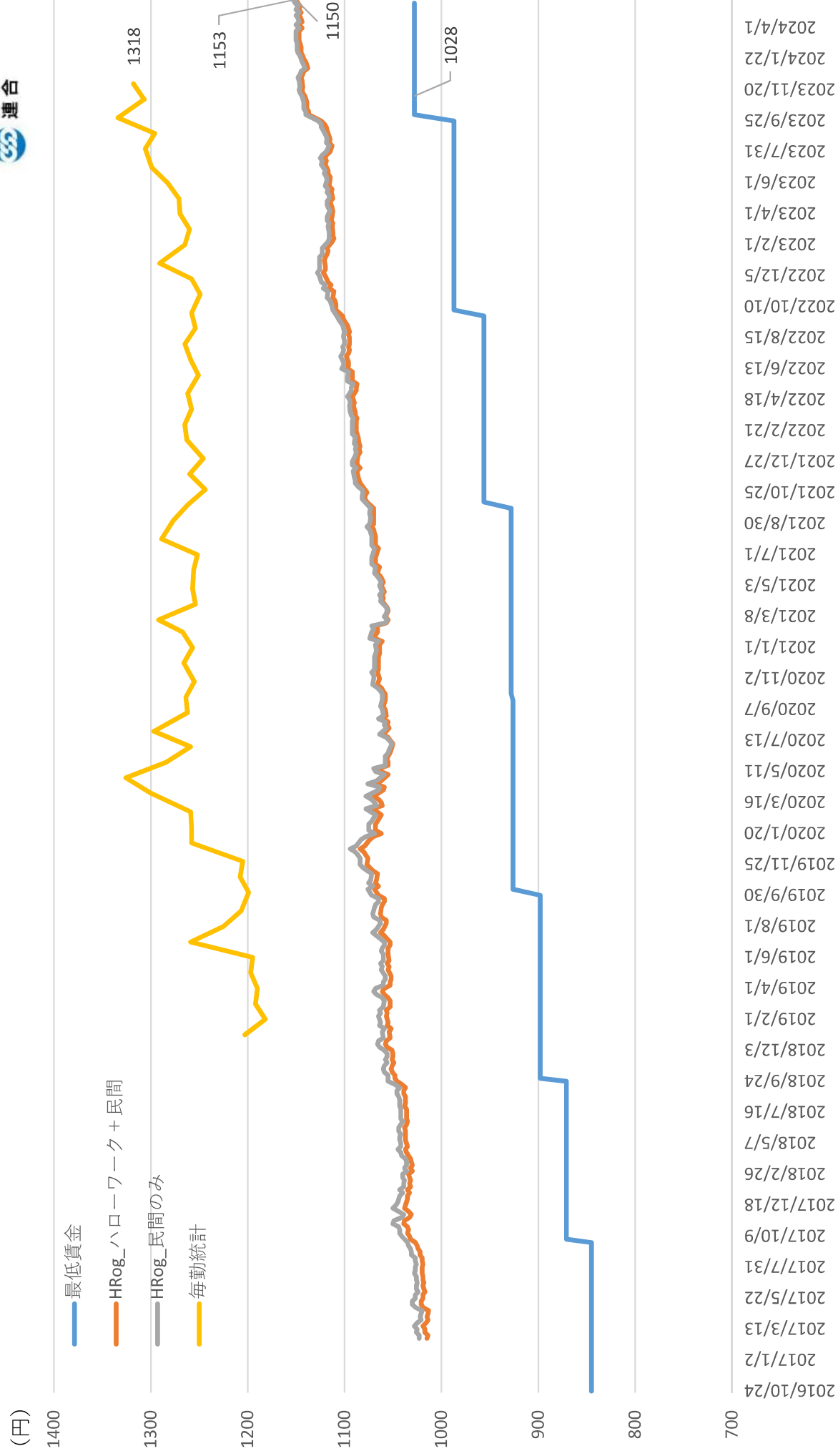


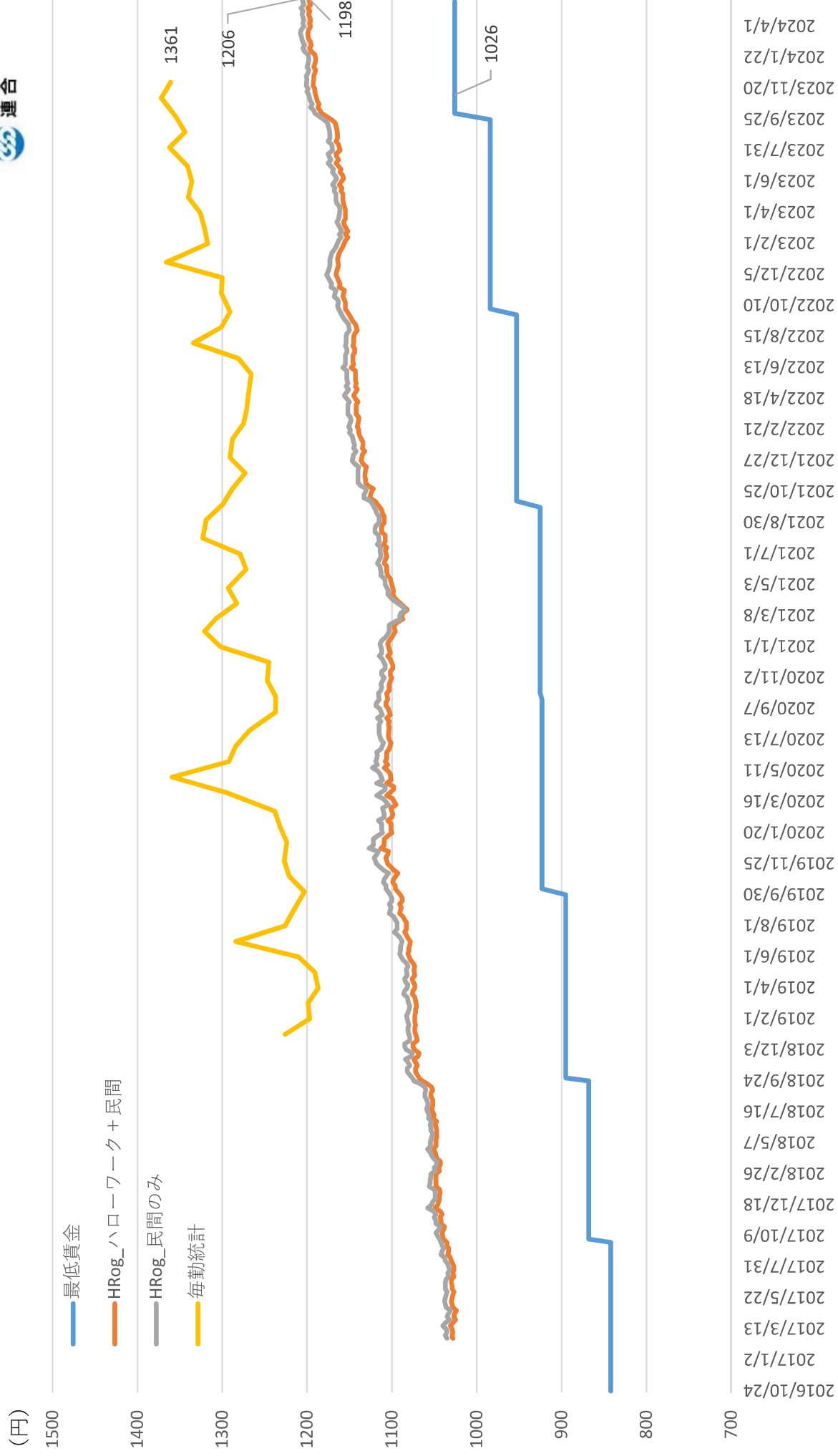




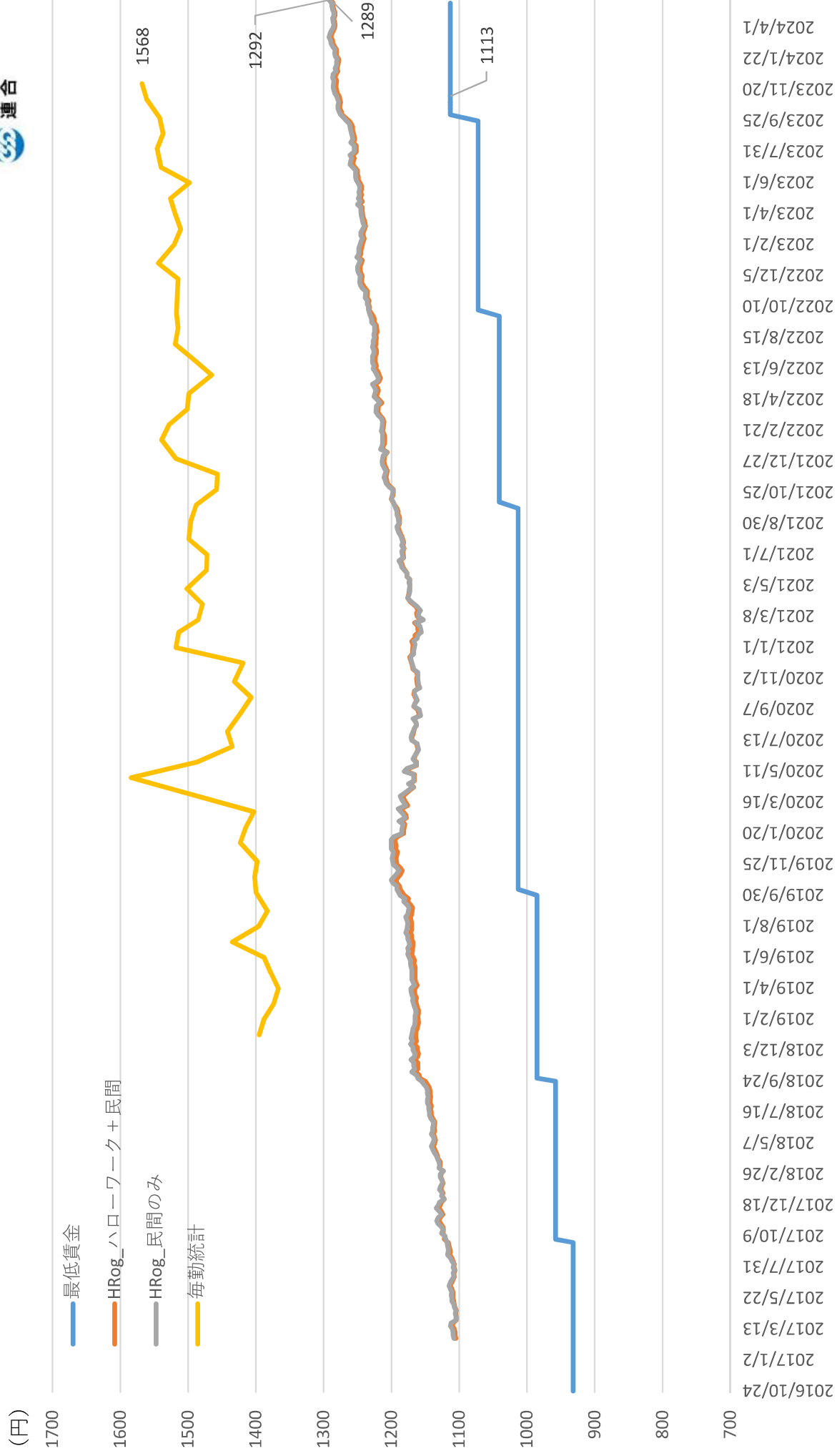




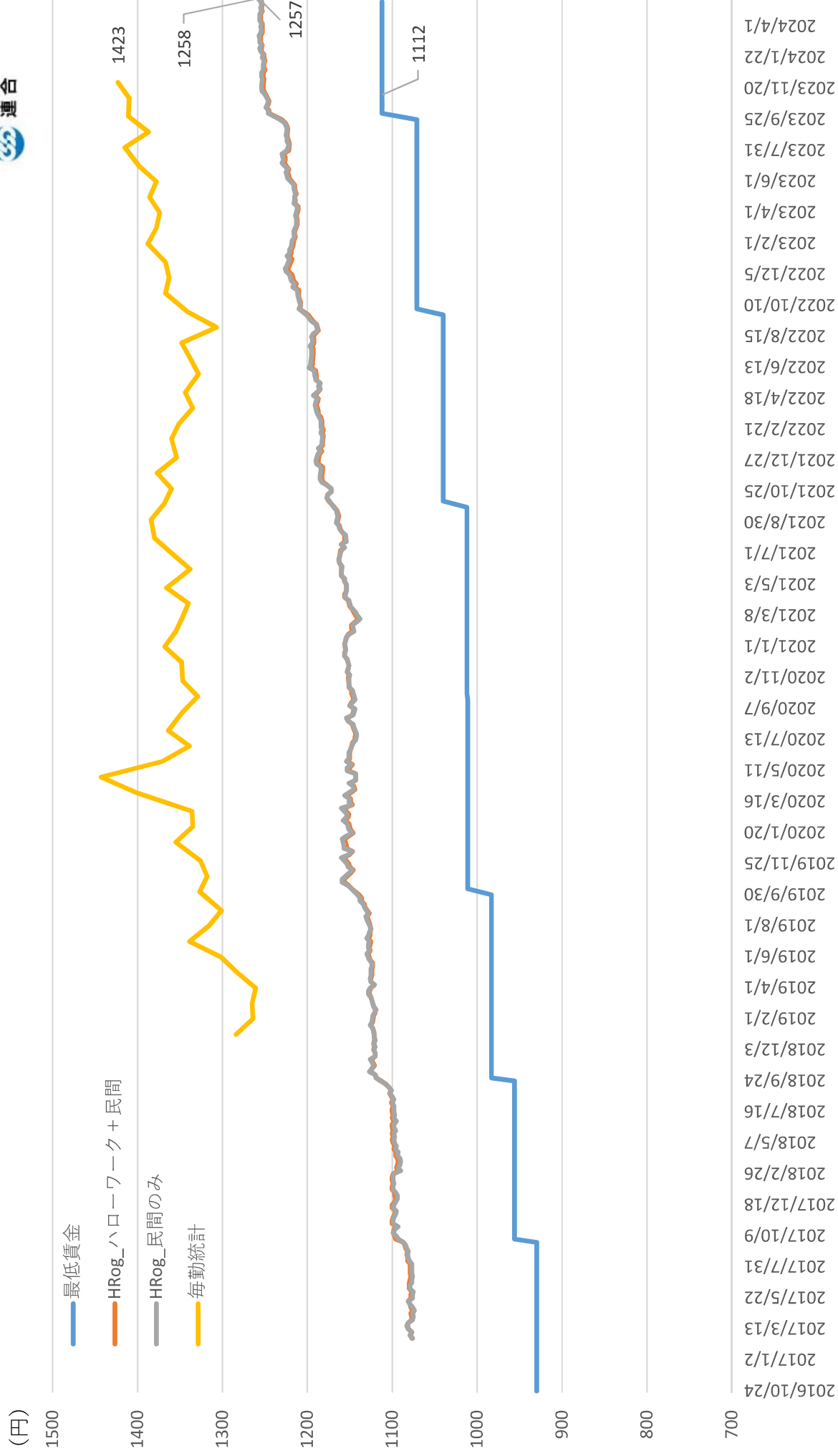


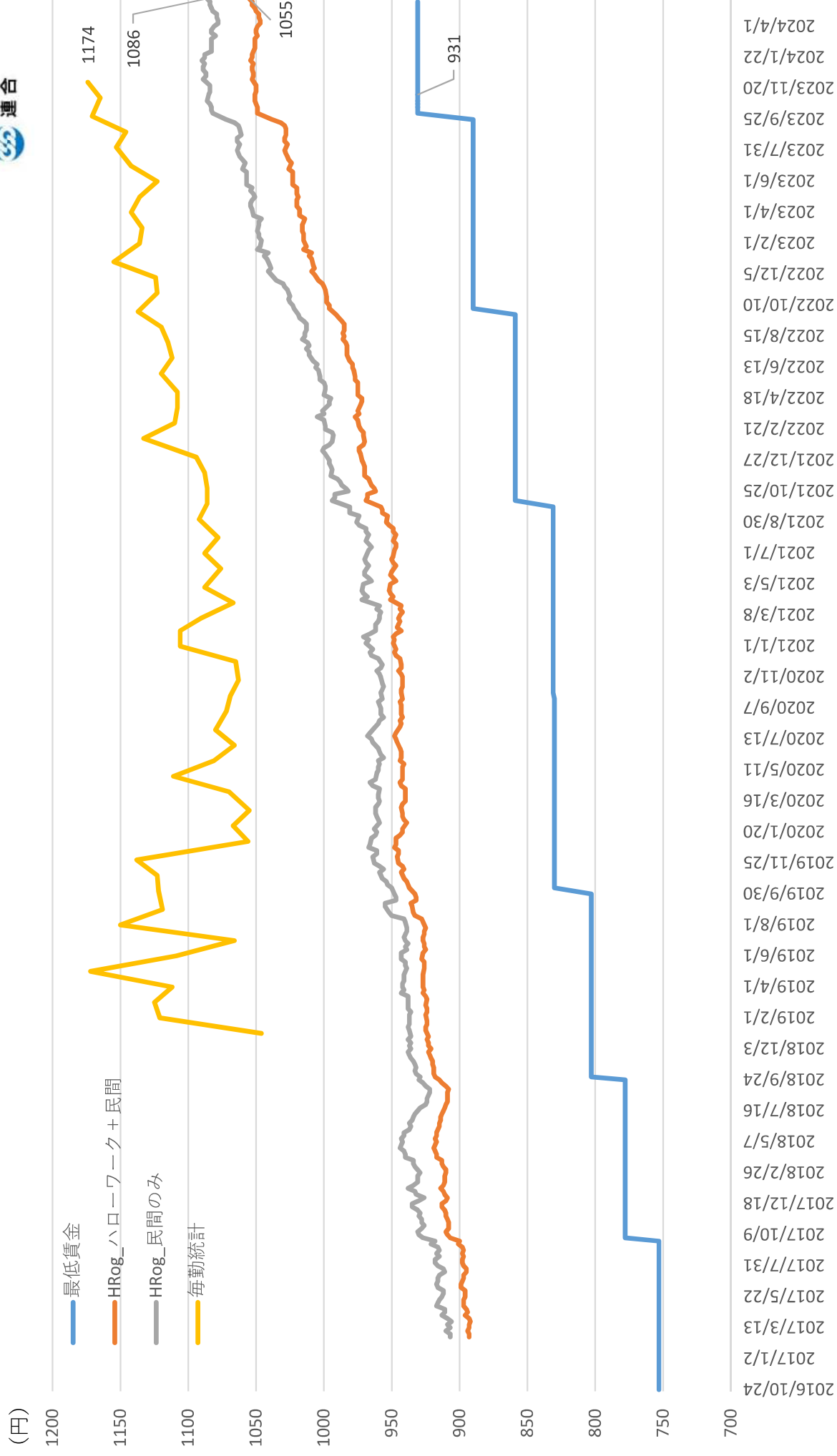


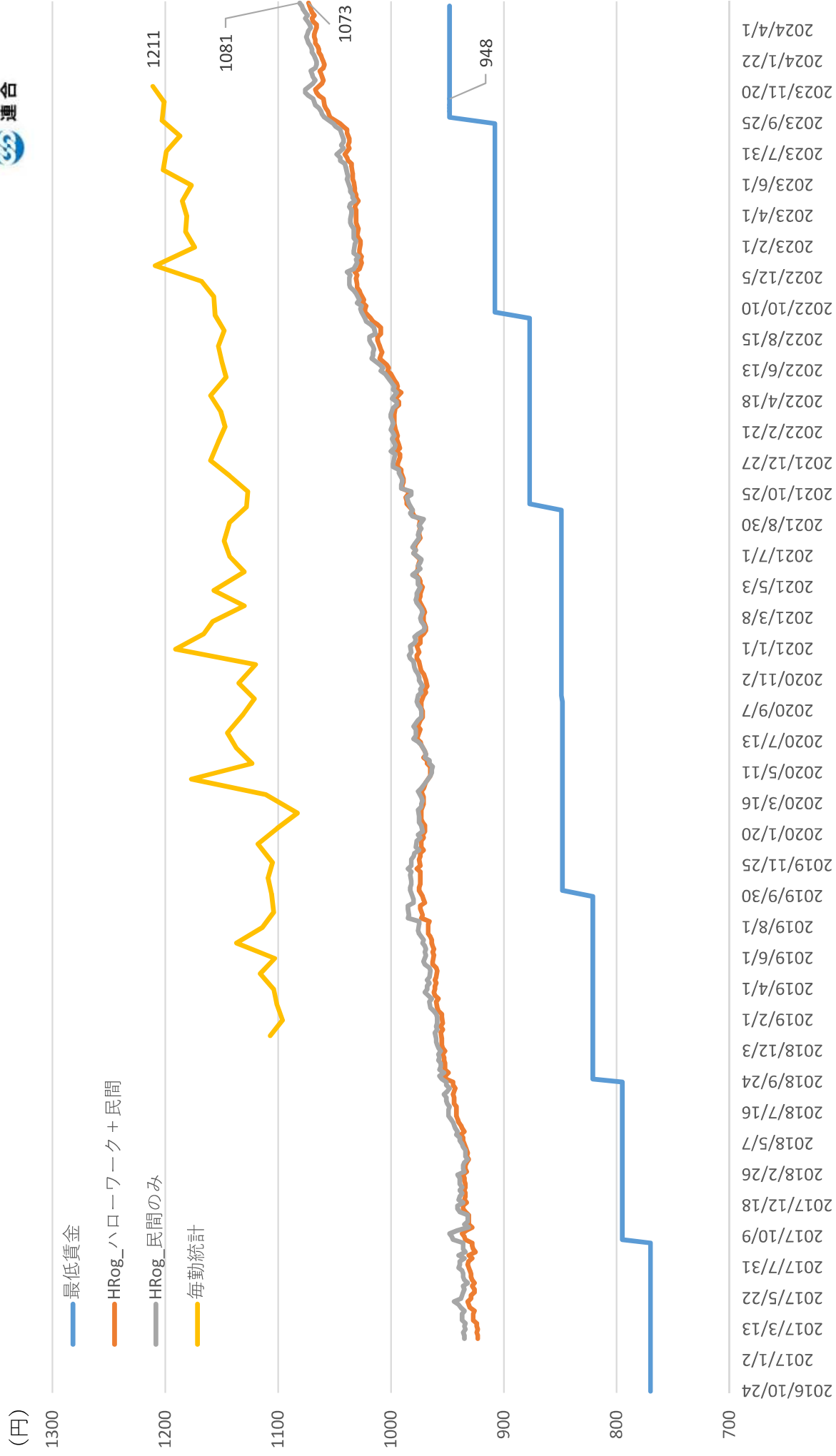
東京



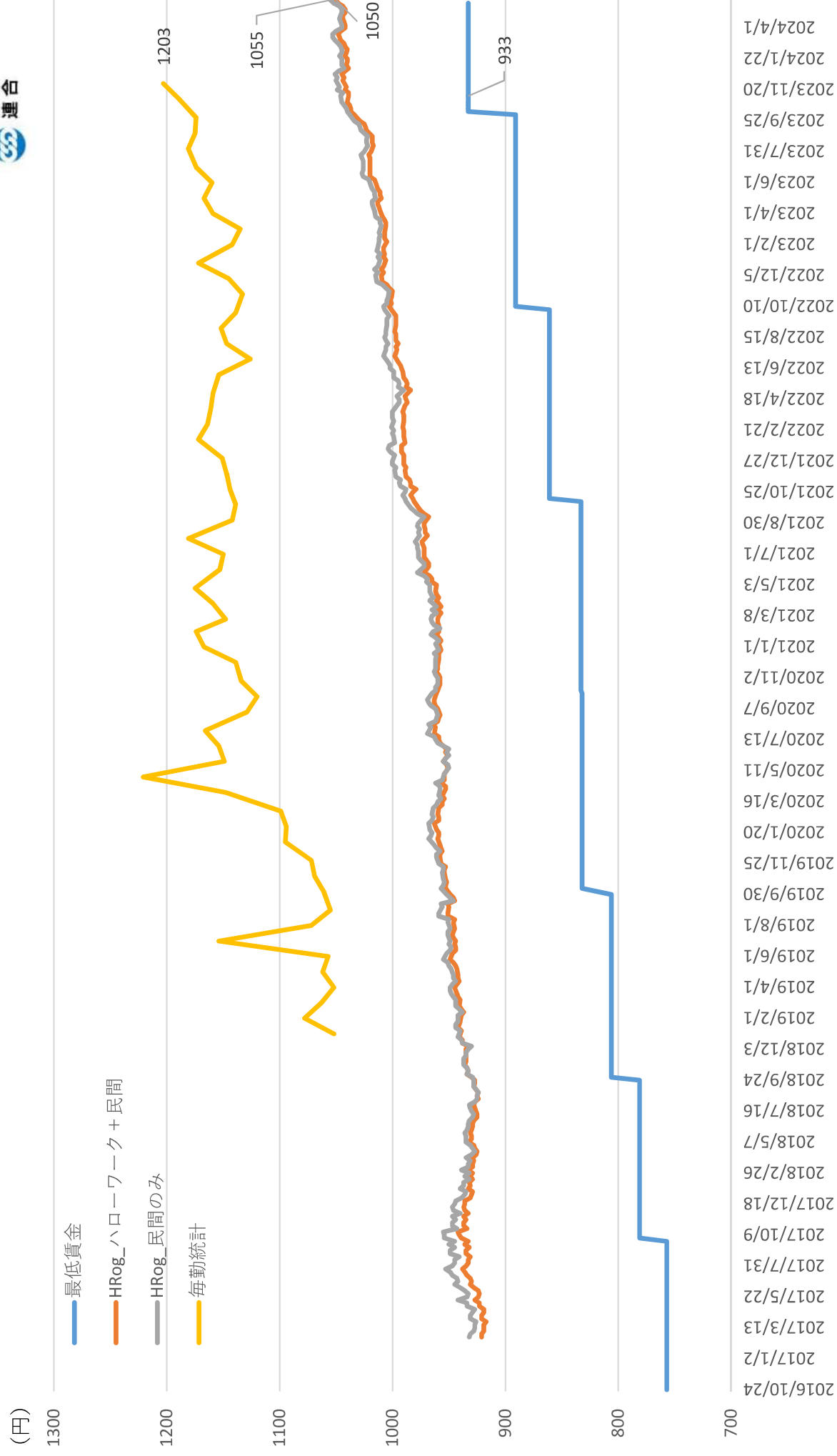
神奈川



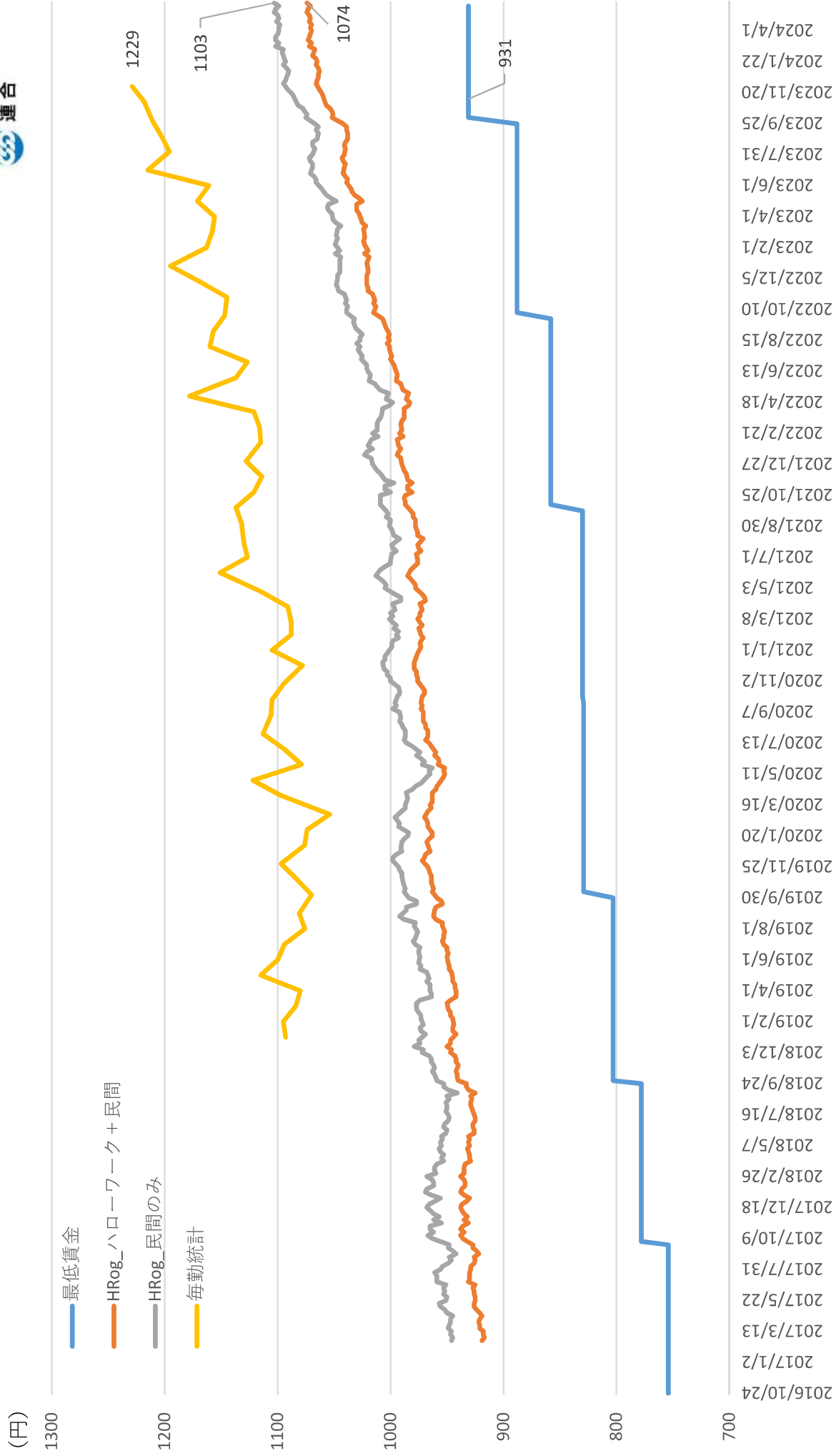




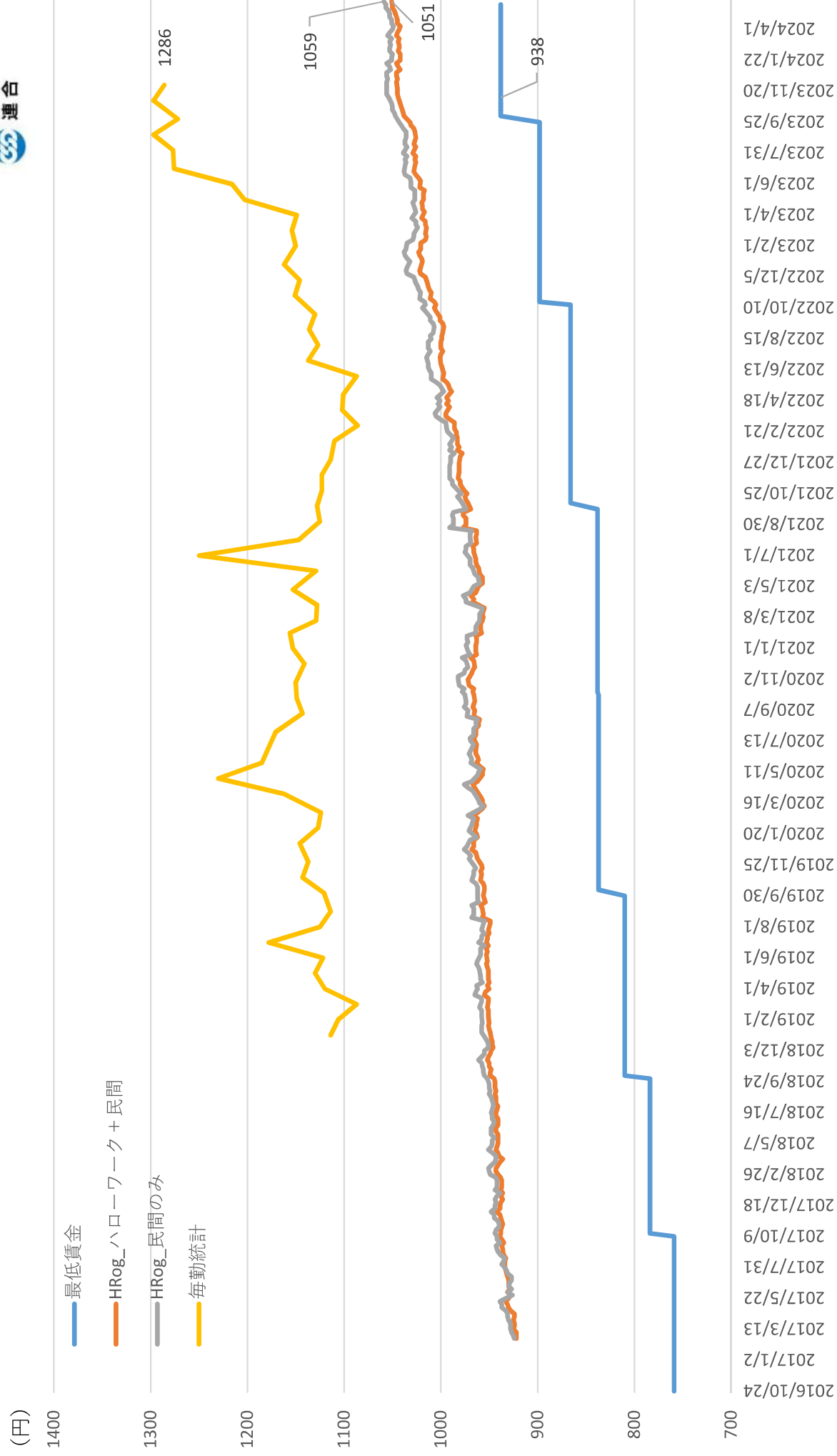
石川

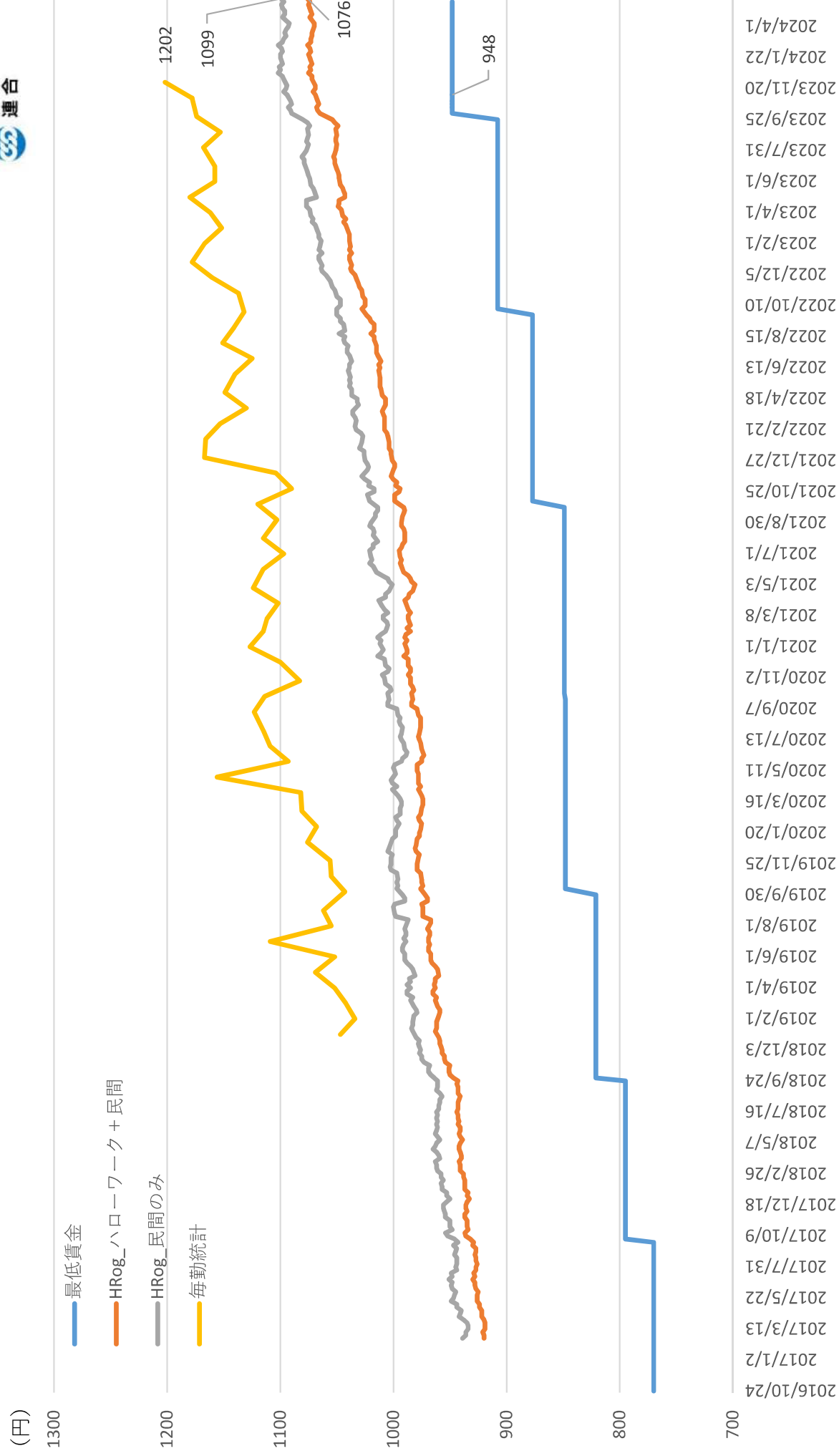


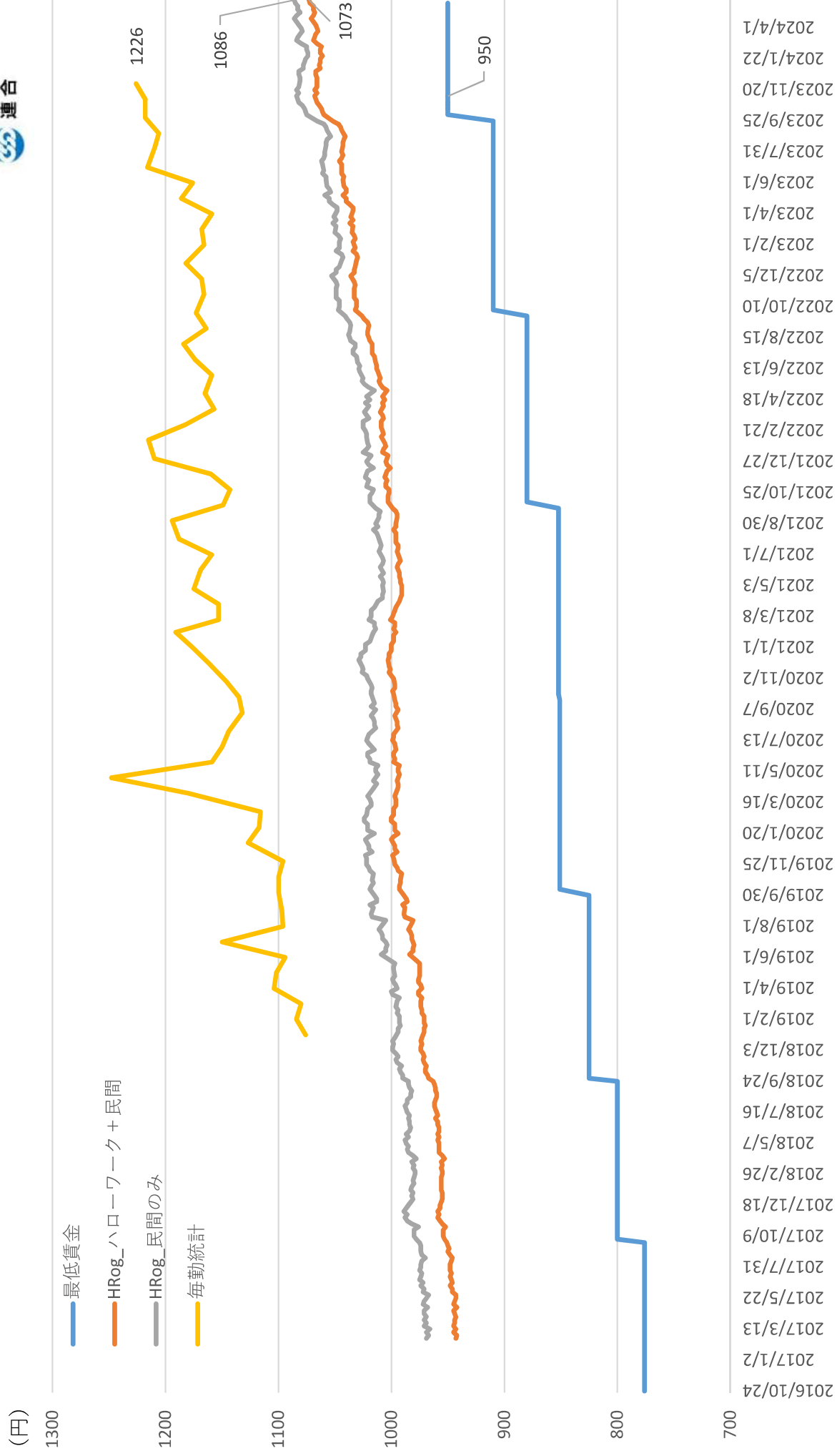
福井



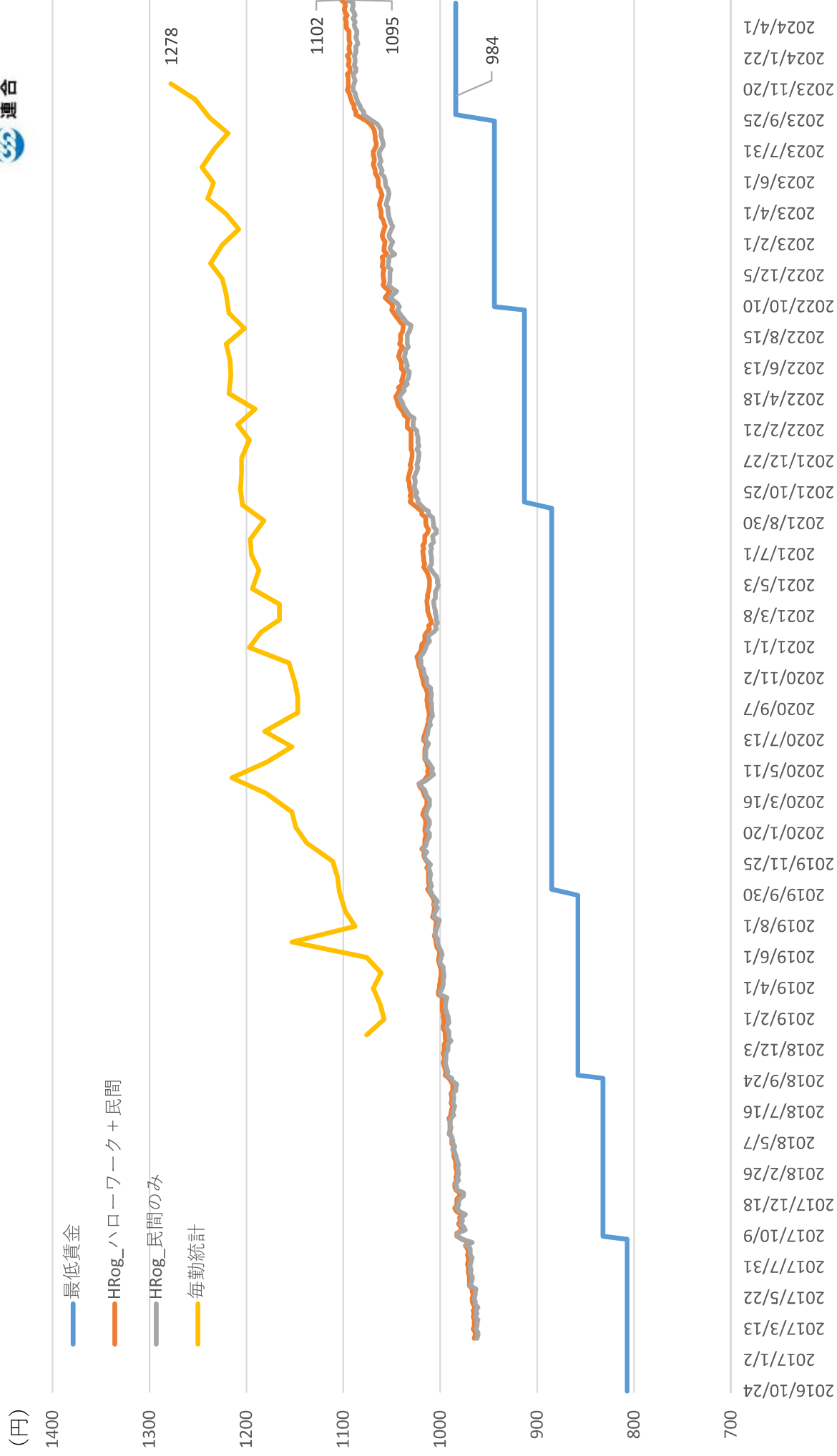
山梨

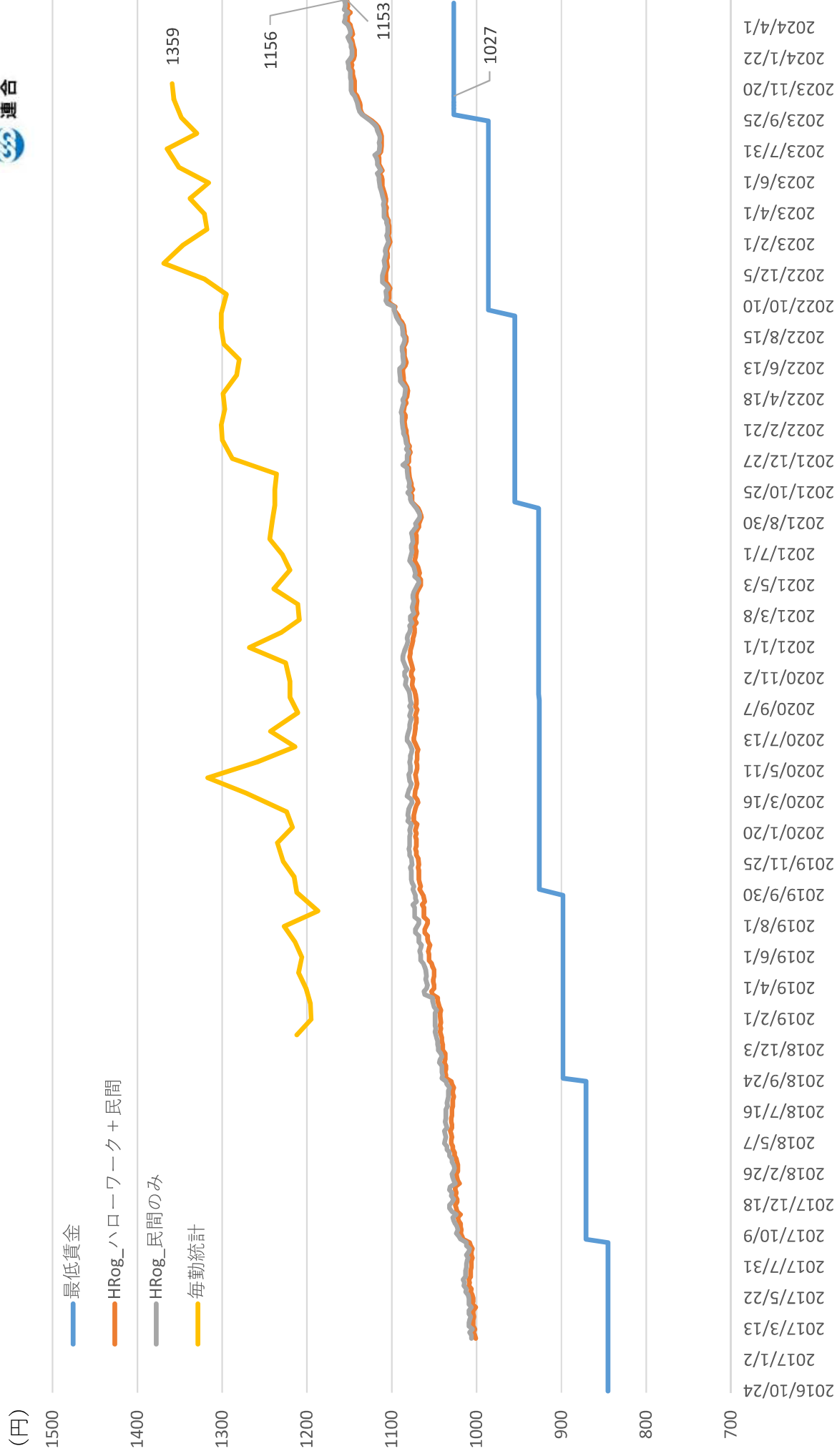


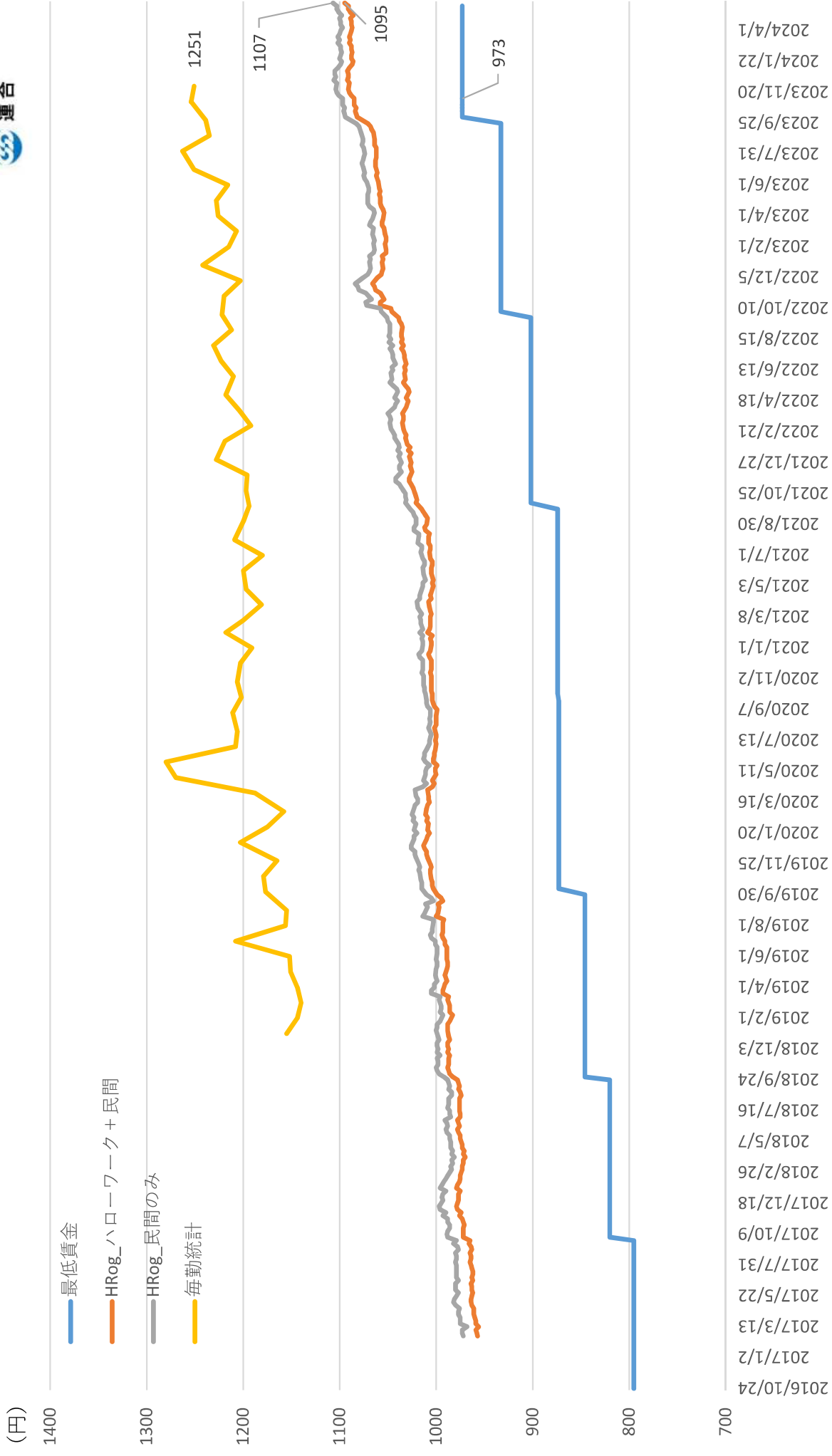


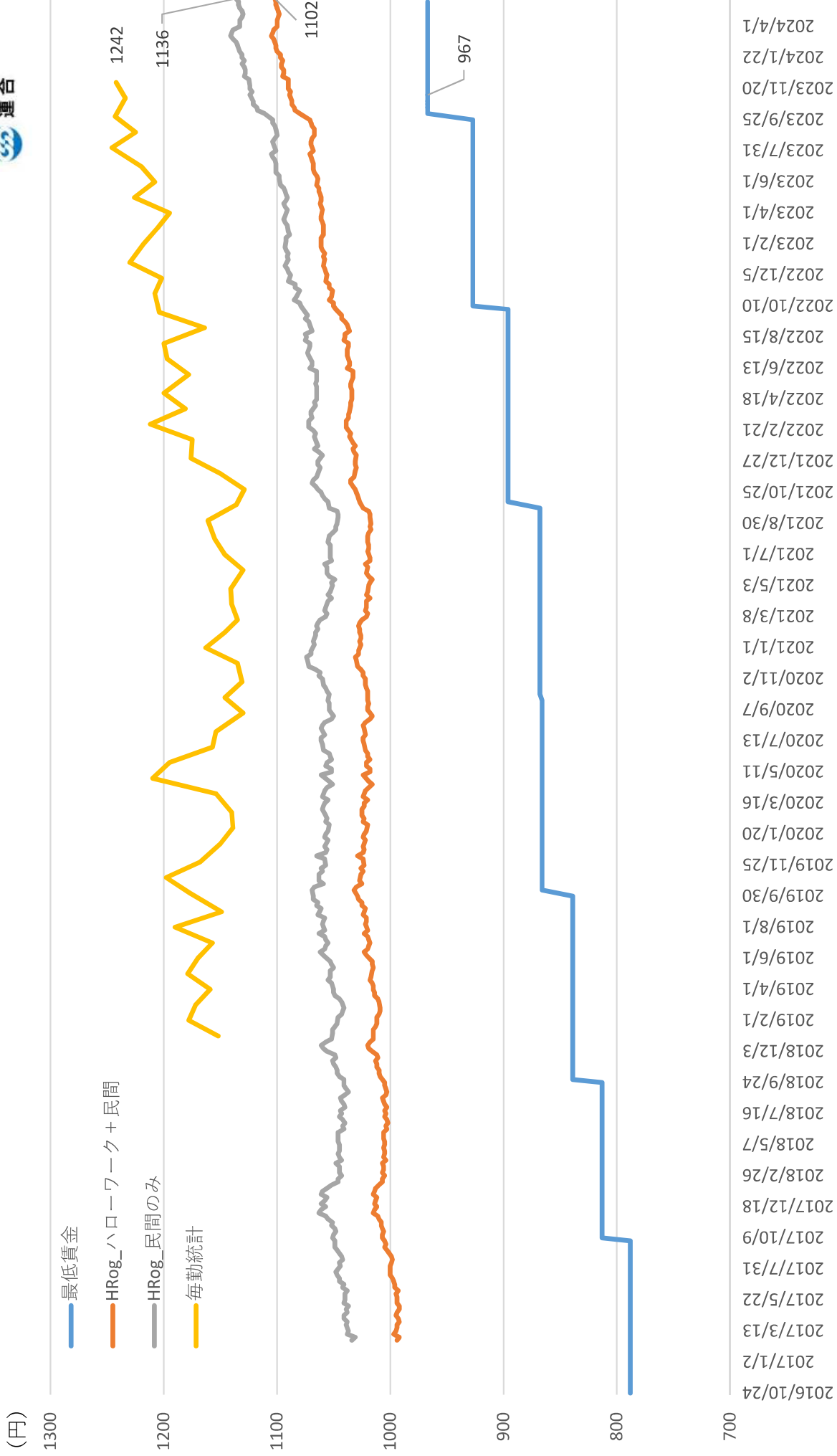


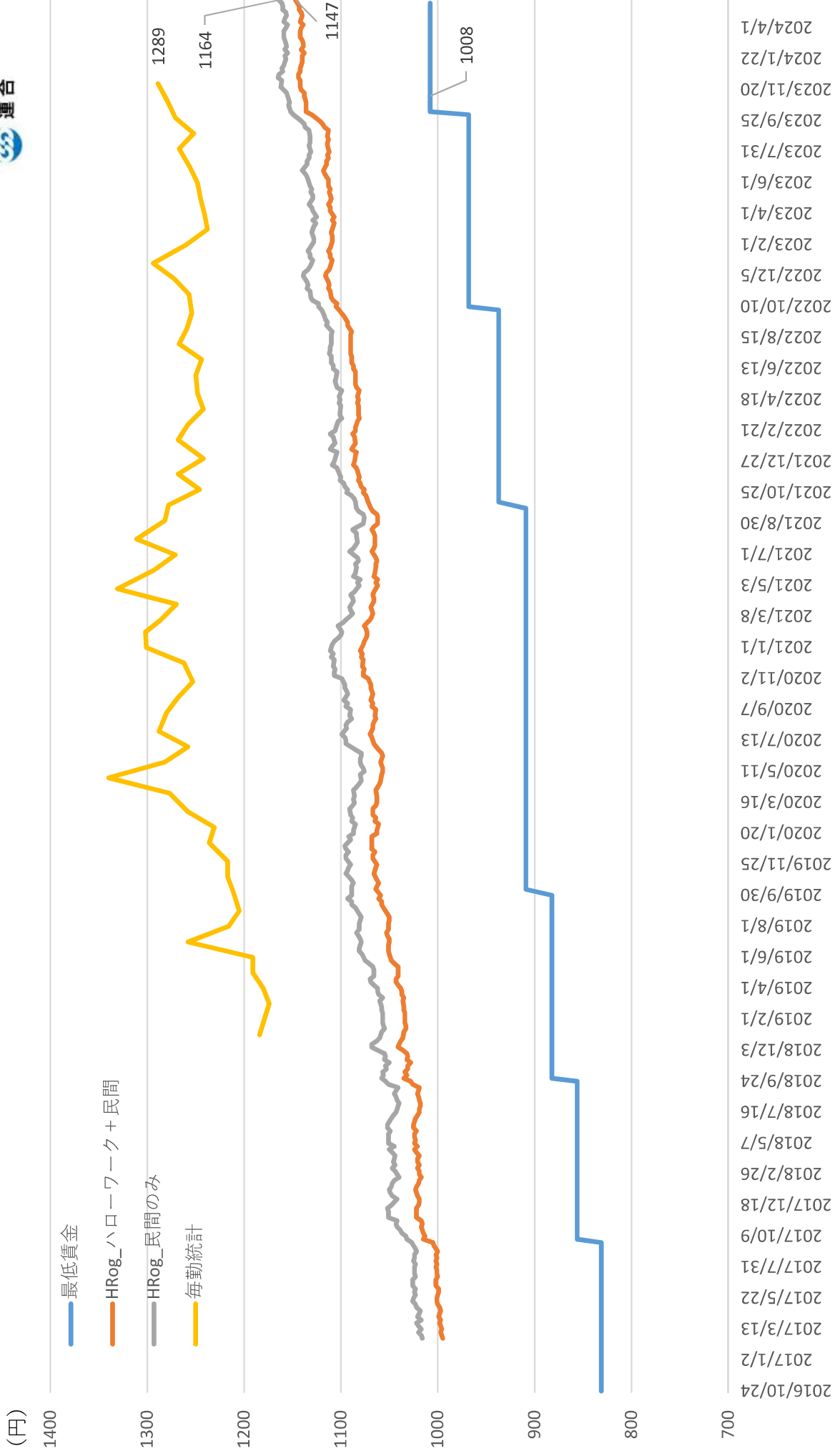
静岡



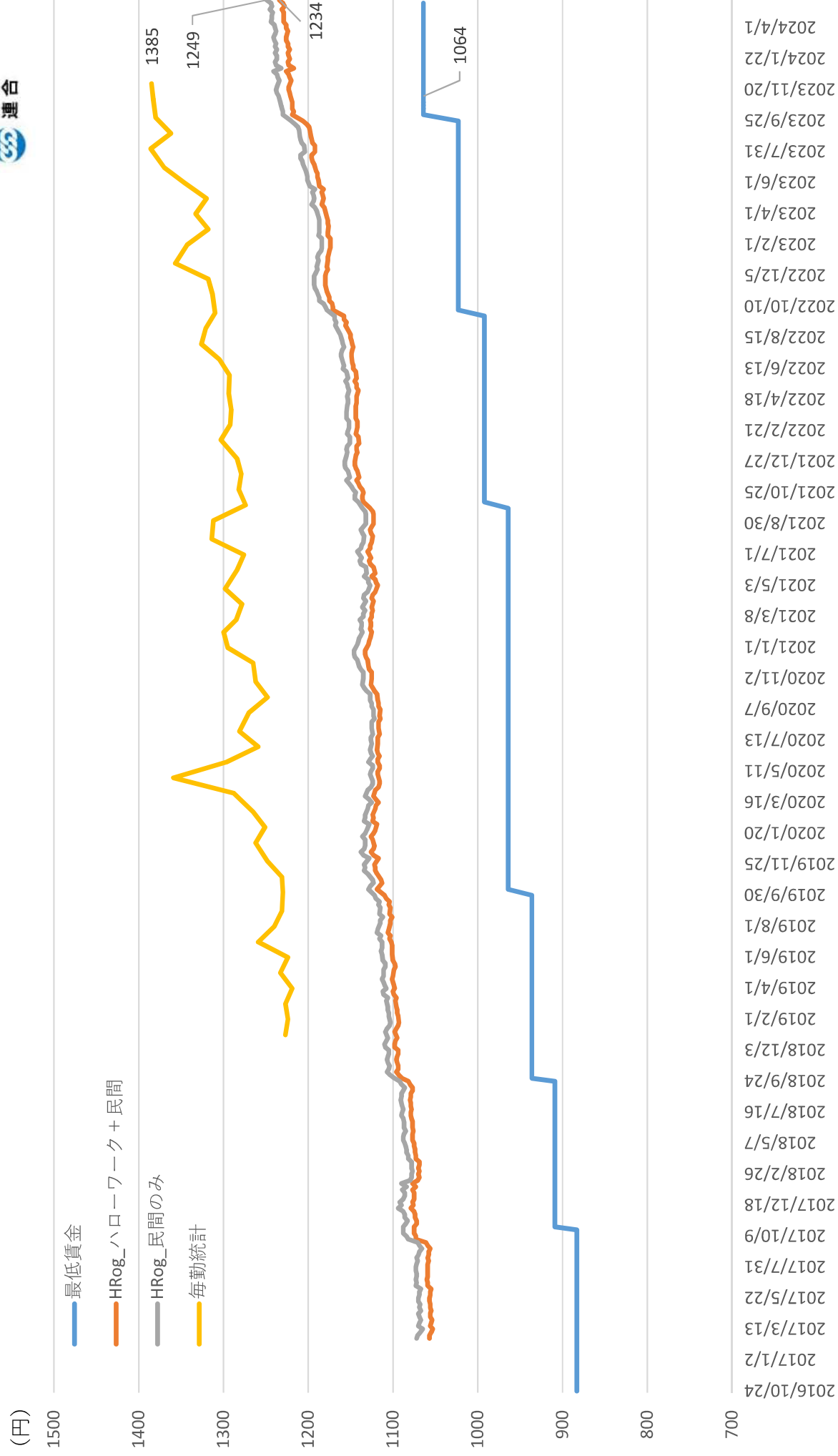


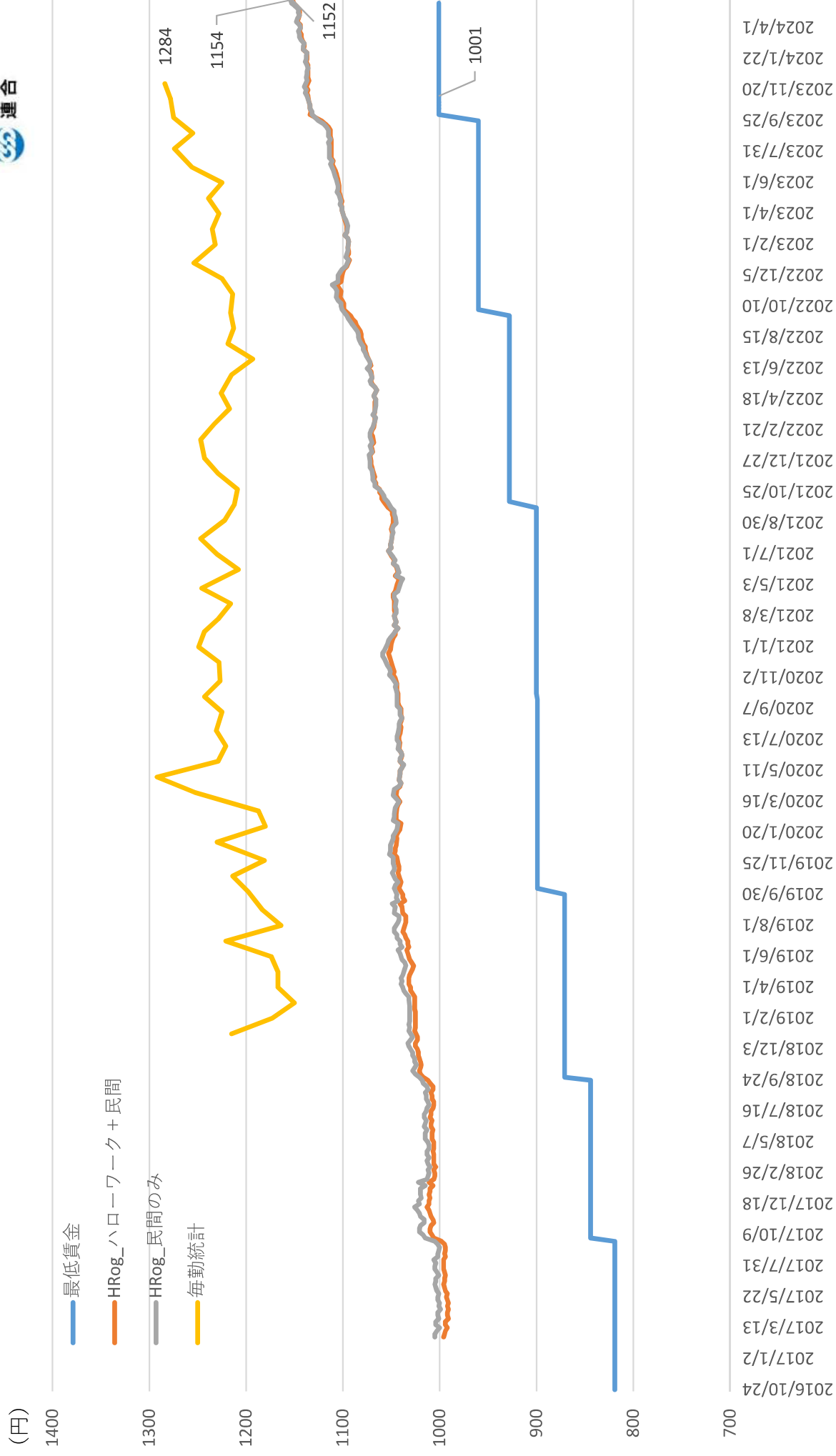


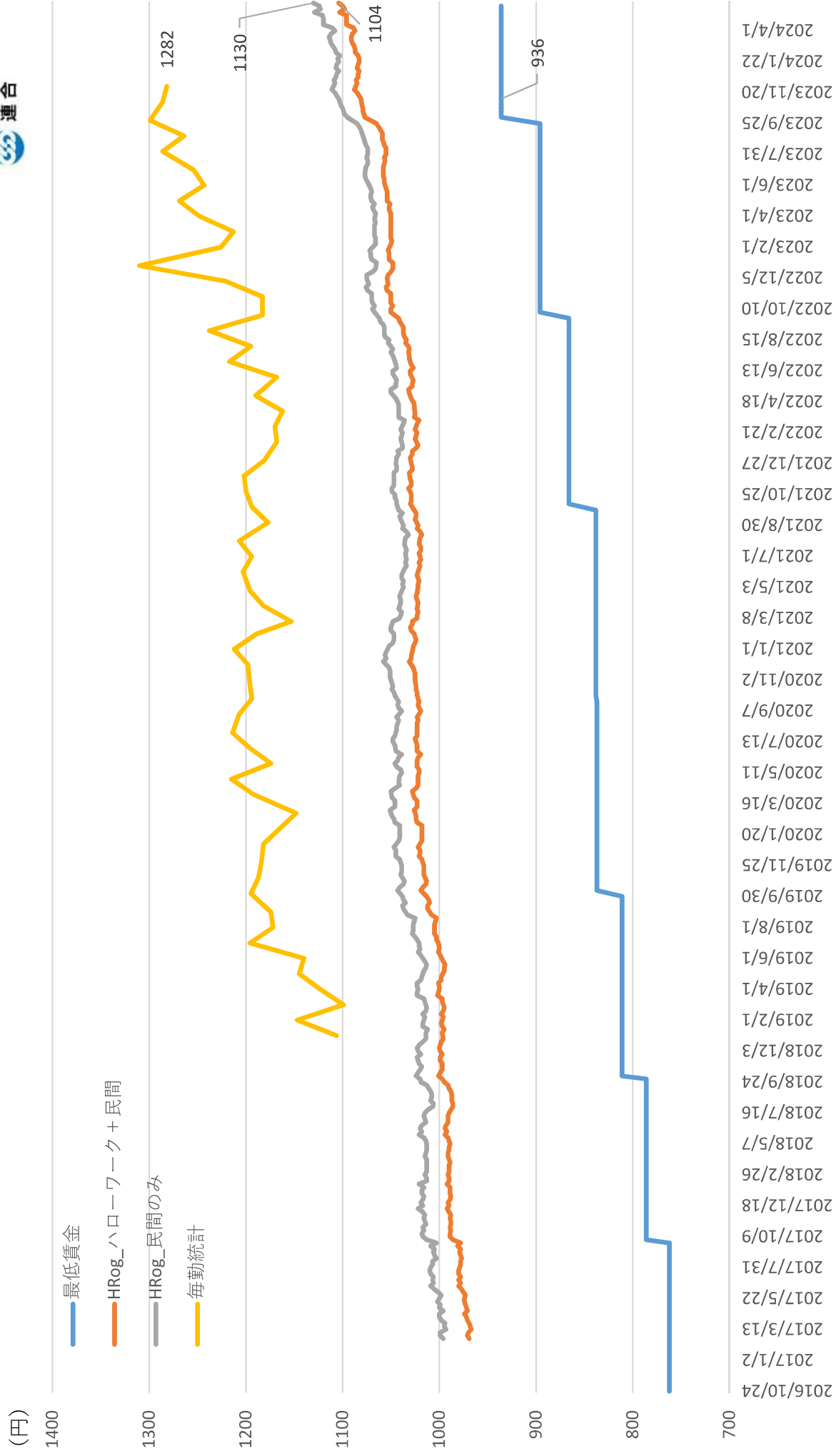




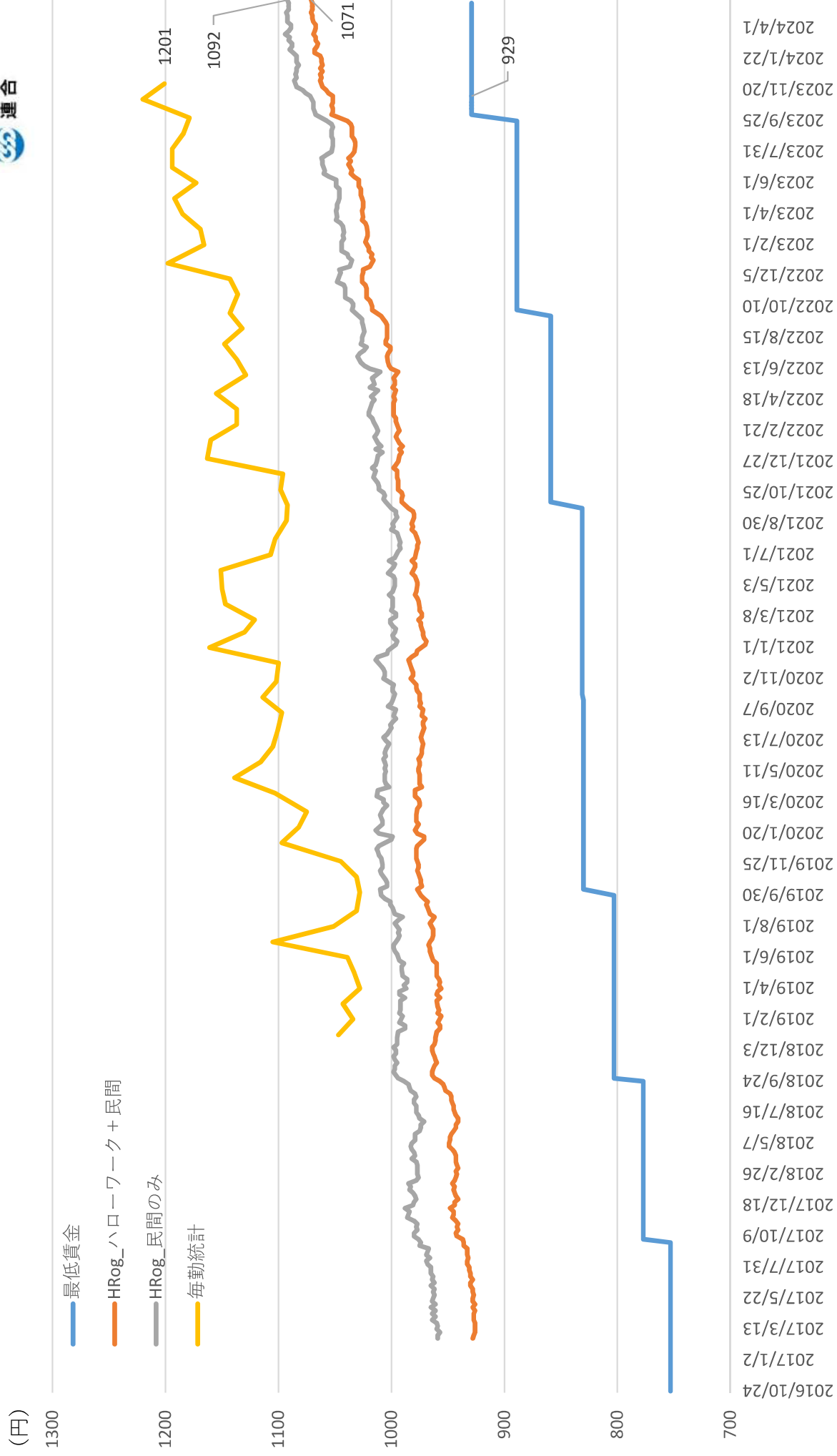
大阪



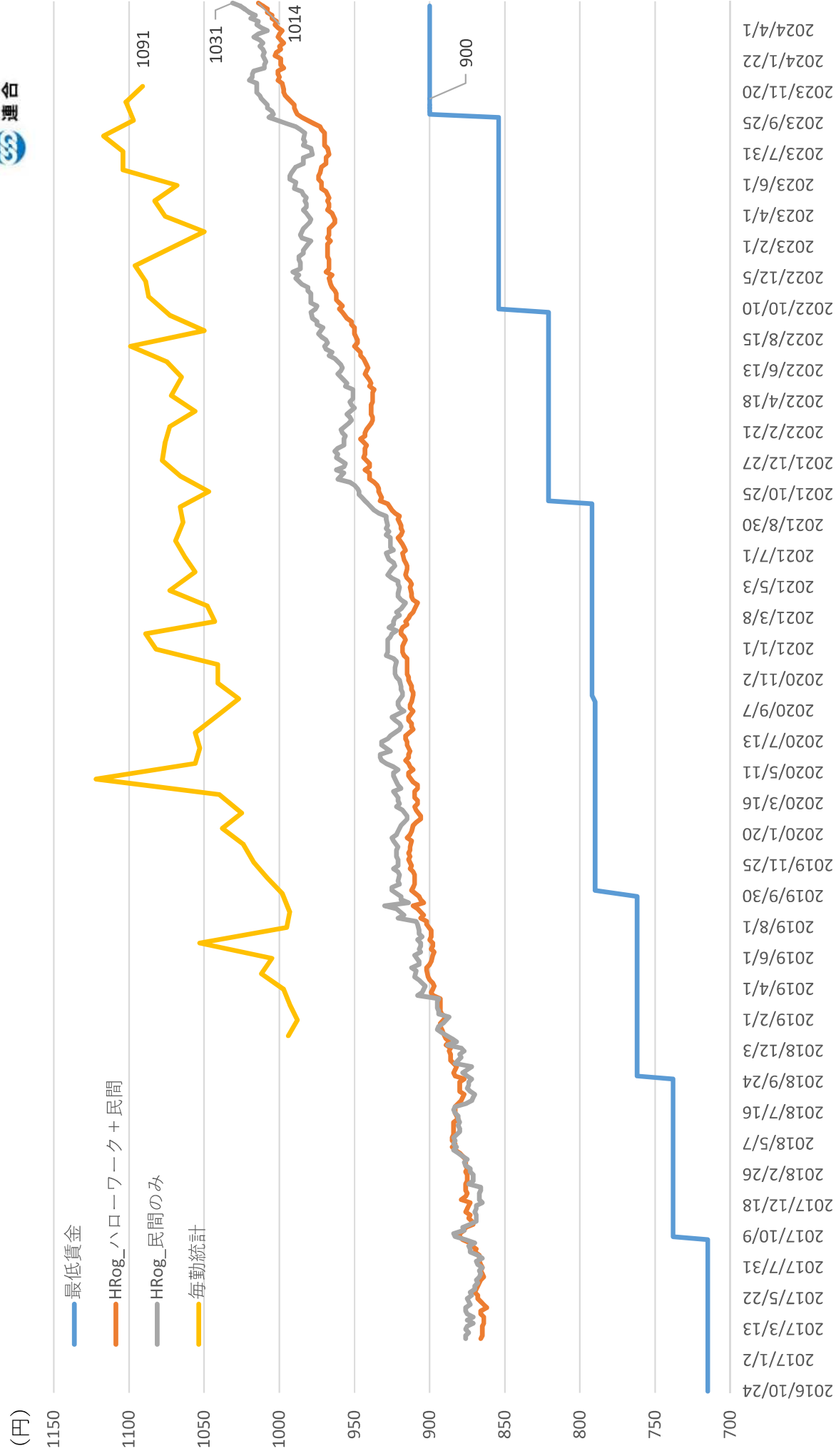


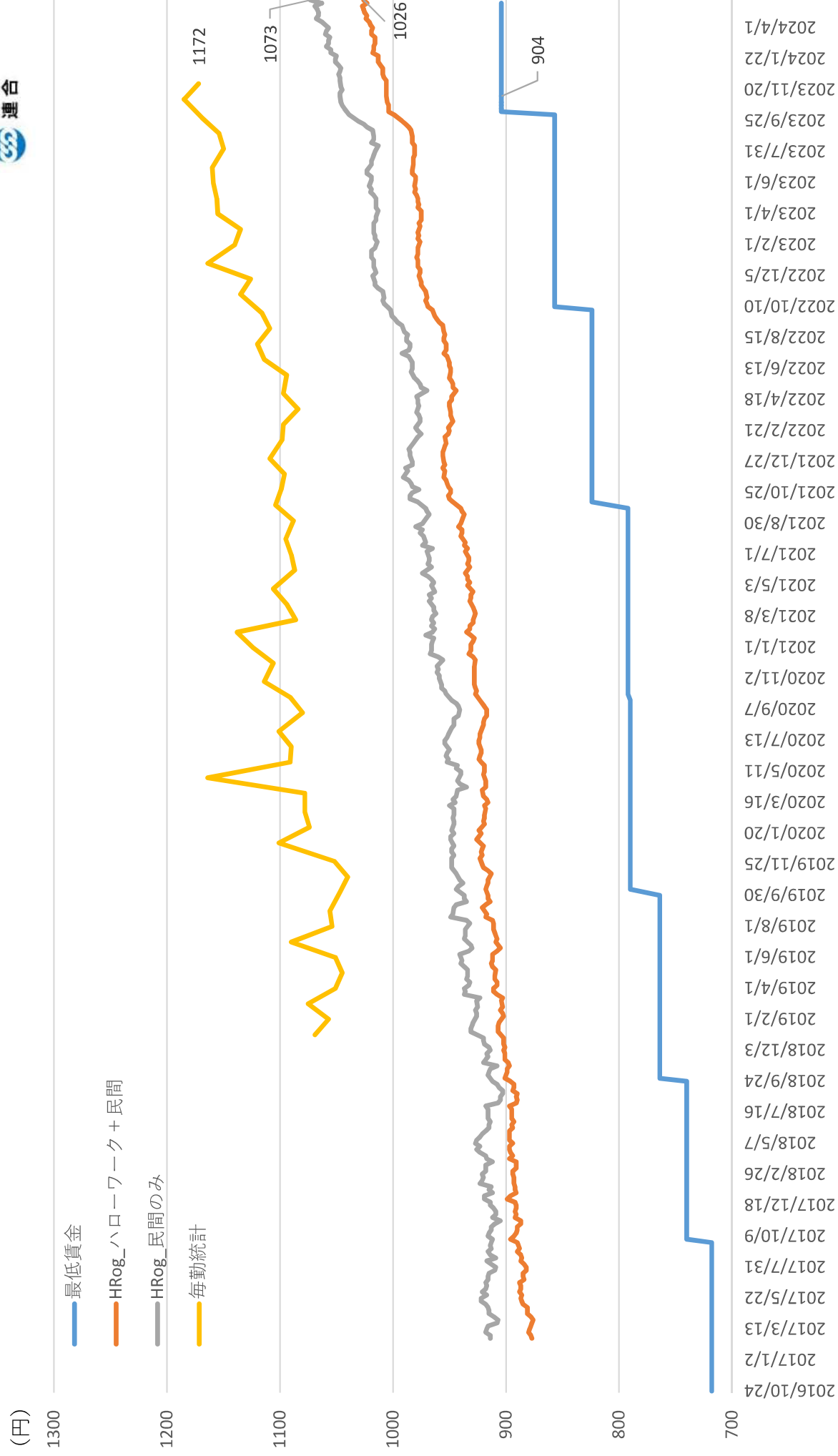


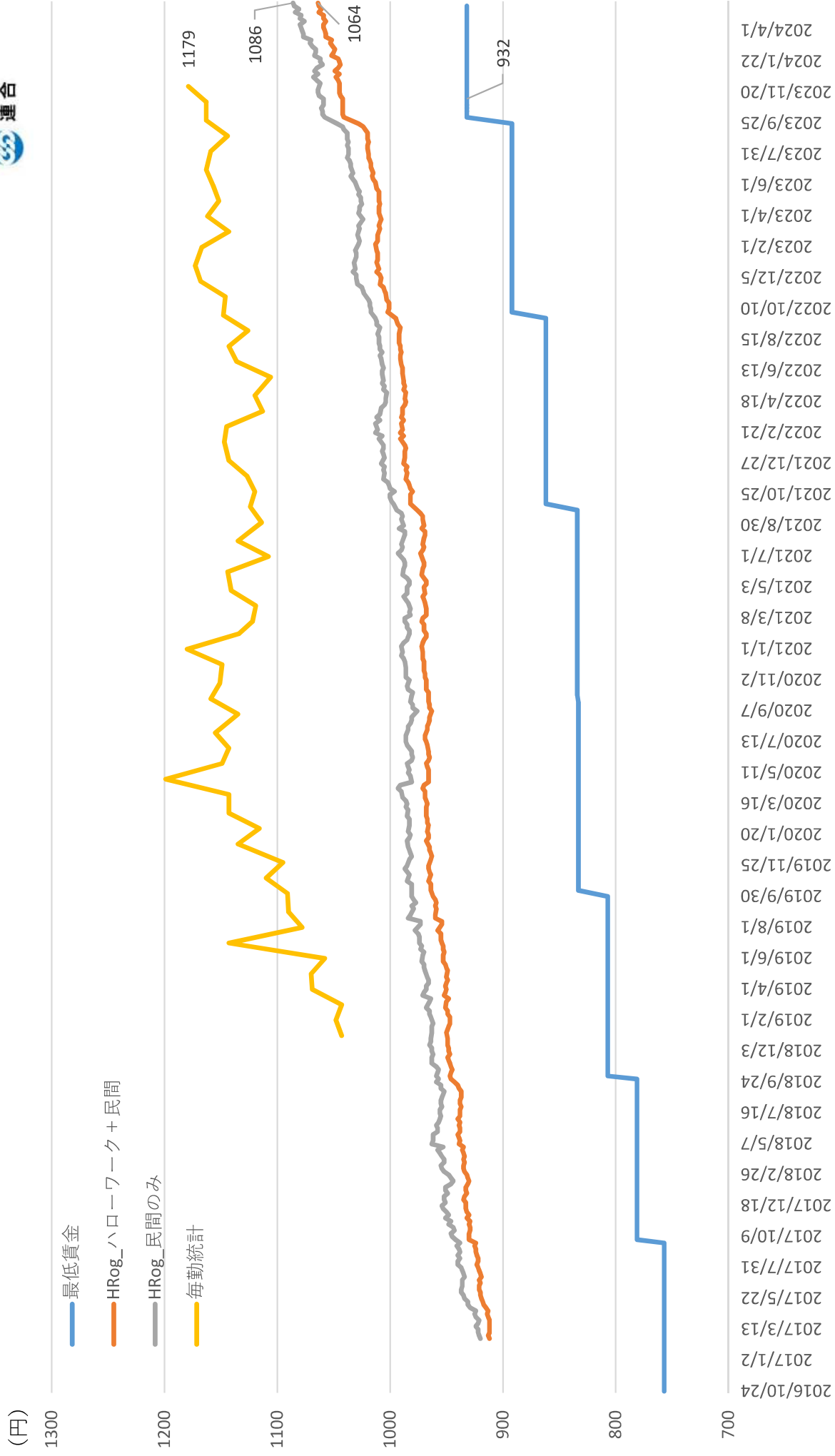
和歌山

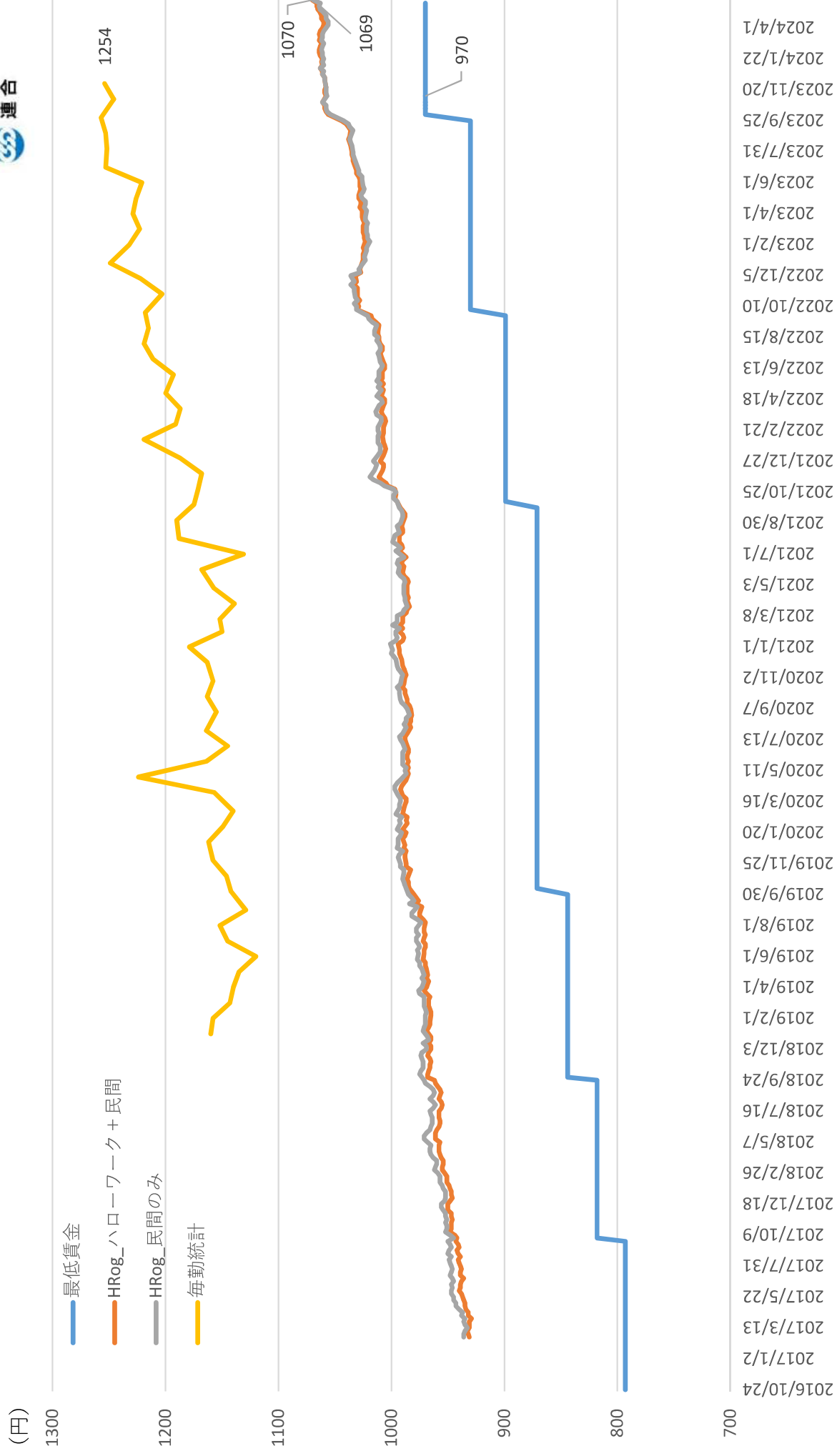


鳥取

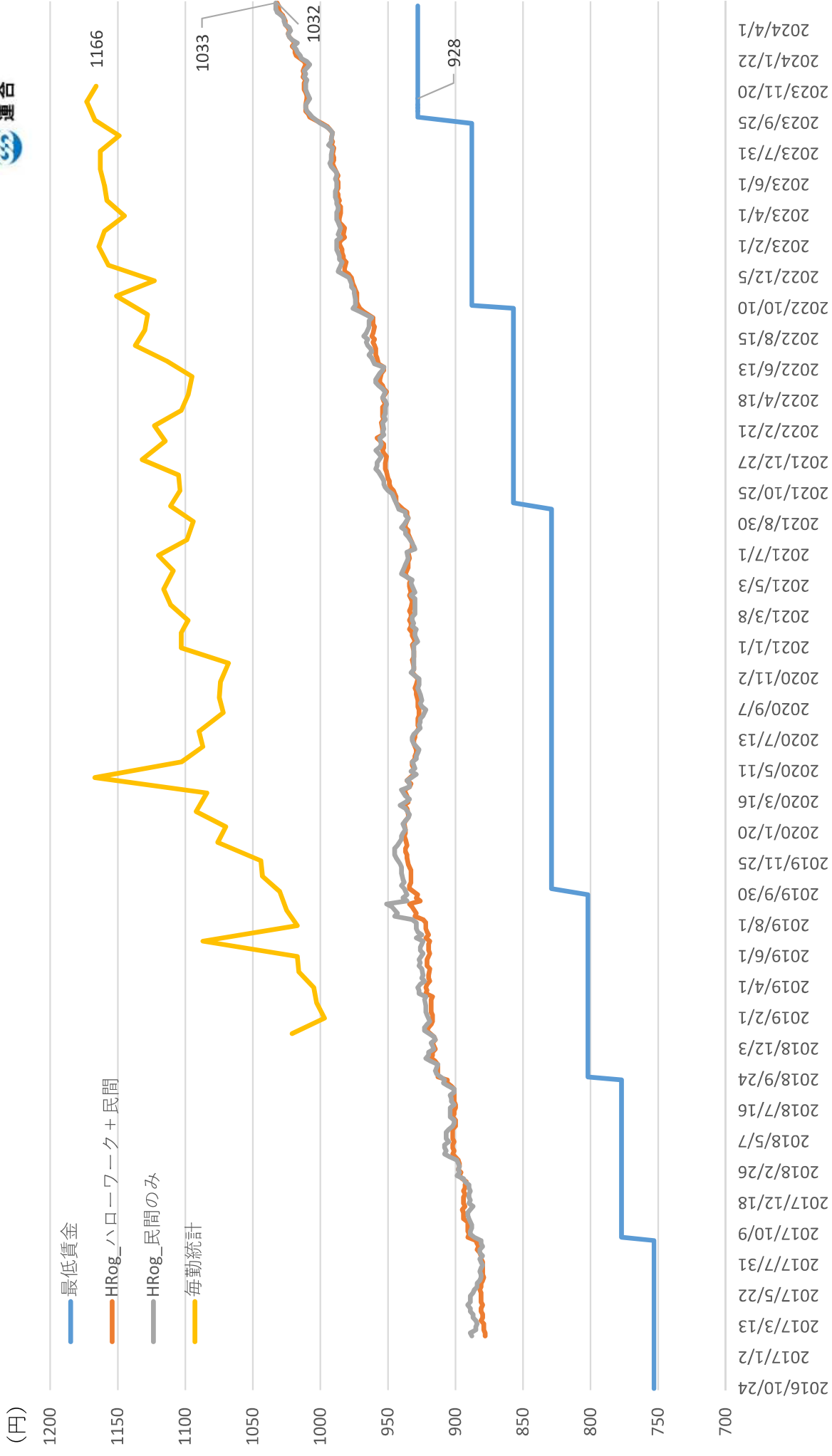


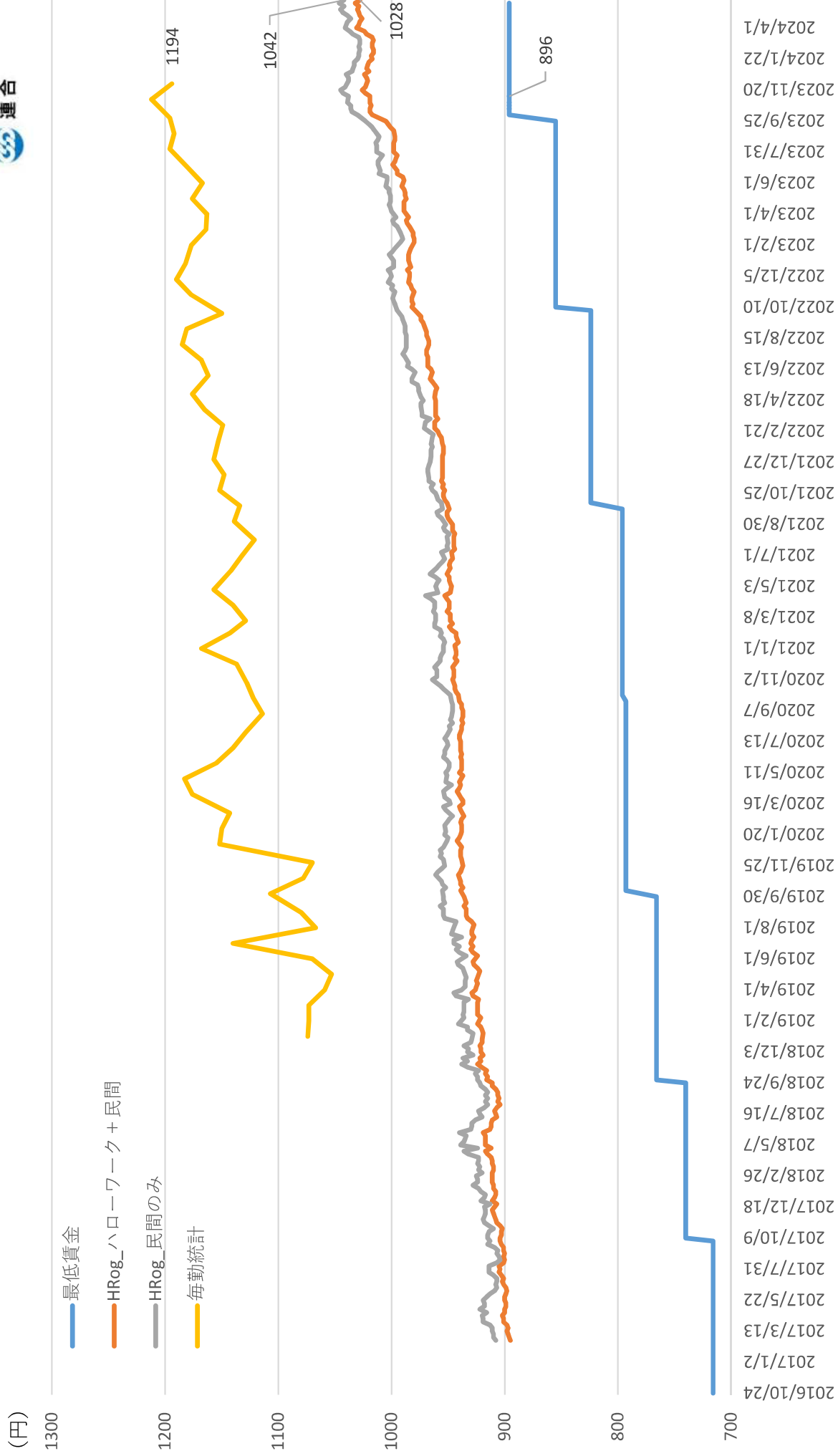


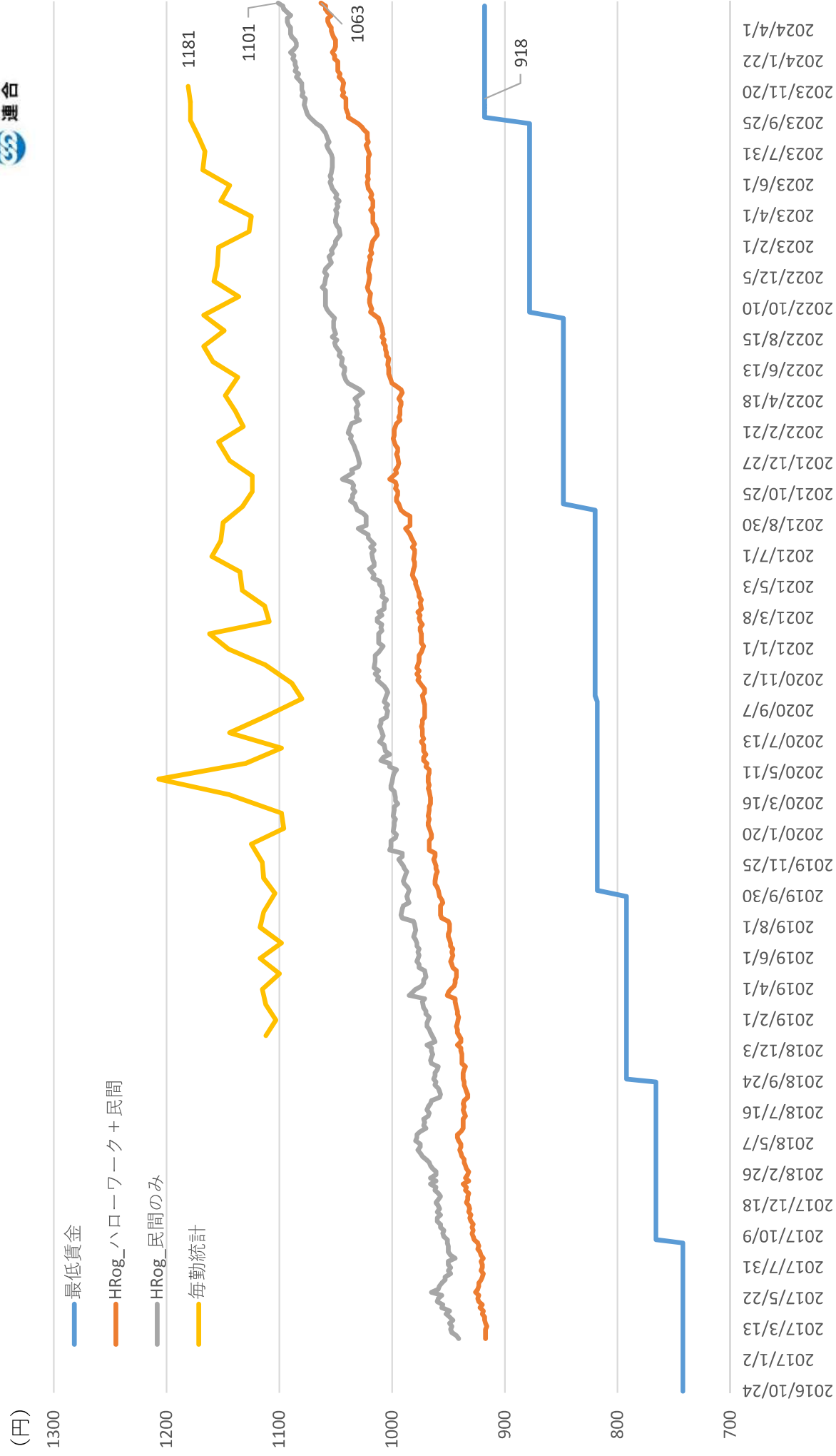


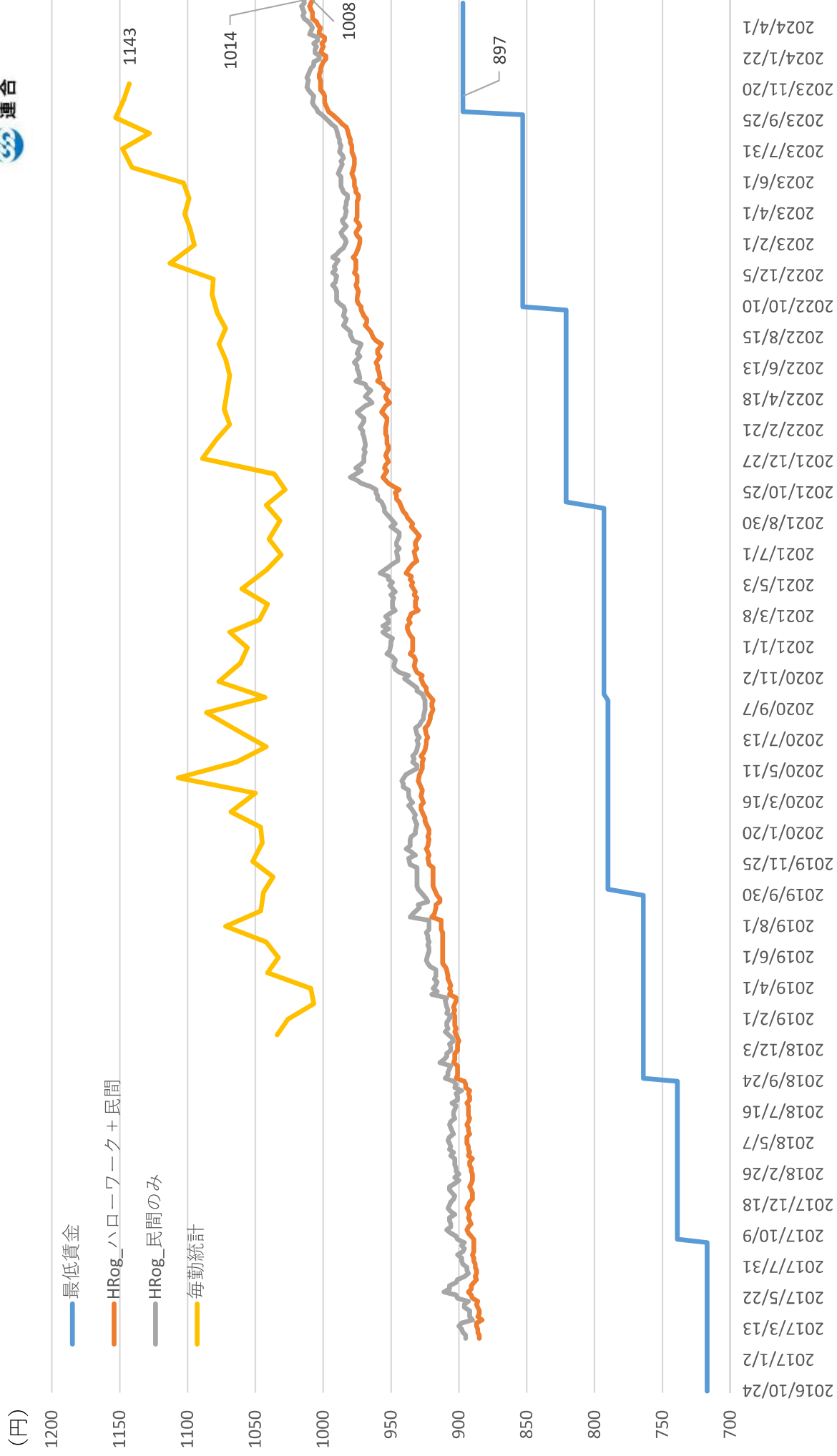


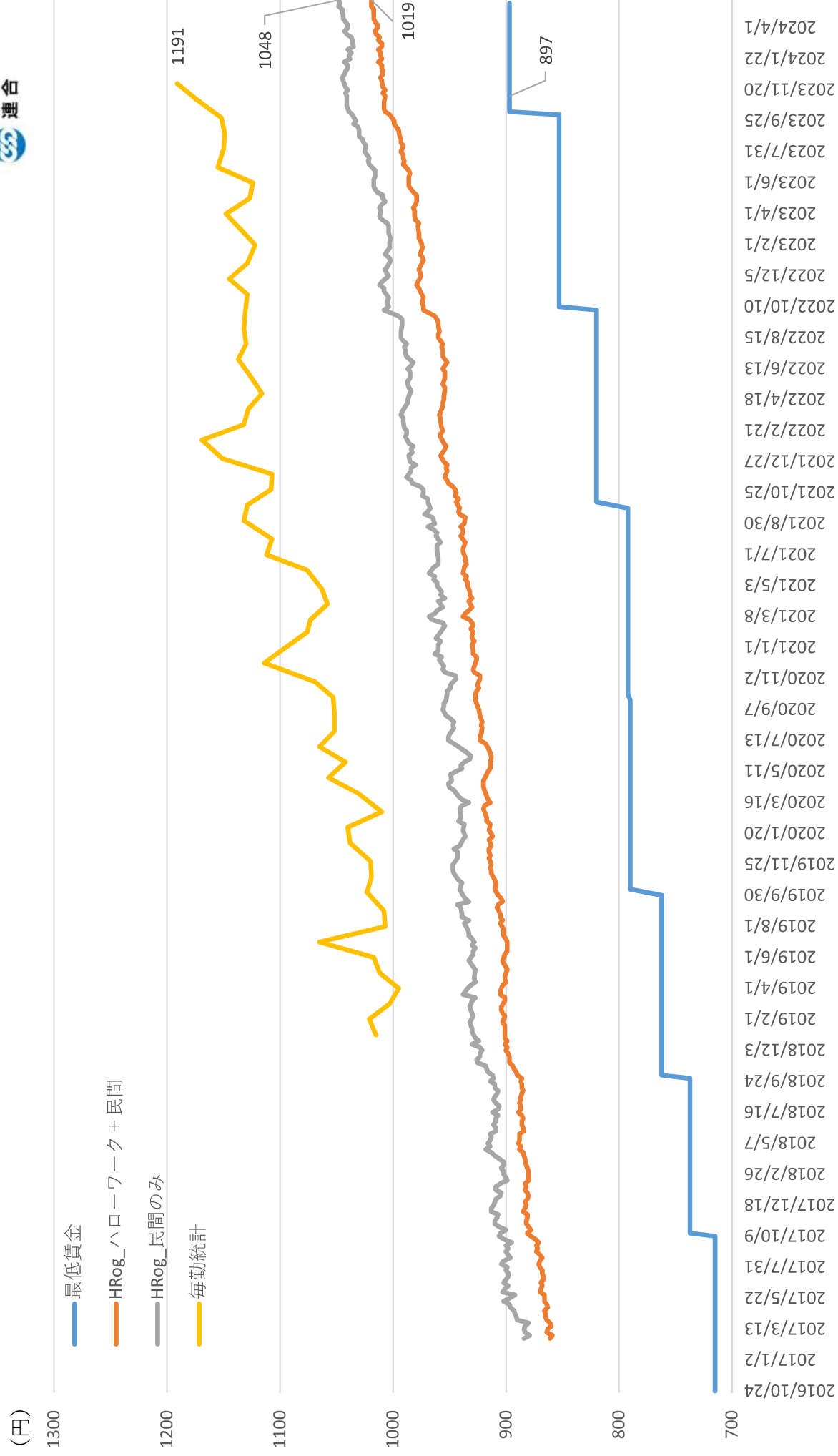
山口



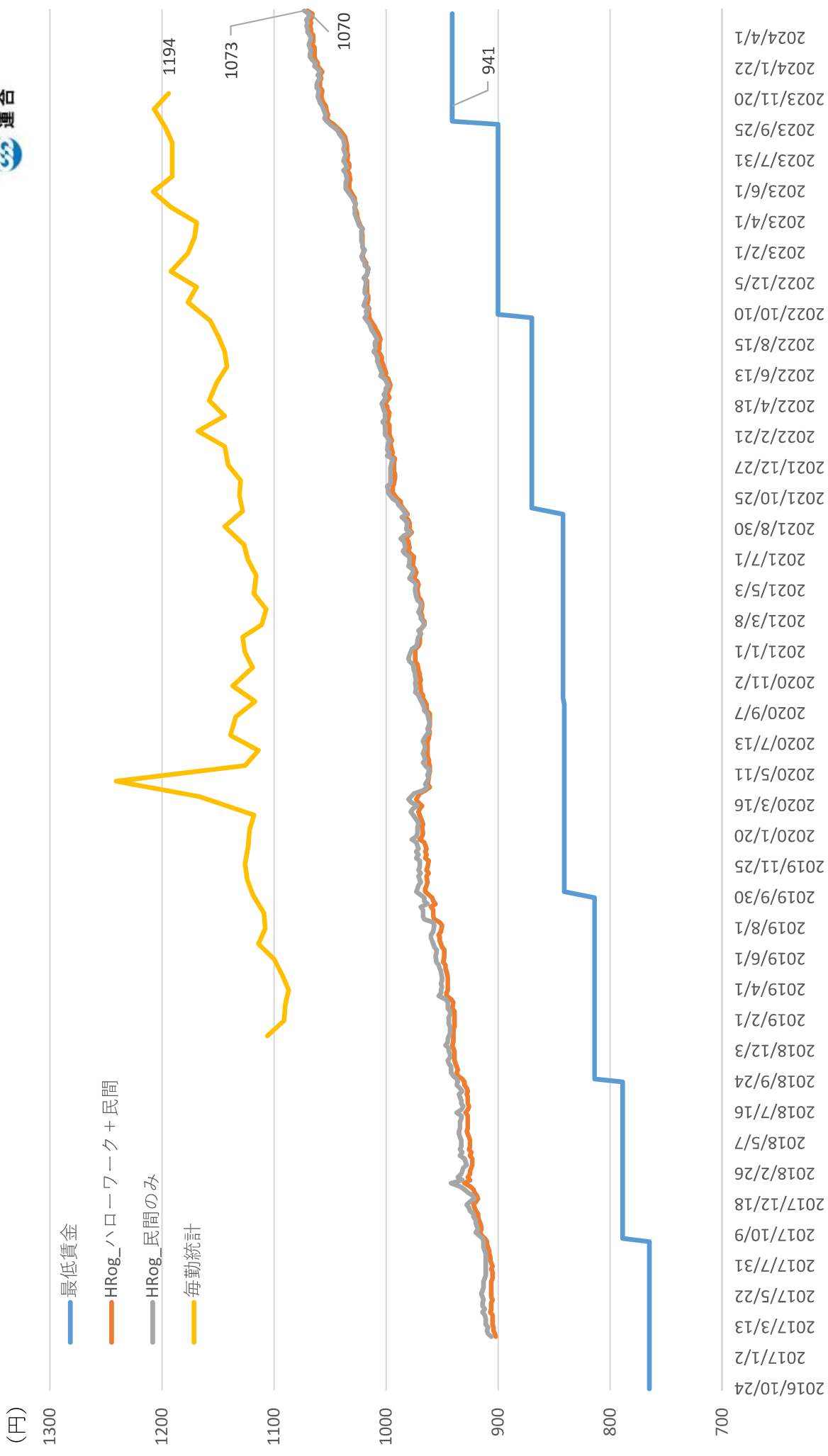


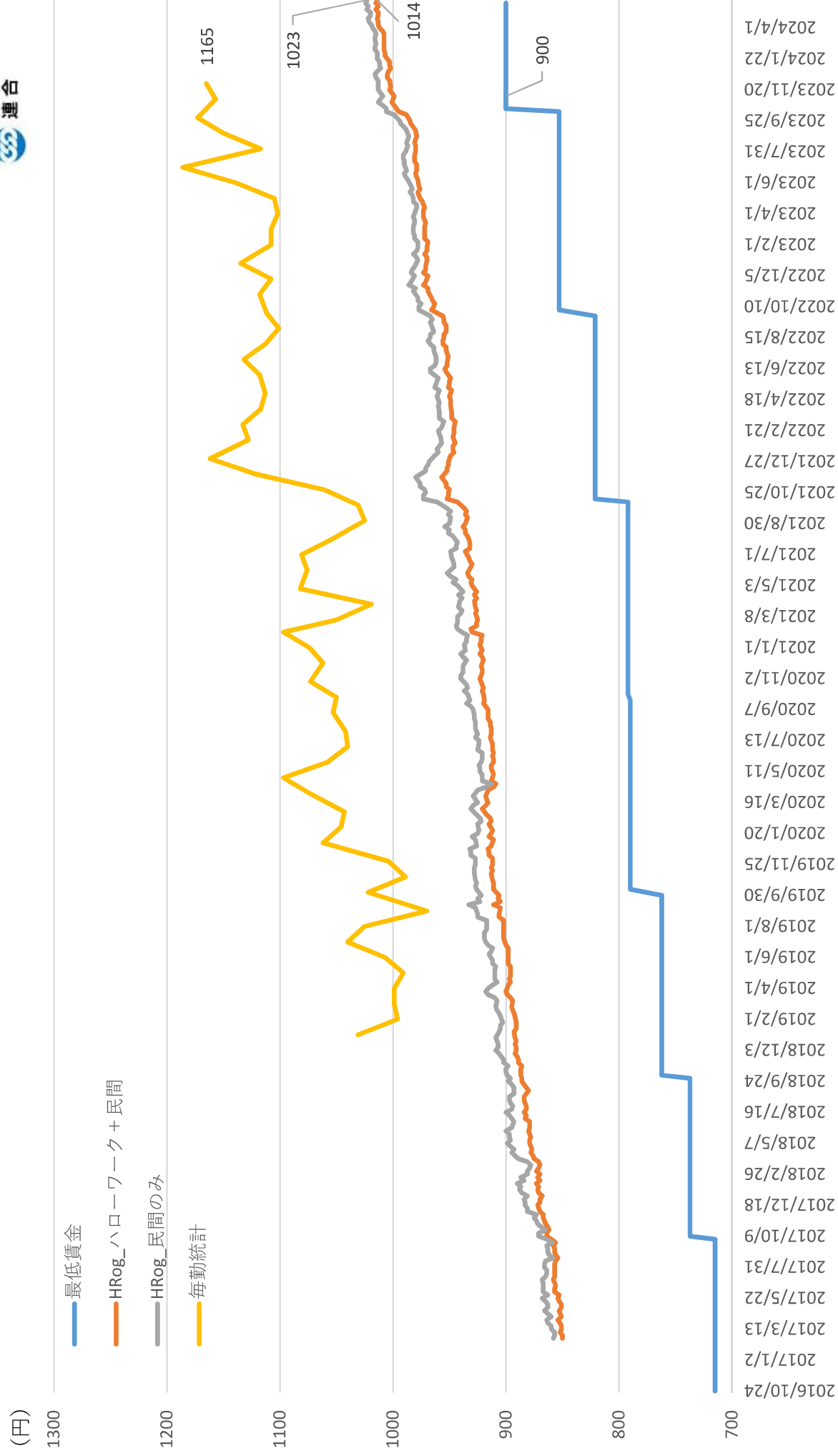


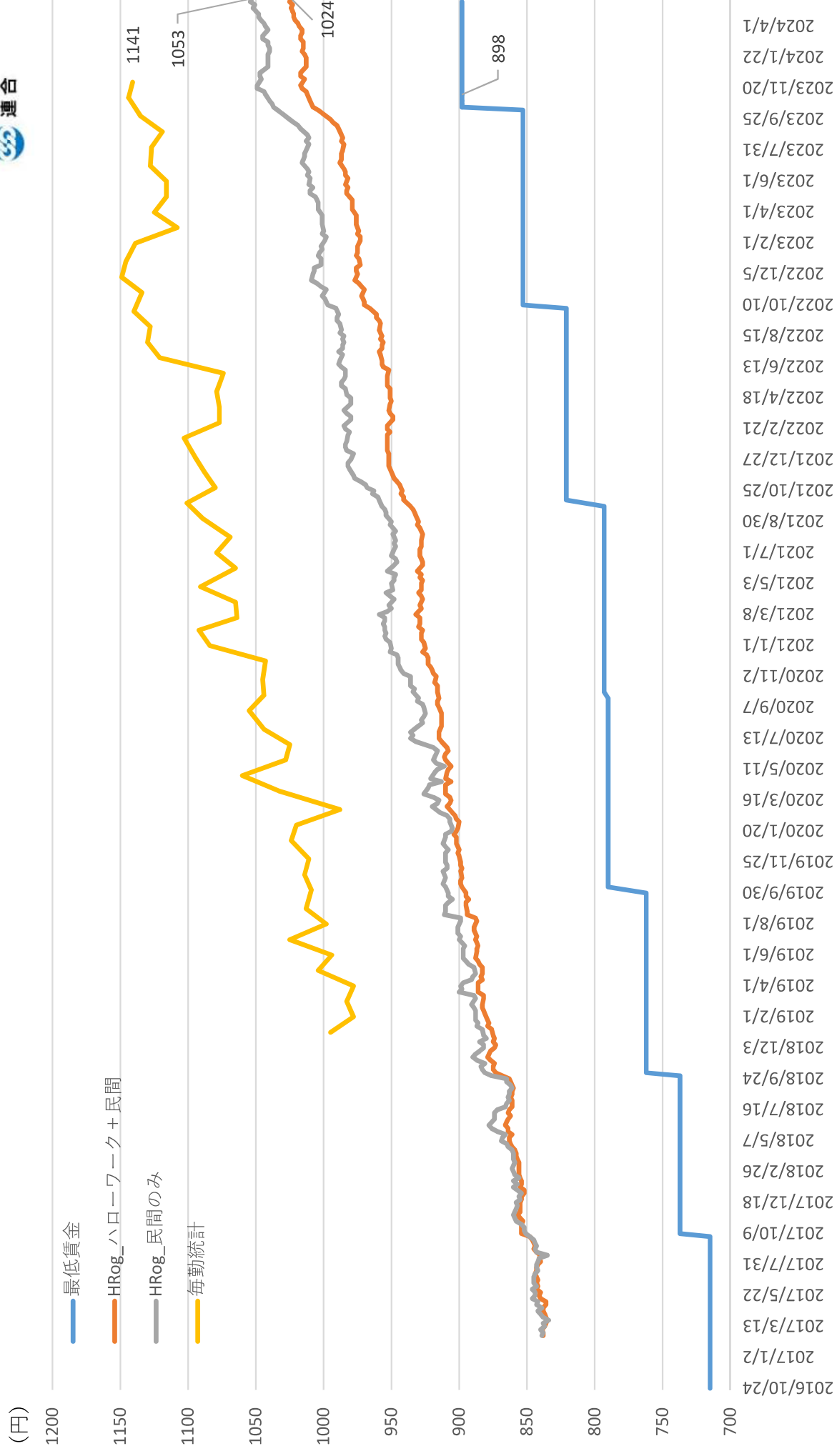


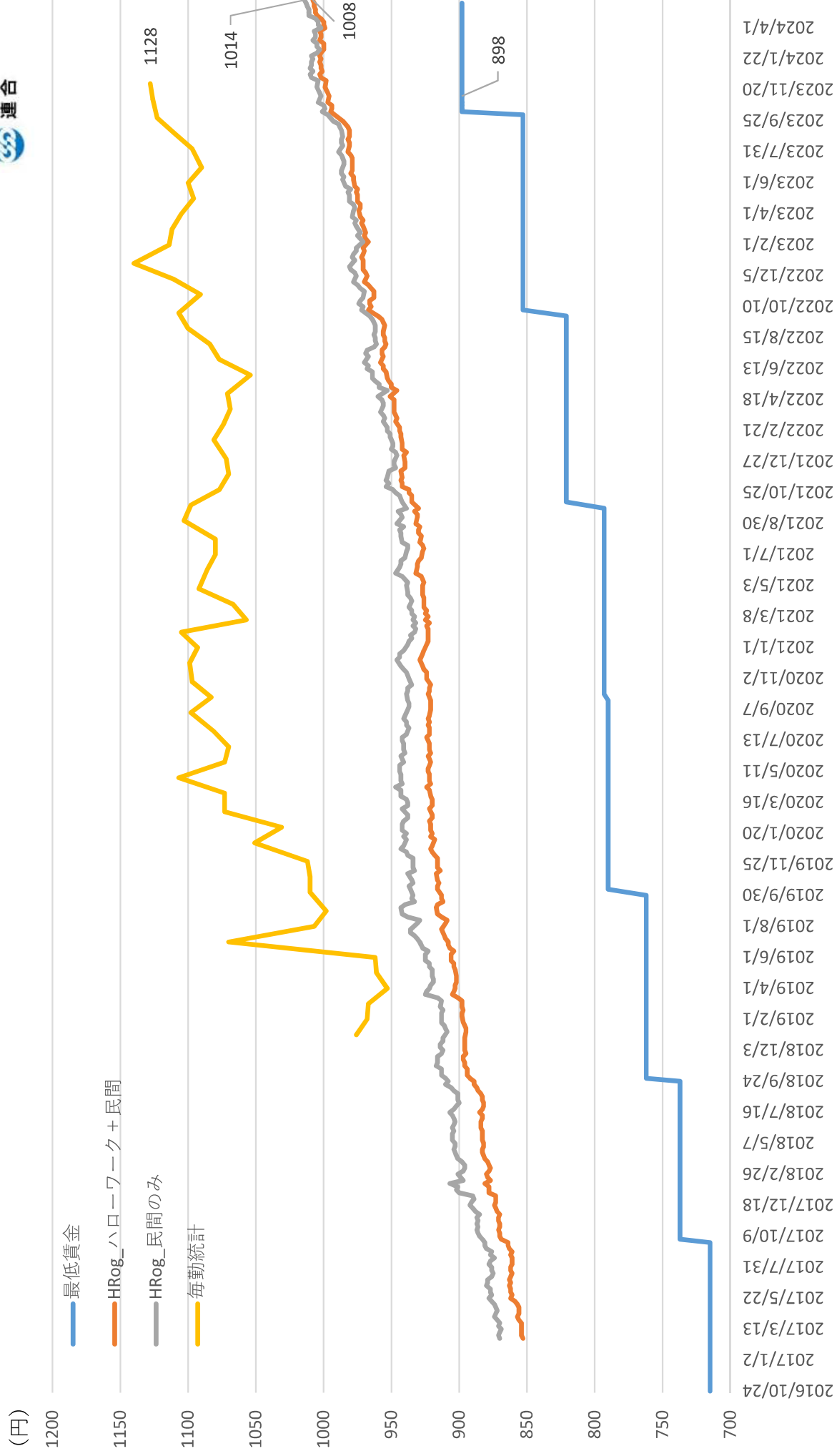


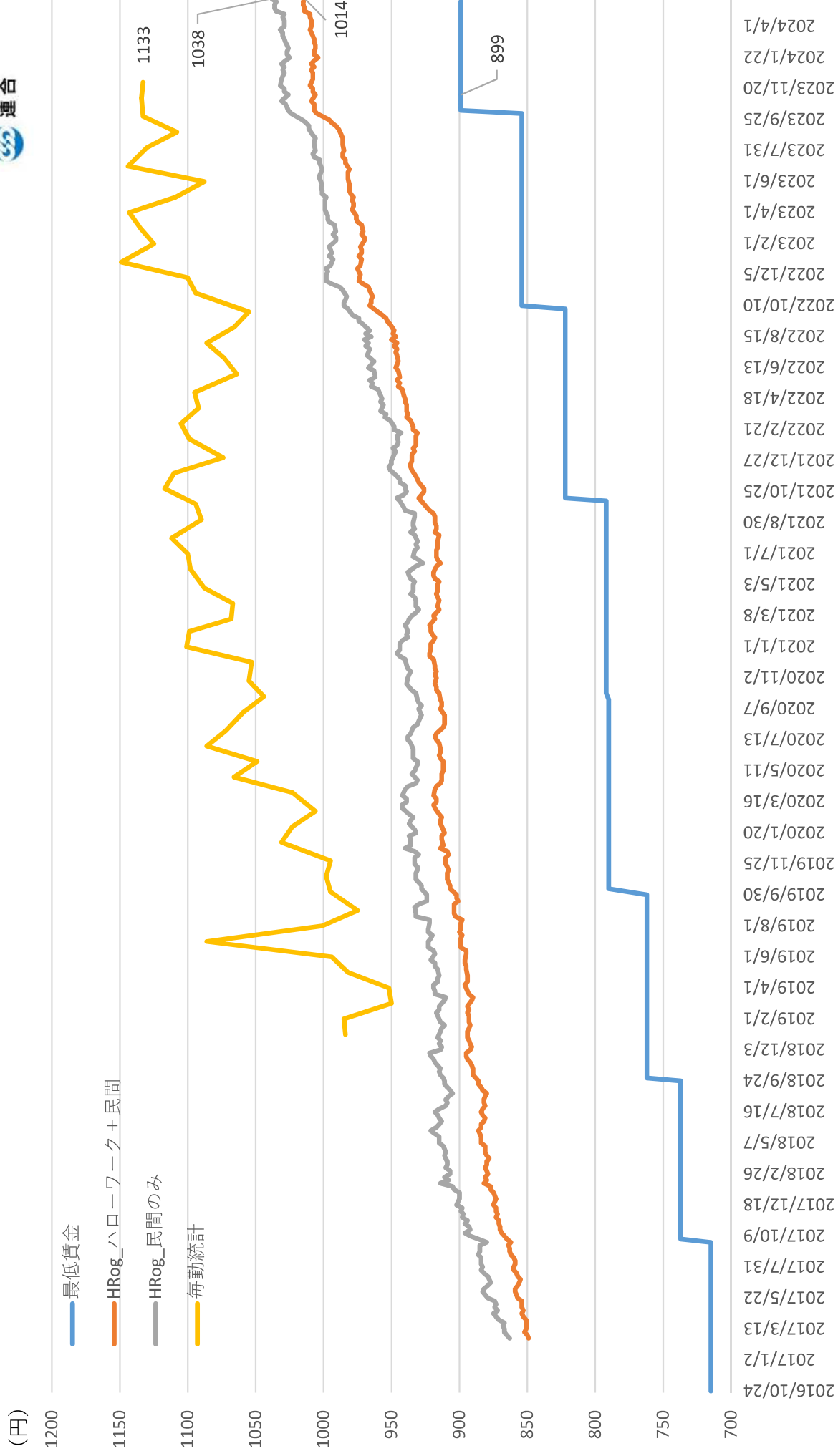
福岡

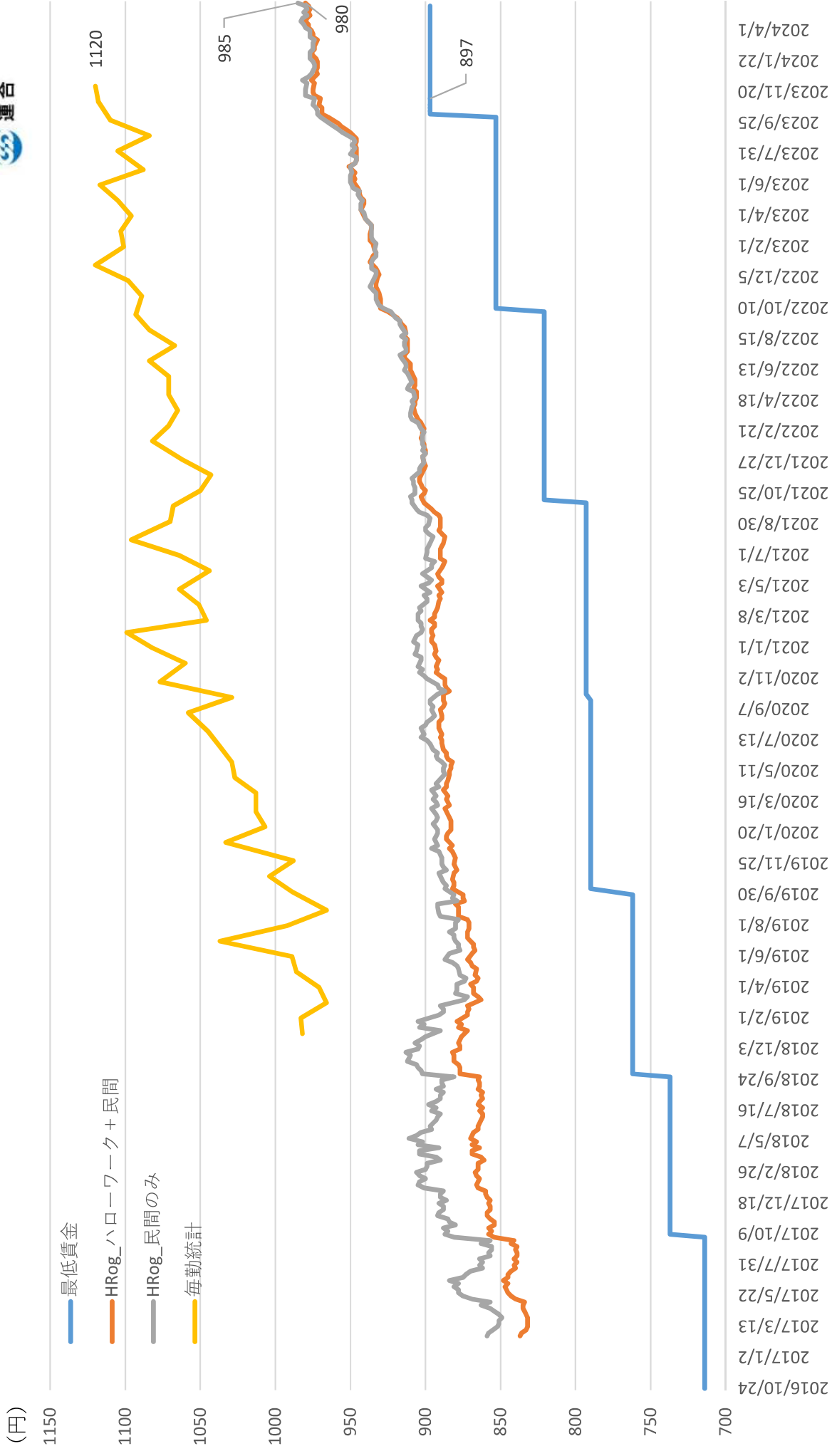


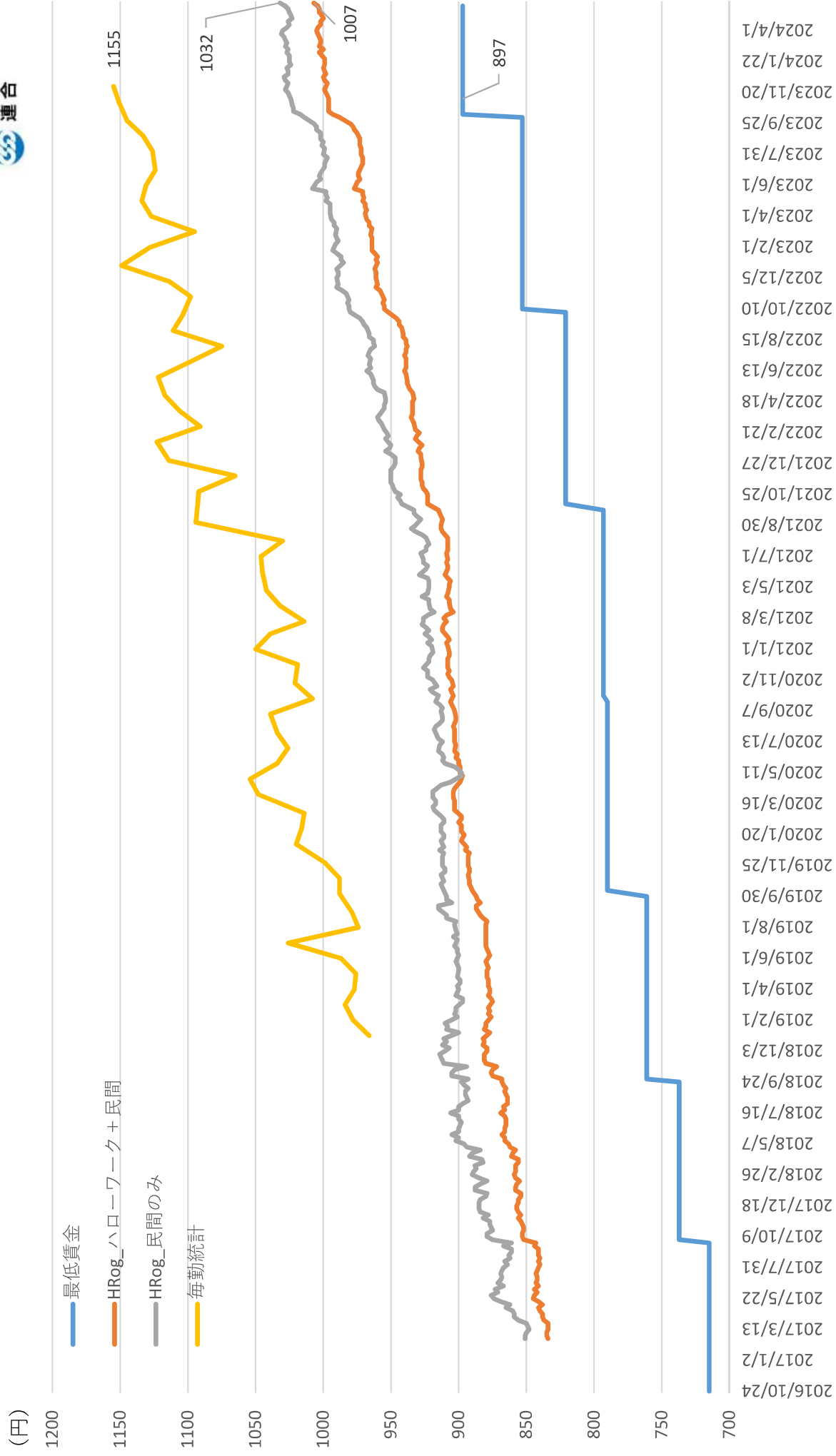




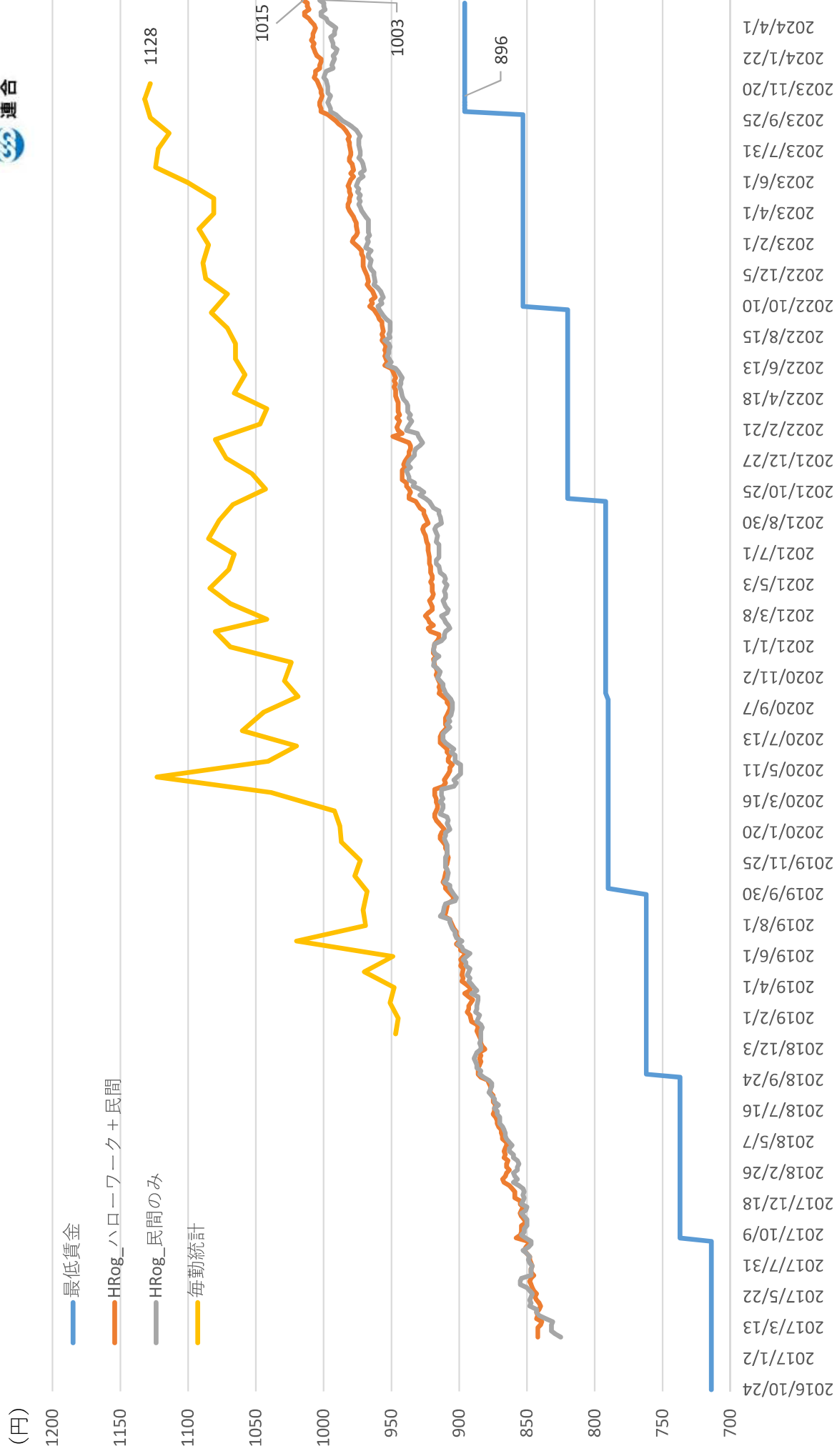








沖縄



令和6年7月18日（木）15:00～
於 東京国際フォーラム G610号室（6階）

第3回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年6月は9.5%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2024年6月速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	302	△ 32	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	2.7
7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	2.6
10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	2.4
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月										2,612	25.2			
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	2.4
2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	2.6
3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	2.6
4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	2.6
5月	-	-	-	-	-	104.4	3.6	103.8	4.1	1,009	42.9	182	△ 1	2.6
6月	-	-	-	-	-					820	6.5			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
4～6月					122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
6月					122.7	0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和6年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

一時金		2024年回答			2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.52ヶ月		0.18ヶ月	2.34ヶ月	
		2,485組合	1,723,125人		2,675組合	1,777,471人
	回答額	742,745円		25,324円	717,421円	
		1,598組合	819,811人		2,009組合	1,175,981人
年 間	回答月数	5.09ヶ月		0.22ヶ月	4.87ヶ月	
		2,349組合	1,964,110人		2,213組合	1,960,479人
	回答額	1,638,723円		50,327円	1,588,396円	
		1,252組合	945,007人		1,344組合	1,127,836人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連第1回集計 (令和6年7月12日)

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	97社	983,112円	4.31%	121社	956,027円	3.91%
製造業平均	84社	1,001,780円	3.52%	110社	949,186円	3.07%
非製造業平均	13社	925,249円	6.79%	11社	1,001,251円	9.48%

- (注) 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
 2 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明などのため集計より除外。
 3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。
 5 2023年の数値は2023年6月29日付 第1回集計結果。

令和6年7月23日（火）14:00～
於 厚生労働省共用第8会議室（19階）

第4回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 委員からの追加要望資料

参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

委員からの追加要望資料

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1m³当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1m³当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1m³当たり7.5円

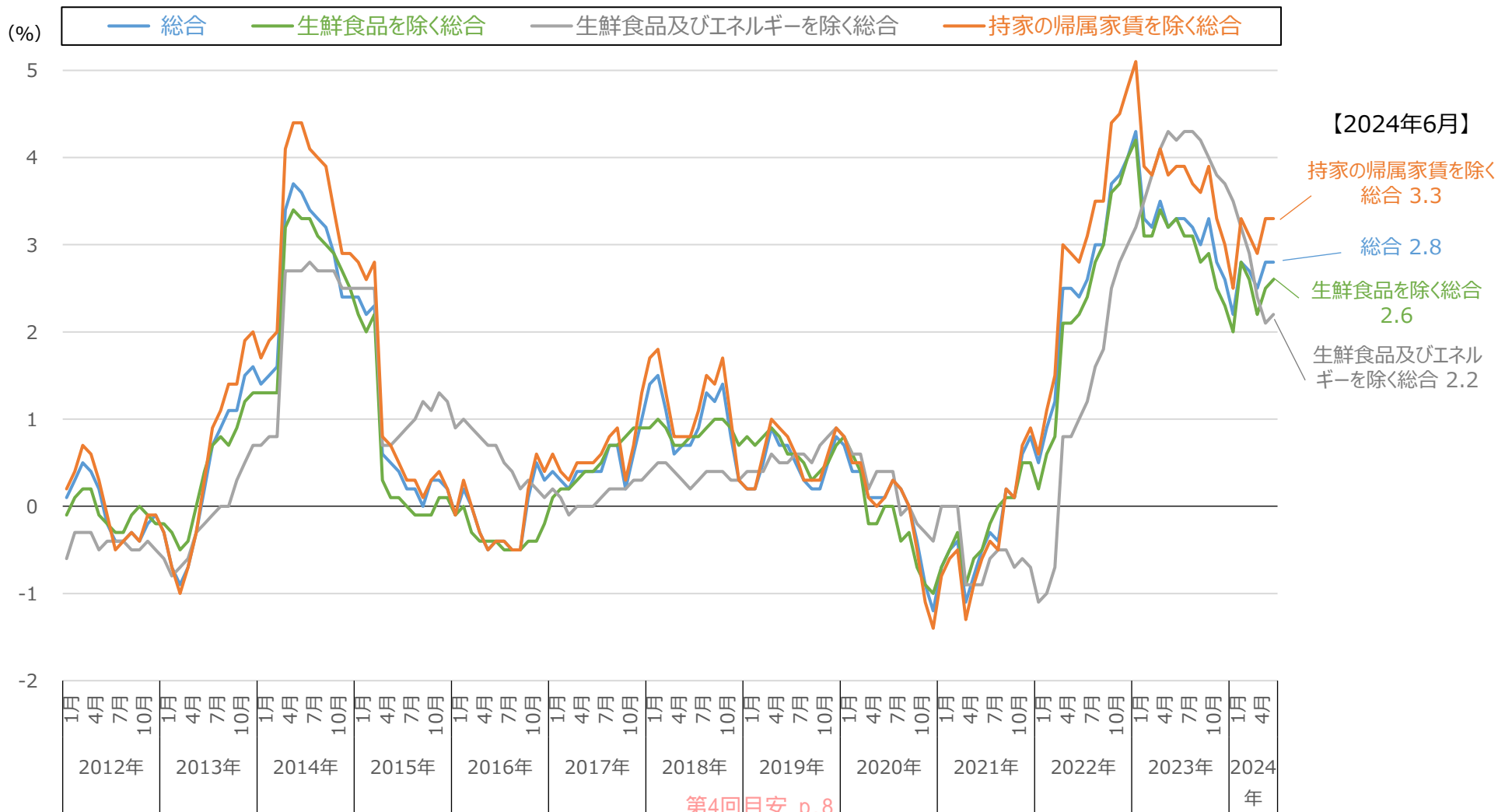
※都市ガスは年間契約量が1,000万m³未満の家庭や企業等が対象

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

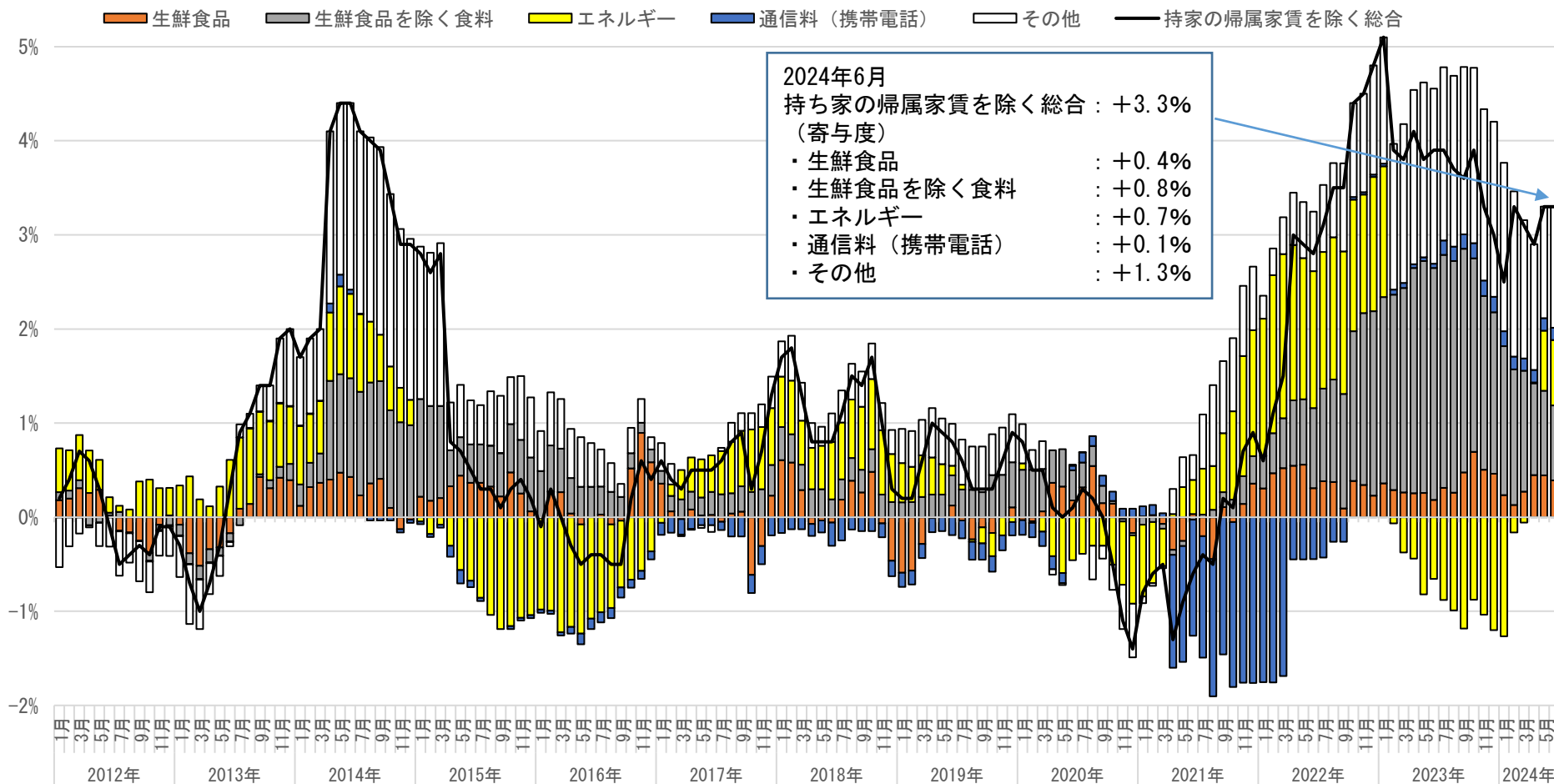


第4回目安 p.8

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

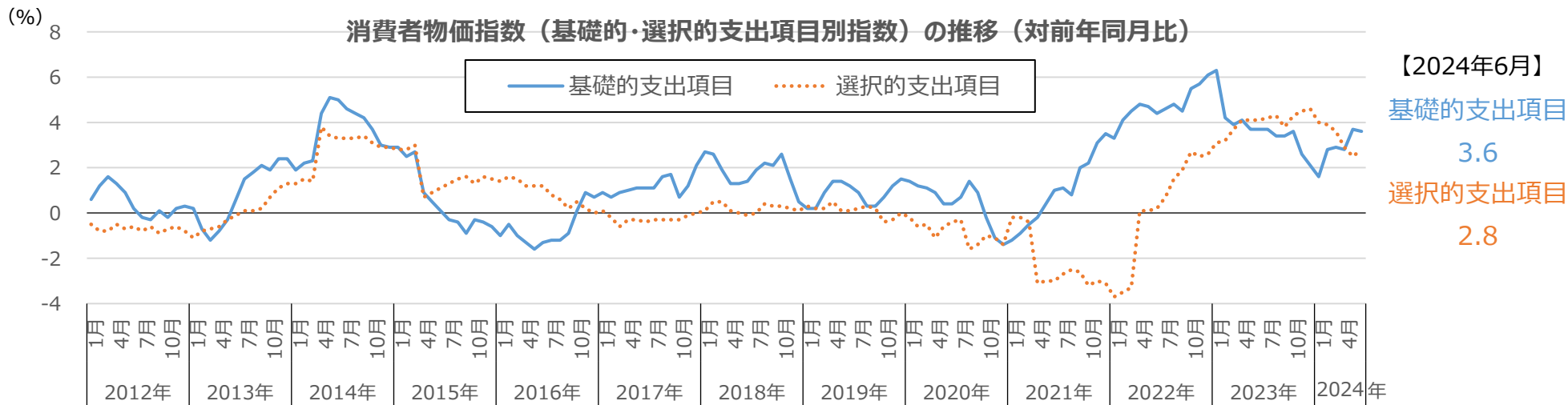
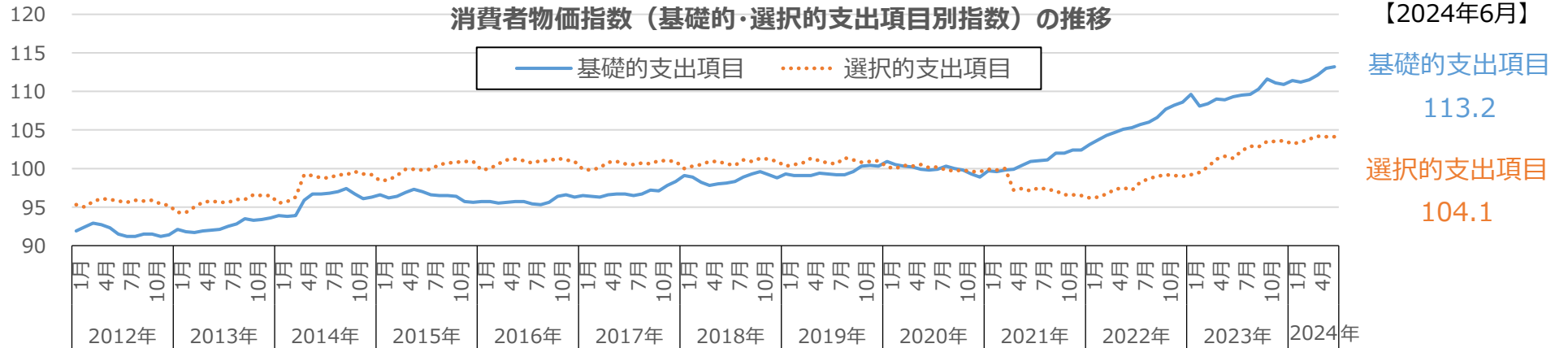
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。

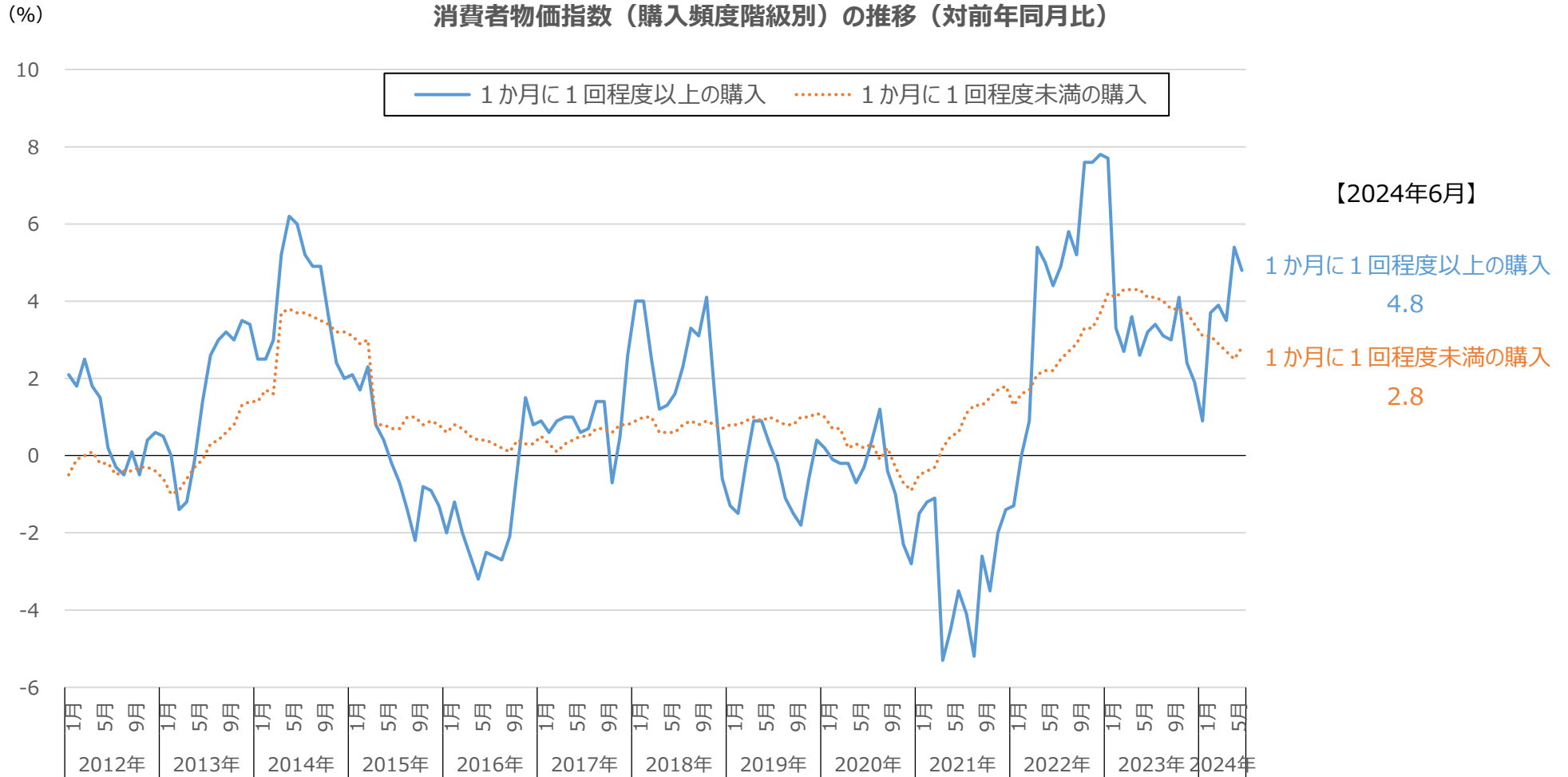


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.8%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.8%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。第4回目安 p.11

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

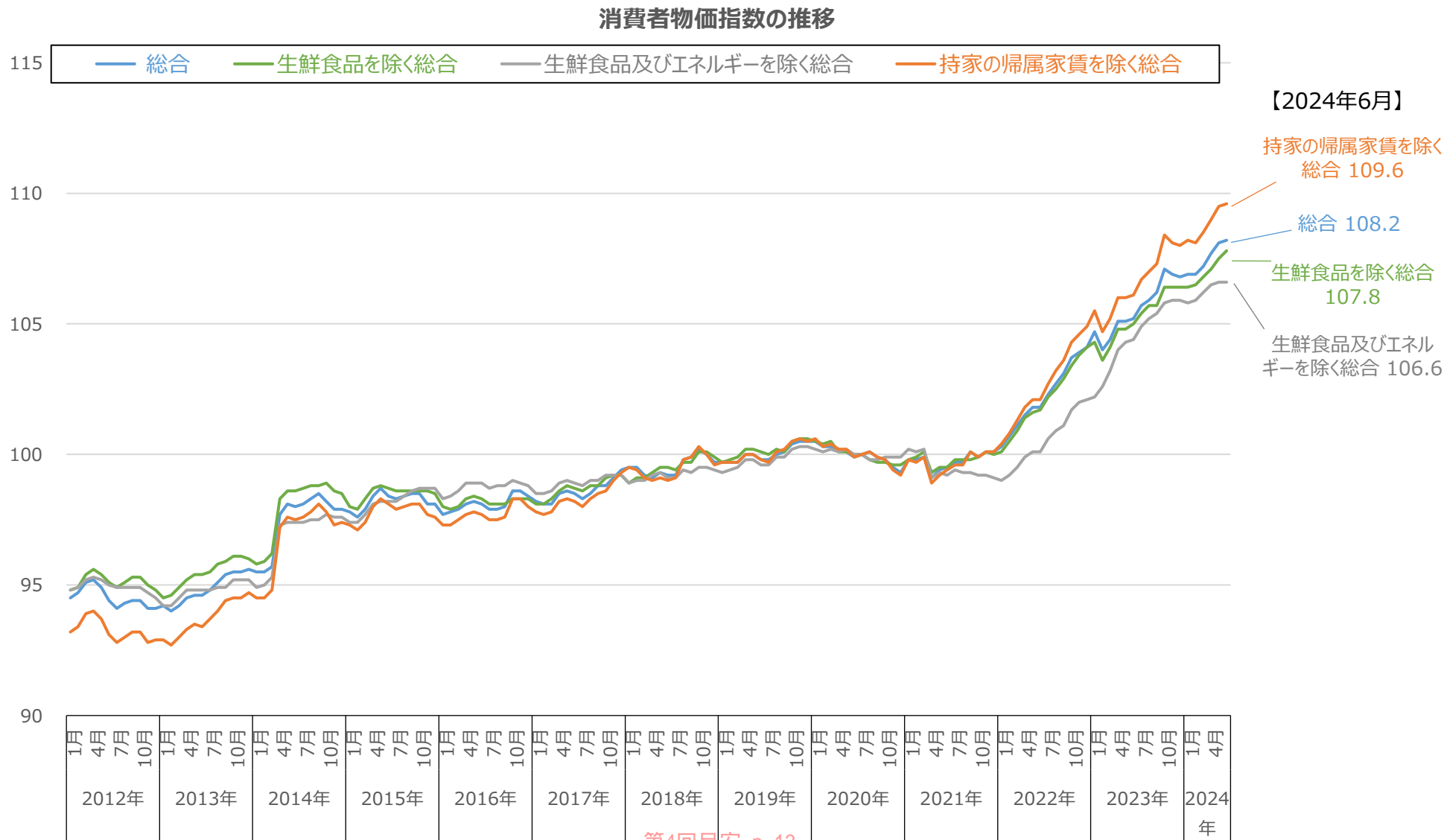
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は108.2、「生鮮食品を除く総合」は107.8、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.6となっている。



第4回目安 p.13

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
4～6月			109.4	1.0	122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
6月			109.6	0.1	122.7	0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和6年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ランク	東 京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.2	3.1	3.1	2.2	2.6	2.8
	神 奈 川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	2.6	3.3	3.4	3.3	3.5	3.6
	大 阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.0	2.9	2.7	2.5	3.1	3.4
	愛 知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0	3.4
	埼 玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	2.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.1
	千 葉	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	1.9	2.5	2.7	2.7	2.8	3.0
B ランク	兵 庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	2.5	3.3	3.4	3.0	3.0	3.5
	京 都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.0	3.4	3.5
	茨 城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7	2.5
	静 岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4	3.5
	富 山	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.7	3.2
	広 島	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.7	2.5	3.2	3.2
	滋 賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4	3.8
	栃 木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	3.4	2.6	3.6	3.8
	群 馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.8	3.1	3.2	3.0	3.5	3.2
	宮 城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3	3.7
	山 梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0	3.5
	三 重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2	3.3
	石 川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1	3.6
	福 岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2	3.6
	香 川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0	3.5
	岡 山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.4	2.0	2.0	2.4	2.6
	福 井	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5	2.7
	奈 良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2	4.5
	山 口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4	3.4
	長 野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8	4.0
	北 海 道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4	3.3
	岐 阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.8
	徳 島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7	3.3
	福 島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8	3.3
新 潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6	3.1	
和 歌 山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9	3.3	
愛 媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7	3.4	
島 根	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9	2.7	
C ランク	大 分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8	3.5
	熊 本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4	3.2
	山 形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4	3.9
	佐 賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3	4.0
	長 崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3	3.8
	岩 手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1	3.6
	高 知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	4.0	4.0	3.9	3.5	3.6	3.0
	鳥 取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2	3.0
	秋 田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0	3.4
	鹿 児 島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3	3.3
	宮 崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.6	3.1	3.8	3.9
	青 森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3	3.5
沖 縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8	2.3	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在地都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。